

平成26年6月6日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

1 番	伊 藤 勝 巳	2 番	川 瀬 知 之
3 番	鈴 木 みどり	4 番	那 須 英 二
5 番	三 宮 十五郎	6 番	早 川 公 二
7 番	平 野 広 行	8 番	三 浦 義 光
9 番	横 井 昌 明	10番	堀 岡 敏 喜
11番	炭 竈 ふく代	12番	山 口 敏 子
13番	小坂井 実	14番	佐 藤 高 清
15番	佐 藤 博	16番	武 田 正 樹
17番	伊 藤 正 信	18番	大 原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

2 番	川 瀬 知 之	3 番	鈴 木 みどり
-----	---------	-----	---------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	下 里 博 昭	総 務 部 長	佐 藤 勝 義
民生部長兼 福祉事務所長	伊 藤 久 幸	開 発 部 長	石 川 敏 彦
教 育 部 長	服 部 忠 昭	総務部次長兼 税 務 課 長	伊 藤 好 彦
総務部次長兼 総 務 課 長	村 瀬 美 樹	民生部次長兼 十四山支所長	佐 野 隆
民生部次長兼 介護高齢課長	八 木 春 美	民生部次長兼 児 童 課 長	渡 辺 秀 樹
開発部次長兼 土 木 課 長	竹 川 彰	開発部次長兼 下 水 道 課 長	三 輪 眞 士
会計管理者兼 会 計 課 長	服 部 誠	監 査 委 員 事 務 局 長	松 川 保 博
財 政 課 長	石 田 裕 幸	秘書企画課長	山 口 精 宏
防災安全課長	橋 村 正 則	収 納 課 長	山 守 修
市民課長兼 鍋 田 支 所 長	平 野 進	保険年金課長	平 野 宗 治
環 境 課 長	鈴 木 浩 二	健康推進課長	花 井 明 弘

福 祉 課 長	宇佐美 悟	総合福祉センター 所 長	佐 野 隆
農 政 課 長	安 井 耕 史	商工観光課長	羽 飼 和 彦
都市計画課長	大 野 勝 貴	学校教育課長	立 松 則 明
生涯学習課長	半 田 安 利	図 書 館 長	奥 田 和 彦

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	伊 藤 邦 夫	書 記	浅 野 克 教
書 記	伊 藤 国 幸		

6. 議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4 同意第 2 号	公平委員会委員の選任について
日程第 5 諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 6 議案第26号	海部津島土地開発公社の解散について
日程第 7 議案第27号	弥富市税条例等の一部改正について
日程第 8 議案第28号	弥富市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部 改正について
日程第 9 議案第29号	弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第10 議案第30号	平成26年度弥富市一般会計補正予算（第 1 号）

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午前10時00分 開会

○議長（佐藤高清君） ただいまより平成26年第2回弥富市議会定例会を開会いたします。
これより会議に入ります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。
会議規則第88条の規定により、川瀬知之議員と鈴木みどり議員を指名します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第2 会期の決定

○議長（佐藤高清君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。
第2回弥富市議会定例会の会期を本日から26日までの21日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から26日までの21日間と決定しました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第3 諸般の報告

○議長（佐藤高清君） 日程第3、諸般の報告をします。
地方自治法の規定により、監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果報告書が、弥富市長から平成25年度一般会計及び公共下水道事業特別会計予算の繰り越しに関する書類が、海部津島土地開発公社から平成25年度事業決算に関する書類がそれぞれ提出され、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしく願いいたします。
以上で、諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第4 同意第2号 公平委員会委員の選任について

日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（佐藤高清君） この際、日程第4、同意第2号から日程第5、諮問第1号まで、以上2件を一括議題とします。
服部市長に、提案理由及び推薦理由の説明を求めます。
服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

平成26年第2回弥富市議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私とも極めて御多忙の中を御出席賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

本定例会におきまして、まず初めに提案し、御審議いただきます議案は、同意1件、諮問1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

同意第2号公平委員会委員の選任につきましては、横井清文氏が平成26年6月30日任期満了のため、その後任者として、弥富市前ケ平二丁目2052番地28、百合草信夫氏を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、加藤靖男氏が平成26年9月30日任期満了のため、その後任の候補者として、弥富市西中地町五右277番地4、加藤靖男氏を引き続き推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） これより同意第2号の質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、これより討論に入ります。

討論の方はありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意されました。

次に、諮問第1号をお諮りします。

諮問第1号は、市長の推薦のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は市長の推薦のとおり決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第26号 海部津島土地開発公社の解散について

○議長（佐藤高清君） 次に、日程第6、議案第26号を議題とします。

ただいま議題となっております海部津島土地開発公社の解散につきましては、地方自治法

第117条の規定により、土地開発公社の理事の職にある私は除斥となります。

よって、私は退場しますので、議案第26号の議事進行は小坂井副議長にお願いをいたします。

〔議長 佐藤高清君 退場〕

○副議長（小坂井 実君） 日程第6、議案第26号についてのみですが、議長にかわり議事進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、日程第6、議案第26号海部津島土地開発公社の解散についてを議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 次に提案し、御審議いただきます議案は、法定議決議案1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第26号海部津島土地開発公社の解散につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定により、海部津島土地開発公社の解散について、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては総務部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○副議長（小坂井 実君） 総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 議案第26号海部津島土地開発公社の解散について、説明を申し上げます。

この議案は、土地開発公社による公共用地の先行取得の役割が薄れ、公社設立の所期の目的、使命を終えましたので、議会の議決を経て、知事の認可を受け、解散するものでございます。以上でございます。

○副議長（小坂井 実君） お諮りします。

本案は継続議会で審議したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（小坂井 実君） 異議なしと認めます。

よって、本案は継続議会で審議することといたします。

以上で私の職務を終了いたしました。

ここで議長の入場を求めます。

〔議長 佐藤高清君 入場〕

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第27号 弥富市税条例等の一部改正について

日程第8 議案第28号 弥富市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一

部改正について

日程第9 議案第29号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第10 議案第30号 平成26年度弥富市一般会計補正予算（第1号）

○議長（佐藤高清君） この際、日程第7、議案第27号から日程第10、議案第30号まで、以上4件を一括議題とします。

服部市長に、提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 次に提案し、御審議いただきます議案は、条例関係議案3件、予算関係議案1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第27号弥富市税条例等の一部改正につきましては、地方税法等の一部改正により、主に法人市民税法人税割の税率の改正、軽自動車税の税率の改正及び固定資産税の課税標準の特例措置の割合を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第28号弥富市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正により、消防団員の退職報償金の額を引き上げるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第29号弥富市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法施行令等の一部改正により、課税限度額の見直し及び低所得者に対する保険税軽減の拡充を図るため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第30号平成26年度弥富市一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ6,231万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を145億8,231万8,000円とするものであります。

歳出の主な内容といたしましては、総務費におきまして番号制度導入に係る支援業務委託料300万円、住民基本台帳システムに係る番号制度システム導入委託料615万6,000円、民生費におきましては就労自立給付金140万円、農林水産費におきましては愛知県農地水多面的機能推進協議会負担金700万円、土木費におきましては道路区画線設置工事請負費1,000万円、教育費におきましては弥富北中学校の運動場整備工事請負費2,140万円、「おみよし松」の補強整備工事請負費800万円であります。

これらに対し、まず主な歳入といたしましては、市税の国有資産等所在市町村交付金1,369万8,000円、国からの生活保護費負担金105万円、住民基本台帳システムに係る番号制度整備費補助金560万円、県からの緊急雇用創出事業基金事業費補助金43万2,000円、財政調整基金繰入金4,153万8,000円を増額計上するものであります。

以上、提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 議案は担当部長に説明させ、補正予算は説明を省略させます。

まず、佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 議案第27号弥富市税条例等の一部改正についてでございますが、19枚はねていただきまして、条例のあらましをごらんください。これに基づき、説明申し上げます。

1. 法人市民税法人税割につきましては、消費税率8%段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、税率を2.6%引き下げ9.7%とし、その税率引き下げ分相当を地方法人税として国税化し、その税込全額を地方交付税原資とするものでございます。

2. 軽自動車税につきましては、平成27年度以降に新規取得される4輪車等の新車の税率を自家用乗用車にあつては1.5倍に、その他の区分の車両にあつては約1.25倍にそれぞれ引き上げ、2輪車等にあつては、平成27年度分から税率を約1.5倍に引き上げた上で、2,000円未満の税率を2,000円に引き上げるものでございます。

また、グリーン化を進める観点から、最初の新規検査から14年を経過した4輪車等につきまして、平成28年度分から標準税率のおおむね20%の重課を行うものでございます。

次の固定資産税、償却資産でございますが、について、わがまち特例方式を導入した上で、課税標準の特例措置を講じるものでございます。

ア、公害防止施設・設備のうち汚水または廃液処理施設、これは3分の1。

イとして、公害防止施設・設備のうち大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設、これは2分の1。

ウとして、公害防止施設・設備のうち、土壤汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設、2分の1。

エとして、浸水防止用設備、3分の2。

オとして、ノンフロン製品、自然冷媒を利用した一定の冷凍・冷蔵機器でございますが、4分の3。

4、これは附則でございますが、この条例は公布の日から施行する。ただし、1については平成26年10月1日から、2については27年4月1日から施行するものでございます。

議案第28号弥富市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてでございますが、次のページの条例と、その次のページの新旧対照のほうに基づいて説明申し上げます。

第1に、非常勤消防団員の処遇の改善を図るため、退職報償金の支給額を一律5万円、最低支給額は20万円でございますが、一律5万円増額するものでございます。

第2に、附則でございますが、この条例は公布の日から施行し、改正後の規定は平成26年

4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例によるものでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 次に、伊藤民生部長。

民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 続きまして、議案第29号弥富市国民健康保険税条例の一部改正についての御説明をさせていただきます。

4枚はねていただきたいと思います。改正する条例のあらましをごらんいただきたいと思います。

弥富市国民健康保険税条例の一部を改正する条例のあらまし。

1といたしまして、保険基盤安定制度の拡充。国保税の軽減は、所得に応じて応益分——これは均等割と平等割でございます——を7割・5割・2割軽減する仕組みでございます。今回の保険税軽減拡大は、まず2割軽減では現行の33万円プラス35万円掛ける被保険者数、給与収入で3人世帯の場合ですと、収入として約223万円から33万円プラス45万円掛ける被保険者数、同じく収入額といたしまして約266万円に引き上げることとし、5割軽減の場合ですと33万円プラス24万5,000円掛ける被保険者から世帯主を引いたもの、同じく約147万円という基準から、単身世帯も対象といたしますので、33万円プラス24万5,000円掛ける被保険者数、同178万円という基準に見直すものでございます。

続きまして、課税限度額の変更でございます。国保税の賦課限度額は、平成25年には、基礎課税分の51万円、後期高齢者支援金等分14万円、介護納付金分12万円の合計77万円——これは40歳から64歳の方を含む世帯でございますけど——に設定しておりますが、平成26年には、後期高齢者支援金等分を2万円引き上げて16万円、介護納付金分を2万円引き上げて14万円とし、合計4万円引き上げるものでございます。51万に据え置く基礎課税分と合わせまして81万円とするものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。

この条例による改正後の弥富市国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（佐藤高清君） お諮りします。

本案4件は継続議会で審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案4件は継続議会で審議することに決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会
といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時20分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐 藤 高 清

同 副議長 小坂井 実

同 議員 川 瀬 知 之

同 議員 鈴 木 みどり



平成26年 6 月16日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 伊 藤 勝 巳 | 2 番 | 川 瀬 知 之 |
| 3 番 | 鈴 木 みどり | 4 番 | 那 須 英 二 |
| 5 番 | 三 宮 十五郎 | 6 番 | 早 川 公 二 |
| 7 番 | 平 野 広 行 | 8 番 | 三 浦 義 光 |
| 9 番 | 横 井 昌 明 | 10番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 11番 | 炭 竈 ふく代 | 12番 | 山 口 敏 子 |
| 13番 | 小坂井 実   | 14番 | 佐 藤 高 清 |
| 15番 | 佐 藤 博   | 16番 | 武 田 正 樹 |
| 17番 | 伊 藤 正 信 | 18番 | 大 原 功   |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 4 番 | 那 須 英 二 | 5 番 | 三 宮 十五郎 |
|-----|---------|-----|---------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

|                    |         |                     |         |
|--------------------|---------|---------------------|---------|
| 市 長                | 服 部 彰 文 | 副 市 長               | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長              | 下 里 博 昭 | 総 務 部 長             | 佐 藤 勝 義 |
| 民生部長兼<br>福祉事務所長    | 伊 藤 久 幸 | 開 発 部 長             | 石 川 敏 彦 |
| 教 育 部 長            | 服 部 忠 昭 | 総務部次長兼<br>税 務 課 長   | 伊 藤 好 彦 |
| 総務部次長兼<br>総 務 課 長  | 村 瀬 美 樹 | 民生部次長兼<br>十四山支所長    | 佐 野 隆   |
| 民生部次長兼<br>介護高齢課長   | 八 木 春 美 | 民生部次長兼<br>児 童 課 長   | 渡 辺 秀 樹 |
| 開発部次長兼<br>土 木 課 長  | 竹 川 彰   | 開発部次長兼<br>下 水 道 課 長 | 三 輪 眞 士 |
| 会計管理者兼<br>会 計 課 長  | 服 部 誠   | 監 査 委 員<br>事 務 局 長  | 松 川 保 博 |
| 財 政 課 長            | 石 田 裕 幸 | 秘書企画課長              | 山 口 精 宏 |
| 防災安全課長             | 橋 村 正 則 | 収 納 課 長             | 山 守 修   |
| 市民課長兼<br>鍋 田 支 所 長 | 平 野 進   | 保険年金課長              | 平 野 宗 治 |
| 環 境 課 長            | 鈴 木 浩 二 | 健康推進課長              | 花 井 明 弘 |

|         |         |                 |         |
|---------|---------|-----------------|---------|
| 福 祉 課 長 | 宇佐美 悟   | 総合福祉センター<br>所 長 | 佐 野 隆   |
| 農 政 課 長 | 安 井 耕 史 | 商工観光課長          | 羽 飼 和 彦 |
| 都市計画課長  | 大 野 勝 貴 | 学校教育課長          | 立 松 則 明 |
| 生涯学習課長  | 半 田 安 利 | 図 書 館 長         | 奥 田 和 彦 |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |         |     |         |
|--------|---------|-----|---------|
| 議会事務局長 | 伊 藤 邦 夫 | 書 記 | 浅 野 克 教 |
| 書 記    | 伊 藤 国 幸 |     |         |

6. 議事日程

|       |            |
|-------|------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 一般質問       |

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（佐藤高清君） おはようございます。

会議に先立ちまして、報告いたします。

西尾張CATVより、本日及び明日の撮影と放映を許可されたい旨の申し出がありました。よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

質問、答弁される皆さんは努めて簡潔・明瞭にされるようお願いをいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、那須英二議員と三宮十五郎議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 一般質問

○議長（佐藤高清君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

なお、本日の質問の予定があります平野広行議員から配付資料の依頼があり、これを認め、各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願いをいたします。

まず炭竈ふく代議員、お願いいたします。

○11番（炭竈ふく代君） おはようございます。11番 炭竈ふく代でございます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

1点目に、介護保険制度の改正とその方向性について質問をいたします。

5月14日、衆議院厚生労働委員会において、地域における医療・介護の総合的な確保を図るための関係法律の整備等に関する法律案が可決をされました。

この法案のポイントは、効率的、かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療法、介護保険法などの関係法律について所要の整備を行うものです。

今回の私の質問は、平成27年度からの介護保険事業計画に盛り込まれる制度改正案について、基本的な市の方向性についてお尋ねをいたします。

この法案の介護保険に関する主なものとして、1つ目に、要介護度が比較的軽い人が利用する訪問、また通所介護をサービス内容や料金が全国一律の介護保険から移し、市町村の裁量を広げることとし、2つ目に、特別養護老人ホームの新規入所は原則要介護3以上に限定

し、要件を厳格化すること。3つ目に、一定の所得がある利用者の自己負担を1割から2割に引き上げること。そして4つ目に、低所得の施設入所者向けの食料費、また部屋代補助の対象を縮小するなど、今後の高齢社会を見据えての見直しとなっています。

そこで、伺いをいたします。

初めに、介護保険制度の弥富市の現状についてお尋ねをいたします。

平成24年度と25年度末における現在の高齢化率は何%であり、あわせて、要支援、要介護認定者数は何人でしょうか。また、そのうち要支援認定者数は何人でしょうか、伺いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 八木介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（八木春美君） おはようございます。

それでは、まず最初の質問であります介護保険制度の改正とその方向性についてということでお答えいたします。

市の高齢化率と要介護認定者数でございますが、平成24年度末においては、市の総人口4万4,533人で、65歳以上の方は9,880人でしたので、高齢化率は22.2%です。

要支援・要介護認定を受けてみえる方は1,544人で、そのうち要支援1・2の方は443人です。

次に、平成25年度末でございますが、総人口4万4,498人で、65歳以上の方は1万279人、高齢化率23.1%となり、約1%の増加となりました。

また、要支援・要介護認定者数は1,596人お見えになり、そのうち要支援1・2の方は486人です。要支援認定者数の合計としましては約3.4%の増加となっております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） お答えをいただきました要支援認定者のうち、訪問介護利用者と通所介護利用者はそれぞれ何名でしょうか。また、訪問介護、通所介護を両方利用されている人は何名いらっしゃいますか、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤高清君） 八木介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（八木春美君） 要支援認定者の方で、ホームヘルパーによる身体介護や生活援助を受ける介護予防訪問介護サービスを利用してみえる方は50名、デイサービスセンターなどで機能訓練や入浴や食事の介助などを受ける介護予防通所介護サービスの利用者は126名です。また、その両方を利用してみえる方は14名となっております。以上です。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 新制度案では、要支援1・2と認定された方々は、全国一律の介

護保険制度で受けられていた訪問介護、通所介護が市の裁量で利用となりますが、比較的軽度の要介護認定の方が訪問介護や通所介護サービスを今までの利用回数と同じように利用できなくなるということのないように、市として対策を考えていただきたいと思います。これからの方向性について市長にお尋ねしたいと思います。市長はどうお考えになりますでしょうか。お願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

炭竈議員に御答弁申し上げます。

人口全体で65歳以上の占める割合、いわゆる高齢化比率と言いますけれども、国のほうといたしましては、2025年度、11年後になるわけですが、30%を突破するという形で推定をされております。本市においても同様な数値でございます。

その2025年度に向けて、医療・介護のさまざまな生活支援をどうしていくんだという中で、新たな医療・介護の改革法案が、先ほど議員がお話しされましたように衆議院の厚生労働委員会で審議され、いわば強行採決に近い状態で可決をされたというような状況でございます。今国会で成立の見通しでございます。

改革のポイントは今議員が申されたとおりでございますが、法案の内容と審議で出た懸念、あるいは批判ということについては大変大事なことでございますので、少しお話をさせていただきたいと思っております。

法案の内容の主な項目につきましては、今議員のほうから申されたとおりでございますけれども、一つは、要支援向けサービスを市町村事業に移管していくということでございます。

そして、懸念された文言といたしましては、いわゆるボランティアとか民生委員の方、そういう形の中で、地域包括的に支援をしていくという制度に変えていくんだというような内容が一つでございます。

そしてまた、特別養護老人ホームにおける入所要件を厳格化したことでございます。先ほども議員がおっしゃったように、新規の入所は原則として要介護3以上という形で定められていくということでございます。しかし、それよりも軽度で認知症である方についてもあるわけですが、それは特例として認めていこうという要綱もついておるわけでございます。

その中におきまして、要支援、要介護1・2という段階の認知症の方々等においては、いわゆる特例で介護施設へ入れていただきたいというようなことがあるわけですが、その基準はまだまだ定かではないというような形でございます。

また、もう一つの法案の内容といたしましては、一定の所得がある利用者の自己負担割合を1割から2割に引き上げていくというような状況でございます。その対象は、年金収入を

含めまして年280万円以上というような状況で考えられておるところでございます。

そういった形の中で、対象になる収入基準が低く、負担増となる人が非常に多くなるのではないかという懸念がされておるところでございます。

また、最後には、いわゆる低所得者の施設入所向けの食費、あるいは部屋代の補助ということに対しても減額をしていこうということが言われておるわけでございます。こういったことの中において、さまざまな批判、あるいは懸念ということがあるわけでございます。

しかしながら、このような状況の中においては、サービスの削減であるとか、利用者の負担増ということが並ぶ介護保険の改革案でございますけれども、まさに要支援ということに対しては介護から切り離していくんだというようなことになりかねない大変厳しい状況であろうというふうに思っております。

当市においても、平成26年度、皆様方にも予算案としてお示しをさせていただいておりますけれども、介護保険サービスの事業費というのは、平成26年度は25億円の予算を計上させていただいております。そのうちの12.5%が市の負担になりますので、その総額は約3億円強というような状況になって、まさに介護の支援に対するさまざまな費用というのは右肩上がりになっているという状況でございます。

今回、御質問の議員の改革案といたしましては、いわゆる要支援向けサービスを市町村事業に移管していくということの内容でございますので、御答弁申し上げます。

今現在は訪問介護、あるいは通所介護という形の中で要支援の状況の人においても、先ほど数字を御説明させていただいたようにたくさんの方が利用されているわけでございます。こういったようなサービスの内容、あるいは料金を全国一律の介護保険から切り離し、市町村の裁量で今後は広げていくということでございます。そして、市町村の裁量を広げるということは、一つには、ボランティアさんにも協力していただく、あるいは民生委員さんにも協力をしていただくという形で、地域全体で介護を見ていこうという制度に進めていこうということでございます。ボランティアさん、あるいは民生委員さんの協力は大変結構なことではございますが、やはり訪問介護でのヘルパーさんのケアの状態ということについては、プロでありますので、なかなかその域にまでは達しないだろうというふうに心配をするところではございます。

また、通所介護においては、介護施設の利用ということが大変喜ばれておるわけでございます。そういうデイサービスに対して、やはり通われる方も非常に多いということでございます。そういう状況の中においては、私は、介護の振興を防いでいくものであるということ強く思うわけでございます。

今後の改革案につきましては、自治体間競争というような状況も生まれてくるかもしれませんが、私どもといたしましては、第6期介護事業計画、平成27年から29年に対して

策定をしていくわけでございますけれども、こういったサービスの削減、あるいは利用者の負担増ということについては十分検討をし、その事業計画の中に盛り込んでいきたいというふうに思っております。

あわせて、社会保障・税一体改革という状況の中においては、消費税の増税ということに対しては、医療・介護・福祉、あるいは子育て支援に対するさまざまな制度に対する一助となるということが織り込まれておるわけでございますので、国の財政的な支援を強くお願いするところでございます。

もう一つは、いわゆる介護予防、あるいは医療についても同じでございますけれども、介護に対して、自助の努力で予防もしていただきたいということをあえてつけ加えさせていただき、答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 市長から御答弁をいただきました。

さまざまな課題がこれから出てくると思いますけれども、どうかサービスの低下にならない取り組みをしていただきたいなということを強くお願いしたいと思います。

次に、地域支援事業の充実と地域包括支援センターの役割についてお伺いをいたします。

改正案では、サービスの充実の項目として、地域包括ケアシステムの構築に向けた市町村が取り組む地域支援事業を充実させることが明記をされています。

今、弥富市が海南病院に委託をしている地域包括センターが実施をしている地域支援事業にはどのような事業があり、またその参加者は何人お見えでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤高清君） 八木介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（八木春美君） 介護保険制度には、保険給付とは別に、地域支援事業としまして、予防事業、包括的支援事業、任意事業がございます。そのうち、地域包括支援センターの中心的な役割としましては包括的支援事業であり、その内容は、1つ、介護予防ケアマネジメント業務、2つ目として、総合相談支援業務、3つ目としまして、権利擁護業務、4つ目として、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務などです。

具体的事業としましては、1次予防施策としまして、これは1号被保険者を対象とする事業でございますが、運動機能向上を目指す元気塾を開催しております。年間119回開催で、参加者数は延べ4,844名となっております。次に、出前講座としまして、健康講座等への講師の派遣を福寿会とか自治会単位で派遣をさせていただいております。これ年間8回に及んでおります。

ほかには、88歳になる方へのお達者訪問であるとか、生活介護支援サポーター養成研修、くるま座講座といいまして、医療・介護・福祉の勉強会でございますけれども、これ年間11回開催しまして、参加者数は延べ89名となっております。ほかには、認知症サポーター養成

講座、それから2次予防事業の対象者を把握し、通所介護予防事業を市内のデイケアの事業所へ委託するということで、利用実績は4名でございます。

次に、包括的支援事業としまして、介護予防ケアマネジメント業務、これ給付管理票の作成などがございますが、延べ3,209名。総合相談支援業務としまして、年間延べ760件。権利擁護業務としまして、虐待の防止や虐待の早期発見など、年間延べ53件でございます。包括的・継続的マネジメント支援業務、これはケアマネジャーへの助言などがございますが、年間延べ50件ございます。ネットワークづくりとしましては、海部歯科医師会在宅歯科医療連携検討委員会の開催を初め、弥富・飛島地区医師・薬剤師・介護従事者での事例検討会、愛知県弁護士会事例検討会、七宝病院認知症疾患医療連携協議会、弥富市内の介護サービス事業所との連絡調整会議などであります。

最後に、任意事業としましては、家族介護支援事業でありますひとり暮らし男性の料理教室として、男結びの会を年間4回開催、参加者数は延べ29名であります。認知症介護家族交流会を年間12回、参加者数は延べ67名。その他の事業としまして、生涯元気講演会を年1回開催し、参加者数は117名となっております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） それでは、続いて、健康づくりと介護予防、また地域医療を連携するための取り組みについてはどのように考えてみえますでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 八木介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（八木春美君） 健康づくりにつきましては、介護保険制度という枠の中では、1次予防事業としまして、活動的な状態にある高齢者を対象に実施しております県の健康づくりリーダーバンク登録研修会を受講された方を講師として、地域包括支援センターと共同で、生活・運動機能の維持向上に向けた取り組みを行っております。

2次予防事業としては、要支援・要介護認定を受けてみえない65歳以上の方に対して、基本チェックリストによる生活機能評価をさせていただき、対象者を把握しまして、運動機能向上、栄養改善、口腔機能の向上などの事業に参加していただいております。

次に、地域医療連携の取り組みですが、まず地域包括支援センターを中心として、海南病院の総合相談センターには、医療福祉相談、地域医療連携センター、介護保険相談室があり、一体となって取り組んでおります。

医療分野におきましては、介護支援連携指導料といいまして、退院後に導入が望ましい介護サービスから考え、適切な医療関係職種が患者の入院前からケアマネジメントを担当していた介護支援専門員と共同して、患者に対し、患者の心身の状況等を踏まえ、導入が望ましいと考えられる介護サービスや地域において提供可能な介護サービスなどの情報を提供するか、また介護保険分野においては、入院時情報連携加算、退院・退所加算が算定される保

険医療機関等との連絡調整や適切な介護サービスの導入に係る業務などの入・退院調整を行っております。

以上のことから、介護サービス事業所とケアマネジャーと主治医の連携はできている部分もありますが、今後さらに地域包括ケアシステムを構築していく中に取り入れてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 続いて、地域包括ケアシステムの構築に向けての方向性、構築までのタイムスケジュールについてお尋ねをいたします。

改正案では、地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化が大きな柱です。地域包括ケアシステムとは、高齢者が住みなれた地域で生活を継続できるようにするために、介護、医療、生活支援、介護予防を包括的に確保される体制を位置づけています。

そこで、地域包括ケアシステムの構築に向けて、市民への周知を含めましたスケジュールについてはどのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤高清君） 八木介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（八木春美君） 地域包括ケアシステムにつきましては、医療、介護、介護予防、生活支援、住まいの5つのサービスを一体的に受けられる支援体制のことであり、これらのサービスを必要に応じて届けられる提供体制の整備と医師や介護・福祉専門職の連携であります。

本市では、介護保険制度が始まる前から、社会福祉士、保健師、障がい福祉・高齢福祉担当部署、介護職員などで構成する地域ケア会議という多職種での会議を開催して、地域の課題を解決するため情報交換や事例検討会を重ねてまいりました。

平成18年度からは地域包括支援センターを中心に、新たに要介護認定を受けられた方や、障害者手帳の交付を受けられた方、またひとり暮らしの高齢者の方などの情報を共有しまして、お一人お一人の支援の方法を検討してきております。これらをさらに発展、進化させたものが地域包括ケアシステムではないかと考えております。

あとは、在宅医療の分野において、地域の医師会、開業医さんとの連携を構築する必要があります。したがって、市民の方への周知につきましては、このあたりを今年度策定いたします第6期介護保険事業計画において明確にしていく予定でございます。

最後に、地域包括ケアシステムの構築とともに、高齢者の皆さんにはぜひかかりつけ医を持っていただくようお願いしたいと思っております。以上です。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） それでは次に、施設整備の現状についてお聞きをいたします。

現在、特別養護老人ホームの待機者数は何人ですか。また、要介護2以下の待機者の方は

お見えでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤高清君） 八木介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（八木春美君） 特別養護老人ホームの入所待機者の方でございますが、全部で210名お見えになります。そのうち要介護2以下の方は71名となっております。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） それでは、特別養護老人ホーム、老人保健施設、そして老人病院、こうした介護3施設の全入居者は何名いらっしゃるでしょうか。また、あわせまして、そのうち食料費や部屋代の補助対象者は何人お見えでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤高清君） 八木介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（八木春美君） 平成26年3月現在で施設サービスを利用していただける方の人数は、特別養護老人ホーム140名、老人保健施設98名、老人病院、介護療養型医療施設でございますが、20名で、合計258名お見えになります。そのうち、補足給付、すなわち低所得者の方に対する食費、居住費を補助する制度で、その費用負担限度額の認定証を発行させていただいている方は、特別養護老人ホームの入所者の方では129名でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

最後に、特別養護老人ホームを初めとする施設整備計画についてはどのようなになっているのか、お伺いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 八木介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（八木春美君） 市の現時点での介護保険施設の状況でございますが、介護老人福祉施設、特別養護老人ホームですけれども、2カ所。特定施設、有料老人ホームとして県の指定を受けた施設が2カ所、指定を受けてない有料老人ホームは4カ所ございます。あと、グループホームは3カ所であります。

さらに、現在整備中である医療法人服和会の介護老人保健施設であるベジーブル弥富、これはベッド数74床でございますが、1カ所。それから、今後さらに又八地区に特別養護老人ホーム、定員60人の整備計画が1カ所ございます。

以上は既存の施設であったり、第5期介護保険事業計画に位置づけられたものであります。

今年度中に策定いたします第6期介護保険事業計画においては、高齢化が進み、要介護認定者の増加が見込まれることから、特別養護老人ホームの入所待機者の解消を図ったり、認知症高齢者の方への対応としまして、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の事業量をしっかりと見込んでいきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） いよいよ超高齢社会を迎え、介護が必要な高齢者を支えるためには、医療機関や介護事業者、また行政や議会、市民の方々などがしっかりと連携をとらなければならないと考えます。行政には多くの問題が投げかけられるかと思えますけれども、将来を見据えた行政運営と高齢者対策を推進していただくことを要望いたしまして、次の質問に入らせていただきます。

2点目に、土曜日の教育活動の充実と経済弱者の学習支援について質問をいたします。

文部科学省は、昨年11月、公立小・中学校などが土曜日に授業を行いやすくするため、学校教育法施行規則を改正いたしました。これまで、土曜日に授業を実施できるのは特別な必要がある場合に限られていましたが、教育委員会が必要と認めた場合は実施できるようになりました。

公立学校での毎週土曜日を休みとする学校週5日制を導入されたとき、学校教育法施行規則の条文では、公立学校の休業日として、日曜日に土曜日を加えました。休業日というのは、正規の授業を行わない日ということだそうです。

文部科学省は、学校の正規の授業を「土曜授業」、学校が主体となった教育課程外の活動を「土曜の課外授業」、学校以外に教育委員会やNPO法人が実施する学習を「土曜学習」と呼んで区別をしています。

今回、国が土曜日の教育活動の充実と言っているのは、このいずれかの形態のものを各教育委員会が判断をして取り組んでほしいということであり、学校で行う従来の土曜授業ばかりとは限らないと私は思います。

そこでお伺いをいたします。

弥富市といたしまして、今回の改正は、今後どのような形で土曜日の教育活動を進めていけるのか、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 炭竈議員の、土曜教育の充実と経済弱者の学習支援についての土曜日の教育活動をどのように進めていくかについてお答えいたします。

土曜日が全て休みとなる完全週休2日制が平成14年度から始まりました。学校、家庭、地域がそれぞれの役割分担を明確にし、お互いが協力し、子供の体験活動をふやして、豊かな成長を促そうという趣旨で始まったものでございました。

しかし、昨年の文部科学省の土曜日授業に関する検討チームによりますと、土曜日をどのように過ごしてほしいかの調査項目では、複数回答ではございますが、小学生の保護者で、「習い事やスポーツ、地域の活動に参加する」を希望する人が38.7%と最も高く、次いで、「家族と過ごす」が37.2%、「学校で授業を受ける」が36.7%の順でございました。

同じく複数回答でございますが、中学生の保護者では、「学校の部活動に参加する」を希

望する人が54%と最も高く、次いで、「学校で授業を受ける」が36.1%となりました。

現在、いわゆる学校での正規の土曜授業につきましては、弥富市を含め愛知県内では実施されておられません。

弥富市では中学生の多くは各学校の部活動に参加していますので、こうした問題は比較的少ないものと思われますが、小学生では、スポーツ少年団やサッカークラブなどの活動や習い事をしている小学生もございますが、各家庭で過ごしている児童が多いと思われます。

これまで市では、児童館の整備や生涯学習課、歴史民俗資料館での造形教室、子供英会話、ふるさと調査隊等の教室を開催し、土曜日における子供たちの豊かな学習や体験の機会を提供してまいりました。

しかしながら、子供たちの土曜日の教育環境がさらに充実したものになるよう、学校以外で学習を行う土曜学習などの支援について、社会の動向を踏まえ、学校、保護者、地域の意見を聞き、教育委員会で協議してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 文科省の調査でも、市町村、教育委員会からは、いわゆる土曜日授業の実施について否定的な意見が多い結果となっています。その大きな理由として、教職員の勤務体制の問題などがあることについては、私もある程度理解をいたしております。

また、弥富市は、多くの中学生は土曜日に部活動に参加していることも理解をしております。しかしながら、一方では、中学生でも、例えば九九や分数ができない生徒がいる現状があります。

今日では、公教育の問題や塾の適否はともかくといたしまして、学校以外に塾に通うことも珍しくありませんが、経済的に苦しい家庭では塾に通わせることは困難であり、結果として、授業等の学習におくれが出てしまうことになります。学校での授業についていけなくなり、成績も悪くなると、希望を失ったり、中学生であれば高校への進学にも影響をいたします。

ある調査によりますと、経済的弱者の家庭の高校進学率は平均進学率より1割ほど下回っているとのことです。将来、子供たちが社会へ出て働こうとして職業選択をする際、選択の範囲が少なくなり、その結果、失業の率も多くなることも考えられます。

家庭の経済状況で子供の勉学の機会が少なくなることは大変悲しいことでもありますし、社会としても損失であると思います。

ちなみに、他の市町、例えば江南市では、小学生高学年を対象としたこども土曜塾というのを市内の公民館や児童館などで開催をし、成果を上げているとお聞きいたしました。

塾的なものを自治体が開設していくということは異論もあるかと思いますが、弥富市は、こうした学習困難な児童・生徒を対象にした学習支援事業についてはどのようにお考

えになりますでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 経済弱者の学習支援ということにつきまして、福祉の部門からお答えさせていただきたいと思います。

生活保護受給者や、また生活困窮者の増加を踏まえまして、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るために、生活困窮者に対して自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給、その他の支援を行うために、平成25年12月13日に生活困窮者自立支援法が公布されました。また、それは27年の4月1日から施行されます。

この法律の中で、福祉事務所設置自治体が必ず実施しなければならない必須事業といたしまして、2つの事業が定められております。

1つといたしましては、自立相談支援事業の実施があります。これは就労、その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等、包括的な相談を行う支援でございます。

また、2つ目といたしまして、離職により住宅を失った生活困窮者等に対して、家賃相当の住宅確保給付金を支給することとなっております。

また、任意の事業といたしまして、家計相談支援事業や生活困窮家庭の子供への学習支援事業というものも行うことができることになっております。

この学習支援事業につきましては、生活困窮世帯の子供だけではなく、生活保護受給家庭の子供もこの事業の対象になります。対象をどこまで広げるかということについては、まだ現在しっかり決まったものではございません。

生活保護世帯や生活困窮世帯では、子供を塾に通わせる金銭的余裕がないという状況は認識しております。現時点では、まず来年4月からの必須事業、先ほど言いました2つでございますけど、それに取り組んでまいりたいと思っております。

その後、どのような形で体制をつくっていくかということについては、現在検討しているところでございます。

任意事業である学習支援事業につきましては、貧困連鎖の防止に向けた有効な取り組みと思いますが、必須事業に取り組んだ後に、学習支援の対象者や事業内容について、先進地等を参考にさせていただきまして、検討していきたいと思っております。

なお、今言いました制度のモデル事業としては、岡崎市がことし取り組んでおるようでございますので、そういった先進のところの事例も確認していきたいと思っております。

参考まででございますけれども、平成26年4月1日現在で、子供のいる生活保護受給者の中学卒業後の進路でございますが、26年の3月に中学を卒業された方でございますけれども、中学3年生は2名お見えになりました。幸いなことにともに全日制の公立高校に進学されております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 昔に比べれば豊かになった社会でございますけれども、教育支援事業によって、先ほど申し上げました、また部長のほうからも御答弁がございましたように、貧困の連鎖を少しでもとめることができれば、よりよい、誰もが未来に希望が持てる明るい社会になっていけるのではないのでしょうか。すぐには実現困難とは思いますが、弥富市の現状や需要を調査していただき、弥富市の教育環境のさらなる充実に努めていただくことを要望いたします。私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） 次に平野広行議員、お願いします。

○7番（平野広行君） 7番 平野広行。通告に従いまして、2点ほど質問いたします。

まず初めに、婚活支援事業について質問いたします。

最近、国のほうでも、50年後の日本の人口1億人構想を骨太の方針で示してきました。人口減少の歯どめを考えなくてはなりません。そのためには、地方からこの人口問題について、真剣に取り組んでいかなければなりません。

そこで、この人口問題の一番の根幹をなす結婚について考えなくてはならないと思い、質問いたします。

私も地域住民の皆様との意見交換の場として、各自治会の総会、あるいは福寿会の総会といった場所に出かけております。そういった大勢の方が見える場所においては、婚活という問題についてはなかなか話が出ませんし、出たとしても本音の部分が話されません。そんな中で、私が本音の部分の話をしてくれる情報源としているのが床屋さんであります。私は、ごらんのとおりの髪は少ないほうであります、散髪の時間は大体1時間あります。そんな中で、いろんな話を伺っております。

この間も晩婚についての話が出まして、最近、30代から40代の未婚者が本当に多いねということでした。昔は、皆さん御承知のように世話やきおばさん、世話やきじいさん、そういった方が近所に見えたわけです。そして、若い男女の結婚の手助けをしてくださいましたが、最近はそういった方もなくなりました。そして、男女の出会いであった青年団活動、こういった場所もなくなりまして、そういったことが原因で晩婚化が進んでいるかなあというようなことではありますが、最近、特にそういった晩婚の話について、ちょっと一回出会いの場所を設けてもらえんか。考えてもらえんだろうかと、そんなような話も出まして、私も機会をうかがっておりましたが、我が家にも該当者がおりますので、なかなか質問をすることができませんでしたが、きょう、50年後の日本の人口1億人構想といったことも考え合わせまして、人口問題の観点からも、人口増加の要因をなす結婚について考えなくてはならないと思って質問いたしますので、よろしく願いをいたします。

それでは、本題に入らせていただきます。

30年前の日本では、男女とも30代前半までに多くの方が結婚しており、生涯未婚率、一生独身の方は当時、男性2.6%、女性が4.5%でした。しかし、急速な晩婚化、未婚化に伴い、今日では男性約20%、女性約10%に達しております。こうした晩婚化、未婚化の進行は、少子化、そして人口減少社会の大きな要因となっております。

未婚者を対象にしました調査によりますと、9割の方がいずれ結婚したいと考えております。結婚は、言うまでもなく一人一人の人生の選択によるものですが、こうした願いがかなうようにするためには、本人の努力だけではなく、男女の出会いから結婚に至るプロセスを社会全体で支援することが必要になってきていると考えられます。また、こうした支援が結婚から出産へとつながり、少子化の流れを変えていくものだと思います。

そこで、まずいろいろなデータから見た未婚男女の現状について、総務省の国勢調査資料に基づき少しお話をさせていただきます。

まず、平均の初婚の年齢ですが、昭和55年におきましては、夫が27.8歳、妻が25.2歳。それが平成23年におきましては、夫が30.7歳、妻が29歳となっております。約30年の間に夫は約3歳、妻は約4歳、結婚の年齢が上昇したということになります。

次に、未婚化の現状ですが、25歳から29歳の未婚率は男女ともに上昇を続けております。35歳から39歳の男性では、昭和55年当時、9割以上の方が結婚しておりましたが、平成22年においては未婚率は約35%となっております。同様に30歳から34歳の女性も9割以上の方が結婚していたわけですが、未婚率は今約34%となっております。

また、生涯未婚率も、昭和55年においては、先ほども言いましたが男性2.6%、女性4.5%から、平成22年には男性約20%、女性約10%となっております。このまま推移しますと、20年後には4人に1人が結婚しない社会になりかねません。

そこで、お伺いしますが、本市において、年代別の未婚者数は把握してみえるのでしょうか、お伺いします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 年代別の未婚者数について把握してみえるかという質問でございますが、未婚者数については把握しておりません。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 未婚者数についてはわからないということでございますので、それでは角度を変えまして、30代、40代の男女別の人数はどのようになっていますでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 30代につきましては、男3,235人、女2,913人、計6,148人、それから4代につきましては、男3,454人、女3,206人、計6,660人でございます。ちなみに本年の5月30日現在の数字でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 平成22年、総務省の国勢調査資料から推定しますと、30歳から39歳においては、男性40%、女性28%、40歳から49歳においては、男性25%、女性15%が未婚であります。先ほど部長から報告されましたこの数字を弥富市に当てはめて未婚者数を推計いたしますと、30歳から39歳においては、男性が1,298人、女性が821人、40歳から49歳においては、男性が860人、女性477人となります。

それでは次に、どうして晩婚化、未婚化が進んだのか、その理由について考えてみます。

若者の多くはいずれは結婚したいと思っております。一生結婚するつもりはないとする未婚者は、男性で9%程度、女性で7%程度となっており、将来的な結婚意欲はあると考えられます。

平成22年に実施されました内閣府の結婚・家族形式に関する調査によりますと、結婚していない理由では、「適当な相手にめぐり会えない」が6割と圧倒的に多いわけであります。次いで、「結婚後の生活資金不足」「自由や気楽さを失いたくない」と続いております。

また、男女とも雇用が不安定である非正規雇用が増加し、これに伴い、特に男性の収入が低くなっているのも要因の一つであります。一番の要因は、回答の6割を占める「適当な相手にめぐり合わない」、つまり出会いの場が少ないということであります。男女の出会いの機会については、多い人、少ない人の格差が生じております。職場環境などに恵まれて自然な出会いができる人もいれば、自助努力による結婚が必要な環境にある人も多くなっています。つまり、このような環境にある人の支援が必要であるということになります。

それでは、この支援は誰がするかということになりますが、平成11年、兵庫県において、コウノトリの会及び兵庫出会いサポート事業という2つの結婚支援事業がスタートしました。当時は自治体がこのような事業に乗り出すことが珍しくて、「県がお見合い事業をスタート」などと新聞に報道されて話題になりました。現在では多くの自治体において結婚支援事業が実施されております。平成22年に内閣府が行った調査によりますと、支援事業を実施している自治体は、47都道府県のうち31の都道府県、全体の66%に上ります。また、市町村においては552の団体、これは全体の32.5%となっております。

近隣の市町村においては、一宮市とか愛西市において、JA、あるいは企業主催による結婚支援事業を行っておりますが、本市においても過去にこのような事業が行われたことがあると思いますが、過去における結婚支援事業について、どのような内容のものであったか、お伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 結婚支援事業を市として実施したことはございません。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 市が主体となって実施したことはないということではありますが、市の施設とか、そういったところを利用してということはあったように思っております。

各自治体におけるいろんな取り組みが紹介されておりますが、行政が婚活支援事業に取り組む意義、あるいは効果としては、安心感を与えるということでもあります。公の機関が実施しているんだという安心感、これが婚活に参加する第一歩を踏み出す機会となりやすいのではないかと思います。

先月ですが、政府の有識者委員会が発表した50年後の日本の人口予想によりますと、現状のままでは現在の約3分の2、8,700万人ぐらいになると予想しております。日本の経済を持続させるには、50年後に1億人の人口を維持する必要があると報告しております。このためには、現在の出生率が1.4人ありますが、これを2.07人にしなければなりません。また、理想とする子供の数は2.4人ぐらいだそうであります。これには、実現できる環境の整備が必要でありまして、第3子以降の出産、育児、教育への段階的な支援が必要であるとしております。

本市でも、5月に行われた市長の出前講座におきまして、弥富市の人口は平成22年において4万3,272人でしたが、20年後の平成42年には4万1,082人となり、また65歳以上の高齢者は27.7%になると推計しております。出生率を上げるには、出産支援、子育て支援、その後の教育支援が必要であると思いますが、その前に、一番大事なことは結婚することです。結婚しなければ子供も生まれませんし、何も前に進みません。

このようなことから、本市でも本腰を入れてこの問題に取り組んでいかなければならないと思いますが、市長の考えをお伺いします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 平野議員の御質問にお答えを申し上げます。

議員御指摘のごとく、人口減少社会が日本でも始まっておるわけでございます。そして、30年後、40年後に対する推計値も出されているわけでございます。少子化ということに対して、人口減少に歯どめをかけるということに対しては大変重要な問題であるというふうに思っております。しかしながら、さまざまな社会環境等において、なかなか得策がないのも言えるのではないかなというふうに思っております。

先日、東京で全国市長会というのが開催されました。その中で、内閣府の職員が見えまして、第31次地方制度審議会を設置すると。その内容の項目といたしましては、人口減少社会に的確に対応する地方行政のあり方ということについて、向こう3年間をかけてしっかりと審議をしていきたいというふうにおっしゃっておりました。今後の人口減少社会におけるこの審議会のあり方についても十分注視していきたいというふうに思っておるところでございます。

ます。

私ども弥富市といたしましては、平成21年から第1次総合計画を策定し、人口予測、あるいは世帯数ということについてもお話をさせていただいているところでございます。過去5年間の平均として、いわゆる出生は年間400名を超える数字という状況でございまして、自然増においてはプラス80名ほどの1年当たりの増でございます。そして社会増、転入・転出でございますけれども、この状況も1年当たり20名から25名の増という形でこの5年間は推移をしてきました。

そして、平成25年度の人口を4万4,500名と推計したわけでございますが、これはまさに平成25年を締めてみた場合は推定どおりでございました。現在の人口は4万4,500名でございます。

そして、世帯数におきまして、1万6,000戸を推計したわけでございますが、こちらのほうもほぼ予定どおりということで、1万6,300戸が今現在の弥富市の世帯数でございます。

こういったことが平成21年度から平成25年度までの実態としての数字でございます。しかし、これから後期計画がスタートする平成26年から平成30年までについては、残念ながら弥富市も人口減少社会に入ってくるということを推定しておるわけでございます。平成30年の人口を4万6,000人と今現在推定をしているわけでございますけれども、過去5年間の伸びは、1年間当たり、先ほども言いましたように100名でございます。そういうような状況において、5年間という形の数字を今の現状を加算していくならば、約500人になるわけでございますので、4万6,000人に対して4万4,500名でございますので、1,500人という形に対して生み出していかなきゃならないという状況があるわけですが、残念ながら、今の現状のままだと推定値は下回るというようなことを思っているわけでございます。

先ほど議員がおっしゃった婚活ということについて、未婚の方の出会い、そして結婚、そして出産ということが地方の自治体においても重要なことであることは申すまでもないわけでございます。

インフォーマルな形ではございましたけれども、海部南部広域事務組合におきまして、これは蟹江町、飛島村、そして私ども弥富市が一部事務組合として介護の認定をしているところでございますけれども、その職員さんに立ち上がっていただきまして、各市町村の職員の出会いの場をつくっていただく、いわゆる婚活ということを過去3年間ほどやってまいりました。私たち首長もその会に出席をし、積極的にその会について応援をさせていただきたいというふうに思っておるところでございますが、今後、その職員さんも出産ということで職を少し離れられますので、誰が後を継いでいくかということは大きな問題でありますけれども、インフォーマルな形でございましたので、これが一つの制度とはなっていないということでございます。

ということで、弥富市としては、これを一つの制度化していく必要があると思っているわけですが、今、私が素案として思っておることは、社会福祉協議会において結婚支援の相談所を設けていきたいというふうに思っております。民間の結婚相談という形の会社に委託をいたしまして、委託料を払いながら検討していきたいというふうに思っているところでございます。

私どもの市の職員、あるいは保育士さんも随分未婚の方もお見えになりますので、全部登録していただきたいというふうに思っております。また、一般市民の皆様方にも広くこの事業を案内いたしまして、広報の啓発活動に努めていきたいというふうに思っております。そうした形の中で、いわゆる婚活から出会いがあり、結婚へというような状況を生み出していきたいというふうに考えております。また、議員各位の御指導もいただければと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 前向きな答弁、ありがとうございました。

婚活支援事業に対する自己評価としては、3割が効果が中程度であるというふうに回答されておりますが、効果がないから、すぐやめるというのではなくて、地道に根気よく事業を継続し、弥富市の名物事業の一つとして、例えば会場にきんちゃんなんかに入ってもらって、きんちゃんとデートといったようなネーミングで継続していただいて、一組でも多くの幸せなカップルの誕生を目指し、弥富市に定住し、子供を育て、きらめく弥富に恥じない社会としていくためにも、また日本の人口1億人を保つためにも、ぜひ行っていくべき事業であることを申し上げまして、次の質問に入ります。

○議長（佐藤高清君） それでは、ここで暫時休憩します。再開を11時10分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時02分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

平野議員、お願いします。

○7番（平野広行君） それでは、2点目の質問に入らせていただきます。

弥富市第1次総合計画、後期基本計画における第3次行政改革の中期財政計画及び都市計画税の検討、そして予算書、財政報告書のあり方について質問いたします。

服部市長も、昨年の賀詞交歓会における年頭の挨拶から、この中期財政計画、そして都市計画税の検討という話をされるようになりました。

一つには、現状における本市の厳しい財政状況、さらには、平成33年度からは合併算定が

えによる約6億円に上る地方交付税の歳入がなくなること。そして、その後の本市の財政状況を考え、また災害時において、市民の皆様の生命・財産を守り、本市の司令塔の役目を確実に果たさなければならぬ新庁舎の建設に向けての確かな財源確保、そのような思いからだとは私は推察いたします。しかし、そのためには、市民の皆様に本市の財政状況を正しく理解してもらわなくてはなりません。そして、本市の主権である市民の皆様が不在の議論をしては絶対にいけないと思います。

来年、市長の改選が行われるわけですが、服部市長の出馬表明がまだありませんのでわかりませんが、出馬するのであれば、本来このような話はしたくないはずであります、あえて話を出さなければならぬのは、本市の平成33年から先の確かな財源確保に向けての並々ならぬ思いがあるからだと思います。

本市の場合、基幹税であります市税においては、幸いなことに微増を続け、平成25年度決算はまだ出ておりませんが、決算においては約77億円という過去最高額が予想をされております。しかし、本市においては、高齢者と呼ばれる65歳以上の人口が1万人を超え、市全体で約23%を占める人口割合になってきました。医療・介護といった民生費、公共下水道事業、防災・減災対策、各施設の老朽化対策等、いろんな要因が絡み合って、増加している市税を圧迫しているわけであります。我々に示されている中期財政計画を見ても非常に厳しい状況が提示されているわけであります。

今後は、さらなる行政改革はもちろんのこと、本市の資産内容を把握した財務4表の活用をもとに、中期財政計画の見直し、さらには都市計画税の検討といったことを進めなければならないと、市側は考えているように思われますが、まずここまでの私の発言に対しまして、服部市長の見解を求めます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 平野議員に御答弁申し上げます。

第3次行政改革、そして中期財政計画は、平成26年から平成30年の5年間の中でこれから実行してまいるわけでございますけれども、市民の皆様にお話しするのはこの私の立場としては当然のことであり、いろんな機会をいただきまして、この財政計画、あるいは行財政改革ということについてお話をさせていただいておるところでございます。これは、私の選挙とは何ら関係するものではございませんので、御理解もいただきたいというふうに思っております。

特に中期財政計画におきましては議員各位にもお話をさせていただき、向こう平成30年までの5カ年の財政計画については議員の方にも御理解をいただいているところでございます。

この財政計画は、第1次総合計画の後期基本計画を実行する上において、財政の裏づけをするものでありまして、大変重要なことでございます。議員おっしゃったように、さまざま

な事業がこれから先にあるわけでございます。3・11東日本大震災、あるいは伊勢湾台風から55年という状況の中において、防災・減災対策は喫緊の課題であるということでございます。

あるいは、まだまだ都市基盤整備事業、道路であるとか、公共下水道事業も進捗をさせなければなりません。

あるいは、先ほども御質問がございましたけれども、少子・高齢化社会ということに対して、どのような子育て支援をしていくか、あるいは国保、あるいは介護に対する事業支援をどのようにしていくかということは本当に大きな問題になってくるということでございます。

また、教育環境の整備につきましても事業を進めていかなきゃならないということでございます。

これらのこれから先の5年間の大きな事業でございますが、その歳入、裏づけとなる税収ということにつきましては、先ほど議員もお話ございましたように、個人市民税、あるいは固定資産税、法人税という基幹税は、おかげさまで市民の皆様の大変な御努力で平成25年度の決算はいい決算を迎えそうでございます。総額としては77億7,000万円ぐらいになろうかなというふうに思っておるところでございます。

また、海部津島の7つの市町村があるわけでございますが、この総生産額におきましても弥富市は海部地域ナンバーワンで、2,000億を超える総生産額になってまいりました。この総生産額をもっともっと伸ばしていくことが大きな市税、税収の伸びにつながっていくだろうということを思っておるわけでございます。こういったことについてもこれからも努力していきたい。

また、各種交付金が歳入の項目としてあるわけでございますけれども、平成26年4月から導入されました消費税率が8%になりました。これは、地方の消費税の交付金という形で変わってくるわけでございますけれども、今までの5%のときには1%の地方消費税の交付金をいただいております。これが約4億円でございました。しかし、平成26年4月からの8%に対しては、地方消費税の交付金は率として1.7%で、プラス3億を予定しているところでございます。

また、常にお話をさせていただいておりますけれども、また議員からもお話ございました合併算定がえの特例の地方交付税、これは平成27年度を満額といたしまして、28年度から減額になっていくわけでございますが、この額が臨時財政対策債を含めた額で6億6,000万ということでございますが、28年度からは減額になっていくということを歳入の面からもしっかりと捉えておかなきゃならないというふうに思っておるところでございます。

また、市債においては、一つは、税収という形でカウントしていくわけでございますけれども、今後も臨時財政対策債、あるいは庁舎の建設に伴う合併推進債及び通常の市債を見込

んでいかなければならないと考えております。

また、財政の健全化ということは大変重要なわけでありますので、その指標として、公債費の比率ということを常に注視しなければならないと思っております。公債費の比率というのは、いわゆる起債、借金における元利償還金をしっかりと計算しながら、財政の健全化を進めていくということでございます。

一方、この期間中に歳出の見通しといたしましては、さまざまな人件費、社会保障費の負担と言われる扶助費、あるいは借り入れた市債の元利償還金という形での公債費の償還、あるいは国保事業、介護保険事業等の繰出金、高齢化の進展に伴うこれらの問題につきましては大きな歳出という形の中で進められるだろうというふうに思っております。

このような歳出は、御承知のように公共事業等の投資的な経費、これが市民のサービスに直結する経費が圧迫されてくるというような状況をどうしても防いでいかなきゃならないというふうに思っております。

住んでよかったまち弥富、そして、住み続けたい弥富という形の中で、市民の皆様にも御理解いただけるように行政をしっかりと進めていかなきゃならないというふうに思っております。

そういう状況の中における歳入と歳出のバランスをとりながら、財政の健全化を図り、行政を進めていきたいというふうに思っております。

都市基盤整備事業に目的税と使途される都市計画税につきまして、以前からお話をさせていただいております。これは、公共下水道事業、あるいは街路事業、あるいは駅前整備事業に資する都市計画税でございますけれども、いつから導入するということにつきましては、現在、明確な日にちを考えておるわけではございません。今のしっかりとしたまちづくりを進めていくためにも、検討していかなきゃならないということを財政計画の中にも盛り込んでおるところでございます。

そういう状況の中で今現在としては考えながら、市民の皆様、そして議会の議員の皆様とさまざまな形における弥富市の財政について共有化をしてみたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） それでは、次に具体的な話に入らせていただきます。

まず、中期財政計画について伺います。

一般的に自治体の決算報告といいますと、今年度は幾ら幾ら黒字だったとか、幾ら幾ら赤字だったとか、報道をされております。これは、歳入から歳出を引き、さらに繰越明許費等、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた、いわゆる実質収支の額を言っているわけであります。

本市でも平成24年度の決算報告が25年11月号の広報「やとみ」の中で、一般会計歳入決算額152億2,283万円に対し、歳出決算額145億8,386万円となり、実質収支では5億6,853万円の黒字になりましたと報告されております。しかし、歳入には、借金をして入ってくる金、あるいは貯金を崩して入ってくる金もあります。貯金を崩して入ってきた金を差し引いて、本当の意味の収支計算をしたのが実質単年度収支の額でありまして、平成24年度においては1,791万円の赤字となっております。

平成20年度から24年度までの5年間の実質単年度収支の額を計算しますと、5年間で約5,000万円の赤字でありまして、この間に財政調整基金を7,000万円取り崩して補っているという形になっております。平均しますと毎年約1,000万円の赤字となっておりますが、まずまずの財政運営が行われているように思われます。

このような財政状況をやはり広く市民の皆様に正しく理解していただくことが今一番大事なことだと思います。

ホームページ上で示されております中期財政計画においては、平成27年度より形式収支において、形式収支とは歳入から歳出を引いた額であります。毎年赤字の計上がされておりますが、そうではなくて、やはり形式収支においては黒字計上での財政計画を立てていくべきだと思いますが、この点についてはどのような見解をお持ちでしょうか、お伺いします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 中期財政計画の策定に当たりましては、直近の5年間の決算額、並びに当該年度の予算額及び決算見込み額をベースに、この先、現行の税制や国・県の補助制度などが継続するものと仮定し、また投資的経費として、平成26年度には新白鳥保育所建設事業、平成30年度まで新庁舎建設事業を見込んでおり、それ以外の建設事業につきましては、投資的経費に充当する一般財源を6億円とし、向こう5年間の財政見通しを推計値という形で算出しております。

したがいまして、この計画の中にあります財政見通しの金額というのは、現在の本市の行財政運営をそのまま継続した場合の見込みでございまして、これには歳入増・歳出減のための取り組みによる効果は反映しておりません。

この財政見通しを踏まえた上で、各年度における赤字をどのように解消していくのか、その取り組みの方針、方向性を示しているのがこの中期財政計画でございます。

中期財政計画における財政見通しは、これから先、本市が直面する厳しい現実を把握するという意味において大変重要な基礎資料でありまして、中期財政計画はこの財政見通しを踏まえて、今後訪れる厳しい財政状況を真摯に受けとめ、この困難をどのようにして乗り越えていくか、その具体的な取り組みを検討し、実践するための指針となるものと考えております。

この中期財政計画をもとに、これから迎える厳しい財政状況下においても本市の財政運営が健全かつ適正なものとなるよう、全市を挙げて取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） はい、わかりました。

じゃあ次に、第3次行政改革実施計画における財務4表の活用について質問いたします。

今までは自治体の財政報告としては、決算報告、つまり1年間の金の出入りについての説明だけでしたが、これでは本当の意味の自治体の財務内容が示されないということで、平成21年度より財務4表による自治体の財政力を明らかにするようになりました。

地方公共団体の会計制度は、1年間の現金の出入りを把握することに重点を置いた現金主義の考え方に基づくものですが、この制度では、これまでの行政活動によってつくられた道路であるとか、学校であるとか、公共施設、あるいは公園等の資産がどれくらいあるのか、あるいは、その対価として将来支払わなければならない負債がどれくらいあるといった情報は読み取ることができません。

財務4表では、これら資産や負債の状況が把握できるようになるため、多くの財務情報を市民の皆様に公表することが可能になります。本市でも、これに基づきまして、現在ホームページ上で公開しております。

そしてまた、財務4表の作成システムですが、現状では2通りありまして、本市と蟹江町は同じシステムを利用しておりますが、愛西市、あま市、津島市、稲沢市とは異なっておりまして、これら近隣他市と現在においては単純に財政の比較をすることはできませんが、2014年度、今年度中にも総務省が示しました統一様式で各自治体が財務4表を作成する予定になっておりまして、比較が容易にできるようになります。

そこで、現時点での近隣他市との比較ということで、一般家庭でいう貯金に当たります財政調整基金と、借金に当たります市債との関係について、市民1人当たりに換算した額で比較してみました。

配付いたしました資料、このグラフをごらんいただきたいと思います。

このグラフのデータはことしの3月、中日新聞に掲載されました平成26年度各市の予算案のデータに基づいて作成をいたしております。

表からわかりますように、市民1人当たりの財政調整基金が一番多いのは5万3,512円で愛西市、2番目は4万7,191円で弥富市であります。そして市債、借金ですが、借金が一番多いのも34万7,068円で愛西市でありまして、弥富市は26万2,921円で4番目であります。さらに、市債から財政調整基金を引いた額、つまり借金から貯金を引いた額、いわゆる正味の借金の額になりますが、市民1人当たりに換算して、借金が一番少ないのは18万4,091円であま市、2番目に21万5,730円で弥富市、3番目は21万6,328円で江南市となっております。

一番借金が多いのは29万3,556円で愛西市であります。

このように、弥富市は、西尾張地区においては財政状況は現状では2番目にいいということになっておりますが、愛西市の場合、庁舎建設ということに取りかかっておりまして、市債残高が多くなっているわけであります。

この間も中日新聞に愛西市のことが載っておりました。6月12日、「愛西、2040年に人口23%減」という記事をちょっと読ませていただきますが、市は現在、財政規模の縮小に努めている。厳しい市の財政事情を知ってもらおうと、5月24、31日の両日、市内6カ所でタウンミーティングを開いた。タウンミーティングの席上、日永貴章市長は、今後は予算を本年度当初より2割縮小した200億円規模にしていくしかないと述べ、3年以内にも実施を目指す考えを示した。市の事業を見直して、統廃合するものも出てくるものと思うとも語り、理解を求めたと、こんな記事が載っております。愛西市において、御承知のように企業立地の推進課を設置して企業誘致に力を入れ、税収アップを今検討しておるところでございます。

このように、本市の財政状況は他市に比べて現状では良好であると思われます。しかし、本市では、先ほど言いましたように庁舎の改築という一大事業を控えております。愛西市と同様に、市債の残高がふえるのは明らかであります。対岸の火事ではありませんが、今後しっかりと財政計画を立てていただきたいと思います。

そこで、第3次行政改革において、財務4表の活用を取り上げて、中期財政計画を立てていく方針が示されておりますが、具体的にどのような点に着目して財政計画を立てていくのか、お伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 従来の予算や決算等の財務会計処理においては、現金の移動しか記録されず、現金以外の資産や負債の情報は蓄積されておりました。このため、建物や道路などの資産や借金の情報（ストック情報）、それと減価償却費などを含めたフルコスト情報といった財政運営において必要な情報を把握することができませんでした。財務4表を活用することにより、市の資産や負債の状況を正しく把握することができるようになりますので、これを財務会計に反映させることによって市の財政状況を正確に把握し、財政運営を適正に行うことができるようになります。

具体的にどのような点に着目するかということでございますが、ホームページ上でも公表しておりますが、純資産比率、安全比率、社会資本形成の世代間比率、こういった比率の弥富市における経年比較、また他団体との比較、こういった点に着目していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 本市の財政状況としては、財政調整基金はほとんど変わりありません

が、市債の残高は毎年少しずつ増加傾向にあります。

財政課のコメントとしまして、普通会計における平成23年度の財務4表総括の中において、将来世代の負担の先送りが進んでおりますと。まだ、弥富市の財政状況は良好ですが、徐々に悪化の傾向であることも認識しなければなりませんと述べておりまして、実際、財務4表に記載されている市民1人当たりの純資産、先ほどお話ししました純資産ですが、これは資産から負債を引いた額であります。平成22年度が216万円、23年度が213万円、24年度が210万円と、毎年約1.4%ずつ減少しているわけであります。24年度の総括においては、資金の増減だけでなく、何がふえ、何が減ったか。そして、将来的にどのような出費が見込まれるか等、長期的な観点から財政計画を打ち立てなければならないと述べておりますが、まさにそのとおりであります。

財務4表からは過去及び現世代の負担比率と将来世代の負担比率を知ることができます。弥富市においては、現在、将来世代の負担比率は10%ぐらいとなっております。将来世代の負担の先送りは今のところ心配する状況ではありませんが、先ほどの答弁にありましたように少しずつふえております。今後は将来世代への負担の先送りなども十分考慮した財政運営をしていただきたいと思います。

今後行われます弥富市の大事業である新庁舎の建設に向けて、一番大事なのは市民の皆様の理解と協力ですが、次に大事なのは、しっかりと財政計画に基づく財源確保であると思います。転ばぬさきのつえと言いますが、都市計画税を検討することについては、それはそれでいいのですが、その前にもっともっと市民の皆様に本市の財政状況を理解してもらうための情報発信をすることが大事であると思いますが、市側の見解を求めます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

平野議員、第1次弥富市総合計画に伴う前期計画、あるいは後期計画の中で、その財政の問題についてしっかりと御理解をいただいていることに対して心から感謝するわけでございます。また、大変心強く思っているところでございます。

市民の皆様に財政状況、あるいはさまざまな当初予算における諸事業について、もっと我々は情報を公開していかなきゃならないということの御質問でございますけれども、全くそのとおりというふうに考えております。以前にも弥富市の当初予算の作り方については、いろいろと疑問な点もあるという形で他の議員からも御指摘をいただいているところでございますけれども、来年、平成27年度からは別冊で小冊子を作成して、市の財政状況であるとか、あるいはそれぞれの所管の諸事業において、主な項目について、市民の皆様方に情報公開をしていきたいというふうに思っております。

そういった形の中で、またさまざまな形で市民の皆様から御意見も伺えるということでご

ございますので、そのような形で情報発信をしていきたいというふうに思っております。

今までは広報であるとか、あるいはホームページにおいて、それぞれ公開をしてきているわけでございますけれども、それだけでは足りないだろうということでございます。別冊の小冊子をつくって、皆さんに御理解いただきやすいように考えていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 最後に、市民の皆様への財政の情報発信として、市長のほうから今御答弁いただきましたが、よくわかる財政報告書について質問いたします。

昨年の9月議会の一般質問においても、わかりやすい予算説明書を作成し、ホームページ上に公開することをお願いしておきましたが、平成26年度におきましては、わかりやすい予算概要説明書という形で各事業についての詳細が示され、ホームページ上に公開されておりました。

確かにわかりやすくなっておりますが、欲を言えば、もう一步踏み込んで、いわゆるかみ砕いた説明がされている予算書、決算書にしていきたいと思います。そしてまた、財務内容報告書を作成していただきたいと思います。

最近、中日新聞の尾張版で紹介されましたが、稲沢市にあります名古屋文理大学の学生が、「いなっぴーと学ぶ稲沢のお金の流れ」と題して、稲沢市の財務状況をわかりやすく解説した冊子をホームページ上に載せました。

また、本市と予算規模及び人口等が似ておる高浜市においては、わかりやすい予算書について、またその疑問編、財政状況編、さらには「お金の使い道をお知らせします」と題した決算報告書にイラストを入れたり、わかりやすい言葉を使って解説をしております。

また、碧南市においては、近隣他市との比較を主体にいたしまして、市の財政状況を本当にわかりやすく説明しております。

これらの資料を財政課の方に先日お渡しをしておきましたが、本市と比較して、どのように感じられたか、感想を伺います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 他団体が公表しておられる資料を見させていただきました。どちらも市民の皆様によりわかりやすい内容となるよう、大変よく工夫しておられると感心しているところでございます。

本市におきましても、市民の皆様に質の高い行政サービスを提供するという意味で、あらゆる情報をよりわかりやすく、丁寧の説明、提供することを心がけていかなければと考えておりますので、予算説明資料につきましても、市民の皆様が目線でよりわかりやすいものとなるよう見直し等を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 次は、財務4表のことについてちょっと報告させていただきますが、財務4表、広報「やとみ」の中で毎年2面を使って大きく掲載されております。確かに数字は1円単位まで正確に記載され、専門用語もきちっと説明されておりますが、今の説明方法では、市民の皆様には理解するのがちょっと難しいかなと思います。ホームページ上で公開されているスタイルのほうが、100万円単位ということもありまして、数字もわかりやすく、またコメントも的確であります。非常にわかりやすくなっておりますので、他市と比較しても、私は一番できがいいんではないかなと、こんなふうに思っております。ただ、広報「やとみ」とホームページ、どちらを多く市民の方が見られるかといいますと、やはり広報「やとみ」のほうでありますので、ホームページ上のできのいいものを広報「やとみ」の紙面に落としていただいて、それだけで十分だと思います。ただし、紙面には制約がありますので、的確なコメントに集約をしてもらわなければなりません。

他市のものもいろいろ見ましたが、知立市、高浜市のものがよくできておりますので、参考にしていただいて、よりよい財務4表の公表を行って、本市の財政状況を市民の皆様にはわかりやすく、どんどん発信し、しっかりとした収支財政計画を立て、市民の皆様の負託に応えていただくことを強く求め、質問を終わりますが、最後に一つ、テレビをごらんの市民の皆様をお願いをしておきます。それは、現在行われておりますが、JIMOキャラ総選挙というやつですね。昨年もキャラクターの総選挙の全国版がありました。今、愛知、岐阜、三重の東海3県のJIMOキャラ総選挙が行われております。今度の登録は48の自治体が登録、参加しておりますが、きんちゃんは今月9日の時点で27位であります。ちょうど中間ぐらいですね。エントリーが45番目ということで、ちょっと出おくれましたのが響いておるのかなと思いますが、よく頑張って真ん中の辺まで持ってきたと思っております。

ゆるキャラの目的は、地元が誇る名産品や観光資源を多くの人に知ってもらい、地元の魅力を最大限にアピールして地域を活性化させることであります。きんちゃんはゆるキャラの元祖でありますから、皆さんにしっかり投票していただいて、地元弥富からの情報発信をしたいと思っておりますので、市民の皆様に御協力をお願いしたいと思います。パソコンやスマホからJIMOキャラにアクセスしていただいて、登録するだけで簡単なことでございます。1日1回ワンクリック、これが得点を上げるわけでございますので、市民の皆様にぜひ御協力いただくことをお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 会議を続けます。

次に那須英二議員、お願いします。

○4番（那須英二君） 4番 那須英二。

通告に従いまして質問させていただきます。

弥富市の今の保育状況について、特に保育料やこの間の子育て支援アンケートの結果について質問させていただきます。

我がまち弥富市は、子育てするなら弥富でと、子育て支援を重要な政策と位置づけて、保育行政には大きな力を入れております。そのために、この少子・高齢化の時代にあっても、他の近隣市町、例えば愛西市や津島市さんなどが1割、2割と子供の数が減っている中で、弥富市は維持、またはわずかな減少にとどめているということが起こっております。

保育料金は、愛知県平均の35%低い、また待機児童もほとんどないということが大きな魅力となっていると思われます。

ただ一方では、国の制度による子ども・子育てに関する制度が今大きく変わろうとしております。3月議会ではその基準について質問させていただいて、今の基準を後退させないということで答弁がございました。そのことに関しては本当によかったなと思っておりますけれども、今度は保育の利用料金について確認していきたいと思っております。

国の制度の変更に伴って料金の形態が変更されようとしておりますけれども、例えば今まででいいますと、3歳未満児と3歳児以上という区分で分けられていたりとか、また延長保育の関係は、うちでいうと1,000円の追加をすれば延長保育が受けられるような状況でございました。

今後、どのように料金の形態が変更されて、今どのように検討されているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） お答えいたします。

新制度におきます利用者の負担についてでございますが、世帯の所得の状況等を勘案して定めることとされております。現行の保育所の利用者負担の水準をもとに、これは、国が定める水準を限度としてという言い方になっておりますけれども、市町村が定めることになっております。

こうした中で、先月に開催されました国の子ども・子育て会議において、利用者負担のイメージが示されたところでございます。

そのイメージにおきましては、現行の保育所運営費による保育料設定を考慮して設定がされております。その負担水準は、現行とほぼ同様な内容になっております。

本市におきましては、このような国の水準をもとに、本市の現行の保育料の額の水準を踏まえながら、本年度秋ごろまでに来年度からの保育料の額を定めていきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） まずは料金形態の変更を聞きたかったんですけれども、例えば区分が

今まで3歳未満児と3歳児以上と分かれていましたよね。時間によっては、うちで言うと延長保育か、そうでないかということになっていましたよね。ところが、今度は、年齢によって細かく刻まれたりとか、また8時間、11時間に変更するとか、どういう形態がとられていくのかをちょっとお聞かせいただきたいなと思っているんですが。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 新制度におきまして、保育の必要量の区分がされているということでございます。詳細については、また後で担当課長から話させていただきますけれども、保育水準の時間につきましては、標準時間が11時間、それから短時間ということで8時間という利用者負担もそれぞれ区分した水準が設定されているところでございます。

本市におきましては、現在、午後5時を超える保育延長につきましては、延長保育料をいただいております。先ほど御指摘いただいたとおりでございます。

新制度におきましては、延長保育料のあり方も含めまして、秋までには方針を定めてまいりたいと考えております。

○議長（佐藤高清君） 児童課長。

○民生部次長兼児童課長（渡辺秀樹君） ただいま御質問いただきました3歳以上、3歳未満の関係でございますが、これにつきましては、今回、利用者負担のイメージ、国の子ども・子育て会議で示されましたとおり、こちらも3歳以上、3歳未満の区分がされております。したがって、そのような区分は今後もしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） ということは、年齢による区分は変更なしということと、延長については、まだこれから検討していくということでよかったですね。

それで、先ほどもちらっとお答えいただいて、今の水準は基本的にちょっと読み取れなかったんですが、現状維持でいいのかなと思いつつ、質問させていただきますが、今、本当に子育てする世代の人たち、特に年少扶養控除の廃止や今回の消費税増税などによって、本当に大きな負担となってきました。形態は変われど、基本的にはそれによった負担増はない。今後も子育てに優しいまちとして、弥富市のイメージを確固たるものにして、弥富の発展の土台にしっかりと腰を据えていくべきだと私は考えておりますが、市長、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 那須議員にお答え申し上げます。

先ほど来からいろいろと中期財政計画のお話やら、あるいは第3次行政改革のお話をさせ

ていただいておりますが、今後5年間を見たときに、財政状況というのは決して易しいものではない。厳しい状況が私ども本市の周りにも取り巻かれているということは那須議員も御理解をしていただけたところだと思っております。

また、本年3月に策定いたしました後期基本計画におきましては、それぞれの事業を、その計画の中でお約束した事業を進めていかなきゃならないというのも事実でございます。そうした形の中で、我々は財政の健全化ということを常に求めていかなきゃならないということをお話しさせていただいております。

現在、9つの保育所に対して、その運営の事業費は約10億かかっております。そして、保育料につきましても、18年間改正せずにやってまいりました。これは弥富市の子育て支援の中での大きな柱の施策であるということは私どもとしては十分理解をしております。こういった厳しい環境は我々行政だけでなく、家庭環境の中にもあるだろうということにつきましては十分理解をするところでございます。今後このようなことをしっかりと踏まえながら、今年度秋ごろまでに来年度の保育料につきましてはしっかりと定めてまいりたいということをお思っておりますので、いましばらくお時間をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 秋ごろまでに検討されるということでございますので、ぜひ市長には、本当にこの土台、財政厳しいということもございしますが、逆に言えば、この弥富の財政、例えば77億7,000万という過去最大の税収をここまで押し上げてきたものが何なのかと。やはり子育て支援による大きな人口の流出がなかったことと、あとはこのあたりに大きくマンション等もどんどん建ってられて、固定資産税も入ってきたということで、財政面においてもしっかりと土台になっていることを勘案して、今後の対応という形で御検討いただければなと思っております。

○議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩といたします。昼休みといたします。再開を12時45分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時53分 休憩

午後0時45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

なお、次の質問者の三宮十五郎議員のほうから参考資料の配付依頼があり、これを認め、各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願いをいたします。

那須英二議員、よろしくお願いします。

○4番（那須英二君） 午前中に引き続きまして、続きの質問をさせていただきます。

午前中、保育料に関しての質問をさせていただきました。秋までに検討ということなので、負担増にならんような検討をぜひひとつしていただきたいとお願いしておきます。

保育に関して、2点目の質問になります。

昨年、子ども・子育て支援に関するアンケートをこの市でも実施しております。当市は、これを基準に今後の子育て行政を考えていきたいと、昨年度、私の幾つかの質問にも答弁として答えていただいております。このアンケートの結果報告書、こういったものを私ちょっといただいて、見せていただきました。

これによると、子育て世代の皆さんの需要があるものということで大別しますと、子育てに伴う経済的支援等、安全・安心な道路環境の整備、あと続いて、児童クラブの受け入れ拡大に対する要望というのが大きく占めておりました。

児童クラブに関しましては、高学年の受け入れを来年度から行うということで、私の質問にも答えていただいております、日の出児童クラブの増設もしておるので、そのように進行しておるかと思っておりますので、ある程度の人数は対応できるんじゃないかなと思っております。

あと、経済的支援といたしましては、先ほど質問させていただいた保育料を値上げしないことや、これは就学前だけでなく、就学時の小学生の児童の保護者の方にもアンケートをとっているようであるので、就学支援としては、今まだ周知が徹底されていない部分もあって、なかなか利用が見込めてないので、その辺の周知をしっかりといただくということで考えていただけたらと思います。

交通安全でいえば、歩道の整備や防犯の関係上の問題、私が聞いたところによりますと、最近不審者といいますか、変な人も出没していたり、またあと、人だけじゃなくて、犬がうろついて、登下校中に近寄られて子供がびっくりして泣いて家に帰ってきたということも聞いておりますので、そういった対策もしていかなければならないんじゃないかなと思っておりますので、具体的に、このアンケートをもとに、今後市として取り組んでいくものがあれば、ぜひ教えていただきたいのですが、よろしくお願いします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 御質問にありましたように、昨年度実施いたしました子ども・子育て支援に関するアンケート調査におきましては、子育て支援の環境づくりに対する施策について、市が重点的に取り組む必要性が高いと思われるものは何だと思えますかという設問に対し、就学前の児童・小学生の保護者のいずれも、「安全・安心な道路交通環境の整備」や「子育てに伴う経済的支援の充実」と回答される方が半数ほどあり、上位に上がっております。こちらのほうは、議員のおっしゃられたとおりでございます。

まず安全・安心な道路交通環境の整備といたしましては、本市はこれまで通学路、歩道の整備等の安全対策や防犯灯の整備・改修等、防犯対策を推進してまいりました。

また、子育てに伴う経済的支援の充実におきましても、本市は近隣に先駆けた中学生までの医療費の無料化や保育料を低水準で18年間据え置きするなど、子育て支援施策を本市における最も重要な施策の一つとして推進してきたところでございます。

今後も安全・安心な道路交通環境の整備や子育てに伴う経済的支援の充実だけではなく、その他で必要性が高いと回答がありました、先ほど言われました児童クラブの受け入れ枠の拡大や保育所、児童館等子育て支援関係施設の整備等も含めた総合的な子育て支援施策を推進していく必要があると考えております。

現在、子ども・子育て支援事業計画の策定中でございます。子ども・子育て会議の委員の皆様御意見も伺いながら、本市の今後の方針を定めていきたいと思っておりますので、どうぞ御理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） そうしますと、この結果を踏まえて、もう一度子ども・子育ての会議があるということでございますが、その会議って、何月にあるとか、わかっているものがあるれば教えてください。

○議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

○民生部次長兼児童課長（渡辺秀樹君） 次回の子ども・子育て会議の開催につきましては、今月の末を予定しております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 今月末ということありますので、そこではしっかりと議論していただければいいかなと思いますが、やはり本当に特に最近目立っているのが、安全・安心ということで大きく伸びていた部分もあるので、防犯灯に関して言えば、古いものがあるということで前回も指摘させていただいたのがあったりするものですから、そういった部分を早急に解決していただくのと、やっぱり歩道に関しては、ここは危険箇所だなと思った部分に関しては早急な対応を求めていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 橋村防災安全課長。

○防災安全課長（橋村正則君） 防犯灯の修繕、または取りかえ等につきましては、地元の方と相談しながら、古い箇所から順に取りかえていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 地元の方とということであったんですが、なかなか予算が回ってなくて、要望どおりに早急につくれないということもあったらしいので、ぜひその部分に関して

も十分配慮していただいて、早急な対応をお願いしたいと思います。

子ども・子育てに関するものに関しては今月末のことになりますので、これ以上言ってもあれかなと思いますので、次の質問に移らせていただきます。

3点目、今度は子ども・子育てとはちょっと切り離れたというか、先ほどちらっと出たこともありますけれども、交通安全や道路整備についてでございます。

最近、弥富市でカーブミラーが古くなって見えにくいとか、白線や道路標識が本当に古くなって見えにくい。白線に至っては、もう消えて、見えないというようなものが多々見受けられます。例えば私、きょう、自分のうちからここに来るまでに結構な箇所で見えない部分があった。特に一時停止の白線については、どこでとまったらいいかわからんぐらいの消えなかったものが多々あったんですね。具体的な箇所については、また後ほど報告させていただきますが、そういった部分に関して、市ではどのように管理して補修を行っているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） それでは、御質問に対して回答させていただきます。

白線等について、どのようにチェックし、補修しているかという御質問でございますが、カーブミラーや白線、標識等の管理につきましては、土木課の職員が外出した際に巡回して、補修する箇所がございましたら確認を行って、補修する場所の連絡を区長さん初め、市民の皆様方より多くいただいております。

この場合につきましては、土木課職員が補修するものの確認を現地で行います。そのものがどこの所管かということで、例えば国・県、公安委員会、弥富市のいずれに当たるかを確認の後に、市の所管となる場合につきましては、市が委託しております業者に連絡をし、速やかに補修をするように指示をして、確認をしているところでございます。

また、市管理以外の場合につきましては、それぞれの所管に連絡をして、対応をお願いしているところでございます。

職員だけでは市内全域の確認もできませんので、今後も危険箇所等がございましたら、御連絡をいただきますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） もちろん職員だけの目では行き届かない部分が、広いものですからあると思います。そのことで、やっぱり地元の方が結構市のほうに持ってきて、ここちょっと切れておる。危ないよということで教えていただけるかなと思うんですけれども、そういった箇所で、例えば今年度に入って、言っても、なかなかそれが補修できていないということも聞いておりますが、補修する対応というか、どれだけのそういった報告があつて、達成というんですか、どれだけ補修できているかというのは、管理はどういうふうになっているん

でしょうか。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 補修の管理でございますが、さきに今の状況を報告させていただきたいと思います。

カーブミラーや標識の中には速やかに補修できずに、長時間放置したままとなっているものもございます。これにつきましては、物損事故等の場合には事故を起こした当事者が補修することになっておりまして、保険を利用して補修する場合につきましての手續などに時間を要します。速やかな補修ができずに、長時間放置したままとなっているケースもございます。

また、市を初め、行政機関では、特に年度がわりにおいて委託業者が決定しておらず、事務手続が必要となるために速やかな対応ができなくなり、遅くなることもございます。

以上のような点で補修が遅くなったりすることもございますが、少しでも早く補修することに心がけておりますので、御理解をいただきたいと思います。

また、件数につきましては、ちょっと数を掌握しておりませんので、全部が全部対応できるわけでもございませんので、予算に応じて危険箇所から対応していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 先ほど、数もたくさんで、なかなか予算もあるということで、早急な対応もできないということでございますが、こういう交通標識や白線、そして道路の穴ぼこ等も含めて、やっぱりお金の問題より命の問題でしょということがあるので、ぜひとも補正でも組んでいただいて、それは早急に直していく対応が求められるんじゃないかなと思うのですが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 交通安全というのは、私たちの自治体のみならず、県・国の本当に大変重要な施策でございます。愛知県におきましては、過去ワーストワンという形が大変長く続いておるわけでございます。今年度もそんなような状況に今あるわけでございます。

今、議員の御指摘のように交通事故を事前に防止していくためには、さまざまな交通安全標識であるとか、あるいは標示の問題についてはしっかりと市としても注視していかなきゃならないというふうに思っております。

そういうような状況の中において、12月にもお願いいたしましたけれども、この6月議会におきましても1,000万円を計上させていただきました。補正予算として認めていただきたいというふうに思っておるわけでございます。これは、通学路であるとか、あるいはさまざまな交通安全の危ない場所について、我々自身も気をつけながら行動させていただいており

ますけれども、先日も区長・六役会を通じまして、このお話をさせていただきました。自治会におきまして、この箇所をというところを見出していただきながら、我々行政と一体になって交通安全に取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 自治会でもぜひともそういったことを知らせてくれる、本当に貴重なところありますので、そういった要望・要求に対しては迅速に対応していただきたいなと今後も思っております。

あとは、やっぱりうちの市で管理するものであれば、市の責任でささっとできるかもしれないんですけれども、県の管理になっているものや国の管理になっているものがあるかと思っております。特に愛知県は、先ほど市長も言われたようにワーストワンということでございまして、それを返上したいと言っておるわけでございますので、県のものであっても、これは危険だなと思っているのであれば、しっかりと県にも催促をしていかなければならないと思っているんです。なので、あそこは県だからということで後回しにするんじゃなくて、やっぱり危険があるならば、迅速に対応していただくということで、ぜひとも今後取り組んでいただきたいと思います。その辺をお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 次に三宮十五郎議員、お願いします。

○5番（三宮十五郎君） 5番、日本共産党弥富市議団の三宮十五郎でございます。

皆さん、こんにちは。

きょう、私は国民と市民の安全のためにを最初のテーマとさせていただきまして、集団的自衛権の行使などによります日本を戦争する国にさせないこと、原子力発電所の災害から私たちの命を守ること、5月30日に県が発表しました地震によりますゼロメートル災害から市民を守ることの3つをあわせて質問をさせていただくことになっておりますが、それに先立って、少しこの問題で最近、市民の皆さんの間で起こっている変化をお伝えさせていただきたいと思います。

私は昭和43年の3月から議会議員を務めさせていただいて、途中で1期落選をしたことがございますが、その間、相当長い期間にわたって、近鉄駅前朝7時から1時間ほどお話をさせていただいてきましたが、先週の12日に、きょう質問させていただくこの3つのテーマでお話をさせていただいたところ、宣伝カーの近くを通り過ぎていく高校生など若い人たちが次々と頑張れと声をかけてくださったり、手を振ってくれる。ホームからも手を振ってくれる人も何人かございました。私の議員活動の経験の中で近鉄の弥富駅前でこんな反応があったのは初めてです。今、本当に多くの人々が政府や国会の動き、国や地域の将来に心を痛

めており、国民や市民の願いに沿ったものにしてほしいという思いを強く持たれているということに改めて痛感いたしました。

そこで、私は、その後の14日の土曜日に、弥富市の長老の識者の一人でもございます、そして海部地域の教育に長くかかり、退職後は弥富町の最初の専任の公民館長を佐藤町長の求めに応じてされたと思いますが、その後、長く福寿会連合会長を務められ、さらに89歳の現在に至っても語り部の会を主宰されており、地域の発展に寄与されております大島静雄先生を尋ねて、このことをお話しさせていただきました。

先生は、国の政治と国民の思いが余りにもかけ離れている。みんなで声を上げなければ大変なことになる。戦争への道をとめること。防ぎようのない原発の被害から国民や市民を守ることが強く求められている。せめて市長や議会の皆さんが、中日新聞の社説などの立場で一致して対策を考えていただけないだろうか。弥富のゼロメートル災害の避難対策は市の最重点事業として、さすがは弥富市と言われるものになるように取り組んでいただきたいものです。私も燃え尽きるまで頑張りますが、市長や議員の皆さんにも私のこの思いを伝えて、質問をしてくださいと励まされました。

こうした市民の皆さんの思いに応じていただく答弁と施策の展開を求めて、質問をさせていただきます。

まず、市長に具体的に質問させていただきます。

日本を戦争する国にしようとする憲法の解釈の変更や9条改悪をさせないために、平和自治体宣言を行い、中学生に対しても平和教育を実施しているまちの首長として、積極的な役割を果たされることについてお尋ねいたします。

安倍内閣は、憲法9条の立場から、歴代の政権が自衛隊は戦闘地域には派遣しない。自国が攻撃された場合以外には戦闘行為をしないなどの国会や国民との約束を破り、第三国であっても、その攻撃が日本の安全を著しく脅かす場合などに戦闘行為ができるというふうにその解釈をねじ曲げ、憲法に対する判断は内閣の責任で行うなどとして、国会での多数を頼み、解釈だけでなく、種々の法律の改正なども準備し、自衛隊の活動範囲を根本的に変えようとしております。

さきに麻生副総理が「ナチスに学べ」と述べてひんしゅくを買いましたが、それは、当時、ドイツがワイマール憲法という世界でも最も国民主権を貫いた憲法を持っておりましたが、国会で多数党になると、数の力で憲法を踏みにじり、秘密警察と独裁政治を打ち立てて、あの世界大戦への口火を切りました。

今日、多くの国の憲法は国民の圧倒的多数が承認しない限り、国会で多数をとり、政権をとっただけでは国論を二分するような問題を一方的に数の力で押し切ることができない仕組みを、憲法を中心に定めており、立憲主義、民主国家の土台となっております。

秘密保護法の制定から、憲法を中心問題の解釈の変更を内閣の責任で行うなどは、国会のハイジャック以外の何物でもなく、「ナチスに学べ」の発言を地でいくものであり、世論調査でも、国民の多数はそうした流れをよしとしていないことは明らかであります。

大江健三郎さんは作家活動を中止して、9条を守ることに全力を尽くすと述べなければならぬ状態でございますが、大島先生なども、燃え尽きるまで声を上げていきたいと述べ、歴代の自民党政権の屋台骨を支えてきた古賀、野中、加藤の元幹事長が相次いで私たちの新聞「赤旗」を通じて、現政権への重大な懸念を述べなければならぬ事態に至っております。

きょうの中日新聞によりますと、自民党の岐阜県連は全県の市町村議会に慎重な対応をされることを求める意見書を出すことを要請しているということが報道されておりました。

ぜひ国民と一番近い政治にかかわる、とりわけ自治体の首長として、この地域の市長会などでも、国民と市民の声を反映し、安心・安全の国と市町にするために積極的な役割を果たされたいと思いますが、御見解をお聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

集団的自衛権の行使の容認について、今、議論がいろんなところで巻き起こっていることは皆さん周知の事実でございます。

いま一度、憲法第9条をしっかりと理解していかなきゃならないときでもあろうというふうに思うわけでございます。

その憲法第9条には、日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と武力による威嚇、または武力の行使は国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄する。前項の目的を達するため、陸・海・空軍、その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権はこれを認めないという形で憲法に明確に規定をされておるわけでございます。

今回の集団的自衛権の行使につきましては、いわゆる憲法の前文である全世界の国民が平和のうちに生存する権利を有するとか、憲法第13条における生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については最大の尊重が必要であるという形の中において、憲法第9条だけではなく、憲法の前文ないし憲法第13条を読み合わせて、その集団的自衛権を認められるという形で内閣は理解をされているようでございます。

こういうことを内閣が発動しなかったら、誰がするんですかという形で、つい先日もテレビ討論を私は見ておりました。憲法の歯どめがあればこそということについて、正しい理解が必要だろうというふうに思った次第でございます。

このように、憲法の前文であるとか、13条の読み合わせで憲法第9条の根幹を曲げてしまうということは、いささか軽率ではないかというふうにも理解をするところでございます。

国会で十分時間をかけていただき、議論していただくと同時に、この日本国憲法の第9条につきましては、世界に理解をしていただかなくてはならないというふうにも思っておるわけでございます。

私どもといたしましては、先ほど議員が申し上げられましたように、いわゆる平和都市宣言、あるいは中学校における平和教育を実施させていただいております。そういうような観点からいたしましても、この集団的自衛権の行使という憲法第9条の解釈改憲を急ぐということについては、甚だ今のあり方について疑問を持っているのが率直な私の意見でございます。よって、私どもといたしましては、今後のこの憲法第9条の解釈改憲ということについては、しっかりと中止をしていかなきゃならない。私といたしましては、いわゆる憲法第9条を守っていくということについて、これからもそんな姿勢でまいりたいというふうに思っております。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 大変この問題の根幹に触れられて、市長としては9条をしっかり守っていきたいという表明をされましたが、実は先日、今、憲法問題で国民的な大きな共感を得ております9条の会が10周年の集会を開きまして、そこでいろんな方が意見を述べられましたが、私、非常にそのときになるほどと思ったのは、韓国の大学教授のキム・ヨンホさんという方が、今、東北アジア、東アジアは敵対的相互依存の悪循環の穴に陥っています。中国という敵をつくり、敵の威力を強調し、それで民族主義、保守的雰囲気を高め、それで政権の安定を目指す。中国も高まる民主化の要求を押さえつけなければならない。そのために日本という敵をつくり、ナショナリズムを引き起こす。そうすれば、互いに敵でありながら、みずから敵に依存する敵対的相互依存の悪循環がエスカレートします。相手への脅威が非常に高まれば安全保障問題が問われ、そのために憲法を変えるべきだと言えば、支持率がどんどん高くなります。韓国も含め、敵対的相互依存の悪循環から抜け出すためには、市民の理論が国家の論理、軍事の論理を圧倒すべきです。そのために、アジアの市民社会が連帯し、アジア市民平和会議を開いて、アジア全体の市民平和憲法をつくるべきだと思いますというふうに述べられておりますが、非常に、特に北東アジアの状態というのは危険な状態だということを世界中の人たちが感じている状態で、アメリカももっと中国や韓国と首脳会談ができる条件をというふうに求めておりますが、結局、靖国神社参拝の問題で、さきの戦争は正しかった。そして、日本は何も間違ったことをしていないというのが靖国神社のあの戦争に対する公式な態度でありまして、靖国神社の中には遊就館という戦争博物館があつて、そこへ行くと、まるで時代が変わったような展示がされておまして、そのことの中で靖国神社問題が大きな問題になっております。

森元総理でさえ、自分の意見と国益が対立したときには、国益に従わなければならないと

総理を論すような状態になっている中で、相変わらず事態の打開への道が進まない。

一方で、ASEAN諸国は、紛争は、いろんな国がありますから必ず起こるけれども、絶対に戦争にしないという協定をASEAN諸国の加盟国で結んで、今、紛争解決の処理のために1年間に1,000回を超える協議がされる状態をつくって、絶対戦争を起こさないという枠組みがつくられておりますが、ぜひ北東アジアでもそういう方向への国民世論を強めるために市長に御尽力を尽くしていただきたいということを要請いたしまして、次の質問に移ってまいります。

次は、原発による国民の命と安全を脅かすことをやめさせることについてお尋ねいたします。

大飯原発差し止め訴訟の5月21日に福井地方裁判所が行いました判決は、これまでの原発に対する政府や電力会社の主張をことごとく退けたものであります。

中日新聞は、22日付の社説の中で、今回の地裁の判決は普通の国民が普通に考えて思い至ることばかりではないかと述べております。多くの市町で、田植えさえできない、ふるさとに帰るめどもない大量の避難生活者の事故の現状を見据えた国民の命を守る判決と評価しています。

5月上旬に行った時事通信の世論調査では、原発をなくしていくという立場の表明は84%にも上り、政府が言っている重要な電源として使うという立場を表明されたのはわずか12.7%でしかありません。こうした国民の声がこの判決を大きく後押ししていることは間違いありません。

市長もこれまで、基本的には原発はないほうがよいが、産業用電力との調和も考えながらというような御意見だったというふうに私は覚えておりますが、電力固定価格買い取り制度が始まった2012年7月から2014年2月まで、わずか2年弱の間で政府によります新規認定量が4,121万キロワットにもなり、3・11以前の全商用原発の54基分、4,900万キロワットに迫るものとなっております。ことしの夏は格別な節電が必要でないことも既に明らかになっておりますが、そういうことから考えても、なくしていくという方向が一層はっきり見えてきたのではないのでしょうか。

原発の影響は、事故後の対応や廃炉への道が思うように進まないばかりか、汚染水の海への垂れ流しも国民の大きな心配事となっております。加えて、事故後、茨城や栃木県など、100キロ圏を超えてもタケノコが食べられないとか、そんなことがございましたが、先日、私の子供夫婦が日光市に住んでおりますが、私のところへ孫を連れて戻ってまいりました。聞いてみますと、息子の妻は日光の東照宮のお世話係をしております、大変広い境内地ですから、その中のタケノコだとか、自生のキノコだとか、こういうものはお世話係の人がいただける仕組みになっているそうです。ところが、3・11以後、その年も食べられなかった

だけではなくて、いまだに食べられない状態がずっと続いていると。したがって、本当にあの原発事故の影響は、報道されているものに比べてはるかに大きなものであることを、改めて私も、自分の子供がいるところの話の中で痛感をしたわけでございますが、ぜひこんなコントロールできない、何万年も冷却管理を続けなければならないような廃棄物の処理などを考えましたら、やはり一日も早くなくして、安心して、本当に国民が住んでいける国やまちにさせていただく。

とりわけ弥富市は浜岡原発から、あるいはまたこの判決がされました大飯原発からいずれも100キロ圏の中に入るまちであります。とりわけ心配なのは、一つは、浜岡にもし事故が発生すれば、恐らく日本の大動脈であります東海道新幹線や東名、そういう日本の国の動脈とも言われる交通路が遮断される状態が心配されますし、大飯原発に至りましては、木曽川の流域ですね。私たちの水源が汚染される心配もかなり強いものでありまして、やはりこうした福井原発の判決、地方裁判所の判決などがさらに国民や地方自治体からも支持されて、日本の政治が一日も早く、圧倒的な国民の願いに応える方向に、市長として積極的な役割を果たしていただきたいと思います、御見解をお伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

原子力発電の安全対策につきましては、三宮議員のおっしゃるように、東京電力福島第1原発のあの発電所の事故から3年以上が経過しておるわけでございますけれども、今なお多くの住民が放射線の健康影響等に関する不安、長期にわたって避難生活などが余儀なくされておる、大変困難な状況に置かれていることは全く今もって変わっていないという状況でございます。

先月、5月21日の福井地裁の判決で大飯原発の運転再開は認めないという判決が下されました。今までの原発の安全神話、そういうようなものが完全に否定されたかのように考えるわけでございます。

原発の稼働ということに対しては発電コストの低減になるということがいつも議論の中で言われているわけでございます。それが電力料金に関係してくるという議論でございますが、極めて多数の人々の生存そのものにかかわる権利と、電気代が高い低いという問題とを並べて議論することはいささかおかしいだろうというふうにも思っております。

今、またこんなことも言われています。今の産業界における電力の供給なくして、日本の経済は成り立たないという議論でございます。あるいは原発を誘致している立地自治体などには経済活動の停滞や雇用の不安というものがつきまとうているということでございます。このことにつきましては私も理解をするところではございますけれども、日本全体で考えるべきことではなかろうかというふうにも思っております。いずれにいたしましても、福井地

裁の判決は、多くの国民が普通に考えてみえることである、その結果であろうというふうにも思っております。国民の命を守る判決であるということが言えるかもしれません。

そのような観点に立って、私は、原発の再稼働につきましては早急に廃止する方向で考えるべきだということをいつも申し上げておるところでございます。

このような問題を私の立場で発言すると、いろんな関係がぎくしゃくすることにもつながりかねないということは自分でもよく理解をしているところでございますが、自分の意思をしっかりと表明することも大事だろうというふうに思っております。

このような中で、6月4日、全国市長会が東京で開催されましたけれども、東京電力福島第1原子力発電所事故への対応と原子力安全対策に関する決議を市長会のほうでさせていただきました。その内容は、原発事故の早期収束と完全な賠償、そして放射線物質による国民、住民生活に対する影響への対応、原子力安全、防災対策の充実、汚染水対策の着実な推進、さらには中・長期的なエネルギー政策としてしっかりと構築し、国の責任を果たさなきゃならないということを決議させていただきました。

いずれにいたしましても、この原子力発電の再稼働につきましては、やはりもう一度しっかりとした協議、議論を重ねながら、私としては廃止の方向へ導いていただければという基本的な考えを持ち合わせているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 市長会もそういう立場に立った議決をしていただけたということでございますので、今、市長もおっしゃられましたが、大多数の国民が普通に考えて、行き着く先、これは中日新聞の社説の中でそう言われておりますが、そういう方向で一日も早く安心できる、今の状態だと本当に地震大国、あるいは火山大国、しかも活動の周期が広がっている中で、稼働中に事故が起これば、本当に取り返しのつかない事態になると思いますので、積極的な役割を果たし、何よりも政治の一番市民・住民と直結したまちの首長としての役割も果たしながら、一日も早くこの世論が政治に届くようにいろんな御尽力を引き続いて考えていただくことを強く求めて、次の質問に移らせていただきます。

次は、ゼロメートル災害への備えを抜本的に強化することについてでございます。

愛知県が5月30日に発表いたしました南海トラフ想定津波、堤防沈下による被害想定は、この地域に住む者としての備えと対策の大切さを改めて求められております。

市議会が昨年行いました石巻市の視察から考えれば、旧北上川河口周辺とよく似た地形の弥富市では、液状化などにより、現在の地盤そのものが地震によって新たに1メートル前後沈下したあの石巻市を初めとする東北各地の事態がさらに心配を大きくします。

4月19日付の読売新聞の片田群馬大教授のインタビュー記事にもございますが、異常気象による巨大台風や高潮、あるいは木曾川流域の集中豪雨のことは載っておりませんでした、

久しく木曾川流域、あるいはこの周辺では時間50ミリだとか、100ミリだとかという豪雨が本当に毎年珍しくない報道がされておりまして、上流の豪雨によりまして、京都でも大きな被害が発生したこともつい最近でございますが、私が議員になって、そんなにたっていないところに一度本当に木曾川に警報が出たことがあるぐらいで、そういう弥富は、幸いなことに伊勢湾台風以降、大きなゼロメートル災害には遭わずに来ておりますが、しかし、確率からいいますと、本当に地震も大変なんです、要するに片田インタビューの一番中心点は、従来は台風はだんだん日本に来るに従って勢力が弱まっておったけれども、海水温度の上昇によって、日本に来ているときが一番勢力が大きくなっている。だから、さきにフィリピンを襲ったような、ああいう台風が珍しくない状態だというふうに考えることをすれば、やっぱり地震、津波災害とあわせて、ゼロメートル災害からどう市民や財産を守るか。とりわけ住民の生命を守るかというのは喫緊の課題だという提起がされております。

東北大震災のときも、逃げる以外にないということを一貫して主張して、本当によくそんなことが言えるといってひんしゅくを買うぐらいのことを言ってきた人の発言ですが、議会改革協議会でもこの前、皆さん全員に配付をさせていただいたわけでありましたが、ぜひこういうことを考慮した弥富市の防災計画、ゼロメートル災害対策を進めていく必要があるのではないかというふうに思いますが、そういうことでいいますと、とりわけ弥富市の最大の弱点は、人口に比べて緊急避難所の場所が極めて少ないということであります。私は、そのため、一定の高さがあり、陸上交通でも孤立しないことが考えられる東名阪弥富インターに隣接する場所に、これは市長も後期計画の中で考えていきたいというふうに言われておりましたが、運動広場はちょっと全市的な位置からいうと不便なところになりますが、やはり災害対策ということを考えたら、あのインター隣接で全市を対象にしたような規模の運動広場があって、一定の高さがあるものがあるということは、弥富市の全体の避難場所の不足分を解消することと、それからもう一つは、やっぱり基本的に弥富市はゼロメートル災害になると避難所は孤立しますよね。それぞれ孤立する。そういうことを考えたら、陸上交通と直結した場所に運動公園をまるごとかさ上げしてしまえば、数千人が避難できる場所になるわけですから、そうしますと、当然それにふさわしいトイレだとか、いろんな施設も整備されます。同時に、本当にそういう災害対応の防災公園というなら、防災倉庫だとか、あるいは給水設備だとかの整備もされていくことが考えられるわけですね。弥富の中で本当に相当数の人たちがまとまった場所に、ゼロメートル災害時に、特に台風なんかの災害ですね。高潮、台風はあらかじめ予見できますので、空振りになっても、本当にそういう危険があるときは避難をするということが今大きな全国的課題になっております。

そうしますと、周辺だけじゃなくて、一定のところから、当然運動広場ですから駐車場もありますから、そこへ車で移動してくることもできるわけであります。そうしますと、今後

の避難だとか、救援だとか、いろんなことを考えましても、全部ばらばらに孤立するような状態から、一定の人たちは少なくとも陸上交通と遮断されない場所に来る。とりわけ伊勢湾台風のころと比べて大きな違いは、伊勢湾台風ときはまだ浅かったから、弥富全体でいいますとね。私も佐屋にいましたが、佐屋から名鉄の線路を伝って、いかだで弥富へしょっちゅう来ていたんですが、そういうことができました。しかし、今の状態だと、多分いかだをさおでこぐとか、あるいは伊勢湾台風の当時は船もたくさんありましたから、船が本当に相当大きな役割を果たしたんですが、全く状況が変わっていますよね。そういうことから考えますと、かなり弥富全体の不足する緊急避難所を解消すると同時に、本格的な防災訓練等でも、どこに避難をするかということがお互いに決められる程度のそういう訓練もできるし、配慮もできるようになると思います。

そういうことを考えますと、今、東北だとか、あるいは津波が心配されるところで、市内だとか、自分の町や村の中に避難場所があるところは、公共施設なんかをそこへ移転させる補助金制度はありますよね。全くそういうところがない弥富なり、この周辺の市町が、恐らく費用対効果も非常に高い、しかも現実的に以後の避難や救援対策を考えても有効な活用が図れる場所が日常的に運動公園として活用できるというようなことも含めて考えるなら、私は非常に費用対効果の高い施設となると思いますし、弥富市民にとっては大きな、これだけで全部解決するわけではありませんから、将来的にはというか、全市的にどうしていくかというのをもさらに詰めていく必要はあると思いますが、それにしましても、これは当然、あるところは公共施設なんかの移転の費用も補助金で出るというが、ないところで合理的なものをつくるのに補助金が出ないというはずはないと思うんです。そういうことをひとつしっかり御検討いただいて、地震災害とあわせて、高潮だとか台風、集中豪雨災害などで、伊勢湾台風から平均しましても1メートルから1メートル50ぐらい沈下をしているこのまちで、本当に市民の安全を守る。とりわけ今、こういう経済状態の中で、家族同士が助け合って生きていかなきゃいかんということで、農家の皆さんも2世代住宅というか、庭先に立派な跡取り息子や、あるいはお婿さんのうちをつくるというのが弥富の中でもふえておりますし、同時に子育てのまち弥富ということでたくさんの人たちが来てくださっております。周辺の市町でどんどん人口が減ったり、子供が大幅に減っている中で、今は従来のこの市の施策の影響もありまして、名古屋に通勤するのに非常に便利だということや、いろんな条件が重なって、たくさんの人たちがこのまちに住むことを選んでおります。先ごろ、市側からの発表によりまして、定住を希望する住民が非常にふえているということを考えましても、この皆さんの信託に応えるためにも、私は、この防災広場をつくるということについて、本格的に検討していただくことが今弥富市の防災対策のかなめの一つになると思いますが、市長の御見解をお伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 議員にお答え申し上げます。

愛知県の防災局から5月30日、南海トラフ巨大地震が発生した場合の被害想定が発表されたわけですが、この内容につきましては各議員御承知のごとくでございます。最悪のシナリオとはいえ、大変大きな衝撃を私どもとしては覚えたところでもございます。震度は7、津波が来る前に堤防が崩壊し、さらに液状化が発生し、甚大な被害が予想されるということでございます。また、海拔ゼロメートル浸水の、いわゆる大きな被害が生まれるということに対して警鐘を鳴らしていただいております。

3・11以来、東日本大震災のあの教訓から、私どもも公助・共助・自助という防災・減災の基本について、議員各位と議論を重ねてきたところでございます。

そのような状況の中において、公助といたしましては、住民の皆様の一時的な避難場所として、新たに防災センターを設置したり、公の建物、あるいは民間の方々の御協力をいただき、1次避難場所を設置しているところでございます。今後もさらにその場所を加えていきたい、そんな計画を持っておるところでございます。

議員御指摘の弥富インターにおける避難場所の設置につきましては、中日本高速道路の所長さんに御要望させていただきました。所長のそのときの御回答といたしましては、桑名インター周辺にそのモデルを一度考えていきたいということでございました。そして、弥富インターにも検討してまいりたいということでございますので、今後も要望を出し続け、中日本高速道路の皆様方の一つの方向性について注視をしていきたいというふうに思っております。

私、個人的といたしましては、少し三宮議員と異なるかもしれませんが、平成の命山的な避難場所においては、県の施設であります海南こどもの国のあの広い丘陵地帯を県との協議の中で検討してまいりたいというふうにも思っております。あそこは高さ8.5メートルございまして、私ども、市民・住民の皆様が一時的に避難する場所といたしましては、ほぼ市の中央部分に属するということからして、いい場所ではないかというふうにも思っております。

さらに加えさせていただきますけれども、この4月、愛知県大村知事を会長として、河川海岸堤防等地震・津波対策事業促進協議会を設置されました。私も弥富市の置かれた環境ということの中で副会長という大役を仰せつかっているわけでございます。海岸の堤防等におけるこれからの整備に対して、機会あるごとに国に要望し、木曽川であるとか、日光川であるとか、あるいは弥富港、鍋田ふ頭という形の中での港の強化にこれからも努力をしてまいりたいというふうに思っております。

いずれにしても、公助だけでは災害ということに対しては立ち向かえません。自助・共助という形の中で、いま一度御協力賜りますことをお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

だきます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） こどもの国を利用することについても、私は別にそれは今のインターの周辺で足りるわけではないわけですから、ぜひそれはそれでお進めいただきたいと思うんですが、問題は、一つは、地震災害によります河川堤の決壊という問題について、大変心配の尽きない、そう簡単に今の状態が大丈夫と言えないから、ああいう最悪という相当大きい被害想定が出されたわけであります。同時に、先ほども申し上げましたが、要するに液状化ですね。

この辺の地盤の特徴というのは、木曽三川の下流地域で、地表から大体七、八メートルのところまでは砂で割方かたい地盤、その下は、桜小学校だとか、それから弥生小学校の鉄筋化の工事のときに私どもも何回か現場で立ち会ったことがございますが、当時ですから、まだディーゼルハンマーを使って、大きいくいを打ち込むという作業がやられておりました。砂のところの間は大きいハンマーを落として、ディーゼルで圧縮して、それで爆発させると。その反動で続けてエンジンがかかって打ち込んでいくというやり方をとっていましたね。ところが、砂の層を抜けると、ディーゼルハンマーは全然使えないんですよ。圧縮する力、ずぶずぶと入っていく。だから、持ち上げては落として、それで弥生小学校や桜小学校の当時のくい打ち工事は行われたものなんです。そういうところですから、先ほども申し上げましたように、特に海溝型の地震というのは揺れる時間が非常に長い。マグニチュード9なんていうすごいエネルギーですね。

だから、私どもが議会として石巻に行ったとき、どこのまちでも言われたんですが、仙台駅で3分ほど揺れたそうですね、あの地震。そんな海溝型の地震で長期に大きく揺れるというようなことがありますと、当然砂の地盤のところの支持力というのは、水を加えて揺れますからなくなっていくということで、ですから、本当に石巻の市役所はちょうど弥富市なんかと同じような場所にあったわけですが、周辺全体が1メートル近く、またその地震で沈下をしたというようなこともありまして、今の、伊勢湾台風から1メートルか1メートル40沈下しておるところへ、また地震で沈下をするというようなことがあれば、本当にそれぞれの避難所が孤立する度合いというのは非常に高いんですよ。

そういう中で、全体の避難所不足を解消することとあわせまして、要するにただ山をつくっておくということではやっぱり余り役に立たない。運動公園や何か、日常的に市民が利用する、いつも出入りしている、そういう場所で、なおかつ高さのある避難所として使えるというのは、やっぱり非常に弥富市としても魅力のあるところ。今、市長おっしゃられたように、もしこの隣接地で一定の高さを持った運動広場をつくる。そして、中日本高速道路に依頼して、隣接地に同じように、隣接してつくるわけですから、かさ上げさせてもらうことが

できれば、弥富市が用意するよりもはるかに多くの広場だとか避難所を利用させていただけるわけで、中日本高速道路は、今言ったようにモデルをつくりたいということなんですが、ぜひそのモデルとして弥富市が名乗りを上げて、弥富市もつくりますから使わせてくださいということで、さっき申し上げ、くどいようにもう一度申し上げますが、私は今、避難する場所がない名古屋の西部地方のかなりの市町だとか、東京やその周辺もそうですよね。避難する場所がないところがいっぱいありますよね、関東でも大阪でもそうですが。そうすると、そこでの対応で、今は避難するところがあるところは移転や何かの費用も国の補助金というんですが、避難するところがないところが費用対効果の高い効果的な避難所をつくることについて、積極的に補助金を出してくれということを弥富市が手を挙げていただくということは、市民の皆さんにとっても非常に心強いことだと思いますので、やっぱりそういう立場での御検討を一度しっかりと部内で進めていただきたいと思いますと思いますが、市長、その辺は、くどいようですが、もう一度御見解をお伺いします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 議員にお答え申し上げます。

弥富インター周辺に対して、一度、三宮議員とまた別に時間を設けさせていただきまして、どのように具体的にお考えになっているかということについて、私としてもしっかりと理解をし、そしてまた東名阪のどのような場所に具体的に設置していくかということについて、少し意見調整をさせていただきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） それでは、この問題は、今、市長からそういうふうにボールを返されましたので、しっかり受けとめて、一度しっかりと市の当局の皆さんと議論させていただきますので、よろしくお願いいたします。

さて、私、あとたくさんのことを用意しておりましたが、皆さんにせっかく準備をさせていただいて、質問せずに終わると申しわけないので、国保の関係につきましては、議案も国保の関連の議案がございますので、そちらのほうに回させていただいて、きょうはせっかく準備いただいたわけですが、ぜひ次の機会に譲らせていただきたいと思いますので、別の質問に移らせていただきます。

では最後に、文化行事にふさわしいホールの位置づけをとということでお尋ねいたします。

市の重要な行事でふぐあいがあって、さきにも市長がこの場で、非常に関係者には申しわけないことをしたというふうに遺憾の意を表されたことがございますが、この春の文化行事の中でも、桜まつりと一体で行われました洋邦楽の演奏会の行事の中で、最後から4つ目の前にどんちょうが動かなくなって、たまたま2つはどんちょうがあってもやれる行事だった

から、どんちょうを上げずにやられたそうですが、あとの2つは、せっかく半年なり1年間準備してきたことが全くできずに終わって、大変残念な結果になったというふうに私も思います。以前のときに、やはり市の施設ですから、どちらかというと弥富の場合は文化協会の皆さんにお願いしてやってもらうという格好が多かったんですが、ぜひ市の職員の中で施設全体の運営ができる人を配置していただくとかなんとかしないと、やっぱりどんどん施設は変わってきますし、ふぐあいが発生しても原因もなかなかわからないということで御迷惑をかけることになるということで、職員、場合によっては専門家による必要なサポートをとということを要請してきましたが、残念ながらまたこういう結果になりまして、これはやはり本格的に御検討いただきたいと。

あとの問題もあわせて質問させていただきますが、それと、弥富市の音楽や演劇が市民や他市との交流事業に対応できるように、とても今の施設の状況ではなっていないので、対応できるようなものにしていただきたいと。

以前に、今の施設を改良して対応できるものか、対応できなければ、次の市の計画の中に盛り込んで考えていただきたいということを要請して、いまだにこの問題については結論が出ない状態になっているというふうに思いますが、特に弥富市のそういう施設というのは、少なくとも演劇や音楽の鑑賞をする、発表会などができるというようなことを全然想定してつくられていないということもありまして、少々改良したってとても対応できないというのが、弥富市の中にもウインドアンサンブルなんかで、よその施設を使われたり、実際やっている人たちも少なくないと思いますから、そういう人たちは常にそんなふうに思っている方も少なくないと思いますが、最近、市になって、他市との交流、あるいは地域の交流で、先日も稲沢市で文化協会の代表が一つのクラブというか、参加をして、やってきましたが、一つは施設がすばらしいのにびっくりしたというのと、やっぱり市のサポート体制というのが本当にすばらしいというか、とても弥富では考えられないような状態だったと。近々、来年ですか、今年度かな、弥富市でここ近いうちにやることになっておるんだけど、本当によその人たちに来ていただいてもうちの施設では心配だという声も、直接そういう人たちからも聞いておりますが、いずれにしましても、市になって、こういう状況が今後ますます続いていきます。

それと、前回も申し上げましたが、今の子供たちの音楽だとか、演劇だとかに対する感性というのは、私たちの子供のころとは桁違いのレベルですよ。日本の青少年が世界のトップクラスのいろんなコンサートやそういうもので1番になっていくような時代ですので、ぜひ弥富市としても、この問題をどう解決していくかということを経程にのせて御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 三宮議員の御質問にお答えさせていただきます。

去る4月5日開催の文化協会主催による洋邦楽発表会においてどんちょうにふぐあいが生じ、操作が不能になりました。原因につきましては、保守業者からは、確たる原因は特定できないが、ウェート、おもりでございますけど、こちらの揺れにより、通常の停止位置ラインを越えて、ファイナルリミット、最終の停止ラインでございますけど、こちらまで押し上げたものと考えられるという報告を受けております。

いずれにいたしましても、不測の事態とはいえ、出演者、来客者に大変御迷惑をおかけしたことをこの場をおかりしまして深くおわび申し上げます。

まず、総合社会教育センターでございますけど、こちらにつきましては平成元年に建築され、建築後25年ほどが経過し、施設や設備の老朽化もあり、保守・修繕等を行い、維持管理に努めております。

舞台設備につきましては、現在、つり物のワイヤロープを6年間で一新するよう進めております。

また、音響設備につきましては、平成24年度に新たに更新いたしまして、その操作方法につきましては以前より容易になったと聞いております。利用団体につきましては、職員のほうから説明して、一定の理解をいただいております。

しかしながら、大きな行事や行事内容によっては、外部委託の方法も考えておりますので、御理解をいただきたいと思いますと思っております。

2点目の文化ホールの確保につきましては、23年の12月議会でも御答弁させていただいておりますが、将来的には必要性も生じると認識はしております。しかしながら、現段階ではこれ以上の新規の施設整備は困難であり、行事内容や利用形態に応じて、既存の中央公民館ホールや十四山スポーツセンター第2アリーナ等を利用させていただくことで対応してまいりたいと考えております。

先ほど議員が御指摘の平成27年度の愛知県文化協会連合会西尾張支部芸能文化大会でございますので、弥富市で開催する予定となっておりますが、この事業につきましては外部委託を考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 今の弥富市のそういう、今部長がおっしゃられたような施設というのは、いずれもせいぜい講演会ができる、演説会ができるという範囲のもので、例えば舞台照明と、それから反射板ですか、ギターやそういう楽器の音をきれいに客席のほうに流す。両方同時に使えない施設なんですね。どっちかを使えば、どっちかが使えないということがあったり、それから、特に演劇やそういうことでいいますと、楽屋はない。それから舞台の裏を通り抜けることができないとか、致命的な弱点を持っています。旧町時代でも、旧佐屋

町だとか、それから佐織町が持っているホールというのは、本当に佐屋町が持っていたホールというのは、海部津島地方でも小規模な演劇や音楽だとか、そういうものに一番使いやすい施設だと。佐織の施設もまたそういうレベルなんですね。美和町もそういうレベルだったんですが、残念ですが弥富はそういう施設をつくる時にそうした考慮が行われずに、みんな似たような施設にしちゃったんですよ。だから、本格的にどこかを更新してできるなら、やっぱりそういうものにする。それが無理なら、どこかの計画の中に盛り込んでいくというふうにしないと、やっぱり時代の要請ですよ、これは。弥富の文化が問われている問題だというふうに思いますが、これはやっぱり部長だと同じ答弁になると思いますので、市長、一遍その辺の市の対応について、このままでいいのかどうか。なるべく早い時期に一度本格的な御検討をされるのか、改めて伺います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） この文化ホールというか、市民の皆様方の発表の場であったり、あるいは市全体の行政の場であったり、さまざまな多目的な利用という形の中で文化的なホールは必要であろうということは理解をするところでございます。

しかし、先ほども言いましたように、将来的にはしっかりと考え合わせていくということで御答弁をさせていただいておるわけでございますけれども、そういうことを言っておっても、なかなか人口減少社会という形の中で早くすることが望ましいだろうというふうには思っております。

しかしながら、一方では、正直な話をしますけれども、人口4万4,500人、4万5,000人という形の中で、1,500人、2,000人が収容できる文化ホールということに対しては大変厳しい運営になろうというふうにも思っております。これにつきましては、いろんな皆さん方、見識の高い方、あるいはそういったことに対してたけてみえる方の御意見等も聞きながらやっていかなきゃならないというふうに思っておりますので、いずれ近いうちにこういったホールに対する審議の場というか、協議の場というか、そういったようなものの委員会を発足させてはどうかという気持ちもございます。いましばらく時間をいただきながら、その委員会、あるいは審議会ということに対して、また御意見もいただければというふうに思っております。

いずれにいたしましても、ことし行われる文化協会主催の弥富は当番ということでございますので、これにつきましては、さまざまな御要望もいただいております。その文化協会の行事が開催されるまでにはきちっと手当てをしていきたいというふうに思っておりますので、また御返事をしていただきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、一度審議をする場を設けていきたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5 番（三宮十五郎君） もう時間がありませんので最後になりますが、これは要望しておきたいと思います。

市民憲章でも「文化の薫り高い弥富市」ということを高らかにうたっておりますが、今、市長おっしゃられたように、1,500人レベルというとやっぱり相当のことになりますので、せいぜい五、六百までの間で、市民がそうそんな1,000人を超えるような規模の催しをやるということは、それはあるにこしたことはないんですが、やっぱり予算の関係、いろいろありますので、今、私が申し上げましたもとの佐織町だとか佐屋町の施設にしてもそういうレベルですよ。そういうものでないと、そんな1,500なんていうことを今の人口減少社会の中では余り欲張らずに、しかし、同時に文化的要求を満たす方向で御検討いただくことを要望して、質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩とします。再開は2時10分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時02分 休憩

午後2時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に三浦義光議員、お願いします。

○8 番（三浦義光君） 8 番 三浦義光です。

通告に従いまして、弥富市の学校給食、並びに消防団について、2点の現状について質問をいたします。

まずは学校給食に関してですが、平成24年9月議会に続き、2度目の質問にはなりますが、再度質問をいたします。

本年4月から消費税は5%から8%に増税されました。そして、基本物資である米飯、パン、牛乳の価格上昇による副食費、おかず代の減額をせざるを得ません。また、石油価格上昇を機運とする給食食材価格の上昇、外国産食材の安全性の問題を契機とした国産品への転換など、ますます食材費が増加する状況となっています。

全国的には、児童・生徒に必要な栄養所要量を確保しつつ、献立内容を工夫しています。一例ですが、サイコロステーキからハンバーグに変更、カレーの肉を牛肉から豚肉に変更など、献立自体、または使用する食材を安価なものに変更しています。または、季節のデザートや果物の使用回数を減少させるといった措置もとられております。

根本的な食材購入費の抑制、効率的な給食費の施行を行い、全校一括調達によるスケールメリット、そして入札による競争性の確保などを取り入れている市町もあります。

特殊な事例としては、ある一定期間、小・中学校で牛乳を試験的にやめることを決めた市があります。この市の教育委員会は完全米飯給食で和食中心の献立にしており、正しい食習慣を身につけてもらうのが狙い。牛乳の費用はおかずなどに回して、牛乳の分の栄養を補うそうです。そして、牛乳の購入費を浮かせることで4月からの消費税増税分も吸収し、給食費の値上げはしないということです。この件について、文部科学省でも一定期間やめるのは全国でも珍しいということでした。

文部科学省は、学校給食の食事内容については、地域の実情に応じて、各学校の設置者、公立小・中学校では市町村が判断することとなっています。栄養バランスに配慮し、多様な食品を活用するように、学校給食における栄養所要量の基準を定めて、エネルギー量やカルシウムなどの栄養素などについて、平均的な数値を文部科学省は示しています。そして、各学校の設置者においては、この基準を参考にしつつ、地域の実情などに応じて、栄養のバランス、多様な食品構成、食文化の継承及び感謝の気持ちなど、さまざまなことに配慮して、牛乳の使用の有無を含めて、日々の献立内容を決めていると思われます。

例えば地域で生産された食材、郷土料理を活用したり、行事と関連した食事を導入するなど、地域の特色ある学校給食が実施されています。なお、文部科学省においては、牛乳などは児童・生徒のカルシウム摂取に効果的であるため、飲用や調理用としての推奨はしています。

私は、脱脂粉乳から牛乳へ献立の中で移り変わっていく時代に小学校低学年を過ごしました。最初、週の一、二回が牛乳でした。いつごろから脱脂粉乳が全て牛乳に取ってかわったか、記憶が定かではございませんが、高学年では毎日牛乳になっておりました。牛乳がおいしかったのか、脱脂粉乳が余りにもまずかったのか、とにかくあの当時の牛乳のおいしさは今でも鮮明に覚えております。牛乳が献立から消えるというのは、ほかの市町の状況とはいえ、寂しい気持ちになります。個人的には、栄養の宝庫牛乳はこれからも学校給食に残していってほしいと思っています。

話を給食費に戻しますが、お隣の愛西市、今年度から給食費が値上げされているそうです。食材を落としてまで献立をつくり、子供たちの栄養摂取に悪影響を及ぼすのであれば、現状の食材維持のための値上げと聞いております。

弥富市では、消費税増税、食材費高騰による対策としての現在の状況及びこれからの動向についてお聞きをいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 三浦議員の消費税増税、食材高騰による給食費の現状及び動向についてお答えいたします。

弥富市は、全校各学校で給食を調理し、提供している、いわゆる自校方式をこれまで行っ

てきております。愛知県学校給食会を初め、多くの業者の方から、地域性を考慮したさまざまな食材を納入していただいております。

平成21年度に、輸入食材の安全問題もあり、食材についてはできるだけ国産品を購入するよう変更したとき、また今年度4月、消費税率が、先ほど議員言われましたように5%から8%に引き上げられたことにより10円値上げさせていただきました。

大規模校では、食材の大量購入や、小規模校では自校炊飯（学校で御飯を調理）をして、経費の節減を図りながら、よりよい給食の維持に努めてまいりました。

牛乳につきましては、回数を減らしたり、一定期間とめたりすることは現在のところ考えておりません。

今後の給食費につきましては、できる限り維持していきたいと考えておりますが、給食の食材の質や量を維持するため、やむを得ない場合は見直しをする場合がございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 弥富市が、旧弥富町時代から長年自校方式で給食を調理しているのは把握しております。自校方式の実施のメリットとしては、地産地消が容易にでき、昨今重要視されてきた食物アレルギーの児童・生徒への個々対応が十分に可能であるということでございます。

今回の給食費改定により、魅力ある献立内容の充実を図っていただき、今後も給食を生きた教材として、小・中学校9年間を通じた食育を行って、安全・安心で、牛乳使用を含めた栄養バランスのとれたおいしい給食の提供を求めていってください。お願いをいたします。

それでは、次の質問に移ります。

学校給食には生野菜やサラダはなぜ取り入れていないのですかといった質問を受けたことがございました。そういえば、平成8年の病原性大腸菌O-157の食中毒事故の大規模な、これはいずれも学校給食でございました。学校給食の調理は、不衛生であったり、原因菌の多い食材を使っているわけではございませんが、学校給食の仕組みそのものが食中毒を大規模化させました。給食センターで一括して行っていたり、各学校に調理場があっても、献立や食材購入は全体で行っていたり、コストを下げるために行われていました。

食中毒事故は大規模化すると地域の医療体制が追いつかず、被害を拡大させたり、死者を出したりすることにもつながります。この病原性大腸菌O-157による食中毒事故を受けて、当時の文部省は学校給食食品衛生マニュアルを作成しました。それに対応するため、生野菜に過剰な次亜塩素酸ナトリウム消毒を行ったり、生野菜を出さず、またジャムを煮返ししたり、中心温度を高くするため、加熱し過ぎの料理を出すなど、混乱を招いてきました。しかし、本質的な問題である大規模、低コスト体制には手をつけられず、潜在的なリスクは高い

ままでございます。

そして、現在でも多くの学校給食現場では、過剰な殺菌や生野菜を出さないなどの現場対応で食中毒を防ぐことを最優先にした給食づくりがなされております。

平成8年の病原性大腸菌O-157の流行原因は明らかにならないままでございます。しかし、その後、家庭では生野菜は食べられており、あのパニックは何だったのでしょうか。

さまざまな食品事件のたびに、一つ一つ食材が一時的に食べられなくなり、いずれまたもとへ戻っております。ただ、そのたびごとに除菌・無菌思想だけが強力になっております。

しかしながら、関東のある都市では、月1回程度の使用ではございますが、学校給食において生野菜の使用が再開をしております。再開目的は、日常の食生活、食文化に鑑み、食味、食感、香り、栄養、季節感など、これらの食品が持つ効用を活用し、食に関する教育内容の充実を図るとともに、児童・生徒が生涯を通じて健康で心豊かに生活できるよう、多種多様な栄養バランスのとれた献立による学校給食を提供し、食に関する基礎・基本を養うことを趣旨に置いているそうです。ただし、生野菜の殺菌方法として、厚生労働省が示している大量調理施設衛生管理マニュアルに沿って、またその他の作業についても、文部科学省が示している学校給食衛生管理基準を厳守して徹底を図っております。これは大変調理員さんには労力ではございます。生野菜の徹底殺菌が無害としても、果たして児童・生徒にそこまでした生野菜を提供する必要があるのか。本末転倒ではないのか。今回の質問を調べていくうちに疑問を抱いた方の要望も重視をしたいのですが、最優先に考えなければならないのは、やはり児童・生徒だということが、この質問を考えていく際に確認できました。

こういった国・県の指導のもと、弥富市としては、現在の給食に生野菜、サラダなどの使用はどういった状況なのか、お聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） それでは、給食に生野菜、サラダなどの使用状況についてお答えします。

食中毒を未然に防ぐため、大量の食材を扱う学校給食の調理は、国が示す、先ほど議員が言われましたように大量調理施設衛生管理マニュアルや学校給食衛生管理基準に沿って、調理作業工程や調理作業手順ごとの点検を確実に言いながら仕上げてまいります。

野菜類の使用につきましては、昨今の食中毒の発生状況を踏まえ、また2次汚染防止の観点から、原則として加熱調理することになっております。キャベツ、キュウリ等も加熱処理して提供しております。ミニトマトは果物類として取り扱っておりますので、十分洗浄して提供しております。

生野菜やサラダなどのあえものは、取り扱い上、生ものとして低温でずっと管理しなければならないため、給食で出すことは控えております。

加熱調理品では不足しがちなビタミンやミネラル補給に毎日給食で出す牛乳のほか、比較的低温で出すことのできる果物やデザートで補っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 文部科学省の学校給食栄養報告によれば、学校給食での緑黄色野菜とその他の野菜の1日の使用量は、小学生で26グラムと33グラムに、中学生で59グラムと73グラムになっております。一方、厚生労働省の国民健康栄養調査によれば、7から14歳の1日当たりの野菜摂取量は、緑黄色野菜が68グラム、その他の野菜が152グラムとなっていて、学校給食での野菜使用量から見て、小学生や中学生の野菜摂取において、学校給食がいかに重要な役割を果たしているのかがわかります。

知人のお母さんに現在の小学校・中学校の献立を拝見させていただきました。加熱調理が原則の中で、ソテーであったり、スープであったり、キャベツなどの野菜を工夫して提供してもらっているそうでございます。どうかこれからも野菜の使用量を減らさず、小学生・中学生の野菜摂取を確保し続けていってください。

それでは、生野菜、サラダを献立にというのが現実的に難しいのであれば、野菜本来の味、形状、生態など、児童・生徒にどのように学んでもらえばよいのか考えてまいります。

食育基本法が平成17年に設立し、学習指導要領でも食育に関する記述が充実しました。学校現場の取り組みとして、文部科学省のスーパー食育スクール（SSS）に指定された北名古屋市の小学校の栄養教諭の方の記事がございました。その中で、生活の基盤となる食は、家庭科や体育科の授業だけではなく、さまざまな教科で取り上げられていまして、給食の献立も考えるこの先生は、栄養バランスのとれたおいしい給食はもちろん、教師の立場から授業に即したメニューに心がけています。国語科では、2年のフキノトウ、3年の姿を変える大豆など、食に関する題材は豊富です。生活科の春を見つけるの活動に合わせて、春野菜のスープを献立に加えたり、授業で学んだ食材が登場することで、給食が生きた教材となるというものでございました。

ところで、弥富市には、社会見学として水耕プラント会社が市内にございまして、この会社には、名古屋の学校のほうからも多数見学に訪れ、サラダナ、ミツバ、トマトなどの生態を学んでおります。

一方、私の地元、白鳥小学校では、2年生の授業で近隣のトマト農家へ見学に訪れ、実際にどのようにトマトが木にぶら下がっているか、初めて見る児童もいて、大変喜んでいただいております。かれこれ20年近くこの見学は続いているのではないのでしょうか。

このように、私の知る限りでもこのような事例がございます。弥富市として、生野菜が献立に取り入れられない現状として、野菜自体の学習としてはどのように取り組んでおられますか。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 生野菜が献立に取り入れられない現状として、野菜自体の学習としてはどう取り組んでいますかという御質問にお答えさせていただきます。

各小学校では、生活科や総合学習などの授業や学校行事の中で、勤労生産活動で野菜の栽培を行っております。学校によって学年や栽培品目は違いますが、サツマイモ、ピーマン、ナス、キュウリなど、形状、生態などを学習しております。収穫したものにつきましては、その教科の中で簡単に調理して試食をしたり、多く収穫できたものにつきましては各家庭に持ち帰ってもらっております。

また、各学校とも、校外学習などで地元の農家で野菜づくりの見学や水耕栽培を見学に行くなどして、野菜の形状、生態などの学習をしております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 私の子供が小・中学生だったころと変わらず、それ以上に野菜に通じた学習に取り組んでもらえていると思います。

生野菜を給食に取り入れられない現状、これからもこのような学習を続けていってほしいと思います。

最後に、折しも6月1日から6月30日までの1カ月間は、内閣府、文部科学省、厚生労働省、農林水産省などの関係府省が協力し、全国的な食育推進運動、食育月間となっています。そして、6月19日は、愛知県で学校給食に地域の農産物を使用することにより、児童・生徒、先生方、保護者の方など、学校関係者が地域や県産物の理解を深めるため、また地域に伝わる食文化や食の加工技術に触れることにより、より豊かな食生活を営もうとする意欲を高めるため、県内の全ての公立小・中学校などで愛知を食べる学校給食の日の実施をしております。

弥富市も、市内統一献立として、弥富市産のトウモロコシ、コマツナを使用し、とれたて野菜が登場することです。

食育月間、そして愛知を食べる学校給食の日を最後に紹介いたしまして、給食の質問を終わらせていただきます。

次に、市町村における非常勤の特別職、地方公務員である消防団、消防団員について質問をいたします。

今日における自治体消防のもとでの消防団の仕組みは、昭和23年に消防組織法が公布され、勅令団体として消防団は地方公共団体に附属する消防機関として規定をされました。

消防団は、地方自治体で専ら消防業務によって収入を得る常勤の地方公務員である消防吏員、消防官ではなく、通常は一般市民として本業についている消防団員で構成されております。

消防団員は、地方自治体のおさ、市町村長により任命された消防団長が市町村長の了解を得て任命をされております。

主な活動としては、火災、事故、あるいは災害などが発生した際に消防活動及びそのてんまつに関連する種々な業務を実施しております。また、平常時においては、消防操法などを通じて災害救助などに必要な技術の修練を行うとともに、応急手当などの講習も受けるほか、地域の防災会議への出席及び避難訓練などを通じて、広報、並びに啓蒙活動を行っています。また、運動会、盆踊りなど、地域のイベント時には警備などの使役をされることもございます。

弥富市独自の消防団活動としては、海拔ゼロメートル以下の低地が広がり、海水面より道路のほうが低い地域でもあり、しかも木曽川、鍋田川、筏川、善太川、市江川、宝川など、多くの川や海に囲まれているので、高潮や洪水が起きたときのためボートを所有しております。浸水した場合にお年寄りを避難所まで届けたり、救援物資を運んだりするボートは組み立て式のため、団員は組み立て方法を習得し、船外機もあるため、2級小型船舶操縦免許も取得した団員もおります。もちろん火災活動ディグ訓練、消防操法訓練、そして災害時の対処法を住民に指導できる訓練指揮講習も行っています。そして、地区から分団に要請があれば、自主防災会などに防災訓練の指導も行っております。

そんな中、全国的な課題として、事務所ごとに消防組織が設置されるケースもあるなど、消防団が多様化しつつあります。また、勤務地の遠隔化、担い手となる若い世代の減少などの理由から、男性の消防団員数が軒並み減少している一方、女性の消防団員の数は年々ふえており、有事の際に援護が必要となる世帯への日常的な見回りなど、すぐれた活動を行っているそうです。

また、団員数の減少と平均年齢の上昇というのは現在大きな問題でございまして、戦後間もなくは約200万人もいた団員数も年々減少し、平成2年には100万人を下回り、そして平成19年には90万人を割っていて、減少は現在も進行中でございます。平均年齢にしましても毎年少しずつ上昇していて、平成21年の平均年齢は全国レベルで38.5歳となっており、10年前の平成11年と比べ2.0歳上昇しております。

消防庁は、団員の増加と若者の入団促進を必要としています。団員の減少の原因と考えられることは、まず農村部から都市部への人口異動、主要な団員が自営農家、個人商店主からサラリーマンに推移し、就業形態が変化し、勤務地が地元ではなく、土曜日、日曜日の休日ではないということ。近年では企業の消防団への意識が変化し、従業員である団員が就業中の緊急出動のため職場を離れることを容認しなくなる風潮がふえ、事実上、就業中の火災に対応できなくなってきました。

しかしながら、消防団は、消防本部とともに災害対応に当たることとなり、大地震を初め、

大火災、広域災害、風水害、行方不明捜索など、大量のホースの延長をする場合や人海戦術が必要な場合は消防団なくしての活動は困難であります。そのため、市町村、都道府県、消防庁によって消防団員数の維持は図られており、企業などへの消防活動への理解と協力を呼びかけ、職場ぐるみで消防団活動に協力していただけるよう呼びかけ、団員が消防活動に参加しやすい環境をつくっていかねばなりません。

弥富市の消防団は団員不足にはなっていませんか。新入団員が減少して、現団員が退団できず、そのまま現役で居続けなければならない、年齢層が高くなっておりませんか。現状をお聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 消防団の現状についてお答えいたします。

市の消防団の定員数は372人となっており、平成25年度においては325人が消防団に所属しておりました。

このように消防団員は不足している現状であり、市としましても重要なことと認識しております。

その対策の一つといたしまして、消防団長、副団長、各分団長が近鉄弥富駅や春まつり等で消防団員のPR活動を行うなど、団員の確保に取り組んでおります。

また、団員の高齢化につきましては、消防団員の年齢は市条例において満18歳以上60歳未満としており、各分団において差はあると思いますが、平成25年度の市の消防団員の平均年齢は32.5歳であり、愛知県平均の38.7歳より下回っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 私も、消防団の現状、団員の生の声をということで、自分の当該分団の分団長、または前分団長にお話を伺いました。一様に団員集めには苦慮しているとのことでした。現状、市内分団の中でも定員に満たない実員で活動を余儀なくされております。もちろん駅前でのPR、訪問勧誘、やれる募集活動はしているそうです。

消防団員の平均年齢に関しては、大都市と比較すればまだまだ若いかもしれませんが、弥富市消防団の未来が大都市と同様になっていかないために、現時点から考えていかなければならない事案だと思っております。

いずれにいたしましても、これらの問題、消防団自身、市側、市議会、それより何よりもその分団の地区、自治会を交えて、よく考えていかなければならないと思っております。

次の質問に移ります。

NHKで放送された記事によりますと、東日本大震災で消防団は大きな役割を果たしました。日常的でも地域の防災マンパワーとして大きなウエートを占めていて、細やかな住民ニーズに丁寧に対応することができています。そして、大規模な災害時には、常備の消防職員

だけではとても対応し切れない膨大な緊急のニーズを補充することができ、消火活動は言うまでもなく、避難誘導活動、救命救急活動、情報収集活動、遺体搜索活動など、目の前にあるありとあらゆる事案に応えられるのは消防団であり、消防団員なのです。

しかしながら、あの震災では悲しい現実に向き合わなければならないということでございました。250名以上にも及ぶ消防団員が献身的な活動の中で犠牲になったということです。消防団員だから犠牲になっても仕方がないと考えてはいけません。消防団員だからこそ、決して犠牲になってはならないのです。

災害時における消防団員の活動マニュアルが不完全であったり、人員が足りず、時間的余裕のない中で多くの仕事をせざるを得なかったという問題点や背景が浮かび上がってきました。悲しい現実を繰り返さないために、安心して活動できるようにするために問題点の改善を図ることが急がれます。

第1に、消防団の装備の充実を図るということ。第2に、大規模災害時の危険回避の行動基準を含む活動マニュアルを整備する必要。第3に、水門・樋門などの開閉は自動化するなど、あらかじめ活動リスクを排除する努力が欠かせません。第4には、迅速な避難を可能とするよう、住民の防災意識の啓発とコミュニティの避難体制の強化を図るということです。そして最後に、極めて多くの、しかも多様なニーズに応えられるよう、消防団員の大幅な増員を図ることも欠かせません。地震直後の緊急活動においても、また人命搜索においてもの長期活動においても、団員の絶対数の不足がネックとなっていました。不眠不休の苛酷な状況に追い込まれないよう、ゆとりのある必要なローテーションが組める団員の確保に努めなければならないという記事が載っておりました。

この記事を見て、弥富市地域防災計画を改めて読ませていただいたのですが、この計画の中の消防団の記述をちょっと探せませんでした。大災害時の消防団の立ち位置、役割を聞かせてください。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 地域防災計画における消防団の活動につきましては、海部南部消防組合と協力して消火活動の実施や救助活動、負傷者の救護及び安全な場所への搬送を行うなど、地域に密着した防災機関として、各地域での消火活動を行うこととしております。

また、災害発生時においても、住民に対して避難の勧告・指示などの情報を住民に伝達し、市防災関係機関と連絡を取り、住民を安全な場所に誘導・避難させるとなっております。

消防団は、災害時はもとより、平常時から市の防災活動の重大な役割を担っております。

以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 消防団の記述だけで防災計画を読んでいたのですが、再度じっ

くり防災計画のほうを読み返したいと思っております。

また、この計画の中で、歴史はまだまだ浅い自主防災会とこの消防団との関係、平常時の訓練から相互に交流を持っていただきたいと思いますと思っております。そして、災害時での協力体制を明文化し、それぞれの自治会単位の防災計画にもつなげていってもらいたいと思っております。

それでは、次の質問です。

弥富市消防団は、平成18年4月1日の2町村の合併により、旧弥富町12分団と旧十四山村8分団により誕生しております。合併当時は、団長1名、副団長3名、以下440名でスタートしていましたが、平成22年度には消防団の統廃合が実施され、団長1名、副団長3名、以下16分団の372名で再スタートしております。

旧十四山村の8分団が4分団となったわけで、4分団が廃止になっております。旧14、15、18、20分団の消防団格納庫が未使用となっております。4つの格納庫、火の見やぐらと駐車場と合わせて、それぞれ面積は異なりますが、平均で見ても70平方メートルは超えております。全てが市の公共用地であり、市民の貴重な財産であるとともに、弥富市の政策を進めていく上でも欠かせないものであります。施設廃止後における効率的、効果的な跡地の活用・利用は多くの市民が望むところでございます。今後の市全体で見た需要の動向と当該跡地に係る地域要望との調整を図り、望ましい用途と利用計画づくりについて調査検討を行って、市民にとって必要な機能を備えた跡地利用の促進をしていただきたいと思いますと思っております。弥富市の考えを聞かせてください。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 旧十四山分団につきましては、平成22年4月に8分団から4分団に統廃合をいたしました。この統廃合により、鳥ヶ地地内の旧第14分団、坂中地地内の旧第15分団、西蜷地内の旧第18分団、竹田地内の旧第20分団の分団倉庫が分団では使われていない状況であり、現在は旧分団消防積載車が格納してあります。

今後につきましては、御要望があれば、旧分団倉庫を地元で利用していただけるよう調整を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 旧分団倉庫内にまだ消防積載車が残っていたということはこちらも知りませんでした。この積載車は、非常時にはいつでも使用できるよう車検などの整備は万全だそうです。まだまだ処分の対象ではないということ。そして、旧分団は複数の自治会で構成されていたはずで、一つの自治会だけの要望が通せるのか。地元で有効活用させるにもそれぞれ協議をしてもらう事案が残されております。いずれにいたしましても地元の要望を最優先にお聞きし、土地を含めた倉庫の有効利用を考えていただけますようお願いをして、こ

の質問を終わりたいと思います。

また、これは通告外ではございますが、消防団関連で1点質問させていただきます。

この新年度から私は水防自治組合議員として、5月に木曽三川連合総合水防演習広域連携防災訓練及び6月の海部地方総合防災訓練に参加しております。弥富市消防団以外の近隣市町村の消防団も拝見をさせていただきました。

そこで感じたことなんですが、弥富市消防団の制服だけが昔のまま、20年前、私が消防団を卒業した当時と何ら変更がされていないというような気がいたしました。遠目で見ても弥富市消防団だと認識ができ、機能的な活動、訓練に適した制服に更新される計画はございませんか、お聞きをいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三浦議員にお答え申し上げます。

前段におきましては、弥富市の消防団に対して御理解をいただいておりますということを強く思うわけでございますが、残念ながら、今現在、1分団23名の定員数でございますけれども、50名ほどの欠員が出ているということに対して、大変憂慮している状況でございます。私といたしましては、機会あるごとに自治会の皆様方も含めて、団員の募集を図っていただくということも含めて、やっていきたいというふうに思っております。

また、以前は職員による職員消防というのがあったというふうにも聞いておりますけれども、職員の中にもそれぞれの自治会があるわけでございますので、それぞれの自治会の消防に入っていただくように積極的に進めていきたいというふうにも思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

消防団員の制服の件でございますけれども、消防団からも更新のお話をいただいておりますのでございます。新年度予算に向けて調整を図っていきたいというふうに思っております。

また、職員、そして議員の皆様方の防災服につきましても、先ほどの海部地方の防災訓練等におきまして、私どもも三浦議員と同じような考え方を持っておりますのでございます。こちらのほうにおきましても、新しい制服にという形でこれから調整を図っていくということで御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） ぜひともお願いをいたします。

あれもこれもと要望して大変申しわけないのですが、現在、弥富市消防団に全団員分の火災の消火時に着用する防火服、そして水害時に着用する救命胴衣は不足しているということでございます。団員が安全に活動できるよう、これらに関しても追加購入の検討をしていただくことをお願いいたしまして、今回の質問を全て終わらせていただきます。

○議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩します。再開は3時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2 時52分 休憩

午後 3 時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に横井昌明議員、お願いします。

○9 番（横井昌明君） 9 番 横井昌明です。よろしくお願いします。

私は、通告に従いまして 2 点の質問をいたしたいと思います。

最初に、災害対策基本法の一部改正についてであります。

平成25年 6 月、昨年 の 6 月でございますけれども、災害対策基本法の一部改正がありました。その主な内容は、大規模で広域的な災害に対する即応力、住民の円滑で安全な避難の確保、被害者の保護対策の改善、平素からの防災への取り組み等でございます。

私は、その中でも災害対策基本法の49条関係、避難所関係について質問いたしたいと思います。

この災害対策基本法等の一部改正は、東日本大震災の教訓を今後に生かし、今後の防災対策を充実・強化するため、昨年 6 月に成立した防災対策基本法の一部を改正する法律の法制上の措置を講じられたということでございます。

さて、愛知県は今年の 5 月30日にマグニチュード 9 クラスの南海トラフ巨大地震の愛知県の被害についての調査結果を発表しました。それは、国の被害想定より死者数で6,000人ふえ、最大 2 万9,000人の想定でございます。そのふえた原因としましては、海岸や河川の堤防の沈下の影響で浸水による死者数が大きく想定されたことでした。

また、この海部地方では、地震によって河川の越流や海水の流入で一帯が浸水し、その後、来襲する津波や火災からの逃げおくれが多発し、倒壊家屋などの救助も進まないという破局的なシナリオであります。災害に対しては、市民の方々は一刻も早く安全な場所へ避難する必要があるということでもあります。

そこで、私は、災害対策基本法の一部改正と弥富市の防災のまちづくりについて質問いたします。

緊急避難場所、これは法の第49条の 4 から49条の 6 についてであります。

災害対策基本法第49条の 4 から第49条の 6 までは緊急避難場所の指定であります。従来は、切迫した災害の危機から逃れるための避難場所と、避難生活を送るための避難所が必ずしも明確に区別されておらず、津波の際に低地の防災センターに逃げ、津波の被害を増大させた釜石市の事例等、東日本大震災での被害拡大の一因となったと伝えられます。

このため、災害時における緊急の避難場所と、一定期間滞在し生活をする学校、公民館等

の避難所を区別するため、市町村長は洪水や津波など異常現象の種類ごとにきちんと分け、安全性の一定の基準を満たす施設、または場所を指定緊急避難場所としてあらかじめ防災計画に指定するとともに、その内容を住民に周知しなければならないと改正されました。

それでは、この災害対策基本法の改正での住民等の円滑かつ安全な避難で、弥富市の避難所については、災害の危機から逃れるための避難所と、避難生活を送るための避難所が必ずしも明確に区別されておられません。平成23年度発行の地区別緊急マップでは、市指定の場所では第1次開設避難所（緊急避難のための避難所）と第2次開設避難所（避難生活のための避難所）と津波・高潮緊急時避難場所が明記してありますが、洪水の明記は全くありません。

私は、避難所の震度5以上の地震も大切であるが、それにも増して日本各地で発生しているゲリラ豪雨等による浸水もこの地方では一番大切であると思います。地震であれば、低い体育館等も避難所として考えられますが、洪水ではそのようなところは考えられません。

法律では、市町村長は、洪水・津波等、異常な現象の種類ごとにきちんと分け、安全性の一定基準を満たす施設、または場所を指定緊急避難場所の指定を法律は求めています。私は、この弥富のように海拔の低いところは、津波・洪水・高潮の安全性の高い共通の場所を避難所、避難場所として設定すべきであると思うが、どうでしょうか。

また、栄南地区につくられました津波防災タワー等は緊急時避難マップには表記がございませんので、記入すべきではないでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 平成25年6月の災害対策基本法の一部改正によりまして、議員御指摘のとおり、安全面の観点から、それぞれの異常な現象の種類ごとに危険から緊急に逃れるための避難場所を指定し、指定に当たっては、地域の状況等を勘案し、一定の基準を満たす施設、または場所を指定することとされております。

現在、津波・高潮緊急時避難場所としては、地震による津波や台風による高潮の来襲を想定して、丈夫で高い建物を指定しており、洪水に対しても対応していると考えておりますので、今後、緊急時避難マップの見直しを図ってまいります。

また、栄南地区における防災センターにつきましても、緊急時避難マップの改定に合わせて表示をしてまいります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 次に、法では指定緊急避難場所を地域住民に周知しなくてはならないが、どのような方法で行われるのか。例えば法第49条の9で、市町村長は指定緊急避難場所、避難経路、その他避難のための必要事項を住民に周知するため、防災マップなどの作成に努めなければならないとあるが、どうされるのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 現在お配りしております防災マップ、緊急時避難マップは平成23年度に作成して、全戸配布をしております。

議員御指摘のとおり新しい避難場所等が掲載されておきませんので、全体の見直しを含めた防災マップの作成と、各地区の自主防災会の活動資料などに活用していただくことや、全戸配布による市民の皆様への周知など、来年度に向けて検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高次君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 次に、緊急避難場所は、誰でも市民が最初に考える場所は学校であると思います。

では、お尋ねします。

学校の校門は日曜日や夜間に鍵がかかっております。学校によっては、校庭を祝・休日にスポーツクラブに開放しているところや、体育館を休日や夜間にスポーツ団体に貸している学校もたくさんあります。どのように利用されているのか、お尋ねしたいと思います。

また、弥富市の学校の校門の施錠は、小・中学校が全学校で同一に対応され、施錠されているのか、この2点をお尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高次君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 校庭や体育館を休日に利用する場合、どのように利用しているのか、また学校の校門の施錠は小・中学校全校が同一に施錠されているかの2点についてお答えいたします。

1点目でございますけど、弥富中学校、弥富北中学校、日の出小学校以外は門扉は閉められていますが、鍵はかかっておりませんので入ることはできます。

学校開放で校庭や体育館を使用する際には、社会教育センターなどで事前に鍵を貸し出しておりますので、その鍵で出入りしていただいております。弥富中学校、弥富北中学校、日の出小学校につきましては学校全体が施錠されておりますので、門の鍵と体育館の鍵を一緒に貸し出しております。

2点目でございます。学校の状況によって施錠の状況は異なります。弥富中学校、弥富北中学校、日の出小学校は学校全体が施錠されておりますが、他の学校は休日や夜間には、門扉は閉められておりますが、鍵はかかっておりません。以上でございます。

○議長（佐藤高次君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） では、次に行きます。

私は、本当に施錠が必要なときは生徒が学校で授業を行っておるときだと思います。学校の校門が施錠されるようになったのは、2001年、大阪府の池田小学校内で起きた連続殺傷事件以後、校門に外部からの侵入者防止のために各地域の小・中学校で施錠されるようになり

ました。

弥富市の小・中学校では、学校が休日・夜間等のときは防犯カメラが設置され、建物には警備保障がかかっており、かなり厳重な対策がなされていると思います。

また、緊急避難場所について、海部・津島地方は同一条件であり、小・中学校が避難所指定されております。各方面の話を聞きますと、愛西、蟹江の小・中学校は校門が閉めてある状態で、施錠はされておられません。施錠されない主な理由といたしましては、避難場所指定ということでありました。

現在、弥富市では、校舎の屋上に防災避難用の非常階段の整備が徐々になされております。東南海地震やゲリラ豪雨の避難勧告、避難指示がなされても、学校に入れない状態ではどうすることもできません。

私は、いろいろなことを考慮して、避難場所を優先することが絶対必要であると思います。学校を指定避難所とした場合、学校も避難者を円滑に受け入れる対応が事前に実施されなくてはならないと思いますが、校門の施錠についてどう考えておられるのか、今後どうされるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 学校も避難者を円滑に受け入れる対応を事前から実施しなくてはならないと思いますが、校門の施錠についてはどう考えているかという御質問にお答えさせていただきます。

学校によって施錠の状態は異なります。昼間につきましては、鍵をかけている校門とかけていない校門がございます。夜間につきましては、多くの学校の校門は鍵をかけておりません。

先ほども御説明しましたが、弥富中学校、弥富北中学校、日の出小学校につきましては学校全体が昼夜を問わず施錠した状態になっております。

現在想定されております南海トラフ巨大地震に備え、夜間や祝・祭日については避難者が校庭に入れるよう各小・中学校の門扉は施錠しないよう、先日の校長会で通達しましたので、現在は入れる状態になっております。

しかし、施設内、校舎内でございますけど、こちらには入れませんので、今後につきましては、各学校に、地震時に鍵の入った防災ボックス、地震のときに自動的に鍵の入ったボックスの扉が開く装置でございますけど、こちらを今年度中に設置し、災害時に避難者の方が施設内に入れるようにしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 学校の管理運営につきましては、教育委員会が市民のことを考慮した上で、きちっと統一すべきであると思います。

では、次に移ります。

避難行動要支援者名簿の作成についてであります。これは、法律の第49条の10から第49条の13についてまでであります。

東日本大震災においては、健常者に比べ、高齢者、障がい者の命が高い確率で失われました。この法律では、市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者（高齢者、障害者、乳児、その他特に配慮を要する者）、それと災害発生時にみずから避難することが困難な者であつて、円滑に避難の確保を図るために支援を要する者（避難行動要支援者）についての避難支援を実施する基礎とするための避難行動要支援者名簿を作成しなくてはならない。その際には、個人情報保護条例の規定にかかわらず、名簿作成のために必要な情報を目的外利用することができる。また、事前に当該の避難行動要支援者の同意を得まして、消防機関、自主防災組織、民生委員さん等の関係者にあらかじめ名簿を提供することを可能とする。災害発生時、または発生のおそれがある場合につきましては、本人の同意なしで、支援者等関係者に対し名簿を提供することができるとあります。

昨年から災害対策基本法の一部改正、要するにもう1年たちましたが、施行されております。市町村長は避難行動要支援者名簿の作成を速やかにしなくてはならないが、どうでしょうか。避難行動要支援者の名簿は、今までは個人情報保護の立場から名簿の作成はなかなか難しかった現状であります。地域の弱者等、住民等の情報は、発生時には消防機関、自主防災組織、民生委員さん等にはなくてはならない名簿であると思います。災害はいつ発生するかわかりませんので、早急に名簿作成を実施すべきであると思いますが、現在、どこまで進んでいるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 避難行動要支援者の避難行動に関し、避難行動要支援者名簿の作成、名簿情報の避難支援等関係者等への情報提供の規定が新たに設けられました。

本市におきましては、平成17年度から災害時要援護者名簿を作成しております。この名簿の登録に際しまして、地域の支援者に情報を提供することに同意していただくように説明をして、協力をお願いしております。

また、平成23年度におきましては、弥富市災害時要援護者支援マニュアルを作成して対応しております。

さらには、今年度当初の民生委員会においても、この名簿の整備につきまして説明をし、民生委員さんに協力をお願いしているところでございます。

今後とも避難行動要支援者名簿の整備に努力してまいりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） なかなか説明が長くて、あるということですね。つくられたということですね。その辺、はっきりしてください。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） あるということでございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） いつ起こるか把握できない東南海地震やゲリラ豪雨の災害発生時に避難勧告、避難指示が発令されたときに、自主防災組織や民生委員等にしても、避難行動要支援者がどこに住んでいるか、きちっと把握ができていない状態では避難誘導の行動はできません。今後、その名簿につきましても、本人の個人の同意を得て、各組織に出していただけるものだと思いますので、どうしても重要な資料でありますので、すぐにでも整備し、またその組織が知っておくべき書類だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

では次に2点目の、弥富市第3次行政改革実施計画についてお尋ねしたいと思います。

私たちには、弥富市総合計画後期計画、弥富市中期財政計画、弥富市第3次行政改革実施計画の3計画が示されました。私は、弥富市財政計画と第3次行政改革実施計画は目的と手段であり、それに伴う歳入の確保、歳出の削減で同じであります。共通しているのは、5億9,300万円の地方交付税が旧弥富町、旧十四山村の合併算定替え特例で交付され、それが平成28年から段階的に縮小され、平成33年には特例措置が完全になくなるということでもあります。最低限その穴埋めが必要であるということでもあります。

それでは、ちょっと質問させていただきます。

第3次行政改革実施計画を実施すれば、歳入金額はどのくらいの目標予定なのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 公有財産の有効活用、有料広告事業の実施、税未収金対策の充実促進など、歳入確保に取り組んでまいりますが、この行政改革の実施計画につきましても、作成方針を説明させていただきますが、平成17年の3月に総務省から示された地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針におきましては、数値目標というのを必ず掲げるものは定員管理の適正化計画というふうにされておりました。その指針に基づきまして、集中改革プラン、それと、それに引き続いた行政改革の実施計画を策定してまいりましたので、この行政改革におきまして、どれくらいの歳入の確保ができるかの数値目標は現在のところ設定しておりません。

なお、毎年、行政改革の実施計画の取り組み状況の中で経費節減等の財政効果を公表しておりまして、平成25年度の取り組み状況につきましては現在集計中でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） では、歳入項目についてお尋ねしたいと思います。

まず、市役所内部の改革で、項目番号4.公有財産の活用についてであります。公有財産は、行政財産（学校とか役所、市役所等、行政的に使用されている財産）と普通財産（代替地等の土地）でございます。そのうちの普通財産は、持っているだけで草刈り等の維持管理経費がかかります。

弥富市が保有している普通財産は、24年度実績で7万1,881平米、これは7ヘクタール強でございますが、その活用について早急に精査すべきであると思いますが、どうでしょうか。

具体的には、普通財産を1筆ずつ検討し、売却するのか、貸し付けるのか、また行政財産に移行するのかを早急に検討し、公表すべきであると思いますが、どうでしょうか。

また、これらの財産のうち、どのくらい売却し、どのくらいの歳入見込みがなされるのか、普通財産取りまとめ課長の総務課長にお尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） それでは、普通財産の有効活用についてお答えをさせていただきます。

平成25年3月末現在の本市の普通財産は7万1,881.89平方メートルでしたが、平成26年3月末現在の普通財産は6万3,537.92平方メートルでございまして、8,343.97平方メートル減少をいたしました。この減少の主な理由は、旧弥富中学校跡地等の行政財産への所管がえによるものでございます。

平成26年3月末現在の本市の普通財産151筆、6万3,537.92平方メートルを分類いたしますと、警察待機寮、水産試験場などへの貸付地、輪中の郷敷地、グラウンド敷地、駐車場敷地、道路予定地など、利用目的を持った土地は121筆、3万7,781.92平方メートルでございます。

次に、原野・池沼、地中埋設物等の障害物が不明な土地、取得の経緯や財産区分などから現状のままでは活用しがたい分類の土地は25筆、1万5,861.98平方メートルでございます。このうち海屋地内の普通財産3筆、2,683平方メートルは、造成により太陽光発電事業用地としての活用計画を現在進めております。

これらを除外しました普通財産5筆、9,894.02平方メートルについては、売却可能な土地としての分類をしております。このうち、神戸地内の南部水道跡地2筆、1,429.49平方メートルの売却計画を現在進めております。

また、鯛浦町下六地内の土地231平方メートルにつきましては次の売却計画とし、稲元地内の土地3,000平方メートルにつきましては、賃貸借を含め、地元と協議の上、有効に活用してまいります。

次に、売却可能な土地の分類でございますが、鍋田地内の水防倉庫跡地5,233.53平方メートルにつきましては、立地条件にも恵まれ、資産価値も高いので、太陽光発電事業用地以外の有効活用を模索しておりまして、現在は、一時的ではございますが公共工事の残土置き場として利用する計画でございます。

なお、歳入予定につきましては、鑑定をとっておりませんし、入札の公告前でございますので申し上げられませんが、今後とも活用方針が決まった土地は公表し、有効活用に努めてまいります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 続きまして、企業誘致の促進、これは改革番号6番でございます。

企業誘致は、税収を上げるのに一番手っ取り早い、よい方法であると思います。それも、永久に固定資産税の収入があります。名古屋港の土地や企業庁の用地は企業庁、名古屋港管理組合等にお任せする。市としては、内陸部の市街化調整区域で、農振農地法、都市計画法上でまだ企業誘致ができる高速道路インターチェンジの周辺の農地がたくさん残っております。

岐阜県羽島市のコストコや長久手のイケア等は市街化調整区域の農地で企業誘致が行われております。ぜひとも積極的に企業誘致を図るべきであると思いますが、どのように実施されるのか、企業担当課長の商工課長にお尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） それでは、市街化調整区域でまだ企業誘致ができるところは高速道路インターチェンジ等の農地が多数あります。積極的に企業誘致を図るべきであるが、どのように実施するかとの御質問でございます。答弁をさせていただきます。

市街化調整区域における大規模な開発においては、秩序ある土地利用の形成を図る観点からも、愛知県が策定しております市街化調整区域地区計画ガイドラインに基づきまして、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域であるという性格を変えない範囲で地区計画を定める必要があるということになっております。

この地区計画ガイドラインに示されております上位計画との整合、地区の要件、対象区域の適否、地区施設の整備に関すること、建築物に関することの5項目の指針に照らして、地区計画の策定、つまり企業誘致が可能かどうかの判断をすることになっております。

議員御紹介の1例目は、対象地が岐阜県羽島市であります。地区計画ガイドラインの違いにより容認されたものとなっております。

また、2件目の長久手市につきましては、市街化区域への編入がされ、リニモを軸とした市施行による土地区画整理事業を通じて企業誘致をされたと聞いております。

この事例は2件とも商業施設でございますが、人口の減少、超高齢化社会に対応したコン

パクトなまちづくりを実現するために都市計画法が改正されていることから、この地区計画ガイドラインにおいては、愛知県では、事例のような大規模集客施設等の立地及び商業系の開発が容認されておられません。

したがいまして、当市では、高速道路等インターチェンジ周辺の企業誘致につきましては、工業系地区計画を検討いたしまして、周辺優良農地や既存集落への影響に注意しながら、十分協議、調整をいたしまして、工業施設、物流施設の誘致を図ることになります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 続きまして、項目番号7番、都市計画税の検討、項目番号62番、使用料・手数料の見直し、項目番号63番、保育料の見直しについては検討するとあるが、長期間で検討されるのか。ここで実施計画に上げるということは、歳入をふやす目的で上げておられるのではないかと思うので、前進を考えて検討するのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 都市計画税の検討、使用料・手数料の見直し、保育料の見直しの項目につきましては、中期財政計画において、今後の財政運営の取り組みとして記載している項目と同じでございます。

この中期財政計画における今後の財政運営の取り組みを実施する時期といたしましては、合併算定がえの経過期間が平成28年度から始まるわけでございますが、そういったことも見据えて、さまざまな角度から検討を加えまして、可能な項目を可能な限り早い時期から実施いたしまして、財源確保をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 次に、歳出についてお尋ねしたいと思います。

第3次行政改革を実施すれば、どのくらいの目標で歳出削減ができるかをお尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 行政改革につきましては、引き続き継続していくことが重要であり、個々の項目での改革の取り組みを継続してまいりたいと考えております。

先ほどの歳入のところでも答弁いたしましたが、行政改革の実施計画を捉えたときには、平成17年の3月の国の指針に基づいて策定しております。その指針につきましては、数値目標を掲げるものは定員管理の適正化計画というふうにされておりまして、そういったことに基づきまして集中改革プランと行政改革の実施計画を策定してまいりましたので、現在のところ、この計画につきましては、どのくらい歳出の削減ができるかの数値目標は設定しておりません。

なお、毎年、行政改革実施計画の取り組み状況の中で経費節減等の財政効果を公表しております。25年度の取り組み状況につきましては現在集計中でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） では、各項目について、多少お尋ねしたいと思います。

項目番号10番、補助金の見直しについては、団体補助を含んだ全補助金を見直されるのか。また、統廃合、廃止については、各課・各部で行ったのでは私はできないと思いますので、外部、第三者に委託して行うべきであると思いますが、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 補助金の見直しにつきましては、平成24年10月に補助金等の見直しに関する指針を策定して、関係部署において実践しており、団体補助金も含んだ全ての補助金を対象にしております。

補助金は、市民の皆さんの税金をもって交付されるものであり、交付に当たっては、透明性、公平性が確保されなければなりません。現段階では、補助金の見直しを外部、第三者に委託することは考えておりませんが、補助金の見直しに当たっては、市民と行政の役割分担を明らかにしながら、適正かつ弾力的な支援制度となるよう図っていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 次に、項目番号20番、行政視察の検討、項目番号27番、旅費の見直し、項目番号39番、給与体系の見直しは何を行う予定なのか。

行政視察、旅費の日当、給与体系の見直しについては、今までもいろいろな角度から検討されてきましたが、廃止を含めて改革を行う予定なのか、総務部長にお尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） まず、項目番号27、旅費の見直しについてについてお答えさせていただきます。

旅費につきましては、平成19年度から旅費のあり方について検討を始め、平成22年度には日帰り旅行の日当を全て廃止いたしました。平成23年度には旅費に関する基準や事務処理方法の見直しを行いました。また、平成24年度には旅費に関する基準を改正し、宿泊を伴う場合であっても、昼食及び交通費等全てを全額負担金等で支出される場合の旅行の日当を廃止いたしました。

旅費の中でも日当につきましては繰り返し見直しをしております。日当の定義が旅行中の昼食代、並びに目的市町村内を移動するための交通費及びそれに伴う諸経費に充てるため

に支給されるものでございますので、今後も引き続き見直しを行うというものでございます。

次に、項目番号39. 給与体系の見直しについて、こちらにつきましては、国及び類似団体の給与水準を参考に、級別標準職務を見直し、新たな給与体系を確立することが項目の内容でありまして、平成19年度から、旧2町村の職員の給料のバランスの調整、類似団体の給与水準を参考に旧別標準職務の見直しを行うとともに、人事院勧告に基づき諸手当等の改正を行ってまいりました。

その結果、本市の平成19年度のラスパイレス指数は89.0でありましたが、平成25年度のラスパイレス指数参考値、この参考値というのは、国家公務員の時限的な給与削減措置がないとした場合の数値でございますが、97.4と、給与の適正化に取り組むことができました。

今後につきましても、人事院勧告、並びに類似団体の給与水準を参考にしながら、給与体系の見直しを行ってまいります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） まだ少し通告は残っておるんですが、この通告は委員会のほうでさせていただきます。

弥富市中・長期財政計画や弥富市第3次行政改革実施計画で共通しているのは、地方交付税の合併算定がえの約6億の減額であります。それは、弥富市の市税の増収や企業奨励金等の歳出減により十分に補充が可能であると思います。私は一番大事な行政改革は、職員を部課長の管理者が統率し、部下を上手に使うことができるかということであると思います。例えば人件費が、去年を見ますと、24年度実績では24億3,000万円ほどございます。これを多少無駄にすることになると大変大きな損失であります。管理職は仕事に対し企画・立案し、どのように職員を動かすかが非常に大事であると思います。職員個人の研修も大事であります。管理職の仕事に対する企画力醸成に力を入れ、今後もよりよい職場改善を要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩します。再開を3時55分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時46分 休憩

午後3時55分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に佐藤博議員、お願いします。

○15番（佐藤 博君） 15番 佐藤博であります。

通告に従いまして、きょうは活力に満ちた安全な誇れる弥富のまちづくりを目指してという項目で、3項目にわたって提言をし、服部市長の政治姿勢を尋ねていきたいと思います。

趣旨、内容等については事前に全て提出してありますので、できるだけ要点を簡潔にひとつ答弁いただくようお願いをしておきます。

まず、時代が変わり、社会情勢や生活環境が変わるなど、状況変化によって政治の対応も変わらなければならない。これが政治の使命だと思っております。

環境の変化等に適切に対応をして、国民の生命・財産を守り、安全にして、より豊かな生活ができるように心がけと努力が重要であります。

今、日本の国には、憲法問題を初め、エネルギー問題、原発対応、あるいは経済や産業、TPP対応、外交や防衛、特に中国、韓国、北朝鮮、ロシア等との友好関係の構築など、多くの重要な政策課題が山積しております。

また、地方主権となって、それぞれの地方自治体においても、競い合って安全で豊かな個性的なまちづくりにお互いに心血を注ぎ、真剣に取り組まなければならない時代を迎えて、その政策課題の選択を模索しているのが現状であると思います。

弥富市においても、活力に満ちた安全なまちづくりを真剣に考え、どのように取り組もうとしているのか、その行政運営の姿勢が問われており、それらが弥富市総合計画に示され、実行計画に取り組まなければならないものであると私は考えております。

その基本は、活力というと、すぐに物と考えがちですが、私は人と物の両面から考えてみるのが重要であると思っております。

その中の一つが人口問題であり、特に少子化対策であります。きょう、平野議員からも大変貴重な質問がありました。重複することのないように、できるだけ私は私なりの角度で提言をしていきたいと思っております。

特に太平洋戦争の終結後、中国においては、新しい中華人民共和国を指導してきた毛沢東主席は「人力は国力なり」と指導してきたと言われております。約6億人であった人口が、二十数年後の昭和40年代には2.5倍の15億人とも16億人とも言われ、人口においては超大国になったと言われております。

しかし、時代が変わり、環境が変わり、人民の生活環境の向上等によって、必然的に国策として、逆に人口減政策の一人っ子政策が強行されてきました。その結果、現代にあっては極端な少子・高齢化が進み、国家の存続問題に影響することとなって、人民の生活環境、社会情勢の変化に対応するために、今度は一人っ子政策の調整、見直しがされるようになってきたようであります。

我が日本においても、明治維新以来、文明開化、国力の増強政策などによって人口は増加し、昭和の初めには2倍の1億人を超えたのであります。

「人力は戦力」「産めよふやせよ」と、目的が戦争のために進められてきた時代もありました。人が物の消費のように考えられてきた時代もありました。

現代社会においては、平均生存寿命が高くなり、高齢化時代を迎えました。一方、女性の就業率の高まりを初め、晩婚化、核家族化等、生活環境、社会環境の変化によりまして、子供の出生率は1.34となり、また未婚女性も多く、適齢全女性から算定すると1.21とも言われているように半減をしております。今後、30年後には1億人に近づくんではないか、このような人口減が予想されております。国力の減退となって、国家の存続にも影響する重大な時代を迎えようとしておるわけであります。

高齢化は、ある意味では喜ばしいことではありますが、少子化問題は、労働人口の減少であり、国家の活力、繁栄に影響する重大な問題であります。少子化対策こそは避けて通れない最重要課題と位置づけられるようになってまいりました。

3月議会において、この問題をテーマに提言、議論することを考え、通告をして準備してきましたけれども、時間がなく、割愛をしました。

また、市長に内容をお渡ししてありますが、昨年11月8日のビートたけしの「ニッポンのミカタ」というテレビ番組において、日本一豊かなまちとして隣の飛島村が放映されました。大変うらやましいような教育環境や福祉政策が放映されました。

しかし、飛島村においては、全てが調整区域の中であって、村外からの移入が受け入れられない。将来的には一方的に人口は減少する。特に少子化問題は飛島村の危機を物語っているように私は感じました。久野村長も大変苦悩しておられました。

そうしたことから、それらも参考にしながら、私はきょうは服部市長の考え方を尋ねていきたいと思うんです。

バランスのとれた人口問題は国力としての重要な課題であります。そのため、過疎・過密問題、核家族問題等とあわせて、人口問題は国家の重要な政策課題であります。同時に、地方自治体はそれ以上にまちの存続にかかわる重大な問題になろうとしておることをまず認識していただきたいと思います。

最近では、市長も人口問題に関心を持って話をされるようになりました。大変結構なことでありますが、問題は、具体的にどのように取り組むかであります。

人口問題について、まず2点、服部市長に質問をいたします。

弥富市の出生率はどのようになっておるかということです。

続いて、弥富市総合計画において、後期5カ年の実行計画において、この人口問題についてどのような位置づけをされ、具体的にどのような政策内容を実行される考えを持っておられるのか、最初にお尋ねをしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答えを申し上げます。

簡潔に答弁をということでございますので、まず弥富市の出生率でございますが、昨年、

2013年人口動態統計の中で厚生労働省から国のほうが発表されました。それは1.43ということで、前年をわずかに上昇したわけですが、本市といたしましては、過去の出生率を少しお話し申し上げたいと思います。平成22年は1.47、そして平成23年が1.48、そして平成24年が1.44でございまして、平成25年は今統計中でございます。平成24年が1.44ということでございますので、この平成25年、国の基準の1.43にかなり近づいてくるのではないかとということをお大変心配しているところでございます。

また、どのように位置づけしているかということのお答えでございますけれども、私どもとしては、平成21年の時点で市の人口予測、あるいは世帯数予測をさせていただき、第1次総合計画に掲載をさせていただいたところでございます。そして、平成25年、昨年までは人口4万4,500人ということで、まずこれは前期計画の中でほぼ予定どおり、4万4,533名でございまして、ほぼ予定どおりに推移したというふうに思っております。

また、世帯数におきましては、平成25年は1万6,000世帯という形で計画をさせていただきました。それに対しては1万6,300戸ということで、計画に対して300戸上回っているというような状況で、ほぼ予定どおりだなというふうに思っております。

そして、1世帯当たりの人数は、平成25年の予測といたしましては2.77人という形で予測をさせていただきました。これについては、若干下回るのではないかなということでおおところでございます。

このような状況の中で、後期基本計画の中での位置づけを申し上げますけれども、平成30年、5年後に4万6,000人を想定させていただいております。現在の人口プラス1,500人という計画でございまして、また、総世帯数におきましては、平成30年は1万7,500戸という状況でございまして、こういった形の中におきまして、1,200戸ぐらいの新しい世帯数を考えていかなきゃならないというふうに思っております。

また、1世帯当たりの人数につきましては、これは減少傾向が出ておりますので、私どもとしては2.62人という形で思っております。この2.62人ということは、平成2年の1世帯当たりの人数が過去の統計の中で3.62という数字が出ておりますので、まさにこの二十数年の間で世帯数の中での人数は1人減ってきているという状況で、核家族がますます進んでいるという状況で位置づけさせていただいているところでございます。

いずれにいたしましても、今、赤ちゃん等の出生率は1年で400人強でございまして、人口の伸びは、亡くなる方もありますので、自然増という形の中では80人ほどでございまして、そしてまた、社会増という形の中では転入・転出ということがあるわけですが、これは過去の5年間にしましては20名ないし25名という平均数値でございまして、厳しく見積もって、自然増と社会増の中では年間100名というような状況でございまして、これを5倍すれば500名ということになります。

先ほど申し上げました4万6,000人に対しては1,500名ふやしていかなきゃならないということで、大変厳しい数字であるということで、この5年後には人口減少社会が当市においても進んでいくかなという形で大変危惧をしているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 2番目の土地の活用と重複することもあるわけでありますが、私が特にここで考えていただきたいのは、数年前からいろいろと特に少子化対策に重点を置いてきたわけでありまして。弥富市の場合には、今の人口と戸数は、市街化区域、特に桜学区、今度は日の出学区であります。こういうところが自然増ではなくて、移住されるという、外から来られた人口増、また戸数、こういうものがありますから、多少飛島村のような形にはならないと思いますけれども、しかし、弥富の中でもこうした市街化区域のところと市街化調整区域のところでは少子化の問題は大きな格差があります。私の経験からいきますと、昭和50年前後、旧弥富町だけで計算しておりますが、昭和50年ごろと現在とでは、市街化調整区域のあるところは半減をしております。子供の数は半減しております。特に大藤、栄南学区は半減しております。また、恐らく十四山地区でも半減をしておると思います。

そうしたことから、私が特に今まで提言をしてきたことは、核家族化の問題と、それから少子化の問題をうまく組み合わせた対策を考えたらどうかということでやってきました。

きょうは平野議員からの婚活の問題があったわけでありまして、確かに早期結婚への取り組み対策も一つの重要な問題です。テレビによりますと、成人した適齢男女のうち、男性の82%、女性の68%が交際相手が見当たらない、こういうようなことをテレビでは放映しております。ということは、やっぱり婚活事業というのが必要であるということを感じたわけでありまして。

そこで、早く結婚をしていただくための対策、婚活も大事ですけれども、私が前に申し上げたのは、できれば28歳までに結婚していただいた場合には結婚祝い金を出したらどうだということを私は前に提言してきました。

それから、3人以上の子供の奨励対策、3人以上子供を産んでくださいよと。この場合にはこうこうこういうような特典がありますよという奨励対策はできないだろうか。

それから、3世代の同居家族の奨励対策。核家族化ですが、やっぱり3世代が同居した場合にはこういう特典がありますよというような対策は考えられないだろうか。特に高齢者福祉と教育向上へのバランスの面から考えてみますと、おじいさんやおばあさんから孫がいろいろなことを学びます。今の親はなかなか子供に目上の人を敬ったり、目下の者をいたわったり、しつれたりする、こういうことができない世代であります。ですから、3世代が同居することによって、非常に教育的にも、そしてまた先祖を敬い、親を大切にする、こういうような考え方が、儒教の教えからしても非常に大事なことでありますから、こういうような

政策は考えられないだろうか。さすが弥富は誇れるまちづくりだなあと。こんないい政策を持っておるのかと言われるようなことを一遍考えていただけないだろうか。これは前にも言ったことでありますけれども、もう一遍、実行に移していただく。そういう検討をひとつしていただきたいと思います。

それから、土地の有効活用によって人口増を図っていく。これも大事な問題です。それから、過疎・過密のバランス。これらについては、次の土地の有効活用による豊かな活力に満ちたまちづくりということで提言をしたいと思います。

今申し上げたことは、ひとつ検討していただく大事なものだと思うので、提言として検討をしていただきたい。要望にしておきます。もし市長から、考えがあったら。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 人口増に対して、佐藤議員のほうから、以前からもさまざまな項目につきましてお聞きしているところでございますけれども、早期結婚への取り組み対策ということにつきましては、きょう、平野議員のほうにもお答えさせていただきましたけれども、私どもといたしましては、社会福祉協議会の中に結婚相談所というものを設置して、民間企業の結婚相談をされているような企業に委託いたしまして、相談に応じていくというようなことを開始していきたいというふうに思っております。

それから、28歳までに結婚したら祝い金ということをおっしゃいましたけれども、これについては、十分検討していかなきゃならないなあと。それぞれの事情が結婚にはあろうかと思っておりますので、これも検討材料にさせていただきたいというふうに思っております。

3人以上の子供の奨励対策につきましては、私どもの近隣自治体におきましても実施されているところでございまして、実は弥富市におきましても、平成3年から平成15年までは第1子に対して3万円交付してきた実績もございます。第1子に対して3万円交付してきたということでございます。それから、16年、17年については、第3子から3万円を交付してきたということでございますけれども、平成18年には、合併協議会に基づいてこれが廃止になりました。そういうような過去のいきさつもございます。

また、隣の愛西市は、第3子に対して平成25年度までは15万円を支給してみえました。しかしながら、これもこの平成26年度から廃止になりました。子育て支援に対する経済的な支援に回していこうという形でございます。

そして、飛島村におきましては、第1子であろうと第3子であろうと子供のかかわいさには変わらないということでございまして、子供さんに対して、生まれたら10万円ずつ支給することが現在でも行われておるわけでございます。

過去におきまして、私どもの近隣の自治体においてさまざまな施策がとられているわけがございますけれども、正直申し上げまして、ほかの自治体は少しわからないところがありま

すけれども、そんなに奨励金を出したからといって、赤ちゃんがふえている、出生率がふえているということはないようでございまして、これはやはり私も愛西市さんと同じような考え方に立って、これからの子供の子育て支援ということに対する経済的な支援を充実させていくということのほうがいいのではないかなあというふうに思っているところでございます。

また、3世代同居家族の奨励対策についてという御質問でございますけれども、実は今、3世代で同居してみえる家族数を把握しようとしているわけでございますが、大変難しいわけですね。同じ敷地内に、新たに息子さんたちが、あるいは娘さんたちが住居を構えられるということに対して、これを3世代という形でカウントしていくのかどうか。こういったような問題の難しさもありますけれども、一度どのぐらい3世代家族がこの弥富市に存在するのか、しっかりと調査をしていきたいというふうに思っております。

それから、高齢者福祉と教育向上のバランスということにつきましては、高齢者福祉という形の中では、シルバー人材センター、あるいは福寿会というような状況の中から、たくさん的高齢者福祉に対して努力をさせていただいているところでございます。高齢者の経験と知識を生かした、その役割を子供たちの教育向上へ向けていきたいというふうに思っております。これは、今現在、児童館のほうにおいて、昔から伝えられている伝承遊びであるとか、あるいは触れ合いの遊び、触れ合い遊びというのは、折り紙を折ったりとか、将棋をしてみるとか、そんなようなことが児童館の中では行われておるわけでございますけれども、高齢者の方がより一層子供さんに対して昔の伝承的なことを伝えていただきたいというふうに思っております。

土地の有効活用対策につきましては、後ほどまた御質問等もあるわけでございますけれども、新たな市街化地域を造成していかなきゃならないということが基本的な考えでございます。そんなようなことについて、しっかりと考え方を具体的に後から述べさせていただきたいと思っております。

また、過密・過疎のバランス対策につきましては、これは栄南学区、大藤学区と十四山地区において、この過密・過疎のバランスが今現在少し崩れておるわけでございますけれども、その実態につきましては、弥富市の中心街、いわゆる都市部のほうへ移住してみえる方もかなりお見えになるんですね。やはり今のところにとどまっていただく政策というものをある程度我々としては考えていかなきゃならない、そんなふうに思っております。

一つの例ですけれども、例えば住宅に対する補助制度をしていくだとか、新家うちをつくったときに補助制度をしていくだとか、そんなようなことも一考ではないかなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、皆様方のさまざまなアイデアをまたお寄せいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） それぞれ実行して、そして効果のあるもの、実行しても効果のないものもありますから、一概には言えませんが、やっぱりそういう心がけをしていくということは非常に大事だと思いますので、十分検討していただきたい。特に私が同居家族ということを申し上げますのは、これは一緒に住むことによって子供の教育もできるし、しつけもできる。それからまた、おじいちゃんやおばあちゃんのいろいろと手足になる。先祖を敬うとか、おじいちゃんやおばあちゃんを大切にするとか、こういうことも同居することによって生まれてくるんです。そういう面から私は考えていただきたいと、こういうふうに思います。

そこで、次の、土地の有効活用による豊かな活力に満ちたまちづくりということで、ちょっと提言をしたいと思います。

弥富市は、名古屋市という都市近郊に位置しているという地の利を考えた総合的な土地利用の計画を検討することが必要であると私は思っております。

公共交通機関の近鉄とかＪＲ、名鉄、こういうものを有効に活用できる計画が必要であります。

まず通勤を考えた場合、この弥富市は大変便利なところですよ。そういうことから、その便利さを利用した住宅開発計画というのをしっかりと考えてみることも一つの方法です。

それからまた、西部臨海工業地帯、名古屋港の流通機関を活用可能な土地利用計画、こういうものもしっかりと考えるべきであると思います。

一方、都市近郊型の農産物を供給できる農業地帯としての土地利用を考える、こういうことも大事な問題だと私は思っております。

このように、弥富市においては、多角的に土地利用計画を考えることができる恵まれた地の利があることをまず考えながら、私は今までも何回も指摘をしてきたわけですが、なかなか実行までには移っていないので、真剣に取り組む姿勢をひとつ示していただきたいと思います。

先日、総合計画の後期５カ年計画の検討協議において、私の提案、質問において、市長は市街化区域に隣接するところの市街化区域への編入を含めた土地利用について検討を始めたとの答弁がありました。土地の有効活用の目的について十分な検討もされておると思いますが、現状の進捗状況はどのようになっているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） それでは、進捗状況につきまして御報告させていただきます。

現在、弥富市都市計画マスタープランでは、都市規模に見合った現在の市街地の形成を基本としておりますが、少子・高齢化の進行を初めといたします社会・経済情勢の変化に伴い

まして、駅、役所、幹線道路等の既存ストックが活用でき、また病院、福祉、商業施設も利用できる、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりが求められております。したがって、弥富駅から近く、国道1号より南にございます現在の市街化区域に隣接いたします車新田地区をまちづくり検討地区といたしまして、今後地域の皆様方に土地利用転換に関する意向調査を実施いたしまして、まちづくりの検討に入りたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 私もこれは大事な問題だと思っておりましたので、この前申し上げたとおりです。そういうように、用途に見合った場所の検討、取り組み、これは非常に重要なことでありますから、ひとつしっかりと調査・研究をしていただいて、そして関係者等に示していただきたい、こういうふうに思います。

その内容としては、私は、次に申し上げるやつをひとつ参考にしていただきたい。

まず、青地の中でも白地に変更したほうがより効果的に活用できる土地があるのではないかと。これの調査をしていただきたい。

2番目に、市街化区域内の土地の有効活用計画について取り組んでいただきたい。

3番目として、市街化区域に隣接する土地の有効活用計画について、これは今、石川部長から進捗状況の話がございました。特に私は、国道1号線を挟んで南側だけということじゃなくて、国道1号線を挟んで両サイドを対応したらどうかというふうに思います。

それから4番目は、特に弥富の場合には国道1号線、それから名四国道、西尾張中央道、将来の155号線道路、こうした国道とか県道等の沿道の土地活用、用途をどういうようにするか。これをしっかりと一遍調査をしていただいて、区域を検討されたらどうか、こういうふうに思います。

もう一つ、最後に5つ目として、これは先日から私が申し上げたように、道路網の整備によって、より土地活用が有効になるところがあるんじゃないか。その一例としては、特に十四山地区、過疎の十四山地区においては、善太川に橋をかけて富吉の駅へ行ける。そういうような通勤範囲になるようなところを考えてみたらどうか。これはひとつ最重点課題として一遍検討をしていただきたい。できたら善太川に橋をかける調査費を今年度中にひとつ実行してもらいたい、こういうふうに思います。

そうした点を提言したいと思いますが、市長、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 議員から、いわゆるまちづくりにおける市街化区域という形の中で重要なポイントを御示唆いただきました。我々も一つ一つ検討させていただき、そして、市の活性化に努めていきたいというふうに思っております。

ただ1点、善太川に橋をかけてはという御質問でございますが、これは以前、3月議会の

中においても議員から御意見としていただきました。合併以前に十四山村時代にこの協議がされたというふうに伺っておりますけれども、なかなかうまく進まなかったという形の中で、現在、橋をかけることに至っていないという状況でございます。

今回、私どもも、将来における人と物の移動という中で、道路というのは大変重要であろうと思うし、また橋の位置づけというのも重要であろうというふうに思っております、いろいろと概算の事業費を計画してみました。そういうような状況の中においては、项目的には調査設計費用、これが私どもとしましては、路線測量であるとか、用地測量、そして実施設計、道路設計等々で約8,000万かかるだろうというふうに試算をさせていただきました。

そして、用地費といたしましては、用地買収に1億2,000万円という形で算定をさせていただいております。また、補償費といたしましては、愛西市側の住宅が8軒ございます。この8軒の補償をさせていただきますと、今の評価にいたしまして2億4,000万円ほどかかるかなというふうに思っております。それから、道路の設備費には2億円ほど計上していかなきゃならない。また、一番ポイントである、いわゆる橋梁の設備費につきましては、私どもの日の出橋であるとか、いろんな算定根拠に基づきまして計算をさせていただきましたけれども、これが約14億かかるというふうに算定をさせていただいております。合計で、これらの事業費を加算しますと20億強の事業費がかかってくるかなというふうに思っているところでございます。

しかし、いずれにいたしましても大変重要な問題であることは間違いございません。しかし、今、私どもの財政の状況の中で、このことが全て計画どおりに進められるかということになりますと大変厳しい面もございますので、これはひとつの我々の中・長期的な検討材料ということに位置づけさせていただきたいということを思っておりますので、御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 今、市長の答弁によると、大変大きな金額のようではありますが、私は、場所の設定、やり方によっては、それほどかからずにやれると思いますし、もう一つ、これは当然補助事業にのせることです。国なり県なり、補助事業にのせて、市の一般財源からの支出はかなり抑えることができると、私はそう思っておりますので、20億が全てだという解釈は私はしたくありません。もっと安くやれると思っておりますので、一遍十分検討してください。場合によっては、私もその検討の中に加えさせていただきやいいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、3番目に、今問題になっております市庁舎の問題に関連して、防災対策として安全な弥富市庁舎建設についての提言をしてまいりたいと思います。

3・11の東日本大震災以来、地震、津波、原発等の防災問題が大きく取り上げられ、最重

要課題となって報道されるようになりました。そのために、行政の対応策が大きく議論されるようになりました。

愛知県等においても、南海地震、東南海地震の予測が大きく取り上げられるようになって、騒がれております。

弥富市庁舎建設問題についても、最初に検討されるようになった原因は、現庁舎の耐震性に対しての問題と、合併により庁舎機能が狭隘になったということが新庁舎建設の必要性の理由であったと記憶しております。その平成23年3月11日の東日本大震災によって、地震による大津波を中心に防災対策が考えられるようになり、新庁舎建設の基本的な考え方も、さらに基本的に発想を一部考え直す必要が生じてきたのではないかと、私はそのように思うのであります。

宮城県や福島県等は、東側が3,000メートルに及ぶ深い太平洋海溝に直面しており、大きな津波が発生しやすく、また地震に連なる断層が多く点在し、地震の発生する確率が高く、常に津波の危険性が伴う地域であります。

南海地震、東南海地震が予測される東海地区との地形の相違、地震に対する防災対策の相違をよく比較検討しながら、防災対策を検討することが重要であると思います。

東日本の災害状況を中心にこの地域も騒ぎ立てるということには私はいささか疑問を感じております。東日本においても、直接地震によって建物が倒壊した事例は余り多く聞いておりません。建物が浸水、流失し、大勢の死者・行方不明者が出たという大惨事になった直接の原因は大きな津波であります。そのために多くの方々が亡くなり、今もって行方不明者も多く、復興事業を進めようとしても土地の地権者が亡くなってしまい、土地の活用計画も立てられない地域があつて、復興事業が進められないところもあるように聞いておるのであります。

また、避難所から帰ることができない大きな原因は、原子力発電の放射能の汚染被害であります。

こうした東日本の状況と私たちのところの状況はかなり大きな違いもありますので、私たちのまちの歴史的災害状況から考えてみることも重要であると思います。

私たちの地域においても、歴史的な経緯、経験から、直接地震による家屋の倒壊した話は余り多くないように私は承知しております。

政府は、国土強靱化政策を強力に進めるとして、積極的に海岸堤防の整備を増強しております。現在、木曽川の左岸・右岸堤防、両堤防の補強工事が進められておるわけであります。さらに、海拔マイナスの弥富市では、より安全性を考えてみれば、少なくとも海拔2メートル以上に司令塔である市庁舎を建設することは、将来展望を見きわめた重要な模範的な発想であり、誇れるまちづくりの一つとして考えることができるのではないかと、こういうように

考えるのであります。

この地域は、全体が液状化ではあるものの、地震に連なる断層も少なく、伊勢湾台風を初め、水害による被害等からの防災対策を中心に考えるべきでありますし、現在もそのような考え方で避難所等の検討が進められてきております。特に海拔ゼロメートル地帯という地形からして、水害に対する避難場所が一番大きな問題であります。

そのためには、行政機能の司令塔としての市庁舎だけでも、浸水に対して水のつかない企画を考えることが重要ではなかろうかというふうに考えますが、市長はどのように判断されるでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 議員にお答え申し上げます。

愛知県防災局から5月30日に、いわゆる南海トラフ巨大地震の発生した場合のそれぞれの自治体における被害想定が発表されたわけでございますけれども、私ども弥富市といたしましては、皆さん御承知のように、最悪のシナリオとはいえ、大きな衝撃を受けたところでございます。震度は7、そして津波が来る前に堤防が崩壊する。そして液状化が発生し、甚大な被害が発生する。そしてまた、海拔ゼロメートル浸水に対して大きな被害が発生するということを経験しているわけでございます。

そういう状況の中で、私たちの先人の皆様方は、伊勢湾台風ということを経験され、水との戦いをしてみえたわけでございます。我が市の海拔ゼロメートルということに対しては、やはりいろんな事業を計画する上においては、この辺の問題はきちっと整理をしながら対応していかなきゃならないということはもちろんでございます。

東日本大震災でも、議員も御承知のごとく多くの庁舎が被災し、災害対策の実施に大きな支障を来す事態が起きました。新庁舎を建設する基本方針として最も重要なことは、災害に強い、市民の安心・安全を守る防災拠点として機能することであろうというふうに思っておるわけでございます。そんな意味からいたしましても、南海トラフ巨大地震とのかかわりも含めて、心配される今日でございますので、庁舎建設につきましては喫緊の課題であるということでございます。これは、皆さんと意見が一致するところでございます。

新庁舎の浸水対策について御説明を申し上げます。

新庁舎の1階の床レベルは、浸水対策として、庁舎前の歩道面よりプラス1.2メートル高くなるように設計をいたしております。また、庁舎1階の全ての出入り口部分には高さ90センチの防水壁、防潮板を計画してまいります。この防潮板の設置が完了いたしますと、庁舎前の歩道面よりプラス2.1メートルの高さまで浸水を防ぐことが可能でございます。これが基本的な設計でございます。しっかりとした浸水対策ということを考えながら、庁舎建設を進めていきたいというふうに思っております。

これが、庁舎に対する、基本的な浸水に対する私どもの企画でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 昭和34年の伊勢湾台風に遭遇したとき、弥富町役場は現在の歴史民俗資料館の場所にありました。私も50メートルぐらいしか離れておりませんでした。私たちは浸水の被害に遭うことなく、救援物資の取り扱い、あるいは災害救助活動、行政運営機能等には余り支障を来すことがなかった記憶であります。

その後、堤防等の補強も進み、町村合併によって狭隘になったために、現在のこの位置に庁舎が建てかえられたのであります。

考えてみれば、浸水から免れる高さに庁舎があることは大変重要な発想であり、改めて検討の必要性を感じておるのであります。

先日、大学の専門の先生の意見として、この地域においては海拔2メートルぐらいまで浸水する可能性があり、それ以上の地面に庁舎を建設することがベターであるとのヒントをいただいたのであります。計算してみますと、海拔マイナス1.2メートル、プラス2メートル、すなわちこの地域において、現在の地面から3.5メートル高い地面を積み上げて、その上に市庁舎を建設することが水害に対して最も安全であり、機能的な市庁舎になると考えられるのであります。

今回の弥富市庁舎改築検討委員会においては、委員の皆さん方は全てが充て職であって、そうした専門的な方の意見とか、学識経験者の話は余り出されておられません。そうしたことから、特に伊勢湾台風の経験から高台建設という発想にはならなかったようであります。

3・11の災害以来、せっかく安全で機能的な庁舎を建設する必要性が生じた以上、このような発想に基づいて、約3.5メートルぐらい土盛りができる広い場所を選定して、庁舎建設を検討する必要があるのではないか、私はこのように考えるのでありますが、再検討される考えはありませんか。市長に尋ねます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 議員にお答え申し上げます。

今回、市庁舎を建設するに当たりましては、さまざまな市民の皆様に御参加いただきまして、その検討委員会を設置し、建てかえるのか、あるいは現庁舎の耐震補強工事をしていくのかという中で、建てかえるという方針を決定していただきました。それがさまざまな形で、その庁舎の機能などの課題、あるいは条件の整理をした上で、基本構想を考えたところでございます。

また、議会におきましても検討特別委員会が設置され、その特別委員会におきましては、その基本構想の流れを組んで、基本設計について協議をしていただき、調整が行われたわけ

でございます。

そういった意味では、現庁舎のところで建てかえるという形で市議会についても御承認をいただいたところでございます。

私といたしましては、先ほども浸水対策というようなことに対しては、それぞれの施策を打ってありますよという話をさせていただきました。佐藤議員の提案されるように、佐藤議員の浸水対策においては、3.5メートルの盛り土を可能にする広い土地でということでございますけれども、現在の庁舎を建設する上の条件としての市街化区域の中での問題でございますけれども、そういうような状況の中においては、3.5メートルの盛り土をして庁舎を建設していくという広いスペースはなかなか見出せないということが現状ではないかなあというふうに思っております。

また、仮に3.5メートルの高さの庁舎の入り口までアプローチするには、長いスロープが必要になってくるわけでございますので、そういったことにおいては、庁舎に入りづらいアプローチになっていくのではないかなというふうに思っております。

過去の浸水ということに対して、私たちも十分計算をし、またさまざまな、南海トラフ大地震というような状況についても考えていくわけでございますけれども、庁舎1階が2.1メートルの高さということでございますので、もし仮に南海トラフの巨大地震というような形で2メートルを超える浸水のおそれはあるわけでございますけれども、その件につきましてもしっかりとした庁舎機能を持っていけばいいというふうに思っております。いわゆる非常事態に対応できるようにしていくということが大事だろうというふうに思っております。

例えば災害対策本部、あるいは防災無線室、非常用発電機室、あるいは防災備蓄倉庫、受水槽等々の防災の基幹機能の設備は全て2階以上に設置する計画でございます。そういった形に対して、浸水を防いでいきたいというふうに思っております。

このような形で、市民の安心・安全、そして暮らしを支える拠点としての防災に対する危機管理、または災害復興の役割を担う庁舎として、今後建設していきたいというふうに思っておりますので、十分御理解をいただきたいというふうに思っております。

新庁舎につきましては、現計画の中で進捗することを考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） これは私は非常に大事な問題だと思っております。場合によっては、本当に住民側からしても、私は大変有意義な提案ではなかろうかと自画自賛をしております。

急いで今のここに建てかえをということですが、もう一つ考えてみますと、今、住民訴訟によって、いろいろな問題点も指摘されてきております。いつ解決できるかわからないような状況から、私は、「急がば回れ」ということわざのごとく、発想の転換を検討することで

はなかろうかと、こういうように思っておるのであります。

市庁舎の用地取得に関して、住民監査請求から住民訴訟事件に至った原因等が市民に全く説明されていない、私はそういうように受けとめております。ただ、市庁舎の建てかえが必要であり、平成33年までにやれば合併特例債を活用することができる。合併特例債では約40%の交付金がいかにもらえるかのような今の説明であります。この説明には私は極めて疑問を感じております。私に言わせれば、まさに市民に間違った認識を持たせているような宣伝に終始しておると。なぜこのような住民監査請求、訴訟事件に至ったか、その経過というのが市民には知らされておられません。

基本設計を発表する前に用地取得の条件を決めていなかった。これはどういう理由を言われても、あるいは弁解をされても、これは私は市当局の怠慢であったと言わざるを得んと思っております。

そのために、地主から大変高額な要求をされて、貴重な財源を過剰に支出しなければならなくなったこと。また、特定の者の利益のために財政運営がゆがめられるおそれがあるために、住民監査請求、さらには住民訴訟になったということを市民にしっかりと認識をしてもらうことが大きな問題だと私は思っております。

現在、訴訟事件になっておりますので、余り多くを語りませんが、重要な問題でありますから、原告側、被告側の提出答弁資料をつぶさに比較検討しながら、裁判の状況に関心を持って見守っておりますけれども、今回、ようやく物件移転補償費の詳細な資料を裁判所に提出せざるを得なくなったと聞いております。被告側の市の提出答弁書の中には疑問や矛盾を私は感じております。裁判中のために多くを語ることはいたしませんけれども、まさにこうした資料を見てみますと、議会にも出されておられません。石田技術コンサルタントの物件補償調査積算業務等には、内容、金額においても疑問を感じず内容が多く出てきたということでもあります。市当局は正しく精査したかどうか、チェック能力の未熟さを私は今感じております。貴重な税金の無駄遣いにつながるような重大な問題点を感じております。

私の経験からいきますと、そうしたコンサルタント等から出てきたものは、絶対的なものであるというようには私は考えておりません。一つの積算評価は基準であって、目安であって、私の経験から指摘するならば、コンサルタントの積算内容を参考にして、別途専門家や参考人にも内容の精査を求め、幹部会においてよく協議し、他に影響が及ばないように積算評価額を見積もり、交渉相手の考えを聞きながら、適正な対応と積算金額を定めて、交渉によって補償金額等の合意を得るようにするのが執行権者の責任であると私は考えております。

石田コンサルタントも同様に、市の指示に従って基準を積算したものであり、市の責任において、これをもって対応していただくことでしようというように答弁しております。

まさに、そうした専門家によってチェックされていないということが大きな問題であって、

今後、23日までに提出されるようでありますから、専門家によってチェックをされていきますが、詳細が明らかにされていけば、税金の無駄遣いを戒める結果が明らかになると私は思います。場合によっては、さらに監査請求や訴訟問題に発展していくと思います。

そうしたことをやっておれば、いつまでたってもこれは解決をしない。こういうような危機を私はしておるから、状況の変化等、特に防災対策等のこの状況の変化等を考えて、今、私が申し上げたようなかさ上げをしたところの庁舎移転というのを真剣に考えるべきである。しかも、そうしたものであれば、恐らく愛知県でも一つのモデルケースになって、県も協力をしてくれると私は確信をしております。

そうしたメンツにこだわっておるだけではなくて、市民本位の実利を選択すべき市庁舎の建設場所を再検討することを提案しておきたいと思います。

特に最近では、高裁の判決、あるいは名張の判決等、これは違うと言っておるけれども、類しておりますよ。そこらが一つの見解の相違だ。あそこは執行しちゃった。ここは執行する前だから、比較検討することを求めています。

以上をもって終わります。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 時間が経過しておりますけれども、佐藤議員のほうからいろいろ御意見をいただいておりますので、現在の私自身の考え方について答弁をさせていただく時間をお許しいただきたいというふうに思っております。

庁舎の建てかえにつきましては、いろんな機会を通じて市民の皆様には説明をさせていただいております。また、これからもそのような形で説明をしていきたいというふうに思っております。

また、建てかえの財源についての御質問がございましたけれども、私ども行政の事業ということにつきましては、その事業に対して、どれほどの起債が立てられ、そして国・県の補助率はどうなっているんだということが確認をするところでございます。庁舎における合併特例債90%、4割の交付税措置というのは国の指針でございますので、この方向でお願いをしていきたいというふうに思っております。

しかしながら、国の指針ということでございますので、変更もあることは今までの事業の中でもあるわけでございますが、そういったことに対しては、私どもが不交付団体になるとか、あるいは変更ということに対してはどのような算出の問題であるのかということはこれから注視していくことであろうというふうに思っております。

現在、物件移転補償費の積算資料につきましては、弁護士を通じて、議員おっしゃったように裁判所のほうに提出をさせていただく手続を進めさせていただいているところでございます。これは、裁判の進捗を早めていくということの目的に応じて、私どもといたしまして

は裁判所のほうに提出をさせていただくわけですが、本来ならば、これらの資料は原告側が立証し、裁判所に提出すべきものであるというふうに考えております。そういった形の中で、裁判を早く進めたいというふうに思っております。

積算の内容につきましては、今までも説明しておりますように何ら矛盾はございませんし、税金の無駄遣いになるということも考えておりません。このようなことにつきましては、これからの口頭弁論、本案の裁判を通じて具体的に明らかになると確信をしているところでございます。

今回の訴訟は、私、弥富市長ということに対しての訴訟でありますから、当然原告側の準備書面、いわゆる口頭弁論の意見陳述については、一字一句検討をさせていただいておるところでございます。今後の口頭弁論において、丁寧にそれぞれの訴訟問題については説明をさせていただき、そして我々の市の立場というものを立証していきたいというふうに考えておりますので、議員各位の御理解をいただきたいと思います。

いずれにいたしましても、その前にお話をさせていただきましたように、南海トラフ大地震というような状況を考えてみた場合、庁舎の建設は喫緊の課題でございます。どうか皆様の御理解をいただき、この庁舎建設が前に進むように全員の後押しをお願いしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○15番（佐藤 博君） 市長がそういう答弁だったから、私は私なりの意見を申し上げたいけれども、時間がありませんので、またの機会に申し上げます。

○議長（佐藤 高 清） 本日はこの程度にとどめ、明日継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思いますので、本日の会議はこれにて散会といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時58分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐 藤 高 清

同 議員 那 須 英 二

同 議員 三 宮 十五郎

平成26年 6 月17日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（17名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 伊 藤 勝 巳 | 2 番 | 川 瀬 知 之 |
| 3 番 | 鈴 木 みどり | 4 番 | 那 須 英 二 |
| 5 番 | 三 宮 十五郎 | 6 番 | 早 川 公 二 |
| 7 番 | 平 野 広 行 | 8 番 | 三 浦 義 光 |
| 9 番 | 横 井 昌 明 | 10番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 11番 | 炭 竈 ふく代 | 12番 | 山 口 敏 子 |
| 13番 | 小坂井 実   | 14番 | 佐 藤 高 清 |
| 15番 | 佐 藤 博   | 16番 | 武 田 正 樹 |
| 17番 | 伊 藤 正 信 |     |         |

2. 欠席議員は次のとおりである（1名）

18番 大 原 功

3. 会議録署名議員

6 番 早 川 公 二                      7 番 平 野 広 行

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

|                            |         |                            |         |
|----------------------------|---------|----------------------------|---------|
| 市 長                        | 服 部 彰 文 | 副 市 長                      | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長                      | 下 里 博 昭 | 総 務 部 長                    | 佐 藤 勝 義 |
| 民 生 部 長 兼<br>福 祉 事 務 所 長   | 伊 藤 久 幸 | 開 発 部 長                    | 石 川 敏 彦 |
| 教 育 部 長                    | 服 部 忠 昭 | 総 務 部 次 長 兼<br>税 務 課 長     | 伊 藤 好 彦 |
| 総 務 部 次 長 兼<br>総 務 課 長     | 村 瀬 美 樹 | 民 生 部 次 長 兼<br>十 四 山 支 所 長 | 佐 野 隆   |
| 民 生 部 次 長 兼<br>介 護 高 齢 課 長 | 八 木 春 美 | 民 生 部 次 長 兼<br>児 童 課 長     | 渡 辺 秀 樹 |
| 開 発 部 次 長 兼<br>土 木 課 長     | 竹 川 彰   | 開 発 部 次 長 兼<br>下 水 道 課 長   | 三 輪 眞 士 |
| 会 計 管 理 者 兼<br>会 計 課 長     | 服 部 誠   | 監 査 委 員 長<br>事 務 局 長       | 松 川 保 博 |
| 財 政 課 長                    | 石 田 裕 幸 | 秘 書 企 画 課 長                | 山 口 精 宏 |
| 防 災 安 全 課 長                | 橋 村 正 則 | 収 納 課 長                    | 山 守 修   |
| 市 民 課 長 兼<br>鍋 田 支 所 長     | 平 野 進   | 保 険 年 金 課 長                | 平 野 宗 治 |

|        |         |                 |         |
|--------|---------|-----------------|---------|
| 環境課長   | 鈴木 浩 二  | 健康推進課長          | 花 井 明 弘 |
| 福祉課長   | 宇佐美 悟   | 総合福祉センター<br>所 長 | 佐 野 隆   |
| 農政課長   | 安 井 耕 史 | 商工観光課長          | 羽 飼 和 彦 |
| 都市計画課長 | 大 野 勝 貴 | 学校教育課長          | 立 松 則 明 |
| 生涯学習課長 | 半 田 安 利 | 図書館長            | 奥 田 和 彦 |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |         |     |         |
|--------|---------|-----|---------|
| 議会事務局長 | 伊 藤 邦 夫 | 書 記 | 浅 野 克 教 |
| 書 記    | 伊 藤 国 幸 |     |         |

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午前10時00分 開議

○議長（佐藤高清君） おはようございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

なお、本日、大原議員のほうから、所用のため欠席という届けが出ておりますので、報告いたします。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、早川公二議員と平野広行議員を指名します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

#### 日程第2 一般質問

○議長（佐藤高清君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず鈴木みどり議員、お願いします。

○3番（鈴木みどり君） おはようございます。

3番 鈴木みどり、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回私は、数人の聴覚障がい者のボランティアをしている方とお話することができました。昨年、聴覚障がいを持たれた今村彩子監督の「架け橋きこえなかった3・11」のドキュメンタリー映画では、あの東日本大震災で何の情報も得ることができなかった、聞こえなかった人々の不安や恐怖が描かれていました。

聴覚障がい者の一番のハンディは、情報が入らないということです。外見は全く健常者と変わらないので、私たちもなかなか気づくことができません。聴覚障がい者にどのように身の危険を知らせるのか、また障がいを持たれた方がどうしたら安心して暮らしていけるのかは大きな課題だと思います。

そうした中、弥富市でもSOS緊急時サポートカードがつくられました。これですね。このサポートカードは、議会でも紹介されました。これは、もし災害が起きた場合、耳の不自由な方に、今何が起きているのか、またどこに避難したらいいのかを尋ねるものになっています。

そこでお聞きしたいのですが、この緊急時サポートカード、これは何人の方に配られたのか、差し支えなければ教えてください。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） おはようございます。

御質問でございます。

まず、最初の御質問のＳＯＳ緊急時サポートカードの配付状況でございますけれども、平成25年12月5日に、市内にお住まいの聴覚障がいの方、音声・言語機能障がいの方、89名に郵送させていただいております。また、それ以降、新たに障がいになられた方につきましては、身体障害者手帳が交付されるときに、あわせて窓口にて配付させていただいております。現在では94名の方に配付させていただいております。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） このカードの内容なんですけれども、どのようにこのカードをつくらうときに決められたのか、どういう経過を経てつくられたのかを教えてくださいませんか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 先ほどからもお話があるような形で、聴覚障がいの方が、こういう災害時に非常に情報がとりにくかったということがございます。そういったことのないように、このようなカードを作成させていただいたということでございます。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 私も、これができたときに、聴覚障がい者にとってとても便利なカードができたなあと思いました。私はこのＳＯＳのカードを利用される方に、このカードを配られてどう思われているのかちょっと聞いてみたんですね。そうしたら意外なことに、私が聞いたところでは、このカードは使われていないという話でした。なぜ使われてないのかなと聞いたところ、どのようにして使ったらいいのかわからないということなんです。どうということなのかと、本当に私も、どうやって使ったらいいのかわからないとはどういうことなんでしょうか。

市は、このカードをつくられて、利用される方に、このカードについて感想とか聞かれたことはありますか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 配付後でございますけれども、このカードについての感想を聞いたということはございません。また、このカードの使い勝手等についての御意見をいただいたこともございません。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 聴覚障がいでも、軽い難聴の方から中途失聴者や難聴で重い方、いろんな方がお見えになるんですが、言葉を聞いた記憶がある方は、このカードの意味がイメージできるそうなんです。だけど、災害が起きた場合に一番基準として、障がいの重い人を基準に考えてつくっていかなければならないと思うわけなんです。聴覚障がい者には、ろう者、難聴者、中途失聴者が見えますが、あるボランティア活動をされている方に伺ったと

ころ、ろう者の方は、生まれたときから音を聞いたことがない。耳が聞こえないということは、音というものがどういうものかわからない。そういう状況で言葉がわかると思いますかと言われたんです。要するに、言葉がわからないから、字が読めない。それに文章も理解できない。そんな話でした。ましてや長い文章が全くわからないそうですし、このサポートカードだとか、災害時ですとハザードマップとかいろいろ横文字も出てきますが、横文字はほとんど理解できないとのことでした。

文字は、ある人は記号として認識している人もいるそうなんですけれども、絵本で犬や猫が「こんにちは」とか「おはよう」とかって書いてあるのを見ると、本当に犬とか猫がこういう言葉を出すと思っていた人もいたようです。しかし、今は訓練もされているそうなので、短い単語や文は何とかわかるそうです。

例えばここに、中を見てみますと、「避難場所はどこですか」と書いてあるんですが、聴覚障がいの方は「避難場所」という言葉は使わないそうです。この場合、「逃げる場所はどこか」と書いたほうが、よく理解できるということでした。

また、このカードですが、大きな災害を想定して、このカードをつくられたと思いますけれども、もし本当に大きな災害に遭った場合、このカードが使えるのかもとても心配してみました。恐らく皆さんがパニック状態になってしまっていて、そんな中にこれに答えてくれる人が何人いるんだろうかと、とても心配されていました。

昨年ごろから異常気象が続いていますけれども、ことしはまたエルニーニョ現象があらわれると言われています。南海トラフもとても心配ですが、台風の大型化、集中豪雨など、毎年被害が心配されます。仮に、そんなときこのカードを使うとして、この内容を見てみますと、「今何が起こっているのですか」「大きな声でゆっくり話してください」「紙に書いて教えてください」と書いてあるんですね。ここの空白があるんです。これは1回使ったら終わりですかって。ここに書いて、これを使ってしまったらもう、これはコピーして使うんですかねえ。そう言われてみると、そうかなあと私も思いました。

恐らくこのカードは、利用される方の意見が入っていないので、こういうことになると思うんですけれども、ここでお聞きしたいのですが、市のほうとして、聴覚障がいを持たれた方、それ以外の障がい者ももちろんですが、市の担当者と交えて話し合う機会という場はありますか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 幾つかの御質問が今の中にあっただかと思っておりますので、順次回答させていただきますけれども、回答漏れがありましたら、また御指摘願いたいと思います。

まず、使い方がわからないということでございますけれども、1つには、どういう場合に

使うのかというところがなかなかはっきり定義されてなかったのではないかなということも感じております。それがわかっただけならば、もう少し使い方もわかるのかなあという形のことを考えております。

それで、先ほど御指摘がありました「避難場所はどこですか」というものでございます。これにつきましては、避難場所を聞いて、そこに行けるかという問題も当然発生するかと考えております。これは、一般的に使いますN T Tグループが発行しています「電話お願い手帳」というのがございます。こちらの中ですと、「避難場所に案内してください」といった記載になっております。このほうが障がいの方については使いやすいものになるかなと考えています。内容等につきましては、今後、再度検討していきたいなと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それで、先ほど申し上げましたように、このカードというのは緊急時ということを念頭に置いております。日ごろから持ち運んでいただいて、かばん等に入れていただく邪魔にならないサイズということで、ソフトケースに入れてございます。そのため外出時には、お守りがわりと言っては何ですけれども、そういった形で肌身離さず身につけていただくことが重要なかなあと考えております。緊急時ということでございますので、日常で何回も使うといったものではないと考えております。

なお、カードを紛失等された場合につきましては、当然再発行させていただくわけでございますけれども、日常生活におきましては、先ほどちょっと紹介いたしましたN T Tの発行している、これも障がい者の方の分が用意できておりますので、こういったものを使っていただくと、非常に何回も使える、それから細かい内容まで把握しているものでございます。そういったものも使っていただくのがよろしいのかなあと考えております。

それから、話し合う機会とはということでございますけど、聴覚障がい者の方や、視覚障がい者の方も含めてでございますけれども、市の担当者を交えて話し合う機会はございます。福祉課では毎年、市長と障がい者の父母の会の方との意見交換を行っております。また、3年ごとに策定する弥富市障がい者計画の策定期限に合わせて、障がい者団体の方に市の障がい福祉施策について要望をお聞きする機会を設けております。今年度は策定の年度に当たっておりますので、現在実施しておりますアンケート結果をもとに、関係団体の方にも御意見を伺いたいと考えております。いろんな御意見をお伺いして、このカード自体も使いやすいものにしていきたいなと考えております。

また、策定段階でございますけれども、障がい者の方の参加ということはなくつくっておりますけれども、障がい福祉サービスのプランを作成する相談支援員という方がございます。そういう方には見ていただいて、御意見をいただいて、今回のものを作成したといった経緯になっております。以上でございます。



○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 私が聞いたところ、このカードは、せっかくつくっても利用されていないということだったので、私はいろいろお話を伺って、このカードは利用される方の意見が全く入っていない、要するに耳の聞こえる人だけでつくってしまっているという、そんなことで、聞こえない人の希望とか要望とかいうものが全く無視されている状態でつくられていると思います。それにまた、その結果、つくりっ放しという、つくって渡せばいいという、市のほうの自己満足的なものになってしまっているんじゃないかなというふうに思うわけです。使う人の意見や要望を聞いてつくっていかないと、せっかくつくっても意味のないものになってしまうのではないのでしょうか。ぜひ障がい者の人の意見をしっかり取り込んでいただいて、何が必要なかを聞いていただければと思います。

それから、もう1つなんですけれども、先ほども言いましたように、聴覚障がい者というのは、とにかく情報が入らないということです。弥富市では、今、2つの福祉センターがあるんですけれども、この2つの福祉センターに、危険を知らせる赤いランプとか、そういうものを設置していただきたいなあとと思います。

昨年、私、ある会社にもちょっと見学に行ったときに、そこには健常者と重度の障がい者もいたんですけれども、そこは健常者と障がい者が力を合わせて働く会社でした。その会社には、障がい者に優しい職場づくりがされていました。そして、やはり天井には赤ランプがついていて、異常のとき、何かがあったときには、ランプが点灯すると異常を知らせるということになっていますという説明でしたけれども、設置場所は非常口に近いところに設置してあったかと思います。今やバリアフリーは当たり前ですけれども、その上で福祉センターだからこそ、障がい者にも優しい心遣いが必要ではないかと思います。

今回、聴覚障がい者について質問しましたがけれども、いろんな障がいを持たれた方がいろいろ見えると思います。どのように情報を伝えるのか、また対処するのか、市としては何かお考えはございますか。

また、聴覚障がいに限らずですけれども、障がい者に対して市の防災的な考えはお持ちでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） まず、ランプの設置の関係のところからお答えしたいと思います。

この場所についてですけど、弥富市では昨年12月に、市内の公共施設に、聴覚障がいの方等に対しまして、災害時の避難誘導するための避難誘導用サイン表示板というものを、議員、御承知かも知れませんが、こういったようなものですね、これを各施設に置いてあります。市役所の中でも各課には1つずつ用意してあって、何かのときには、これを持って誘導

するといったようなことを考えて行っております。誘導用のサイン表示板の設置というのは有効かと思えますけれども、停電等の関係もあるかと思えます。そういったことも考えまして、現段階では今のような形でとらせていただきたいなあと考えております。

また、万が一の場合につきましては、当然、施設職員が誘導いたします。これはまだ一つの場合ですけど、例えば施設職員に、こういった「ついてきてください」といったようなものをして誘導するといったようなことも方法としてはあるのかなあというようなことは考えております。

それから、今後のその他の障がいの方についての防災上の対策でございますけれども、現段階では具体的なものはできてないのが現状でございます。これからどのような形で、その他の障がいの方、ほかの障がいの方について対応していくかということを検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 鈴木議員。

○3番（鈴木みどり君） 命を守るのに格差があってはならないという、これは今村監督の言葉でもありましたけれども、誰もが安心して暮らせる弥富を願って、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 次に武田正樹議員、お願いします。

○16番（武田正樹君） 16番 武田正樹です。

通告に従いまして、弥富市総合計画後期基本計画に沿って質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

最初に、道路交通網の充実について質問したいと思います。

現在、弥富市内を走る道路網としては、東名阪自動車道、伊勢湾岸自動車道、国道1号、23号、西尾張中央道等、周辺都市への道路網としては、一部課題は残っているものの、利便性からもよく整備されていると思っております。県道、それから幹線道路、市道においては、計画どおりの整備がなされている箇所と整備のおくれが目立つ箇所があり、今後の課題となっております。

その中で、今後の道路整備の方針として、都市計画道路、市道等の道路整備事業はどのような目的のもとで整備が進められているのか、説明願います。

また、特に市民の安全性の向上を図るためにどのような道路整備が進められているのか、説明願います。

そして、市の経済的発展の可能性においては、産業基盤である道路は必要不可欠のものですありますが、人口が減少局面に入り、高齢化が進んだ現在では、持続可能なまち、地域像にも取り組んでいく必要があります、その両者を踏まえた整備が必要だと思います。後期基本計画にある災害時への対応やバリアフリー化、環境・景観の保全と創造、歩行ネットワークの形

成等に配慮した安全で潤いのある道路づくりを進めていくためには、どのように整備計画を進めていかれるのか、この3点について説明願います。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） それでは、道路整備事業の目的につきまして、3点の御質問に対しまして答弁をさせていただきます。

最初に1点目でございますが、どのような目的で整備が進められているかという御質問でございます。

道路整備事業の目的といたしましては、弥富市総合計画の中にも記述してありますように、弥富市ではこれまで、国・県と連携しながら道路網の整備を計画的に進めてまいりましたが、交通量の増加や車両の大型化、そして高齢化が進む中で、より一層安全で便利な道路網、道路環境の整備が求められていることから、広域交流基盤の強化のため、伊勢湾自動車道へのアクセスの一層の向上、南北方向への道路網の充実、市街地の拠点機能の強化を見据えた道路網の整備のほか、安全・環境・景観に配慮した人に優しい道づくりが課題となっていることから、これらの課題を解決するために道路整備事業を計画的に進めているところでございます。

続きまして2点目でございますが、安全性の向上を図るために、具体的にどのような道路整備が行われているかとの質問でございますが、県が整備しております幹線道路や市が整備する中央幹線及び都市計画道路におきましては、歩行者・自転車などの安全対策といたしまして歩道設置を進めることによりまして、安全性の向上を図っております。

続きまして3点目の御質問でございますが、道路整備に当たって、災害時への対応とかバリアフリー化、抽象的でわかりづらいので、どのような整備がなされているかという御質問でございますが、具体的な道路整備につきましては、災害時に対しまして物資の輸送や緊急車両の通行の確保を図るために、県で定めております緊急輸送道路から各防災拠点を結ぶ路線といたしましての整備、高齢者や子供など、弱者が安心して安全に通行できるような段差を解消した歩道整備、都市部におけます良好な公共空間の形成、沿道における良好な生活環境や景観を確保するための植樹帯を設置しており、歩行ネットワークの構築を図っていくことによりまして、安全で潤いのある道づくりを進めているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 災害時の対応の中に、もう1点私はお願いしたいのは、先ほどの対応で私は十分だと思うんですけども、高速道路については一時避難場所という感じのところ、公には認められないかもしれませんが、そういうことも考慮していただきたいなあと考えておりますし、先ほど話がありましたように、歩行ネットワークについても、これ

から先、人口減の社会ですので、ある程度、高齢者のために安心・安全なまちづくりという観点からも、ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

引き続き、次に弥富市道路整備事業の進展について質問したいと思ひます。

先日、市長の出前講座で配付されました資料、弥富市事業概要について質問したいと思ひます。

その資料に載っている7路線のうちの名古屋第3環状線と中央幹線についてお聞きたいと思ひます。

この2路線は、市内の南北を結んでいる大変重要な路線です。この2路線における事業中区間の整備状況と今後の整備計画についてお伺ひします。

そして、また未着手区間がありますけれども、今後の整備計画についても、説明できる範囲で結構ですので、説明をお願いいたします。

○議長（佐藤高次君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 弥富市の道路整備事業の進捗ということと、それから今の計画がどのようになっているかということでございますが、最初に名古屋第3環状線の道路整備計画の進捗状況につきまして御説明をさせていただきます。

現在、伊勢湾岸自動車道から境町までの1.1キロメートルの区間につきましては、平成23年度に供用を開始しております。また、境町から間崎までの約2.7キロメートルの区間につきましては事業中区間でございまして、境町の一部及び稲荷崎地内の用地買収を継続的に進めているところでございます。県といたしましては、国道23号までの道路整備を平成32年度までに完了する予定という運びになっております。平成25年度末の進捗率でございますが、事業ベースで約32%となっております。

続きまして、中央幹線の道路整備の計画と進捗状況につきまして御説明をさせていただきます。

中央幹線道路は、日の出橋から伊勢湾岸自動車道までの道路整備事業を行っておりまして、延長7キロメートルのうちの約4.3キロメートルにつきましては平成25年度までに供用を開始しております。現在では、南部地区となる鍋田地内におきまして道路整備事業を進めているところでございます。進捗状況につきましては、整備延長で約66%となっております。

なお、今後も引き続き県等に要望していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高次君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） この両幹線道路ですけれども、南部地区においては大変重要な路線になっておりますので、一刻も早い完成をお願いしたいのであります。特に南部地区、高齢者がふえております。そして、公共交通も微妙な段階ですので、この幹線道路、まだ高齢者

が運転できる範囲について、安全な道路をぜひとも早い段階で完成させていただきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

次に、担い手の農地利用集積について伺います。

我が国の農業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。農業者の高齢化や次の世代の後継者問題、受け手を必要とする遊休農地や耕作放棄地の増加など、農業をめぐる環境は危機的状況にあると言えます。

こうした中にあっても、これらの課題を克服し、競争力のある農業、魅力のある農業をつくり、農業の成長産業化を実現するためには、意欲のある農業者、担い手が必要になってきます。弥富市においても、全国と同様に農業従事者の高齢化が進み、農業からリタイアする人がふえ、農業者の減少となるおそれがあります。農地を維持できる担い手の確保、後継者の不足の解消が重要な課題となっております。弥富市として、意欲のある多様な担い手の育成、確保のためにとっている対策は何か、御説明ください。

次に、弥富市において、毎年の農地利用権の設定等の積み重ねにより、担い手の一つであるオペレーターに農地が集積され、オペレーターの経営体の耕作面積が増加傾向にあるように見えるのですが、弥富市の現状を踏まえての農地利用集積の必要性についてどう考えてみえるのか、説明ください。

また、現段階で農地利用集積による効果は、市としてどう評価されてみえるのか、説明ください。

以上3点について、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） それでは、担い手への農地利用集積につきまして、3点の御質問に対しまして答弁をさせていただきます。

1点目でございますが、担い手の確保と育成のために、どのような対策をとってみえるのかという御質問でございますが、担い手の確保と育成につきましては、経営指導の強化を初め、農地の利用集積や農作業受委託の促進等によりまして、意欲と能力のある認定農業者及び集落営農組織の育成を図るとともに、農業経営の法人化を促進しておるところでございます。

続きまして2点目でございますが、担い手への農地利用集積が進められているが、なぜそれが必要になってきたかという御質問だったと思いますが、担い手への農地の集積につきましては、農家の兼業化や高齢化、後継者不足によりまして、自分で耕作をされる方が減ってきております。貸し手がふえてきていることも要因となっておりますが、集積を行い、農地を面的にまとめることによりまして、大型のトラクターなどの機械を利用することができる

ようになってきております。

なお、担い手の集積につきましては、毎年ふえてきておるのが現状でございます。

3点目につきまして、農地利用集積による今の段階での効果は出てきているのかという御質問だったと思いますが、農作業の高能率化やコストダウンが図られているというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） オペレーターにある程度農地が集約されているんですけれども、私も見せていただいている、オペレーターの方がこれ以上農地を引き受ける可能性について、非常に現段階で難しい状態になりつつあるのではないかと心配するのですけれども、その辺も考慮していただいて、オペレーター以外の担い手もこれからある程度考えていただきたいなと思うんですけれども、その辺についても考慮していただくように要望としておきます。

最後に、農地中間管理機構についてお伺いしたいと思います。

平成25年12月に創設された農地中間管理機構についてお伺いします。

この農地中間管理機構とはどのようなものか、概略を説明ください。

また、どのような目的のもとに創設されたのか、御説明ください。

そして、農業者の高齢化等の現在の農業をめぐる深刻な環境を考えると大変重要な機構だと思うのですが、今後、弥富市としてどう対処されていかれるのか、また市はどのような役割を担うのか、御説明ください。

そして、この機構について1点だけ質問させていただきます。

この機構に例えば土地を預ける際、その農地に制限があるのか、その辺についてもわかる範囲でお答えください。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） それでは、農地管理機構についての目的等につきまして御説明をさせていただきます。

最初に、農地中間管理事業の推進に関する法律が平成25年12月5日に成立をし、同年の12月13日に交付され、平成26年3月1日に施行をされました。それに伴いまして、本年4月1日付で愛知県では、公益財団法人愛知県農業振興基金が農地中間管理事業の引受先として、愛知県農地中間管理機構が設立されました。これにつきましては、10年後の日本の農業が目指す姿、利用する農地面積が10年後には全農地の8割を目指すということで設立をされております。

中間管理事業の目的といたしましては、農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化を進め、農用地の利用の効率化と高度化の促進を図ることによりまして、農業の生産性の向上に資することを目的としております。その事業を実施するのが農地中間管理

機構でございます。

続きまして、市はこの農地中間管理機構にどのように対応されるかとの質問でございますが、今後、この事業の推進に当たりましては、愛知県農地中間管理機構より各市町村や農協に対して業務の委託が行われると聞いております。市といたしましては、J Aあいち海部や弥富市農業委員会と協力して、農地中間管理事業の遂行に当たってまいり所存でございます。

続きまして、機構が借りる農地の基準とか、農地の借り受けの解除等に際しての考え方だと思いますが、農地中間管理機構が借り受ける農地につきましては、今のところ農地として利用するのが著しく困難な農地や貸し付けの見込みがない農地につきましては、借り受けることはないというふうに聞いております。また、やむを得なく途中で解約されることにつきましては可能のようでございますが、機構の集積協力金の支援を受けられていると、返還が生じるということも聞いておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 農地中間管理機構、これは前回の議会において三浦議員も質問されましたけれども、実際、これから先、オペレーターだけでは担い手が不足するということに、ある程度窓口として重要な役目を果たすと思っております。ぜひとも市としても取り組んでいただきたいなあと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

そして、最後にもう1点質問させていただきます。

後期基本計画の責任者としての考えについて、市長に御答弁をお願いします。

きらめく弥富づくりが着々と前進し、第1次弥富市総合計画後期基本計画をもって弥富市が次なるステップを踏み出すに当たり気になるのが、市長の任期が1年を切っていることです。服部市長においては、弥富市発展の指針、後期基本計画においても、今までどおり最後まで責任者として遂行していただき、第1次弥富市総合計画を完結し、弥富市のさらなる発展に御尽力いただきたい思いであります。

あえて伺います。弥富市発展の責任者としての服部市長の決意をお聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 武田議員の御質問にお答えを申し上げます。

平成21年からスタートいたしました第1次弥富市総合計画前期計画を終えたところでございます。その成果と反省を踏まえ、このたび平成26年度から平成30年度の5カ年間を計画期間といたします後期基本計画を策定いたしました。

主な項目は、最優先課題として、市民の皆様の安心・安全につながる防災・減災対策事業を進め、災害に強いまちづくりを進めてまいります。農村農業整備事業、都市基盤整備事業を進めることにつながっていくと思っております。

2つ目は、ますます高まる少子・高齢化社会にしっかりと向き合い、子育て支援、市民の

皆様の健康づくりに力を注ぐとともに、介護・医療の充実は喫緊の課題であります。このような少子・高齢化にしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

3つ目は、次の時代を担う子供たち、児童・生徒の教育環境の整備を進め、体力・学力の向上に努力いたします。

このような事業を進めるため、さらなる行財政改革と税収の確保を基本とし、財政健全化のもとに、みずからの気力・体力を充実させ、市民の皆様と一体となって協働の精神でまちづくりを進めてまいります。

御質問の来年年明けに実施される弥富市長選挙につきましては、出馬させていただく決意でございます。市政発展のため、後期基本計画の実行に全力で取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 武田議員。

○16番（武田正樹君） 最後に出馬表明をいただきました。ぜひとも今後とも、弥富市総合計画後期基本計画に沿っていただきまして、頑張っていただきたいと思います。

これにて私の質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩とします。再開を10時50分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時40分 休憩

午前10時50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に川瀬知之議員、お願いします。

○2番（川瀬知之君） 2番 川瀬知之、通告に従って質問します。

質問をする前に、将来の構想の夢を見、それを実現するためには、さまざまな問題や課題を克服しなければならず、将来の技術革新を把握せずに業者の提案を受け入れてしまった過去の近隣自治体の失敗例を御紹介します。

蟹江町は1998年に、行政情報をコンピューター処理する電算化を断念したのはシステム開発を請け負ったNECと関連会社の責任だとして、2社に計約2億3,500万円の損害賠償を求めた訴訟をいたしました。その後、2004年1月28日に蟹江町が敗訴し、逆にNEC側に505万円を支払うよう命じられてしまいました。この当時の行政情報システムは、仕様・運用方法などがまだ確定していない基本システムであり、プロトコルは今主流のTCP/IPではなく、ネットウェアを利用しておりました。この基本システムは、統合行政情報システムへと構築して運用していくためには、プログラム開発のツールの提供を受け、蟹江町職員が運用に合わせて数々のカスタマイズを開発しなければならず、さらにそのシステムの実証



と検証もしていかなければならなかったようです。

この失敗は、蟹江町幹部が、町の職員のスキルも考えず、業者の提案のまま、まだ構想中で仕様が固まっていないインターネットを使った夢の統合行政情報システムの導入を試みてしまったからです。その後、プロトコルがTCP/IP上でブラウジングできるブラウザソフトが無償で提供されたおかげでインターネットが普及し、さらに今ではPDFなどの電子文章のためのフォーマットが標準化されております。

さて、平成18年の合併以来、本市はコンサルタントの指示のもと、本市が目指す将来像と、その実現に向けた政策目標や施策項目、施策の大綱、重点構想などを示した基本構想をまとめ上げ、その基本構想に基づき、今後推進する主要施策や主要事業を具体的にした前期基本計画を策定し、その期間である平成21年度から平成25年度の前期5年間で既にたちました。しかしながら、成果指標により計画の点検・評価と、その公表をいたしておりますが、将来、時代の潮流、社会変化の理由で、この計画が実現しなくても誰が責任をとるのかはつきりしておりませんし、結局現実には、現状どおり継続や見直しの方向で検討といった評価が多くなり、意思決定を先送りしようとする傾向に陥るのではないかと懸念しております。

したがって、責任の所在を明確にし、業績主義、成果主義、顧客主義、市場主義などの民間企業の経営理念の手法を取り入れた実行組織と、そのプロセスの問題を改善へと導き、本市の都市計画の基本構想が少しでも実現に向かうようにと思い、質問をいたします。

第1次弥富市総合計画における弥富駅周辺整備について。

今回の第1次弥富市総合計画である基本構想、前期基本計画・後期基本計画を策定するに当たって、いつごろから都市計画業務委託を始め、今までに幾らかかりましたか。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） それでは、今回、総合計画前期・後期作成に当たって、いつごろから都市計画業務委託を始め、今までに幾らかかりましたかという御質問でございますが、平成19年度より駅前再開発プロジェクトが立ち上がりました。その会議で出されました整備方針をもとに、平成22年度、平成23年度には弥富駅周辺整備基本構想を策定いたしまして、平成24年度には弥富駅周辺の基本計画を策定いたしました。業務の委託費の累計といたしまして、2,199万7,500円でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 私が取り寄せた資料には21年度しかわからないんですが、平成21年度、都市計画業務委託料682万5,000円歳出、平成22年度、都市計画業務委託料1,585万5,000円歳出、平成22年度、都市計画業務委託料繰越明許分720万3,000円、平成24年度、都市計画業務委託料558万6,000円、平成24年度、主要施策成果報告書より、都市計画の立案や都市計画施策の検討に活用するために調査業務を行った費用として、都市計画基盤調査費用278万2,500

円、平成25年度予算には都市計画業務委託料2,140万を計上、平成26年度予算には都市計画業務委託料70万を計上。私の21年度からの計算だと6,000万ぐらいになるんですが、恐らく前期計画に、22年度に前期計画をされて1,585万5,000円、相当の額を歳出されたと思うんですが、ことしになって後期基本計画で2,140万を計上されていると調べたら出てくるんですが、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 先ほど答弁させていただきましたのは、22年、23年度につきましての弥富駅周辺の委託業務の金額でございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 私の質問は、今回の第1次弥富市総合基本計画での、弥富駅じゃなくて、全部のことを言っていたもんですから。

今回の第1次弥富市総合計画での基本構想、前期計画・後期計画を策定するに当たって、いつごろから都市計画業務委託を始めと言っていますので、これを質問しているから、平成21年度に682万5,000円、平成22年度、都市計画業務委託料1,585万5,000円、平成22年度、都市計画業務委託料繰越明許分720万3,000円、平成24年度、都市計画業務委託料558万6,000円、都市計画基盤調査事業278万2,500円、平成25年度予算には都市計画業務委託料2,140万を計上、平成26年度予算には都市計画業務委託料70万を計上、累計総額の合計6,035万1,500円。19年はわからないもんですから、そのぐらいかかったということで計算させていただきました。

次に、基本計画に基づいた計画期間3年間の実施計画には、具体的に実施する事業の内容に優先順位が存在し、本市の特性や時代の潮流、市民ニーズの動向によりローリング方式により毎年度見直しを行うことができ、実施計画が実現しなくても責任をとらなくてもよい計画の策定に、およそ私が計算すると6,035万1,500円をかけて、どのような費用対効果があるのか説明ください。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 先ほどの答弁の金額、委託料の関係でございますが、まず総合計画を含んでなかったことにつきましては申しわけなく思っております。私が先ほど説明させていただきましたように、弥富駅周辺に関する業務委託ということで御理解いただきたいと思います。

費用対効果のことでございますが、これにつきましても弥富駅周辺の計画についての答弁という形になるかと思いますが、御了承いただきたいと思います。

鉄道によりまして南北に分断されました地区が、自由通路整備に伴い、JR・名鉄弥富駅と近鉄弥富駅の道路の強化やバリアフリー化など利便性の高い都市活動の核となりますよう、

またこれによりまして人や自転車、車の流れが変わり、安全性の向上と商業機能の再生が期待されておりました。駅中心部に活力やにぎわいが戻るよう望んでいるところでございまして、経済効果につきましては、こういったものを含めて経済効果が当然あるというふうに整備をさせていただく予定でございました。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） それでは、弥富市総合計画に従って、平成23年度に弥富駅周辺基本計画策定のために業務委託料735万円を歳出しております。どのような手法で業務依頼されましたか、具体的に説明ください。今の答えですよ。

また結果、どのような問題、課題が明確になりましたかも説明ください。

次に、さらに平成24年度予算概要説明書には、弥富駅周辺基本計画策定費用として900万円の予算を計上しているが、決算事項別明細書では実際には歳出されていません。実際に策定されましたか。策定されているのであれば内容を、策定しなかったのであれば理由を説明してください。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 最初に、弥富市総合計画に従って、平成23年度に弥富駅周辺の基本計画策定のために業務委託料735万円を歳出させていただいております。またその結果、どのような問題、課題が明確になったかという御質問だったと思いますが、平成23年度、弥富駅周辺の整備基本構想補完業務ということで、発注仕様は次のとおりで報告をさせていただきます。

作業の目的といたしましては、本業務は平成22年度に実施されました弥富駅周辺整備基本構想の結果を踏まえまして、周辺道路の整備、供用進捗に伴う交通状況の変化や、市において予定する事業推進等を勘案しながら実現化の検討を行い、次年度以降の段階的な整備スケジュール並びに整備範囲等についての方向性を具現化することを目的に委託をしております。

作業の内容といたしましては6項目ほどございまして、1つ目に計画の準備、2つ目には実態調査の企画と実施でございます。この内容といたしましては、弥富駅周辺の交通状況の把握のための調査といたしまして、駅周辺交差点における交通手段別の交通量調査を行いました。これは7カ所、12時間行っております。また、ナンバープレート調査ということで4カ所、朝夕のピーク時に計4時間行っております。

次に、K&Rということで、これは駅まで自動車で送迎されまして乗り継ぐ方式をとっております。この利用者の実数調査を行いまして、これは2カ所、朝夕のピーク時で計4時間行いました。

次に、交通実態調査結果の取りまとめも行っております。

それから、3番目といたしまして、現況の交通実態を踏まえました駅前広場整備の実現化

検討を行っております。これは中央駅前広場のことでございます。

4 番目として、関係機関との協議を行っております。

5 番目といたしましては、プロジェクト会議の参画を行っております。

6 番目といたしましては、打ち合わせの協議を行ってまいりました。

それに伴いまして成果品ということで、弥富駅周辺整備の基本構想の補完業務報告書をいただいております。

次に、交通量調査の結果報告書もいただき、その他監督員が必要と認めた資料を提出していただいております。

次に、どのような問題、課題が明確になったかということでございますが、本業務の交通実態調査におきまして、弥富駅北側や近鉄弥富駅北側に十分な交通結節点が——これは駅前広場がございますが、このことでございまして——ないことや、駅中央地区に民間駐車場、駐輪場、バスのバース、タクシーバースや横断歩道の機能が集中していることによりまして生じる踏切及び道路交差点の車の渋滞状況や、人、自転車、車の錯綜状況、錯綜といえますのは入りまじって混乱することでございますが、この状況が明確となったことによります問題、課題が生じたわけでございます。

以上が24年度についての御報告とさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2 番（川瀬知之君） たしかＪＲ弥富駅の橋上駅舎化の当初の計画を中断するとしておりますが、どのようなプロセスを経て中断になったのか、また今後どのようにされるのか、具体的に説明ください。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 答弁の前に、先ほど24年度と申し上げましたが、23年度に訂正させていただきますと思っております。失礼しました。

ＪＲ弥富駅の橋上駅舎化等の計画を中断することにおきましては、どのようなプロセスによって中断されたかという御質問だったと思いますが、ＪＲ・名鉄弥富駅周辺整備につきましては、平成32年度までにＪＲ・名鉄弥富駅がバリアフリー化の整備をする対象駅となっております。これを受けまして、鉄道事業者と駅のバリアフリー化（橋上駅舎化・自由通路）を進めることで継続的に協議を行ってまいりました。しかし、駅整備計画の凍結につきましては、さきの議会でも答弁させていただきましたが、平成25年の12月に見直されました長期財政計画の見通しにおいても、第1次総合計画に位置づけられた重要事業である新庁舎建設事業や白鳥保育所建設事業などの事業を初め投資的な経費が増加し、平成26年度からは財源不足が増加し、平成35年度には約9億4,000万円になると見込まれております。こうした財政見通しの中で、大型プロジェクトとなるＪＲ・名鉄弥富駅の整備事業を実施することとい

たしました場合、さらに財源不足が増加することになることから、第1次総合計画の平成26年度からの後期計画の見直しに合わせまして、事業の凍結をせざるを得ないと判断したものでございます。

また、今後、どのようにするかという御質問でございますが、ＪＲ・名鉄弥富駅は、鉄道事業者によります地域支援のもと、平成32年度までに鉄道駅のバリアフリー化を実現する対象駅となっておりますので、そこで将来の橋上駅舎化整備を見据えまして、鉄道事業者の行うバリアフリー化整備が手戻りにならないように整備手法の検討をするために、鉄道事業者により自由通路に関する基本調査業務を委託していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○２番（川瀬知之君） それでは、違う方向で質問させていただきます。

ＪＲ蟹江駅の歩道橋を含めたＪＲ蟹江駅駅前開発は、どのような目的で、いつごろ計画され、実行されてきましたか説明していただき、それと比較して、なぜ弥富市総合前期計画で作成された、経費もかけてつくった弥富駅周辺整備計画を数年たっただけで見直ししてしまったのか、説明ください。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） ＪＲの蟹江駅の周辺の開発におきましては、鉄道により分断されました駅舎のない北側の地区の基盤整備を目的として、平成９年度にＪＲ蟹江駅北の蟹江今駅北特定土地区画整理事業の基本計画が策定され、平成10年度よりＪＲと本格的な協議に入り、平成13年度には土地区画整理事業が認可されまして、現在は基盤整備が完了し、本年度、換地処分を予定しているというふうに聞いております。

続きまして、鉄道を横断しております歩道橋についてでございますが、鉄道により南北に分断されています地区を結ぶ都市計画道路の暫定整備及び駐輪場利用の連絡確保のために、町道の既存踏切を閉鎖することにより、平成４年度に幅員２メートルほどの人道橋が整備されております。さらに、平成24年度には、自由通路の新設及び橋上駅舎化に関する基本計画調査業務をＪＲに委託され、平成25年度にはＪＲ蟹江駅自由通路・橋上駅概略設計業務をＪＲに委託されている状況でございます。

弥富市はどうして基本計画を見直したかという御質問でございますが、さきに申し上げましたとおり、中期財政計画の長期財政見通しによるものでございますので、御理解と御協力をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○２番（川瀬知之君） 基本的に、基本計画というのは平成18年度から始まっていると思うんですが、その以前に、もう既に合併算定がえが10年後には減ってくることもわかっておられ

ることだし、全てわかった上で基本計画をつくったのではないのかなあと思うんですが、どうでしょうか。

今ごろ中期財政計画と言って、財政が厳しいということじゃなくて、平成18年度以前からわかっていたことじゃないでしょうか。それなのにこういう計画を立てるということは、どういうことを意味するのでしょうか。ちょっと説明してください。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 当初の計画におきまして、今の財政計画的なものですね、これに對しましての計画というのはございませんでしたが、最近、最近と言ったら申しわけないですが、こういった事業が進む中において、早期に事業を進めなければならないという事業もございまして、今回、こういった形で凍結をさせていただいたということで御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 弥富市総合計画における弥富駅周辺整備計画がどのように弥富市の発展につながり、どのような経済効果を生むはずだったのか具体的に説明してくださいとしておりますが、蟹江町はそれも考えてやっていると思うんですが、弥富市は考えなかったんでしょうか。要は、蟹江は何十年もかけて基本計画を考えて、例えば10年や20年考えて実行に移していったのに、わざわざ基本計画に6,000万もかけて、弥富駅に追加に1,000万ほどかけて、それでやめるということはどういうことなんでしょうか。私、学校で勉強するときに、参考書を買ったら勉強した気分になったりしたり、計画を立てて勉強した気分になったこともあるんですが、それと同じなんでしょうか、ちょっとお願いします。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 弥富市におきまして、この計画は今現在は凍結という形になっておりますが、今後も継続して事業者のほうと協議を進めてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） じゃあ、諦めたわけじゃないんですね。

当然、都市計画業務委託には、行政改革大綱の策定、行政評価システム、市民へのパブリックコメントの方法も含んでいますよね。そして、別の人事評価システムも同コンサルタントですよね。民間手法を行政改革に取り入れる上で、いろいろと問題点があるのを御存じでしたか。

1つ目は、行政評価についても、活用方法次第で手法の計画や運用方法は異なってきます。手法の活用方法についての庁内合意形成や体制整備がないまま形式的な導入を急ぐと、運用段階でさまざまな問題が発生し、導入効果がなかなか出せないようです。

2つ目は、行政評価のような経営改革の仕組みを導入するプロジェクトであるのに、通常の事業を実施するのと同じような扱いがされ、そのため導入する期間二、三年が済めば事業としては完了扱いになると、フォローするための予算や人員配置がほとんどなくなるため、運用上の問題が発生しても対応が十分できず、導入半ばで頓挫するようです。

3つ目は、自治体には民間企業のように改革・改善の実績、ノウハウがほとんど蓄積されていないようで、職員への浸透に予想以上の時間と労力がかかります。また、そのような環境で導入するため、運用に適した状態に改良や工夫を加えていくには、さらに二、三年程度は必要であります。導入後に定着状況を検証する機会がないため、問題を抱えてもそのまま放置されていくようです。

4つ目は、行政職員は前例踏襲の考え方が強く、過去から実施してきた事業を継続することが当たり前のように考えてしまい、組織全体でなかなか成果に基づく評価・改善が行われず、各施策の品質の管理業務を円滑に進めるため、計画、実行、評価、改善の4段階を繰り返すことによって業務を継続的に改善するはずが、実質的には計画、実行の繰り返しになるか、それとも計画と評価の繰り返しになるか、保留し続けて忘れ去られるのを待つようです。

5つ目は、行政は、市民、議会など、多種多様な利害関係者が存在し、公共性や公平性といった点にも配慮した経営が求められるため、1つの物事を決めるにも検討時間がかかります。また、企業のように収益の確保が直接組織の存亡につながるわけではないため、本来なら早期解決すべきことや方向性の判断を早く打ち出す必要があることでも先送りにされることが多いことです。

ひょっとして、これらの問題点を把握せず、形式的に都市計画業務の委託を急いだため、都市計画業務委託の目的や運営方法を市職員が理解せずに、コンサルタントの指示どおりに体制づくりをされてしまったのではないですか。

これは一応、行政の問題ですんで、別に批判したわけじゃなくて、こういうことがあるということを理解して、これから進めていってもらいたいなと思っているんです。よろしいですかね。

そこで、弥富駅周辺整備計画について、私のほうから少し提案があります。

今では定期券と預かり金を利用できる全国の交通系ＩＣカードがあるのを御存じでしょうか。平成25年3月23日から、このＩＣカードの相互利用サービスが開始されております。すなわち名古屋市交通局と名古屋鉄道のマナカ、東海旅客鉄道株式会社のトイカ、近畿日本鉄道のイコカのＩＣカード相互利用が既に可能になっております。要は定期が、今、ＩＣカードになっていまして、近鉄もみんな同じような形になっています。したがって、名鉄駅のホームの東右端より東に自動改札機の北口と、跨線橋の南東口に自動改札機を設ければ、弥生学区の皆様が通勤・通学に、今のＪＲ駅の跨線橋を利用することができます。将来、この跨

線橋にエレベーターを設置していただければよろしいかと思います。

J R 駅の橋上駅化については、市側が行政の利害と行動に直接・間接的に利害関係者 ― この場合は名鉄、名鉄不動産、J A 海部などがありますが ― を調整するためにも、将来、弥富市 J R ・名鉄駅利用者が日5,000人以上になるように、さらに弥富駅周辺の資産価値が上昇へと導かれる計画へ練り直したほうがよろしいかと思います。

次に、少子・高齢社会、人口減少などの社会問題が顕在化し、将来さらに加速する中、行政だけが厳しくなるのではなく、自立している市民の生活のほうがそれ以上厳しくなり、自治会活動もかなり支障を来すことになるはずです。顧客主義に基づく市民の意見を反映させたまちづくりをする前に、悪く言うと市民への責任転嫁となる市民と協働のまちづくりをする前に、近隣他市町村との協働を進めること、すなわち人材・設備の共用を初め行政の業務の効率を上げるべきと思い、行政改革と情報化について質問いたします。

自治体の将来像である電子自治体とはどのようなものか、説明ください。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 自治体の将来像である電子自治体とはどのようなものかという御質問でございますが、電子自治体は、コンピューターやネットワークなどの情報通信技術、いわゆる I C T を行政のあらゆる分野に活用することにより、住民や企業が自治体に対して行う事務手続等の負担の軽減や利便性の向上、行政事務の簡素化・合理化などを図り、効率的・効果的な自治体を実現しようとするものです。

具体的には、自治体が行政情報をインターネットで提供したり、住民や企業などが自治体に対して行う事務手続を電子化するといったことです。各自治体がホームページで市の概要や各種プロジェクト、イベントのお知らせなどを公表していることや、住民等が住民票の写しや納税証明書等の交付請求、健康手帳の交付申請などを自宅のパソコンからインターネットを通じて電子申請・届出システムで行うこと、さらには電子調達共同システムによる電子入札もその一つでございます。

電子自治体の最大のメリットは、住民等が役所に直接出向くことなく、窓口の時間にとらわれることなく、自宅や職場のパソコンからインターネットを通じて申請や届け出を行うことができ、またいつでもその自治体の情報を入手できるということです。

一方で、インターネットによる行政手続においては、他人の成り済ましや文書の改ざんなどを防止する仕組みが不可欠となりますが、住基ネットの個人認証サービスがその役割を果たし、これが電子自治体の構築を支える基盤となります。

本市におきましても、既に一部の行政手続は電子申請・届出システムによって行うことができますし、電子調達共同システムによる電子入札の実施やホームページでの情報発信を行っておりますが、今後も県と県内市町村が共同で電子自治体実現に必要なシステムを経



費や人的な面で効率よく構築し、市民の皆さんの利便性を向上するべく、できるだけ多くの情報提供や行政手続をインターネットを通じて行えるようにしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 電子行政にかかわる政府の新たな戦略として、平成25年6月14日に世界最先端IT国家創造宣言が閣議決定されました。創造宣言においては、公共サービスがワンストップで、誰でも、どこでも、いつでも受けられるように、国民・利用者の視点に立った電子行政サービスの実現と行政改革の貢献がその柱の一つとされ、より便利で利用者負担の少ない行政サービスの提供を、災害や情報セキュリティに強い行政基盤の構築と徹底したコストカット及び効率的な行政運営を行いつつ実現することが掲げられております。

行政の効率化や経費の削減が期待され、地方公共団体における多様な住民ニーズへの対応が可能になる電子自治体に取り組むには、さまざまな異なった手法、特徴を有する近隣市町村の現各自治体システムを自治体クラウドシステムへと移管し、供用を開始しなければなりません。近隣市町村を調整し、新自治体クラウドシステムへと参入させ、自治体グループとして運用体制を図るには、現状の新自治体クラウドシステムの仕様の違いを把握し、円滑に導入する必要があります。また、新たなクラウドシステムの導入効果を十分発揮できるよう、各自治体の情報政策部門は役割を見直すとともに、統括・再編する必要があります。これに加えて、社会全体のICTの活用を——これはビックデータとも言われるんですが——見据えた人材育成、確保も必要だと思います。

では、本市の情報政策の体制はどのような状態か、検証も踏まえた質問をいたします。

市の職員が市の広報活動に重要なホームページを作成及び更新を行っているとしているが、市内各部署の公開文書をどのように集約し、どの部署がデータの校正を行い、どのようにアップロードをしているのか。この業務に1カ月何人が従事し、何時間を労しているものか、説明ください。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） まず最初に、各部署からホームページへ掲載する文章につきましては、各部署で決裁をとっていただきまして、その電子データ、これはワード形式、エクセル形式、PDF形式、これらの形式で提出してもらいます。時期は随時でございます。

なお、ワード・エクセル形式で提出されたのをPDFに変換する作業は、秘書企画課の広報広聴グループの担当者が行っております。

次に、データの校正につきましては、さきに提出していただいた時点において内容は確認済みであるとして、ホームページに掲載できるようホームページ作成ソフトを使用いたしまして作成いたします。作成後、アップロードする前に担当者に確認をしてもらっております。

確認後、秘書企画課の広報広聴グループの担当者が公開用にアップロードしております。

以上、述べました一連の業務として、ホームページ作成ソフトを使用できる、これは秘書企画課の担当者が2人で、1カ月約25時間から30時間ほどでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） そうすれば、要はホームページにPDFのデータ、文章なんかはリンクして編集をされているということですね、内部で。わかりました。

あと、今は文章じゃなくて、音声だとか、映像だとか、リンクできるんですけど、それもそのソフトでできますよね。できるはずですよ。

市ホームページ委託料20万円、市ホームページコンテンツ管理導入委託料1,300万円、ホームページコンテンツ管理システム使用料60万円は、どのような目的で仕分けし、どのような仕様で依頼したのか、説明ください。

また、新たに1,320万円もかけてホームページをリニューアルする必要があったのか、説明ください。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） まず、ホームページの委託料の20万円につきましては、今現在、現行のホームページにおきまして、市の職員では変更できない場合の委託料でございます。緊急で対応しなければならない以外は、利用することはございません。

次に、ホームページコンテンツ管理システム導入委託料につきましては、システムの新規導入の初期費用でございます。これは本市の現状のホームページのページ数など基礎データや、アクセシビリティの等級をJIS X8341-3の等級に準拠するものであることなどをもとに、参考見積もりをとりまして、それを検討して積算したものでございます。また、見積もりの徴収に当たりましては、他のCMS導入自治体を参考に、実績を考慮し、徴収いたしました。

次に、ホームページコンテンツ管理システム使用料は、この導入する管理システムはパッケージシステムであり、このシステムはソフト・ハードともに事業者のものを利用するASP方式でございまして、その使用料でございます。

次に、1,320万円をかけてホームページをリニューアルする必要があったかという質問でございます。その必要性について答弁申し上げます。

現行のホームページにつきましては、平成18年度の合併時から8年経過し、現在に至っております。その間、ウェブアクセシビリティのJIS規格「高齢者・障害者等配慮設計指針」や、総務省の指針である「みんなの公共サイト運用モデル」への対応など、現行のホームページでは指針の達成が困難なものでございました。このホームページをリニューアルすることにより、指針の達成が可能となるものであります。

ホームページでの情報提供は、広報紙と並ぶ市にとっての主要なものとなっており、情報を受発信する媒体としてホームページの役割は飛躍的に大きくなっております。このようなことから、利用者にとって見やすく使いやすいものとするのはもちろんであります。さきに述べました指針によりウェブアクセシビリティの向上を図り、高齢者や障がい者といったホームページ等の利用に何らかの制約があったり利用にふなれな人々を含めて、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できることを目指し、ホームページで提供される情報を閲覧できない人やサービスを利用できない人が生まれないようにしていくためにも、ホームページのリニューアルを行っていくということでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） ホームページはいろいろあると思うんですよ。例えば、こちらから入力して見積もりが出てくるとか、たくさんの方々がアンケート調査をして、結果が自動的に計算されるとか、そういうことができるのであれば、いろんなことで自動的に、市役所が説明するのに、ある程度半分でも自動化できれば、そういうパブリックコメントなんか自動化ができるようなシステムが組み込んであるんでしょうか。

例えばアンケート調査があって、それで何人かが登録すると自動的に集計されて、その結果が出てくるんでしょうか。そしたら1,300万ぐらいの意味があるんですが、ただホームページをつくって、看板のようにホームページがあるだけでは、普通の学校の、小学生が、私はこんな人ですよというフェイスブックじゃないけど、説明するだけであって、一方通行なんです。これからのホームページというのは、両方アクセスをして、例えば見た人間がいろんな質問をすると自動的に回答をするとか、自動的にアンケートに、ある期間アンケートで答えると、自動的に集計するとか、例えばこういう議会、こういうのが集計して自動的にビデオデータがリンクするのか。それが一々誰かが編集をして、先ほどみたいにリンクを張って編集するのでは変わらないんですが、こんな1,300万もかかるのであれば、自動的にそういうことができるんじゃないかと思って質問しているんですけど、よろしいでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 山口企画課長。

○秘書企画課長（山口精宏君） 今の詳細な件につきましては、今現状、業者を決める段階でございまして、その仕様の中には、具体的にはその項目はございませんでしたが、今後、仕様を詰めていくあたりで、アンケート調査もとれるような仕組みをつくっていきたくております。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 要はそのベース、そういうことができるようなベースが必要だから1,300万かかったんですね。それから追金で、いろいろカスタマイズされるんですね。そ

ういうことをやるためには。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 川瀬議員にお答え申し上げます。

川瀬議員、卓越したさまざまな電子、あるいはネットのプロであるようでございますので、我々はこれからホームページの立ち上げをしていくわけでございます。一方的な御意見をいただくということではなくて、我々の窓口でそういうようなお考えをきちっと担当者のほうにもお教えいただきたいというふうに思います。そして、よりすばらしいホームページが、これは予算でございますので、それだけ全部使うということではございません。少しでもコストのカットにつながる、そしてまた非常に高機能なホームページができるということが望ましいというふうに思っておりますので、ぜひ御指導もいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 民間に委ねることは民間に委ねるとあるが、やるべき仕事をやらずに外注に出せば、仕事は減り、責任回避もできることになりかねません。どのような判断基準で市業務を外部委託していくのか、ホームページ作成業務を通じて説明ください。

今のお話でよく理解しましたので、これから検討してください。

いろんなことが、外注に出さなくても編集のソフトで自分でできるようになってきていますので、何でも外注に出すということじゃなくて、編集用のアプリケーションである程度自分たちでやれることも考えていただきたいなあと思っていますので、よろしくお願いします。

行政は、過去から実施してきた事業を継続することが当たり前のように考えられることが多く、一旦外製化すれば、永遠に経費として歳出が続きます。一方、我々一般企業では、業務の内部処理能力の向上を図り、生産性を上げて、外製化しているものをできるだけ内製化することを検討します。そのために、組織の見直し、作業工程の簡略化などを実行し、採算性を考慮に入れて、設備の機械化・省力化を進めるのが当たり前のはずです。

次に、視点を変えまして、私は印刷屋だもんですから、年間の印刷製本代の総額は幾らかかっていますか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 年間の印刷製本代の総額の御質問でございますが、決算額が出ておりますのは24年度でございますので、その24年度の決算額につきましては2,020万円でございます。予算につきましては、平成25年度の当初予算ベースが2,775万円でございますが、決算額はまだ集計できておりません。平成26年度の当初予算ベースでは、3,776万2,000円を計上しております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 弥富市職員は、報告にPDFを使っています。ペーパーレスをする準備はできておと思いますが、先ほど2,020万と言われていますが、私、印刷屋いじめかもしれないんですが、基本的に今、印刷会社は、みんなPDFをもらって、そのデータを伝送で飛ばして印刷しております。結局、何が言いたいかというと、同じように、かなり年がいていて方は難しいかもしれないんですけど、ある市民の中で、3割でもデータで見るだけでいいと、別に広報を全戸配付しなくてもいいという方もおられるかもしれません。もしそういうことがあれば、悪いけど印刷代として、紙代と製本代は、その枚数だけかかるもんだから、製作費以外には、製作費はかかるんですけどね、その費用は少しカットできるんじゃないかと。

あと、またそれに、次に移るんですが、自治会の力は地域力を担うことになり、非常に大事であります。自治会が抱えている問題としては、役員の高齢化、担い手不足、未加入者対策などがあります。自治会運営に、これらの問題は長年にわたって関係者が感じていた問題で、なかなか表に出にくいものでしたが、少子・高齢化も進み、これらの問題が、地域差もありますが、年々無視できないものになってきております。今後、自治会役員の方々も、自分の生活もあり、行政からの自治会への依頼業務の量を少し減らす努力をすべきだと思います。

では、ここでペーパーレスにすればですね、行政から配付する配付物を年間、自治会を通じて何回全戸配付していますか。また、自治会役員の仕事を把握し、どのように軽減していくかを考えていますか。要は私が考えるのは、ペーパーレスになっているもんだから、データが、多少配付数も減れば、全戸配付されるのも軽減できるんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 市全域の全戸配付の自治会への依頼回数でございますが、年間20回ということでございます。この配付依頼につきましては、現在、原則月2回といたしまして、毎年度当初に配付日を決定いたしまして、区長補助員様のほうへ不特定な日に依頼することがないように取り決めております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） 要は、せっかくデータがあるんだから、軽減策を考えていただきたいと思います。

行政機関や地方自治体などは、ある事項に関する複数の手続を行うために、それぞれ別個の窓口に行かなくてはなりません。例えば、引っ越しの際には転出・転入届、転校手続をとった種々の手続を伴い、一々手続をするには大変な手間と労力を要します。電子自治体が進めば、行政上の一連の手続を1回の手続で、あるいは1カ所の窓口で完了させることができるワンストップ行政サービスも実現されることになり、市民の利潤や利便性を大幅に改善

することができます。近隣市町村より電子自治体の推進を加速させ、市民が本庁に来なくても、鍋田支所、十四山支所で事を済ますことができるようにするつもりはありますか。

また、さらに市民がいずれ各地域の市コミュニティセンターなどでも行政サービスを受けられるようにするつもりはありますか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 今後、情報化がもっと進めば、市役所への各種手続について、電子申請・届出や申込書のダウンロード等、自宅からや職場から利用可能なサービスの拡充を図るとともに、各種証明書の自動交付機の設置や、コンビニエンスストア、銀行・郵便局等の身近な場所で、市民の皆様が時間を気にせず、市役所を訪れずに用事を済ませることができ、仕組みが構築され、議員のおっしゃられます自宅にしながら用事を済ませることができると考えます。

また、複数の自治体で情報システムを共同利用できれば、市域を超えた行政サービスの提供やシステム運用コストの削減等が見込まれることから、情報サービスの共同利用の可能性について、費用対効果も考えながら調査・研究を図ってまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 川瀬議員。

○2番（川瀬知之君） ちなみに、2007年3月に総務省が公表した新電子自治体推進指針では、2010年までに利便・効率・活力を実感できる電子自治体の実現を目標としております。恐らく近いうちに実現していきます。広域共同運用により、既に大規模災害時の迅速かつ的確な、消防・警察・病院の相互連携が可能な高機能消防指令システムを備えた海部地方消防指令センターが弥富市の十四山支所で運用開始しているのだから、弥富市の災害対策本部は、新庁舎ではなく十四山支所に設置するほうが、効率的に災害情報を把握し、対処しやすいのではないかと思います。

近隣市町村の各自治体は、同じような人事制度のもとで簡素で効率的な行財政システムを構築し、みずからの行財政運営について透明性を高め、公共サービスの質の維持・向上に努めようとしていることや、最近の情報通信手段の急速な発展、普及によって、住民の活動範囲は行政区域を超えて飛躍的に広域化していることから、近隣市町村の広域的な交通体制の整備、自治体電算システムの供用、各自治体の人材の一体的な活用、行政区域を超えた施設の利用などを、個々の市町村はそのまま連携するような広域連合などを検討することはできないでしょうか。考えていただきたいなあとは思っていますが、時間がないので。

例えば、内部組織の設置例として、税務課や会計課などの内部処理をA市、B町、C村で共同設置する。議会事務局の設置所として、議会事務局をA市、B町、C村で共同設置する。委員会または委員の事務局の設置例として、監査委員事務局をA市、B町、C村で共同設置

する。このように広域連携の仕組みと運用については、法人の設立を要しない仕組みとして、地方公共団体の事務の一部を、例えば管理・執行をほかの地方公共団体に委ねる制度として事務の委託があります。さらに、別法人の設立を要する仕組みとして、地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける、今でもあるんですが一部事務組合、ちょっと特殊なものなんですが、地方公共団体が広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体、国または都道府県から直接に権限や事務の移譲を受けることができる広域連合があります。

こうやってＩＣＴを使うと、全て連合してワンストップ行政サービスをしようと思うと、そういうことをしないといけないと思うんですが、そこで互換性の問題とか、互いのシステムの違いによっていろいろ問題が起こるものですから、市長さんが音頭をとって皆さんの調整ができれば、より行政改革が進むのじゃないかと思ひまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 私も同感する大変重要なことが、今、御質問としてもされておるわけでございますので、もう少し事前に私ども、その川瀬さんが御質問される趣旨につきまして御理解をさせていただきたいというふうに思っております。大変残念なんですけれども、議運のほうでも申し上げておるわけでございますが、川瀬議員、一般質問の中で、私たちにその質問のシナリオをいただいたことがございません。そういった状況の中においては、非常に一方通行的なことになりかねないと思っておりますので、もう少し私たちに判断、もしくは自分たちの行政としての答弁をさせていただきたいというふうに思っておりますので、今後ともひとつよろしくお願い申し上げます。

○２番（川瀬知之君） ありがとうございました。質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩します。再開は13時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時52分 休憩

午後 1 時01分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に山口敏子議員、お願いします。

○１２番（山口敏子君） 12番 山口敏子でございます。

通告に従ひまして、２点質問させていただきます。

きのうの一般質問でも出しましたがけれども、ちょっと重複するかもしれませんが、よろしく願いいたします。

南海トラフ地震想定、複合水害、今後起こるであろうスーパー伊勢湾台風に対してのタイムラインについて質問させていただきます。

5月30日付で愛知県から、南海トラフ巨大地震の発生時に予想される県内の被害について、県独自の調査結果が発表されました。1年前に示されました暫定値より、はるかに厳しい数字で愕然といたしました。弥富市においては1,000人以上の方が、この海部・津島地方では一番高い1,200人の犠牲者が出るといった本当に厳しい値でした。海拔ゼロメートル地帯の当市は、地盤沈下がかなり進み、それに伴う震度7で海岸の防潮堤も倒れ、河川の堤防も地盤沈下、崩落し、河川には海水が流入、浸水し、その後に来る津波、火災也多発する破局的な状況が想定されます。この情景は、昨年行政視察させていただきました宮城県七ヶ浜町、石巻でも現実には起こっているもので、現状が想定されているからです。

今回出されました数字は、あらゆる方向から計算された最大級の被害数値だと思います。何と言っても弥富市は、一旦浸水が起きた場合は、55年前に経験いたしました伊勢湾台風と同じことが起きると考えなくてはなりません。3カ月から4カ月水につかり、水との闘いを考えなければならないのが現実です。あの当時と今とは一緒にはできませんが、やはり複合水害は想定し、対応しなくてはならないと思います。排水能力もかなり大きくなっており、昨年、日光川、孫宝と排水機場を視察いたしましたが、これらがこの南海トラフ巨大地震にも耐え得ることを想定してつくられていることを知りました。

災害後の復旧活動には、市内を縦断している中央幹線道路などは、市内の道路の背骨に当たるような重要な道路です。市内の重要道路について、液状化対策とか、橋に対して耐震構造はどうなっているのでしょうか質問いたします。御答弁、お願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） それでは、中央幹線等は液状化等に耐えるよう耐震構造になっているかとの御質問でございますが、答弁させていただきます。

中央幹線を初めとする道路を整備する基準といたしまして、道路法に基づき道路構造令が定められておりますので、道路整備は、この道路構造令に基づき整備することになります。道路構造令では、液状化等に対する耐震構造の整備基準が示されていないため、中央幹線等につきましては、液状対策等に耐えるような道路整備は行っておりません。しかし、中央幹線の整備においては、液状化等に耐えるよう、耐震構造ではありませんが、舗装面を支える地盤の支持力が低いところについては地盤改良などを施し、均一な支持力を確保することによりまして、大地震の揺れによる舗装面の不等沈下を減少させ、被災後の通行を少しでも早く確保するように事業を進めておるところでございます。

また、橋梁につきましては、耐震設計に基づきまして、地震時における橋の安全性を確保するように施工し、地震に対応するようにしております。橋梁につきましては、長寿命化修



繕計画に基づきまして計画的な修繕を施し、橋梁の長寿命化及び安全を確保して、今年度はそのうちの4橋の補修工事をする予定でございますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） ありがとうございます。

この4つの橋は、どこにあるかちょっと教えていただければ、地域の方も御安心になると思いますので、お答えできればしていただけたらと思います。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 大まかな場所になるかもわかりませんが、お許しいただきたいと思います。

市道の東末広の121号線、これは末広南橋という名称で行っております。2つ目といたしましては、市道の東中地の124号線、これは東中地の6号橋でございます。3橋目といたしましては、市道の六條鮫ヶ地線の坂中地橋でございます。4橋目といたしましては、市道又八弥富線の紺屋橋で計画をしております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） ありがとうございます。近くの住民の方は、これは修繕されるんだなということで、御安心されると思います。

今回出された数字は、厳し過ぎると思う値でした。でも、これをしっかり受けとめ、防災・減災に進めていただけるということを安心いたしました。

次に、近年はゲリラ豪雨、台風は1年に何度も襲来してきます。年々地球温暖化の影響で台風も巨大化して、台風のコースも、予想以上の速さ、発生したそのまま、それ以上の大きさで日本に向かって上陸してまいります。東日本大震災が起こる約2週間ほど前に、今後起こるであろうというこの地方で想定されたスーパー伊勢湾台風ということで、犠牲者ゼロを目指してという形で、群馬大学の片田先生の防災に対しての講座が開かれました。その時の内容は、弥富から絶対犠牲者を出さないためにはどうすればいいかといったシミュレーションをして、台風が発生した時点から何をすべきか。今思えば、あの時の内容は、時系列に従って市がどのように対応するか、住民はどういったことをすればいいかということの対応するマニュアルだったと思います。さまざまな角度から、図式とコンピューターを使っての解析は、本当に納得のいく話でした。片田先生は東日本大震災で、釜石の小学生と中学生に津波に対しての教育をされ、釜石の奇跡を指導された先生でした。これは後になってわかったんですけども、すばらしい先生の講義を受けたと思って、今思うと感慨ひとしおでございます。

弥富での講座は、第1の目標は弥富から犠牲者を出さないを目標にしたものでした。現在、

台風は発生した時点から、どの方向に、どのくらいの大さきになるかといったことが、かなりはっきりと発表されます。55年前の伊勢湾台風に比べれば、格別の差です。あの当時は、そんなに詳しいことがわかりませんでしたというのが本当だったのではないのでしょうか。

伊勢湾台風の時、私は小学生でした。私の父と母は昭和9年の室戸台風を大阪で経験し、水害に遭いました。室戸台風は、朝9時ごろの大阪に飛来したそうです。家の瓦が、まるで紙がめくれるようにぺらぺらと飛んでいく様子を見たと言っていたことを思い出しました。伊勢湾台風が来るときは、父も母もいつも室戸台風が一番の基準でございました。伊勢湾台風は夜の襲来であったため、飛んでいる瓦は見えませんでした、瓦などが落ちる音が今でも暴風の中で思い出されます。その後、暴風が少しおさまった後、今度は何のことも、今ではなくなりましたが火の見やぐらから、カンカンカンカンと半鐘の鳴る音が聞こえました。私の家では、あっ火事が起きているんだ、大変だから家から出ないほうがいい、そう言うておうちの中におりました。そのうちに、外からざわざわざわと人の走る音やら、大きな声がしました。そのときには何の声かということにはわかりませんでした、大人の人で「堤防が切れたからすぐに避難してください」という声でした。当時はどこが切れたかわからず、26日の夜、近所の人たちと避難しました。次の日に自分の家が水の中に水没して、12月中旬になるまで家に近づくことさえできませんでした。

これが私の経験した伊勢湾台風の当日の思い出です。それから何度も何度も語り続けられることになるこの伊勢湾台風は、ことしで55年、大切な、そしてつらい貴重な遺産です。この経験は絶対後世の人に伝えなくてはなりません。

この地方に伊勢湾台風クラスの台風が発生した場合、対策としては、気象庁より5日前、要するに120時間前ですね、進路、大きさの想定が出て発表されます。実は、アメリカ合衆国で2005年8月に、約1,800名の犠牲者が出ましたニューオーリンズ市を襲ったハリケーン・カトリーナの対応の反省から、事前に準備をするため、整えるために生まれましたタイムラインというのが策定されました。2年前、2012年の10月にアメリカのニューヨークを襲ったハリケーン・サンディです。このタイムラインが本格的に使われ、犠牲者ゼロだったということで報道されております。

ハリケーン・サンディでは、使われたタイムラインは、5日前、120時間前には避難計画が準備、96時間前には避難所の準備、そして住民の避難準備がされました。3日前の72時間前にはニューヨーク州知事が緊急事態宣言を発表、ニューヨーク市長は避難すべき地域を発表、沿岸部の病院には入院患者を避難させるように、そして地下鉄の運行停止も予告、36時間前にはニューヨークの隣の州、ニュージャージー州の知事が高潮の被害想定される地域には避難勧告を発令、上陸1日前の24時間前には地下鉄の運行をやめ、車両や電気・機械の設備が水につからないように退避させた。そのため地下鉄は8駅で海水が入っただけで、主要

路線は数日で復興した。沿岸部の地域は住宅4,000棟が全半壊しましたが、犠牲者はゼロだった。こうした先を見越した対応が被害を抑えたと報道されておりました。

現在、このタイムラインが使われている市町村は、三重県の紀宝町、今年の台風で被害のありました伊豆大島町、それから名古屋市の周辺も策定に入っていると報道されておりますが、弥富市も片田先生の指導のもと、タイムラインの行動計画はつくられているのでしょうか、質問いたします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 近年、気象変動等の影響で、日本全国で水災害が激化・頻発化しているとともに、都市構造の大きな変化やゼロメートル地帯への人口・産業の集積化が進んでおり、大規模な水災害が発生する可能性が高くなっております。

大規模水災害が発生することを前提として、平常時から地方自治体や関係機関等が共通の時間軸（タイムライン）に沿った具体的な対応を協議し、防災行動計画を策定し、災害時にはそれを実践していくことが重要となります。

この防災行動計画は、犠牲者ゼロを目指し、台風襲来を念頭に、行うべきさまざま対応について、どの時期に誰が主体となって取り組み、誰が支援を行うか、事前に行動基準をつくっておき、スムーズな災害情報の提供や防災体制の構築で被害を減らすとともに、復旧を迅速に進められる効果が期待されているところでございます。

本市におきましては、このタイムライン作成に向けて、国土交通省木曽川下流事務所と協議を始めました。災害対応については、重大な責任が伴うものであることから、法に基づく防災業務計画を初めとする各種体制・制度に基づき作成していく必要がありますので、今後、このタイムラインの策定に向けて十分研究をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） ありがとうございます。早急にタイムラインの作成をお願いいたします。

どうせ被害はない、自分は大丈夫だろうと避難がおくれがちな水害。台風や低気圧の接近、外国で起きた地震による日本を襲う津波など、あらかじめ発生が予測できる災害には、このタイムラインが活用されますように。でも自然相手のこと、空振りでもよかったと思えることも大切ではないでしょうか。

次に、今年の豪雨で水害が発生し、避難指示の発令後に避難状況を確認できた39市町村の対象の住民約22万500人のうち、避難所に避難されたのは約9,300人、約4.2%だったと報道されています。なぜ4%なのでしょう。1つには、夜中に発令されたり、暴風雨が強く、防災無線が聞こえない状況にあると思われます。それに指定避難所に決められている公共施

設が、障がいのある人、体の不自由な人、それに介護が必要になった人、この一番避難所を利用していただきたい人にとっては、安心して安全に行ける環境になっているのでしょうか。入り口が階段になっていたり、もちろんトイレは和式、体育館はシートの上に毛布を敷いての避難生活、たとえ一晩でも安心して過ごせる場所にはなっていないと思われます。避難所の環境改善をしない限り、たとえ一晩でも一夜を明かすには、つらい、しんどいといった声があった。これが現実だと思います。

公共施設のバリアフリー化により、対象住民の方が避難所が一番安心の場所になることが大切だと思います。避難所の改善が進められたならば、4%といった数字はなくなると思いますが、市の避難所をバリアフリー化に対してどうお考えになるか、お答えください。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 市の避難所のバリアフリー化についての考え方についてでございますが、避難所となっております公共施設の入り口につきましては、スロープの設置などバリアフリー化に努めているところでありますが、トイレにつきましては、まだまだ対応できていないところがございますので、今後の課題とさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） 現実には、本当にトイレの問題がたくさんあります。小学校もそうですけれども、早急に少しずつでもいいですからかえていただきたいと思います。

厚労省によると、支援が必要な年寄りの方々を受け入れる福祉避難所というのが全国で1万1,254カ所あるそうです。東日本大震災後は約1.5倍になった。しかし、一カ所もない市町村もまだ44%あるようですが、弥富市には、この福祉避難所というところはあるのでしょうか、お願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 福祉避難所につきましては、災害時に高齢者や障がいのある方など、一般の避難所では生活に支障があり、特別な配慮を必要とする人を受け入れる2次避難所と位置づけられております。本市におきましては必要に応じ開設し、ケアの必要な方を一般の避難所から福祉避難所へ移動していただくこととし、5施設を指定しております。その5施設につきましては、総合福祉センター、十四山総合福祉センター、輪中の郷、愛厚弥富の里、長寿の里の5施設でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） 弥富市には5施設もあったということで、ちょっと安心いたしました。

6月11日付の毎日新聞で、段ボールベッドのことについて記事が載っておりました。この

段ボールベッドというのは、北海道の釧路市で市内に工場を持つ段ボール会社が、王子コンテナという会社だそうです。ここが共同で災害緊急事態に組み立てて使う段ボールベッドを開発したそうです。床に直接毛布を敷いての生活じゃなくて、介護の必要な方にはやっぱりベッドが必要なんです。

この段ボールベッドは持ち運びができるようで、重さにしては23キロぐらいのものですので、段ボールの大きさで、かなり持ち運びができますので、こういったものが避難用品の一つとして取り入れたら、弥富もまた、そういう介護が必要な方には安心して避難ができる場所になるんじゃないかなと思いますので、御検討をいただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） この災害の緊急時用の段ボール組み立てベッドにつきましては、クッション性があり、プライバシー保護のつい立てがついているなど工夫がされているようでございます。避難所の生活改善の貴重な御意見として捉えさせていただき、今後、この段ボール製の組み立てベッドにつきましては研究させていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） 検討されるということで、安心いたしました。

次に、特定健康診査について質問させていただきます。

今年度も40歳から74歳までの方を対象に、健康診査受診券在中ということで太文字で書かれた封書が私のところにも送られてきました。毎年、どうすれば受診率がアップして、市民の健康意識を向上させるためにはということで、かなり工夫をされた内容になったと思います。今年度の案内パンフレットには、「特定健診、あなたも受けられます」と3パターンのわかりやすいイラストで表現されていました。今までの特定健診の案内は、病院に通院している人が行っているのかな、薬を飲んでいる人は大丈夫かな、今は治療中だったり受けられない、ちょっとそんなようで誤解をしている方も多かったと思います。今年度はそうではなくて、とてもわかりやすく「あなたも特定健診が受けられます」、これはかなりよくわかるイラストだったと思います。40歳になったあなた、受けられますよ。治療中や薬を飲んでいる方、あなたもぜひ受けてください。会社を退職して、会社で毎年健康診断があった人でも、ことはできない、心配だねと思ったら、国保でも健康診断はつけられますよ。そういった大変わかりやすい内容の「特定健診を受けられます」のイラストでございました。

多くの市民の方に特定健診を受けていただき、受診率が昨年より、そして健康寿命が延びますことを願って、今年度の受診率はどのくらいの数字を予定してみえますか、お願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 45%を目標としております。

○議長（佐藤高清君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） 去年は、たしか二十何%しかなかったような気がしますけれども、かなり多目の……、そうじゃなかったですか。

ことはどれぐらいアップで予定でしょうか。

○議長（佐藤高清君） 平野保険年金課長。

○保険年金課長（平野宗治君） お答えさせていただきます。

平成23年度におきましては35.6%、平成24年度におきましては39.1%、平成25年度におきましては、まだ確定値ではございませんが、40.1%という数字を得ております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） 済みません、私の勘違いでございました。45%はひょっとすると行くかもしれませんね。そういうふうになればいいですね。

今年度春に、日本人間ドック学会というところと健康保険組合連合会が、受診者150万人の分析をもとに、年齢差、男女差を踏まえて、健康な人というものの検査値が発表されました。この健康な人とは、日本人間ドック学会認定施設で2011年に受診した150万人から、がんや慢性肝臓疾患、腎臓疾患などの経験がなく、高血圧症や糖尿病などの治療薬を服用していない、そういう条件のもので選んだ約34万人から抽出した、その中で約1万人のデータをもとに、いわゆる健康な人、要するに標準的な検査値の範囲内で出された数値があらわれました。その内容は、従来の基準値とされている数値より、かなり上回った数値が発表されていまして、特に血圧、LDLコレステロール、ヘモグロビンA1cの3点は、今までの基準値とされている数値より、かなり高く出されていまして、血圧は、130以上85は高血圧症と言われていしましたが、今回発表された血圧は147、それと94までは健康値とされて、LDLコレステロール、ヘモグロビンA1cも、かなり高目の数値が発表されました。男性は中性脂肪、γ-GTPは少し高目でしたが、女性は以前の基準値とほぼ同じくらいでした。

学会は、健診の上限は一部緩和とされていしましたが、弥富市の特定健診ではどちらの数値を必要とされているのか、お知らせください。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 特定健康診査における基準値の変更についてでございますけれども、本年4月4日の新聞等で、人間ドック学会判定基準の緩和についてという形で報道されております。こちらが、4月4日の報道されたものに対して、日本人間ドック学会、それから健康保険組合連合会が関係者に対して出した文章でございます。この文章の内容をちょっと説明させていただいて、お答えさせていただきたいと思っております。

これにつきましては、日本人間ドック学会と健康保険組合連合会との共同研究事業として、平成25年から26年の事業期間で開始されたものでございます。現在、25年度分の事業実施報告書の取りまとめ作業に入っている段階でございます。今回公表されたデータは、この取りまとめの中間報告として、厚生労働省及び報道機関へ公表されたものでございます。また、現在のデータは単年度をもとにした結果であり、今後数年間、さらにデータ追跡調査をして結論を出すということでございまして、今すぐ学会判定基準を変更するのではなく、厚生労働省には、特定健診の保健指導基準は、性別、また年齢別によって数値が違ふものであるという事実を報告した段階だという見解を發表しております。

現在、当市の特定健康診断で使用している基準は、厚生労働省で作成された特定健診・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引きに基づいております。この手引きが変更された段階で、市のほうの取り組みも変わってまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） 当分の間は今までどおりでということで、いつかはまた変更されるかもしれないですけども、今、ちまたでうわさになっております147は健康だということは、まだ今のところは高血圧ということになるということですね。

今までの日本の平均寿命は、世界で1、2を争う本当に長寿国。でも、平均寿命という数字はいかがなものかと。病気で寝ている方も、介護を必要とされている方も入っている数字です。今後は、元気で毎日生活できる方が健康寿命です。現在、この健康寿命日本一は浜松市と言われております。温暖な気候の地、それから地域的にお茶の産地に近いこと、そのために緑茶をたくさん飲まれている、それに野菜をたくさんとられている、社会参加などが多いことが、この数値になっていると報道されています。

この浜松市の状況と我が弥富市の変わるころといえ、お茶の産地がちょっと近くないということだけで、あとは、温暖な気候、新鮮な野菜も手に入りやすい気候です。そのためには特定健診の受診率を上げ、伸ばすことが健康寿命を延ばすことになると思います。病気にかからず元気で健やかな弥富市民が多くなりますように、特定健診の受診をもっともっと広めていただきたいと思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（佐藤高清君） 次に伊藤正信議員、お願いします。

○17番（伊藤正信君） 17番 伊藤でございます。

私は、事前通告2点について質問を申し上げたいと思います。

きのうからきょうにかけて、弥富市の南海トラフの新聞予想などを含みながら、道路問題、安全問題について多くの議員から質問がありました。私も今回のこの議会での議論は、弥富市民の命と暮らしを守っていくためにも大切な課題だなということは当然のことですが、そ

のことに同時に、きょうまで行政も議会も幾つかの議論をしながら、平成15年以降、大変長い期間をかけてきた議論は、あの新聞の南海トラフの想定を見ますと、一瞬にして弥富は住めるまちなのか住めないまちなのか。これは私自身だけの考えかもしれません。しかし、多くの市民の皆さんも期待と不安があろうかと思っています。それは、今日まで公共施設の耐震化、避難所、そしてそれぞれ公助・自助・共助など、お互いが防災に対する意識、そしてそのきずなを議論し合ってきたわけです。それが一瞬にして、あの記事を読んだときに、この名古屋西部は灰色の占める地域なのかというふうに私は感じたわけです。ですから私自身、この問題についてもう一度原点から、それぞれ今日までの経過と同時に、市行政、あわせて議会、市民のそれぞれ意見をもう一度、対策として考える必要があるのではないかとこのことを思って、この南海トラフの想定に対する質問をさせていただきたいと思っています。

先ほどから市長のほうからも、市側からは、大変な想定をされる被害だということを認識を私どもせざるを得ない状況の新聞発表でありましたから、私が個別の問題で質問させていただきますけれども、道路の問題、液状化の問題、そして救助・救援の問題等ですけれども、この災害に対する基本は、とりわけて15年以降、行政も、そして議会も議論されてきましたけれども、2011年の12月に国は、これに対する今回発表される津波防災地域づくり法という基本の指針を明らかにして、そのことに基づいて地域でできる地域防災を、そして地域の考え方を県の中でまとめて地域へ落としてきている。だから、私はこの問題に対する対応の仕方は、行政としても災害対策基本法42条にかかわる、毎年、いわゆる防災規定が見直されてきました、弥富市自身も。このことを承知しながらおるわけですけれども、きょう質問をしますと、多分これからの取り組みをさせていただくというような、先ほど総務部長がお答えになるようなことも幾つかあろうかと思っています。

しかし、私はそのことの中で、先ほども山口議員が伊勢湾台風の話をされました。この伊勢湾台風の経験からしますと、私の年齢からすると、55年経過をした今日の中で、台風に対して、まず市の前に座ってみえる人たちは経験がないのじゃないのかなと、弥富市。あの伊勢湾台風の高潮、振り返ってみますと、南のほうの方は、家の窓といいますか、戸をあけたと同時に家の後ろへ流されているんです。あっという間に、うちの前から裏へ抜けていっておる。そして、そのときは木の枝につかまって、そして命からがら助かった人たち。そして、北部のほうの人たちは、1日置いた明くる日に浸水をしてきているわけですね。それで、その堤防の決壊場所がどこだかという、間崎だとか、木曽岬の白鷺だとか、日光川、こういう状況だったと思います。家の上を波が飛び越えていった、高潮が。干拓が潰れた。これが伊勢湾台風だったと思うんです。

それで私たちは今、名古屋港が海拔何メートルか高いところにあります。そしてまた木曽岬堤防は、国土交通省がそれぞれ今日までの予測の中で堤防の矢板を打ったりしながら防潮



対策をしていただいております。しかしながら、3・11を振り返ったときに、そのものに対して、そういう設備の中で弥富市が本当に守られていくのか、うちの堤防がどうあるのか、そしてその状況の中でどう生活をしていくのか、これからこの防災に対する考え方がどうあるのかと。今日まで議論され、そして避難所等を設備されてきた中での私は話だと思っています。

そういう状況の中に、きょうまで市がそれぞれの方向性を示しながら私ども議論してきたことについて、私はその成果と議論については、これからもさらに深めていただくことと同時に、評価をするということにはなるわけですが、現実には南海トラフを聞いたときには、まさに私たちは命のない生活を余儀なくされるんじゃないかと思うんで、とりわけてその基本条例に定められた国の方針の中で、先ほど道路問題について、まずは石川部長から、幹線道路は道路策定基準に基づいてつくっているというお話がございました。これは当然、道路法に基づいた基準ですから、それは大型車20トン以上が通る場合、そして狭隘道路の部分などを含みながら基本がありますから、そうやって基準があると思っています。しかし、今、私たちが考えなければならないことは、この弥富市という地番の中に、その道路基準で耐え得る液状化なのか、避難道路なのかということだと私は思っています。

過日も、この南海トラフの中に、一宮の道路管理は、1メートル掘った道路の基盤工事を私どもしているから、道路に対する安全策はありますという、公言といたしますか、新聞紙上で発表がありました。だから私は、弥富市として、道路を策定していくときの基準に対して、国が定めた道路設計の基準でいいのかどうか。この地盤沈下地帯としての道路対応に対する対応の仕方は、きちっと考え方を整理していただくのが今後の、これからもまだ課題じゃないのかなあと私は思っています。なぜかというと、車が今多くて、車で逃げる。55年前はそんなに車がなかったと思うんですよ。自転車だ、船ばかりだったんですよ、この辺は。その道路が液状化でもって、浦安じゃないですが、一般道路の部分は車が通れないんですよ。通れない、液状化で。そうしたときに避難はできない。そうしたらどうするのかと。こういう形です。

だから、私は質問の中に、本当に弥富市の液状化に耐え得る道路がどういう状況かという調査と、今後の対策はいかがですかというまず質問をしていきたいと思っています。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） それでは、答弁させていただきます。

道路の液状化対策につきまして説明をさせていただきたいと思っております。

市の幹線道路は、整備する基準といたしまして、先ほどの山口議員と重複する部分はございますが、道路法に基づき道路構造令が定められているところでございます。これに基づきまして整備をすることになります。この基準におきましては、路床、路盤、舗装の各層の厚さを含む舗装厚を決定するにおいて、地盤の支持力によりまして決定することになり、交通

量が多いほど、あるいは地盤の支持力が低いほど、舗装厚が厚くなっております。

舗装自体の耐震設計に関するものではなく、また液状化対策に対する基準はございません。このため、今では市道の整備において液状化対策を行っていません。

また、国土交通省が管理しております市内で国道1号、国道23号につきましては、国土交通省によりまして、平成24年、25年度に液状化しそうなエリアの把握調査を実施しております。今後は、引き続き液状化対策について検討を進めることになっているとのことでございます。

また、愛知県におきましては、橋梁を除く道路整備の液状化対策としまして、特別な対策を実施していないとのことでございます。

東日本大震災後に国において、国の研究機関や地盤工学会などの専門家によります液状化対策技術検討会議が設けられ、被害の実態の把握を含めた検討が行われてございます。その結果、液状化のメカニズムが解明されていない部分もあり、国の検討会議におきましても、今後、液状化判定法等の高度化に向けてのさらなるデータ収集・分析を進めることが必要とされております。

現在、弥富市と災害時におけます相互応援に関する協定を締結しております千葉県の浦安市では液状化対策として、今後大地震が発生した場合におきまして、緊急車両の通行が確保できる程度の被害にとどめるために、緊急輸送道路となるような幹線道路につきまして、舗装の支持路盤を3メートル非液状化に改良する方法によりまして液状化対策を実施しております。

また、県のあいち産業科学技術総合センターにおきましても、瓦の破砕物を地盤改良材といたしまして、地震発生時の液状化減災に有効であることを発表しております。昨年の11月から実証試験を行っておりますので、この結果を注視してまいりたいというふうに思っております。

しかし、道路の液状化対策工の採用に当たっては、地下埋設物の対応や地域の実情も考慮いたしまして十分検討する必要があるとございます。今後、市道の液状化対策につきましては、緊急輸送道路から避難施設へつながる幹線道路などについて、国の検討会議において示されております箇所の特定に係る液状化判定法の高度化や新しい技術・工法の確立などの動向を踏まえて対応を検討することになると考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 今、答弁をいただきました。この避難道路とか液状化対策、これは2011年の12月に国が出している盛り土ね、例えば高いところをつくることは地方に合った地方でそのことを考えなさいと、こういって方針は出しているんですよね、実際に。だから、

鉄道ならば鉄道の地盤を底上げして、緊急物流などを通してやれる施策を対応する、こういうことが2011年の12月に明らかになっているわけです。

ですから私は、明らかになっているからじゃなくして、弥富市もそういう場所をつくっていく。そして、できる限り幹線道路をつくる时候にも、マイナスからプラスになる道路は、いろいろ取り付け道路等の問題があるでしょう。しかしながら、国が言っていることは、オーバブリッジをつくって、それを避難所にすべきことも国の方針になっているんです。だから私どもとしても、弥富市が道路を、155なり幹線道路の整備などを国なりに要望していることの中で、国はその施策に乗ろうと言っているんです。だから、地方の中で地方が考えて、そのことを提起しながら要望をして、これは市長に要望するわけですけども、地盤液状化対策、避難道路の確保、こういう問題を対応される。これは、私たちは3・11以降、浦安で学び、石巻で3・11を学んで、それは議会も行政も同じだと思っています。ただ、それには予算があるし、そうはいってもということもあろうかと思っています。しかしながら、今、石川部長が言われた内容を通して発想を、創意と工夫を通して行政の液状化対策に対しては、私はお願いを申し上げておきたいなと思っています。

それからもう1つ、次に、国土交通省が今、いわゆる堤防強化という形でやってくれていますね、五明の堤防から木曽岬など。これに対して、例えばどんな基準で県は判断をされたのか。私たちの安心のバロメーターが一つだろうと私は思っておりますが、あの堤防も南海トラフが来ると4メートルも沈んじゃって潰れますよと、こう言っておるんですが、それはどうなんですか。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 木曽川堤防の関係でございますが、弥富市の地域防災計画におきましては重要水防箇所といたしまして、国が管理する一級河川木曽川の堤防を示させていただいております。具体的には、木曽川の高潮対策区間として位置づけられている区間の中で、未対策となっております鍋田上水門を含みます上下流部の国道1号線の尾張大橋付近、それに近鉄線の河川橋部が対象となっております。

木曽川の左岸堤防につきましては、国土交通省木曽川下流河川事務所におきまして液状化に対する調査を終了しております、河口部からJR関西線鉄橋までの区間を高潮対策区間といたしまして、津波・高潮対策が現在進められております。

今年度も弥富市内では高潮堤防補強工事として、鍋田の上水門改築工事と前ヶ須高潮堤防補強工事が実施されています。JR関西線鉄橋より上流につきましては、一般区間として今後対策を進める予定とのことでございます。

次に、県建設部が管理いたします河川堤防につきましては、治水に対する整備は全て完了しております。今後は、第2次あいち地震アクションプラン（平成19年度から26年度）に基

づき、液状化など巨大地震被害の軽減を図るために詳細な調査を実施いたしまして、海岸堤防及び河川堤防についての地震時に液状化により沈下する可能性がある区間につきまして、海岸・河川保全施設整備の推進対策を講ずることになるとお聞きしております。

ことしの4月25日には、愛知県、名古屋市を初め沿岸市町村、津波が遡上するおそれのある河川に面する市町村と趣旨に賛同する市町村、名古屋港管理組合が構成団体といたしまして、愛知県河川海岸堤防等地震・津波対策事業促進協議会が設立されました。巨大地震・津波に対して、何としても命を守るべく堤防のかさ上げや粘り強い構造への強化を行い、住民避難を支援することとし、直轄の河川を含みます県内の河川、海岸における堤防等の地震・津波対策事業促進を図るために、国の支援・協力を強く要請していくものになっております。

今後は、この協議会を通じまして、弥富市も構成団体として国へ強く要望していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 堤防のあるべき今日の姿とこれからの対策等、御説明をいただきました。

地域の防災を守るというのは、地域間の協力・協議がなくては防災は防げないという、特に私ども、日光川なんかは、水の流し合いでもって堤防が切れるわけですから、そういう共同関係が必要だと私は思っていますし、そのことが言われています。ですから、この堤防関係につきましてもそういう状況を、弥富市としてあるべき姿の今後の課題として十分申し上げていただきたいなあと思っています。

そんなことを申し上げながら、私は先ほども冒頭申し上げましたように、自助・公助の中で自助というのは自主防災組織を確立していく。そういう中で、弥富市もそれぞれ今日まで取り組まれてきました。そういう状況で、防災訓練、時々申し上げるわけですが、地域の環境に合った訓練もしていただくことが必要じゃないのかなあと、こんな感じがしているわけです。

それはなぜかというと、過日も市側からは、南部消防から機動力のあるモーターボートだとか、それから全国的にまれに見る優秀な救援・救済の器具が導入された。しかし、現実には伊勢湾台風だと、私たちの地域からしますと、水の中に堤防が切れれば、もう入っちゃうんですよ。そうすると、救助も救難も何もできない。そうしたときに船か、それにかわる状況の利用する場合、言うだけではとても地域は守られていかないだろうと私は思っています。伊勢湾台風が120日で回復したのも、多くの船があったからこそ、皆さんの生活が維持でき、また災害復旧ができたんじゃないかなと。

今、私はそういう意味からして、例を出して何ですが、津島の天王祭なんかで船をこいでいる人を見ていると、船がなかなか進まないんですよ、本当に。あっちこっち、こちんこち

んとぶつかって。今、笑ってみえる方があるけれども、現実なんです。私も伊勢湾台風のときに、私の例を言って何ですけど、私は職場から伊勢湾台風があったときに国道1号線を下之一色から歩いてきました。そうしましたら、佐古木のところの橋がなくなっていました、現実に。さあ、どうやって自分のふるさとへ帰ろうかなと思ったら、船が1そう流れてきました。それで、その船を拾って、兄貴と2人で船をこいで渡りました。しかしそのときに、人は流れておるは、牛は流れておる、動物は流れておるは、それはすさまじい状況でした。そういうことが一つあると同時に、そのことの中で地域の連絡は船で多く、いわゆるお互いが救われてきたと思っています。

自主防災も、小さい船を備えることはできることになって購入させていただいておるんですね。しかしながら、本当にこげる人がおるのか。船に乗った途端、ひっくり返っちゃうんじゃないのかと、こんな心配を私はするわけですね。小さな船は端っばに乗ればひっくり返る。よくこぐボートで公園などで事故があるのは、そういうことなんですね。ですから、ボートの組み立てまでは自主防災なんかでやっていただいておる。できれば、学校のプールなんか置いてでも、小さいときから、水の都というか、川の水面を利用する私どもの生活環境からすれば、船と川となじむ訓練をしていただくことが一つではないのかなあとあって、これは私の、今後、参考にと利用していただければありがたいなあという提案であります。

それから、もう1つは消防署職員、過日も言われましたが、一番、三陸など東北で言われたのは、消防署職員が亡くなったということ。災害に対する消防団の、生きようと任務を考えられた消防団員の教育ですね。ここは地方における行政として、消防団員の、いわゆる自分の命も守られることなく人を救うということではなく、その精神はわかるけれども、その精神に沿った教育、これは行政としてあるべき姿を1つは実行していただきたいなあ、こんなことを思っています。そのように、私どもの南海トラフにかかわる部分において、そういう問題についての考え方を1つは精査する。

もう1つは、先ほど申し上げましたように、南部保育所などにおいては救命具を支給されています。備えつけてあると、学校。しかし弱者、弱者ということでもいいのかどうかわかりませんが、救命具をつければ水に対応はまずはできるんですね、浮いておるから。ですから、そういうことも地域の格差があるかもしれませんけれども、切れることを予想することなくして、命を守るための行政として、地域的な環境を通して弥富市は対策をもう少し、一般市民も考えていただきたいなあと思っていますので、この部分についての、救命具と訓練のあり方、教育のあり方について御答弁願いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） まず、訓練のあり方についてでございますが、現在実施されておりますコミュニティ単位の防災訓練におきましては、避難誘導訓練や避難者名簿作成などの

安否確認訓練などが行われております。今、議員の御提案の船の利用訓練などの防災訓練につきましては、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

また、救命胴衣についてでございますが、保育所など幼児が通う施設におきましては、平成24年度から順次、救命胴衣の整備を行っております。また、地区の自主防災会におきましても、救援活動用の救命胴衣を整備していただいているところもあります。しかしながら、一般市民の皆様におかれましては、自分の命は自分で守るということから、個人での購入をお願いしたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 救命胴衣の関係ですけど、今、総務部長は、自分の命は自分で守るというお話なんです。地域格差があるんですよ、命を守る。山の上の人は救命具は要らない、簡単に言うと。私が申し上げておるのは、堤防に近いところだとか、そういうところに対する対策のあり方を、やはり防災は議論をすること、対策を考えていくこと、これが常に災害に対する自助の精神が生まれるということ。私は特に市の幹部の皆さんに申し上げたいのは、自助の精神だからといって、きょうまで公助・自助・互助、4つの点を考えられてきた。そのことで今回の南海トラフへの対応ができていくのかと。それよりも、深く細かくそういう点において、市の財政もあろうかと思えますけれども、対策として議論を深めて、結果として、それぞれの地域において自助、自分で買わなきゃならない場合もあるでしょうし、しかし買うこともできない人もあるかもしれない。そんなことの議論を深めていただきたいなということを申し上げておきたい、この問題は。特に、今はコンピューターの時代かもしれないません。やはりきずなは議論なんです。

もう1つ、ここで申し上げておきたいと思うのは、議長がどうも休憩したような顔をしておるが、私、市長をお願いをせないかんことは、今回、防災安全課長がかわられました。人材がかわることはいいと思うんです。だけど弥富市は、継続する形の中でいけば、当然、総務部長が答弁されています。だけど、実務は防災安全課なんだと思います。今、一番大きな課題は、生命・財産を守るのは防災安全課だと思う。

そんなことを通してこれから、課長は嫌な顔をしておるけれども、でもそれは専門的な研究と課題を総合的に、道路網の課長も、土木課長もやった人で、液状化の対策だとか、避難道路だとか、そういうものをこれから十分理解がされていくと思っていますんで、そういう点についても私たちの目から見て、意見が途切れることのない、市長は努力されていると思うけれども、今後努力していただきたいことを、まず1点目の防災に係る部分についての質問と要望は……。

議長、終わって……、来ますか、市長から何か。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 5月30日、愛知県の防災局から発表されました南海トラフの巨大地震における被害予測ということにつきましては、もう何回もこの場でも出ておりますし、我々も十分認識をさせていただいておるところでございます。新しい防災・減災ということについて、あの数字に基づいた会議、協議をしていかなきゃならないということは重々わかっておるわけでございますけれども、つい6月議会ということを前提にして今日まで来てしまっておるわけでございます。

防災安全課を中心といたしまして、また危機管理の担当も、自衛隊も含めて採用させていただいております。近々にそういった形の中で、この南海トラフ巨大地震における新たな想定での被害予測に基づく市の防災計画というか防災に対する協議を早々に立ち上げていきたいと思っております。

また、先ほど一番最初のところで、液状化対策ということに対して、弥富市の道路の問題はどうなんだという形であるわけでございますが、これは私は、浦安の幹線道路並びに駅前広場という形の中で、液状化対策をされている現場に赴きまして勉強をさせていただきました。大変な被害をこうむられた浦安市でございますので、駅前広場と幹線道路につきましては人・物の物流拠点であるという形の中で、大変な御苦勞をさせていただいておるわけでございますけれども、これは海部地方に特殊な技術を持っている建設会社がございまして、この海部郡の会社でございますけれども、その会社が特殊技術の中での工法で、その土壤改良をしているという状況でございます。パワーブレンダー工法と申しまして、3メートルから5メートルぐらいのところに対して、まず地中の土を掘り出す、そしてその中にパワーブレンダーという工作機械でセメントを打ち込んでいくという形のをやってみえるわけでございますけれども、大変な工事だなあと。これほどまでしないと液状化ということに対する対応はできないのかということで、生に見てきたところでございます。

我々も、この工法につきましては大いに参考にし、やっていかなきゃならないわけでございますけれども、いかんせん、その諸経費ということは大変な大きな金額になるわけでございます。この9月にも浦安のほうへお邪魔することになっておりますけれども、まだ私がお邪魔したときには建築の途中でございましたので、その進捗状況について詳しくまたお聞きしていきたいと思っております。

いずれにしても、南海トラフ巨大地震に対する新しい想定での協議を行政のほうでも立ち上げていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員、ここで暫時休憩とします。再開を2時20分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時10分 休憩

午後2時20分 再開

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

伊藤議員、お願いします。

○17番（伊藤正信君） 2点目に、総合計画の中にも文化について触れられております。私も、この弥富市の文化について、少し議論をさせていただきたいなあと考えています。

昨日、三宮議員からも、施設などについてそれぞれ意見もございました。文化は地域の誇りであると同時に、文化を起こすことが市民のきずなである。多くの文化協会の中で、会長は服部市長でありますし、それぞれ顧問といいますか、市長さん、あわせて今は賀島会長ですが、それぞれ大変、春の行事だとかいろんな形で、議論をし、活躍もされています。

それで私、特に思うことは、弥富市の中に服部擔風さんが、それぞれ漢詩で歴史的に活躍をされた。とりわけて、この擔風翁は弥富の鯛浦の生まれで、弥生小学校で30年も勤められた方で、そして中日文化功労章だとか、県の文化功労章などを受賞されて、弥富町民の名誉表彰も受けられているおるわけですね。その方がお持ちになっていました藍亭が平島地区にあるわけです。その中には、擔風さんの歴史的な、今は弥富の資料館の中でも展示されています、擔風さんの書画が。そういう状況で市もそれぞれ御努力されて事柄が進められているわけですが、藍亭という亭が、書室といいますか、擔風さんが使われたのが平島にあります。しかし、弥富市の史跡、いわゆる市の指定のものでないわけですね。それで振り返ってみますと、弥生小学校へ藍亭が移されて、その取り壊しの状況の中で平島へ移された。そして、平島の市民の皆さんの有志の方々が今日まで守りをされてみえました。そして、大分土台等が悪くなってきたという状況と同時に、高齢化がされてきました。

そんな状況ですから、弥富市としても、今、この藍亭を市の指定をしていただくことがいいのじゃないかなあと考えています。ということは、この藍亭、市の皆さんは御存じだと思うけれども、17年、18年ごろ、中国から中国のテレビ局が初めて日本の服部さんの擔風の歴史を全国放送をやったんですね。それで、たまたま市長が当選された年だったと思うけれども、富陽市に、文化協会、議員も二、三お邪魔させてもらったんですけども、招致を受けながら、市長のメッセージを持っていった。それ以降、中国の先生方、関心がある方、日本に見える方がちょいちょいお見えになったり、そして擔風さんのまな弟子である養老の方ですか、ちょっと名前は忘れましたが、申しわけあまりせんが、そういう方々がこの27日においてになって、擔風亭で25名が。これは近い話なんですね、あす見える。

だから、私が聞く話ですけども、桜花大学の教授もこの間うちに見えた。中国からもそうやって訪れられたり、日本の漢詩を学ばれたり、また詩吟の方々ですか、そして漢詩の方々。これはやっぱり弥富の誇る財産じゃないのかなあという気が、私は思っています。ですから、できれば今後のあり方について、ひとつ市長、御検討願えれば、今までそうして地

域の皆さんが守っていただき、また弥富市の誇りである。そして、幾つかの句が10カ所ぐらい弥富にあって、弥富市の文化小道というんですか、私こういう、町の時代から、歴史からつくった資料を持っているんですけど、これがずうっとあるんですよ、文化の。やはりそれは漢詩という中で、弥富市のそういう訪れていただく、いろんな形で協力がされてきておる。ですから、そのもとである藍亭をひとつ、この総合計画の中にも書いてございますけれども掘り起こしをする。また、昭和53年から掘り起こしがないもんですから、一回それぞれこのことについて御検討願えることがいいんじゃないかなということで申し上げたいと思います、まず1点目に。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 伊藤議員にお答え申し上げます。

弥富町の時代から、あるいは弥富市になってから、文化財であるとか郷土の歴史、文化・芸能という形の中におきましては文化協会を中心にして、またそれぞれの自治会の保存会という形の中で、さまざまな御努力をいただきながら、現在に至るまで管理をしていただいているということでございます。

今、議員御指摘の藍亭につきましては、先ほどお話がありましたように、唯一の今で言う名誉市民であります服部擔風先生の書斎、書院として、明治35年に建てられたものでございます。昭和48年に弥生小学校に移築され、昭和51年に弥富町の文化財に指定されたわけでございます。その後、57年に学校の整備に伴い文化財の指定を解除され、その後、藍亭保存会の方々により市内の個人のうちに移築されたというふうに伺っております。今まで個人の家の方に対しても大変な御努力があったなあというふうに思いますし、また保存会の御努力に対しても大変敬意を表するところでございます。

つい先日、私、そして副市長、教育長で、この藍亭を訪ねさせていただきました。個人の方からお茶のおもてなしも、その書院でいただいたわけでございますが、何とか、その書院の中におりますと、これは保存していかなきゃならないなあという気持ちになってきたわけでございます。しかしながら、112年という形で建築後経過しておりまして、大変老朽化も目立つ状況でございます。そうした形の中で、どのようにしてこの藍亭を保存していくかということにつきましては、いろいろ保存会の皆様、そして文化協会、あるいは社会教育委員会の皆様とも協議をしていかなきゃならないというふうにも思っております。

しかしながら市といたしましては、服部擔風先生や藍亭の文化的価値を十分に認識しているところでございまして、ことしは擔風先生が亡くなられてから50年を迎えることから、今現在、歴史民俗資料館におきまして特別展を開催させていただいておるところでございます。ぜひ皆様方にもお出かけをいただきたいと思いますと思っております。7月の第1週まで開催をしているところでございます。

そして、3年後、平成29年になるわけですが、先生の生誕から150年ということになります。生誕150年ということになります。できましたら、この年に合わせて藍亭をしるべき場所に移築し、公開できるよう、また文化財の再指定を視野に入れながら、藍亭保存会の方々、あるいは文化協会の方々と調整を進めてまいりたいと思っております。できましたら議員各位の御理解をいただきながら、来年には基本計画、そして平成28年には建築というような状況で進めていきたいと思っておりますので、またその節にはいろいろとお話をさせていただきたいと思っております。

今、藍亭につきましては、そのように考えておりますので、御理解いただければと思っています。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 鋭意御検討いただいて、私も重要な文化の提唱ということでお願いを申し上げたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

続きまして、先日亡くなられた村井さんですが、これは御冥福をお祈り申し上げると同時に、私自身きょうここで発言をさせていただくというのは、水耕栽培、M式を取り入れられて、この取り入れられる経過は、伊勢湾台風のときに浮き藻が川を流れておる。その栽培、いわゆるテングサが水で育ち、そして植物が育つんだということの1つは発想の中でM式という水耕栽培が実施されたと。きのうも食の安全の問題で質問がされていましたが、私ども議員がね。でも、弥富の食の農業の生産の過程から考えると、水耕栽培という作物が育てられる環境というのは、研究と同時に安心・安全な食の道にもつながるんじゃないのかなあと、きのうから私、特に思っていました。突然の私からの話で申しわけございませんが、私はこの弥富市に誇れる水耕栽培、M式というのは、お互いに評価と認識ができるんじゃないかなあと思うんですがね。

けさもNHKのテレビで、原発のところで、石による栽培を、M式方式によく似た方法でやってみえました、ハウレンソウを。これも基本的には石を引いた、そして根の張り方と養分の出し方。今、私どもの農業と、そして生産方法が、とりわけ安心・安全な食づくり、食の文化、こんなことを考えますと、ひとつ弥富市の農業振興と、今後の課題と、今日までの評価と、あわせてこれから弥富農業の振興のためにも、市長、私は表彰制度といいますか、そういう弥富市自身が文化の発展のために書いてございます。ですから、そんなことをあわせて、一度御検討をしていただくことがよろしいかなあということで、質問といいますか、要望、意見とさせていただきますが、御答弁願いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 村井邦彦さんの御冥福をお祈りするわけですが、忘れもいたしません。私、初めてこの議会のほうに登場させていただいたのが、平成19年3月でござい

まして、そのときに一般質問をいただいたわけでございます。私の考える農業は、いわゆる頭の脳を使った農業でやっていかなきゃならないということを盛んに力説されておりました。そういったことを思い出すわけでございます。それから、いろんな形でこの間お会いをして、村井さんの農業に対する思いというものをいろんな形でお聞きしたわけでございます。まだまだお若いという形で、本当に惜しい人を亡くしたなあというふうに思っているところでございます。

村井さんが、あるいはそのグループの人たちが考えられたM式水耕栽培というのが、いわゆる弥富発という状況の中で、全国にその技術が伝承されてきているということにつきましては、私も承知をしているところでございます。そんな関係の中で、つい最近の尾張版にも、M式水耕栽培の村井さんの農業の製法につきまして御紹介をさせていただいたところでもあるわけでございます。

そうした形の中で、いま一度、このM式栽培に対して、弥富発ということにつきまして、皆さんの御意見をいただきながら、どのような方法がとれるか、市としてどのようなPR、啓発活動がとれるかということについて、しっかりと考えていきたいと思っております。心から村井さんの御冥福をお祈りしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 市長、私どもは地域の文化を発掘したり、農業の維持管理、あわせて発展を願う立場からも、鋭意御検討いただきますことをお願い申し上げて、私の発言を終わります。

○議長（佐藤高清君） 次に堀岡敏喜議員、お願いします。

○10番（堀岡敏喜君） こんにちは、10番 堀岡敏喜でございます。

通告に従いまして質問させていただきます。

大きくは福祉に関してであります。以下、関連して数点の質問をさせていただきます。

昨日は平野議員から婚活の提案、また佐藤博議員からは少子化対策についての質問等ございました。人口減少と少子・高齢化というものに対しての提言でありましたけれども、私は違う視点で、もう1つ大事な命を守るという視点で質問させていただきたいと思っております。

それでは、させていただきます。

我が国の昨年の自殺者数は、平成25年度の統計から2万7,283名で4年連続で減少をしまして、2年続けて3万人を下回りました。確かに単年で見れば減っているかもしれませんが、同年の交通事故による死亡者数4,373人の6倍以上であり、過去10年間にさかのぼれば30万人以上の方が自殺で亡くなっておられます。さらに、10年間さかのぼれば、この20年間に約60万人もの方が自殺により亡くなっておられます。また、平成24年の消防庁の統計から、自殺未遂による救急搬送数は6万6,034件で、自殺者数と同じく高どまりを続けております。

平成25年だけで見れば、毎日少なくとも255名以上の方が自殺を考え、うち75名の方が亡くなっていることになります。実に19分に1人、現在も日本のどこかで、みずから命を絶っていることになります。

自殺をした人の動機に関する警察庁の調査によりますと、鬱病などの健康問題が大半を占め、経済・生活問題、仕事や家庭問題と続いており、自殺はこうした要因が複雑に絡み合っで引き起こされるとされております。それだけに多角的に対策を講じていくことが欠かせません。自殺防止は、社会を挙げて真剣に早急に取り組むべき課題と言えます。

2014年版自殺対策白書によりますと、15歳から34歳の若い世代では男女ともに死因のトップが自殺となっております。若い世代で死因のトップが自殺なのは、アメリカやドイツなどの先進7カ国の中で日本だけなのであります。人口10万人当たり20人に上り、2番目に多いカナダの12.2人を大きく上回っております。未来を担う若者が、自身の可能性を開花させることなく、みずから命を絶つという、私たちは現代社会のありようを真摯に見詰め直さなければなりません。

以上のことから、現在の弥富市における対策は十分なもののかどうか、現状と認識を伺いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 鬱病等、自殺対策の現状と課題ということでございますけれども、平成25年の自殺者数は、内閣府自殺の統計によりますと、国における件数が、先ほど言われました2万7,283人、県では1,517人でありました。昨年と比べますと、国が575人減、県が63人増となっております。愛知県は全国で最も増加している県となり、大変悲しい状況となっております。当市におきましては、平成22年が6人、23年が8人、24年が5人という状況です。

自殺は、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、実際に生活苦や、健康問題や介護疲れ、また鬱病など、さまざまな要因が絡み合い、心理的に追い込まれた末の死であると言えます。心の中では「生きたい」という気持ちで揺れ動いている自殺者は、眠れない、食欲がないなどと自殺の危険を示すサインを発し、周囲の人もそのことに気づき、適切な相談窓口につなげていくことが大切だと考えております。

その中で市としましては、自殺の危険性の高い人を早期に発見し、適切な対応を行うためのゲートキーパーを養成するための研修会を、平成24年度は2回、平成25年度は3回実施し、多くの方に参加していただき養成してまいりました。

次に、市のホームページでは、メンタルヘルスチェック「こころの体温計」——これは以前、堀岡議員のほうから御紹介いただいたことがございますけれども——を今年度導入し、その普及・啓発を行い、自殺予防を図ってまいります。このこころの体温計は、体の体

温をはかるように、日々の生活の中で感じるストレスや気持ちの落ち込み度をパソコン・携帯電話等を利用いたしまして、健康状態、人間関係、住環境などの簡単な質問に答えて、気軽にメンタルヘルスチェックができるものです。また、鬱病などハイリスクな方の対応といったしましては、専門の相談窓口や医療機関につなげ、専門家の指導や治療を受けながら見守っていく必要があると考えております。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 民生部長からお答えをいただいたんですけども、こころの体温計、これはホームページのリニューアルと同時にですか。もう始まっている。まだ始まっていませんよね。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） ホームページのリニューアルをしてからということとお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 総務部長、ホームページのリニューアルはいつなんですか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 今の予定でございますが、来年の3月には本稼働と、その前に準備期間とか、各課のほうで入力しますとかそういう準備期間がありますが、本格的には来年3月を目指してやっておるところでございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 今せっかく民生部長から、いい取り組みということで、こころの体温計ですけども、ホームページのリニューアルが来年ですと、まだ半年以上も先ですよ。ただ、この自殺の問題を重く受けとめて、今、そういう御答弁をいただいた中で、これは半年間何もできない状況では困りますので、リンクを張るだけですから、もし対処できるのであれば、早急に対処をしていただくことを要望しておきます。

これはちょっと市長、余談なんですけれども、こころの体温計に赤い金魚が出てくるんですけど、これオプション料を払いますと「きんちゃんに」変えることができます。ぜひ考えていただければいいかと思います。

今回、自殺対策ということで質問させていただくんですけども、最初にどういった観点で質問するのかというところを、市当局の皆さん、また議会の皆さんと一緒に考えていきたい、そういうこともありますので。要は自殺の前段の相談体制の拡充をどうするのかということと、相談に来られない方の第三者支援というところをどうしていくのか、この辺のことを重点に置いて質問させていただきます。

それでは、続けさせていただきます。

鬱・自殺対策は、初期段階として、その原因となる日々の社会の生活の中で生じるさまざまな悩みや問題を相談できる体制をまず強化することが大切であります。学校や職場、家族や知人・友人などの顔の見える関係では、予防の原則TALK、トークが知られております。これは心配をしていることを伝える「tell」、死にたいという気持ちに率直に尋ねる「ask」、絶望的な気持ちを傾聴する「listen」、1人にさせず安全を確保する「keep safe」の4つの頭文字を合わせたものであります。

また、職場のメンタルヘルス対策では、労働安全衛生法の改正で、従業員50人以上の事業所ではストレスチェック制度が義務化をされ、一歩対策が進んだようにも思います。また、学校関係での対策も懸念が多い現状ではありますが、それぞれの対策の詳細につきましては、また次の機会に質問させていただくことにします。

本日は、一般的な公としての市の現状と対策について伺ってまいります。

それでは続いて、現在の弥富市における体制について、相談受付の現状、課題等をお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 市の相談窓口の現状と課題についてでございますけれども、相談窓口といたしましては、体や心の健康についての心配がある方の窓口として健康推進課、精神障がい者支援として福祉課が行っております。

また、月に3回、水曜日に、心配ごと相談、法律・行政相談所を開設しており、心配事相談が39件、弁護士による法律相談が117件ありました。鬱病や精神疾患になる前に、生活・経済問題、健康・介護問題、就労問題など多岐にわたり、相談員や弁護士が相談に乗り、問題解決に当たっております。これは心の病に至る前の初期段階の相談としても有効で、重症化にならないための効果があると思います。

課題といたしましては、心の病になってしまった方の相談件数は少なく、自殺対策やリーフレット「支えよう心といのち」——こちらのほうもホームページから取り寄せることができるものでございますけれども——でもPRしているところでございますが、なお一層広報等で啓発して、気軽に気持ちをありのまま語ってもらえるような対応をしていきたいと思っております。

また、いろいろな相談窓口につきましては、この冊子の一番最後のページに載っておりますので、またごらんいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 総相談件数としては何件ぐらいなんですかね。この間、答申の段階では五百数件じゃなかったですか。違うんですか。

○議長（佐藤高清君） 宇佐美福祉課長。

○福祉課長（宇佐美 悟君） お答えさせていただきます。

相談体制の充実を図るため、社会福祉協議会のほうで今年度から相談員2名を4名にふやして相談をしておりますが、平成25年度の精神における相談につきましては延べ523件ありました。相談者としては、御本人からが延べ280件、御家族からが115件でございます。

また、相談支援の方法につきましては、電話相談が188件、訪問相談135件、メール相談が28件でございます。

また、相談の支援内容としては、福祉サービスの利用に関するものが168件、次に不安の解消、情緒安定に関するものが89件、その他健康・医療に関するものが43件となっております。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） お困り事ですので、別に自殺というものに直接関連するものばかりではないですけれども、市民の方々が気軽に相談ができる体制というものを拡充するということが大事なかと。

今回質問させていただくのは、あくまでも自殺の対策ということですので、そちらに重点を置いて、相談体制の拡充というところで1つ提案をさせていただきたいのは、今、民生部長が出していただいたやつはカラーですけど、これは一番最後のページ、僕はちょっとお金がないんで白黒でコピーしてきましたけど、いろんな相談先のところが事細かに書いていただいているのは大事なことだとは思いますが、もし本当にせっぱ詰まったような、悩んでいる方がいらっしゃったときに、どこへ電話したらいいかわからへんわけですね、はっきり言って。この間、学校教育課のほうで教えていただいた、学校教育課は一本化で、これは全国共通の電話番号で、ここって出ているわけですね。

こういった形で、できましたら、迷ったらここみたいなところをまず1個書いていただく。これはすごく大事なことでして、その後、その質問者の方が、やっとの思いで電話をされたわけですので、そこから、例えばそれが借金のことであるとか、また家庭のことであるとか、学校の就学のことであるとか、人間関係のことであるとか、そういったことを次の窓口につないであげるという、そういう体制が必要なんじゃないかなと思います。

また、もう1つ追加をしていただきたいのは、これは現実に私のほうにも相談が数件あったので御紹介をさせていただいていますけど、今、愛知県の精神福祉の取り組みとしまして、24時間で診療していただける精神医療の御紹介というのをやっています。これは愛知県の県の精神保健福祉センターのほうで、番号が提示されておまして、ただいま、今、精神疾患に陥っていらっしゃって、夜中に体調が悪くなって、何か衝動に冒されるようなことになったときに、一般の救急車は来てくれない部分がありますし、そういう方が、かかりつけ医が普通、夜中ですからやっていませんから、そういうところを県の精神保健福祉センターのほ

うで当番制で病院を御紹介していただけて、一番近いところを御紹介していただけるということは24時間やっていらっしゃるのです、そういうところも載せておかれると、また利用するあれもあるかなあと思います。

ですので、ワンストップまでとはいかないですけれども、まず電話するだけでもすごく勇気が要る状況ですので、それを受けとめる意味で、その方自身は専門的な回答ができなくても、ある程度そういう状況で電話を受けるという方を養成していただいて、いろんな施設とか制度につなげていくような状況で、できればマネジメントをしていただける、こういうものをこうしたほうがいいよと。もし危険だと思えば訪問して、こういった順番でやってねと、わからなかったらまた聞いてきてねみたいな、そういう寄り添うような形をとっていただければと思いますが、要望しておきます。答弁していただいていいですか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） なかなか奥の深い問題かと思います。いろんな御提言をいただく中で改善のほうに努めていきたいと思っておりますので、また御提案のほう、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 何でもとりあえずワンストップで相談できる窓口の電話番号、まず代表で、弥富市内でね、これは日中の役所の開いている時間でも結構ですので、迷ったらここというところを、わかりやすい、その後、もし御自分で自立して自主的に解決される方というのは、ここに見ているところよりも、いろんなところを聞いて、探して、質問して、相談して、解決してしまいますから、それ以外の方というのは、もうわからんのですよ。ですから、迷ったらここ、そういうところをつくっていただくことがまず第1かなあと思いますので、ぜひ検討していただいて行っていただけるようお願いをしておきます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

先ほど民生部長のほうからも取り組みについて御紹介いただきましたゲートキーパーについてであります。

ゲートキーパーは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことであります。以前の質問に対しての市側の御答弁では、団体を優先に考えており、市民対象は順次検討していくとありましたが、先ほど御説明にもあったように、現在、弥富市では、市社会福祉協議会が中心となって精神保健福祉ボランティアの養成講座や、また本年1月には一般市民を対象にゲートキーパー養成講座が開催されたと伺っております。受講募集枠も満席ということで、市民の関心の高さがうかがえます。

養成、育成、先ほどお話をしました現場を踏まえてフォローなども必要かと考えますが、現状と今後の展開について伺ってまいりたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） ゲートキーパーの養成についてでございますけれども、養成した方々の活動の効果、実績が把握できないところ、また日常絶えず自殺を考えている方のサイン・シグナルを見逃すことなく、その感度を上げて気づいてあげることが大きな課題ではないかと考えております。

今後の展開、対応といたしましては、先ほども少し申し上げましたが、平成24年度のゲートキーパー養成研修参加者は、民生委員、市職員で122名、平成25年の参加者は、一般市民、ボランティア連絡協議会、市職員で155人のゲートキーパーを養成してまいりました。一般の市民の方には、平成26年1月広報でゲートキーパー養成講座の受講案内をいたしました。

今後は、特に必要な場合や研修を行いたいとの要望がありましたら、個々にも対応してまいりたいと考えております。また、相談会など、ボランティア団体とタイアップして、ゲートキーパーの活動の場を考えていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） かなりの広がりを見せているんですけど、以前に、実はこの関連の質問をさせていただくのは今回で5度目になるんですけども、ゲートキーパーは特別なものじゃないよと。精神疾患、また自殺に至るような現状の心の状態というのを皆さんで共有しよう。とめられるものならとめようという観点から、誰でもゲートキーパーになれますよと。また、ある質問では、総務省のホームページを見ていただくと、ゲートキーパーとはこういうものだよというDVDが動画で見られるようにもなっておるんですけども、またその方々が、身近な方々で気づき合って、例えば市の相談窓口であるとか、福祉の窓口であるとかに御紹介をしたという事例とか、そういったものを集約するものが要るんじゃないかなと思うんです。

どういう対処をされましたかとか、実際にゲートキーパーだという自覚があってやっていらっしゃる方はまだいいんですけども、受けたけど、実際にそういう方を目の当たりにした場合、ただ単に、こいつ勝手なことばかり言うとなんみたいな、そういうふうに捉えられる場合もあるんですよ。精神疾患、鬱病とか人格障害、あと気分障害とかいうものというのは、どうしても自己防衛本能というのが働いちゃって、自分の悪いというか、人から見ればずばらに見えたりする場合がありますので、そういうところで見ても、ゲートキーパーの役目が果たせないということがあってはなりませんので、いろんな事例を御紹介していただいて、ゲートキーパーの中で何か、これはホームページを通じてでも結構ですから、こういう事例があったということを御紹介して、問題を共有していくということが、まさにゲートキーパーとしての質が上がっていくというか、またセーフティネットでいえば目が細くなっ

ていくんじゃないかな。

ぜひその辺のあたりのことも、また専門家の方にもちょっと御意見を聞いていただいて、どういうふうに進めていけばいいのか。ただ単に養成講座をして、新たな人を入れるんじゃないくて、そのときに、さきにゲートキーパー養成講座を受けていらっしゃる方で何人救えたとか、こういう制度につなげることができたということがあれば、自覚もまた違ってくると思いますので、その辺のこともぜひお願いをいたします。

次に、主題であります相談支援について伺ってまいります。

国では先ごろ、超党派による自殺対策議連が開かれ、先ほどの若者の自殺に関しての要望書をまとめて政府に提出をいたしました。内容を少し紹介いたしますと、1つ目に生活上の困難に直面したときの対処方法の教育、2つ目に包括的な相談体制・居場所の整備、3つ目に相談に来られない者へのアウトリーチの強化の3点であります。

さきの2点は、十分ではないものの、市の啓発事業にも一部含まれている部分もあります。重要なのは3つ目のアウトリーチの強化であります。

自殺には至らないものの、悩みやストレスにより改善されないまま精神疾患となり、離職、不登校やひきこもりに陥り、家族をも巻き込んで常態化をしてしまったら、自身や家族から主体的に相談などはできません。友人や知人、近隣からでもよいので、間接的に情報を得ること、市でできなかったら、県の施設やNPOなどと連携をして常態化を打破、関係部署や医療機関へつなぎ、治療へと向かわせるような第三者的支援ができれば、改善できる問題も多いのであります。

心の病に伏しておられる方、また不安をお持ちの方、重度で常態化をしまっている方、抱える御家族、生活環境や病状によって対処方法はさまざまであります。主体的に相談や治療に向かえる方はまだよいのですが、それ以外の方々には、なるべくワンストップで、またそれに近い形でソーシャルワーカー的に治療改善へのマネジメントができる体制が必要だと考えます。

現在、弥富市にそういった方々を発見し、誘導する対策はあるのかどうか、市の見解を伺いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 現在市では、障害者総合支援法による地域生活支援事業としての相談業務、これを弥富市社会福祉協議会と契約を結んで委託しております。社会福祉協議会では、専門の相談支援員や社会福祉士が相談に乗っております。

市の現状でございますが、市の精神の障がいをお持ちの方が年々増加しているのは現状でございます。精神障害者保健福祉手帳所持者でございますけど、この方は平成21年4月1日現在で150名でしたが、平成26年4月1日現在では224名お見えになり、5年間で74名の増加

となっております。内訳としましては、1級の方が25名、2級が145名、3級が54名となっております。また、224名のうち、18歳未満の方は7名でございます。

また、精神障害者保健福祉手帳所持者と一部重複いたしますが、精神通院受給者証をお持ちの方は674名おいでになりまして、男性267名、女性407名がお見えになっております。

また、今年度は障がい者計画も策定しておりますので、現在実施しておりますアンケート等の結果も参考にさせていただいて、今後の施策を考えていきたいと思っております。

また、心が疲れていらっしゃる方、誰かに話を聞いてほしい方を対象に、社会福祉協議会が主体となりまして、精神保健福祉ボランティアのきんぎょ草のグループの協力をもとに、なごみの会という集まりを2カ月に1回、総合福祉センターにおいて開催しております。内容といたしましては、一緒にお茶をしながらお話をしたり、料理をつくったりしております。市の広報紙でもお知らせしております。

またその他、平成25年度には、精神保健福祉ボランティア養成講座を8月、9月で4回、精神保健福祉ボランティアのフォローアップ講座を3月に開催いたしました。ゲートキーパーとして心の病の方を見守っていく、そういったような取り組みを現在行っているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 今、部長のほうから、さまざまな取り組み、市民を巻き込んでというか市民主体で、ボランティアも含めまして、先ほどの精神保健福祉ボランティアの養成であるとか、ゲートキーパーというものもあります。愛知県の精神保健福祉センターの窓口、あとは弁護士さん、窓口はいっぱいあるわけですよ。それを一元化というわけじゃないですけども、いろんなことで悩んでいますから、どこに振られるかわからないんですけども、これが一番困るのが、きのう、今回は質問しませんが、学校関係のことでいいますと、小・中学校のときにもし何かのトラウマ、また何かありまして不登校になりましたと。その場合、学校がそれを把握することはできると思います。解決に向けるようになったら、いろいろ課題・問題はあるんでしょうけど、卒業してしまった後、先ほど精神科にかかっていらっしゃるというのは数値として出てきますよね。そういう方々を、いかに常態化してしまっているのを見つけるか、ここが肝心じゃないかなあと思うんです。

なぜこんなお話をさせていただくかといいますと、手前勝手な話で申しわけないんですけど、私も、5度目の質問と言いましたけれども、質問するということもありまして、我が会派でも心の健康セミナーというのを2度ほど開催させていただいて、市の職員の方にも2回とも御参加をいただいたところでございますが、そういった関係もございまして、その関係の質問、相談というのは割と多いんですね。

特に最近では、第三者から御相談をいただいて、要は長くひきこもりになっている方であ

るとか、病院にも行けず、仕事はしているけれども躁鬱に悩まされている方とか、数件、今お世話させていただいておるんですけれども、それまで数年間ひきこもりであったところにお伺いをして、初めは御紹介いただいたもんですから、すぐ市の施設であるとか、津島の保健センターの施設であるとかにつなぐというのも一つのあれかもしれませんが、もちろん社会保障制度なんかに必要なであれば御紹介するというのは議会議員としての使命でもありますけれども、とにかくその親御さんにしてみれば、何といたしますか、今の生活から要は抜け出したいというか、もしそれが子供さんであれば、ちょっとでも改善をしていきたいと。だけど、そういう前向きな行動がとれない、いわゆる常態化をしてしまっているという御家族が意外に多いんですね。

これは、本人からは言えないのはなぜかといいますと、ちょっと言葉が違うかもしれませんが、例えば体裁を気にして言えないであるとか、日々の生活で精いっぱい、そんなことと言ってられないと。そういう状況が何年も続いていくわけですよ。そうすると、世間とお付き合いというのも、すごく表面的なお付き合いになってしまってわからない。今回はたまたまそういう第三者のほうから御紹介があったもんですから、お話に行って、病院にも行っているけれども、実はお母さんがかわりに病院に行って、代理カウンセリングを受けて、薬をもらって薬を飲んでおるという状況が続いているというのがあるんです。こういうのは結構意外と多いかもしれません。

私は相談を受けられた方のお許しを得て、できるだけ一緒に病院にまでついていきます。ですからある意味、海部地域の個人、大きな病院、全て含めまして、あらゆる精神科には行ってまいりました。市の例えば相談を受けて、これから治療に向けて、また社会的なそういう悩みを解決していくに当たって、治療していくには病院に通わなければならないんですけれども、病院というのもいろいろありまして、ここがいいとか、あそこが悪いとかいうのは、ちょっとここでは言えないんですけれども、マッチングというのが絶対あると思うんです、治療に向けてはね。

中には、一例を出しますけど、ほんの5分、10分のカウンセリングで、薬を出しておきますねみたいな病院もあります。僕はちょっと待ってと。おかしいやないかと。そんなんですぐ病名がぱんと出て、薬が出て治るんですかと聞いたら、まだちょっと飲んでみやんとわからんからって。そんな話はないやろうみたいな。それが常態化する一つのものではないかなあと。

これは当局に言っても仕方ないんですけれども、ただこれから病院を勧めるとか、治療を勧めるに当たっては、1回の病院で、それが決定してしまうようなことになってしまえば、本当に一生薬を飲み続けなけりゃならないみたいなことになってしまうと、それこそ解決はしないわけですので。

また、あるところでは、30分、1時間、1時間半もずっとお話を聞きながら、その人が心を開くまでやって、最後には御家族まで、こういう接し方をしていきたいと思います、治療方法までやっていただける先生もいらっしゃる。それこそがほんまやなあと思うんですけどね。

そういうところも、現場の話というのは先ほど御紹介がありました。きんぎょ草の取り組んでいらっしゃる家族の会、また津島保健センターでも、いろいろな疾患の家族の方の会があります。先ほどのなごみの会ですね。こういうところはボランティアで運営をされておるんですけれども、先ほどのゲートキーパーとか、精神保健福祉ボランティアの養成というのも大事です。だけど、一番現場で闘っていらっしゃる家族の御意見、またそれを克服された方々の御意見というのは、市としてはすごい財産じゃないですか。だから、僕はそこにこそ手厚い支援をしてあげるべきだと思うんです。

例えば家族で、病院には行けないけど、ここには行ってみたいという御家族があるんであれば、そこに定例で、例えばせつかく海南病院がありますので、精神科の先生に来ていただいて、家族としてのケアの仕方はこうだよ、病院に行くならこうだよと、専門家からいろんなアドバイスをいただければ、治療に一步踏み出せるようなものにもなるんじゃないかなと。そういうことができることが、自治体でできる支援じゃないかなあと私は思うんですけど、その辺はどうですかね。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 確かに言われるとおりだと思います。支えていく方々が非常に苦しんでいらっしゃるというのは、どんな病気についても同じものだと思っております。そういったようなもののケアというものを今後考えていく必要は当然あるかと思っております。

また、先ほど出ましたゲートキーパーの件でございますけれども、これについても、正直、私もゲートキーパーの講習は受けましたけれども、今の立場になるまでは、それほど深く考えてなかったというのは確かなことでございます。講習というのは一度受けるだけではなくて、フォローアップすることも必要になってきます。それによって、今、議員の言われたいろんなことが見えてくる面もあるのかなあというふうに感じておりますので、そういったことも含めて今後考えてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） それともう1つ、先ほど常態化している一つの原因で、皆さん、お言葉を聞いたことがあるかもしれませんが、共依存症という病気がございます。これはどういうことかといいますと、もし仮に不登校なり何なりのお子様がいらっしゃって、要はその御家族の方が世話をすることを当たり前になっちゃうわけですよ。本人のことを思えば、学校へ行けるようにしたり、就職できるようにしたり、ふだんの生活ができるように治療して

あげるのが本当の支援なんだけれども、いつの間にか長く状態が続いていますと、給仕するのが当たり前になっちゃって、外的から何か提案をしてあげると、もうやめておいてよと、うちはうちでやっていくからみたいな、いわゆる世話するのが当たり前になってしまっている、共依存。一般的には共依存というのは、わかりやすい言葉で言えば、おせっかい病ですよ。要は本人のことを思って云々じゃなくて、やることで自己満足するという、ちょっと厄介な、一見は親切なんですけど、度を超すと本当に恐ろしいものです。

アルコール依存であるとか、また薬物依存であるとか、先ほどありました先天性の障がいをお持ちの御家族の家庭の家族の会などは、自立支援がある程度見込めるものであれば、その家族と当事者というのを分けて支援していくんだそうです。それは共依存というものが、本人の治癒というか、精神疾患の場合は寛解と言いますが、それを妨げるのは実は家族であったりすると。こういうところも、家族の会であるとか、そういうボランティアの中で得られる情報でもありますので、このあたりもしっかり、可能性としてはあるわけですから、あるところに入れたからもう大丈夫というわけじゃなくて、かかわる以上は一連の一貫の施策として捉えていただいて、確実なものにさせていただく。もちろん自殺も防げるし、精神疾患によって何か社会的ストレスでなった場合でも、早目に対処をすれば早目に治るじゃないですか。そういうところを具体的に形としてやっていただくことが大事かなと思います。

これは秋田県の湯沢市で、自殺であるとか、ひきこもりの対策として、行政の一つの反省文として書かれている部分があります。ちょっと読みたいと思います。

従来、行政は窓口相談に来た人に対応してきたが、窓口に来られない声なき声までは対応ができなかった。また、地域に問題が発生したときには、地域の相談員が1人で問題を抱え込み対応するということが繰り返されてきた。さらに、専門外の相談であると、対応すられない状況であった。本来、相談員は、みずからの専門外の相談であっても、まずは相談者の話に耳を傾け、適切な専門職につなげることができなくてはならないが、市内の福祉関係者の意識が縦割りの傾向にあるなど、適切な専門職へつなげていくことがうまくできずにいた。

これがまさに、今、多くの自治体で、なかなか取り組んでいても成果が上がらない、結果的に先ほど全国でこれだけの数字の方がお亡くなりになっているというふうになっているんじゃないかなと。皆さんはそれぞれの部署で一生懸命やっていらっしゃっても、一つの一連の対策になってない。ここをぜひ、市長がリーダーシップで考えていただいて、本当に今市民は個々には動いているじゃないですか。それをつなげる作業こそ行政のやる仕事じゃないかな。今はありますから、津島の保健所あたり、先ほどの社会福祉協議会のきんぎょ草の中で支援をしている、なごみの会などもそうだと思いますけど、そういったところに本当に必要な支援をしていただくことが大事だなあと、そのように思います。

それと、先ほど共依存のお話をさせていただいたんですけれども、もう1つ大事な、一つの標語みたいなのがあったんで御紹介をさせていただきます。

ゲートキーパーになる人、精神保健福祉ボランティアになる人、これから何かしようかなと。この放送を聞いてかどうか知りませんが、何か役に立ちたいな。ボランティアの精神とみんな言うんですけれども、自分たちに何ができるかではないと。そうじゃなくて、当事者にとって何が必要なのかということを当事者の思いに立って考える人、これが本当のボランティアの精神であると、そういうふうな言葉もございました。ぜひそういう啓発も兼ねて行っていただきたいなと思います。

時間って何時まででしたか。

○議長（佐藤高清君） 35分。

○10番（堀岡敏喜君） もう余りないので、次の質問にさせていただきます。次というか、今の問題の締めの部分がありますので。

以上、繰り返しとなりますが、鬱・自殺対策について、その取り組みの要諦は、そうなる前の生活全般にわたる困り事、悩み事、相談体制の充実、そして市民に対して予防と早期発見のための情報の周知と啓発、更新とフォロー、相談に来られない方や常態化をしてしまっている方々へのアウトリーチ支援、また抱える家族の方への支援、自主的治療、社会復帰への支援など、包括的な支援体制が必要と考えます。相談窓口は幅広く、大きく、少な目に、そして対応はきめ細かく行うことが大切であります。やっとの思いで相談をされてきた方が、平静を取り戻して問題解決に向けてぐっと視野が広がるような対応をお願いしたいと思いますが、この問題に対して市長、何か御見解をいただければ、お願いをいたしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 堀岡議員にお答え申し上げます。

今、私たち弥富市の職員、そして保育士も入れたところで、心の病というのが残念ながら数名お見えになるわけです。これはどこの職場でも、あるいは家庭の中にもそういうことがおありになるのではないかなあというふうに思っております。そういった形の中で、私ども職員におきましては、ゲートキーパーという形の中で職員を参加させ、自分たちの職場の中で、そういうような心の病に対して、いろいろの症状等がありましたら早期に対応していくということが非常に重要だろうというふうに思っております。

この辺のところの問題につきましては、副市長の大木副市長のほうが皆さんの相談相手というような形の中でやっているわけですが、大きな声で話をしたり、あるいは頑張れ頑張れというような言葉じゃなくて、心静かに、どう落ちついていただくかという形で、お休みをとっていただき、そしていろんな仕事ということから一旦離れていただいて、

そういう環境というのをつくっていかなくやいかんというふうに思っております。

いずれにいたしましても、そういう状況の中で、これは社会的な現象の一つの大きな現象として私はあるのではないかなあというふうに思っております。これからも、私どもとしては職員を中心として、あるいは地域の皆様方に、どのような形で啓発活動をしていったらいいかということを常に考えながらやっていきたいというふうに思っています。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 今、市長が社会現象と言われましたけれども、いろんなところでヒアリングなり意見交換をしていますと、最終的に、本当に今の希薄化している社会状況といえますか、孤立化している、責任を一部に押しつけるみたいな、そういう傾向が強い部分があったりもします。個人情報というところで、個人の一つのものというのは守られているんですけども、僕らでもそうですけど、僕は19ぐらいからひとり暮らしをしていますけど、1人になるというのは気楽なんですよ、ある意味。気楽だけど、それと同時に自立しておかないと、どんどんどんどん自分の悪い傾向性に流されちゃっていかんのですけれども、なかなか自立させるという分では、押さなあかん部分もありますけれども、それまでになるいわゆる教育、先ほど超党派の議連の方々が提案をした最初の部分ですよ、困難があっても、それに対応できる教育というのは、これは義務教育の間からでもできるようなものなんじゃないかなあ。社会構造全体から変えなければだめですよみたいなことを、津島保健所の方であるとか、保健師の方とか、社会福祉士の方と、最終的にはそんな結論になってしまうんですけど、そういったことを考えながら、でも個々の対応をしていかなくやならない。本当に大変な作業ではあるんですけども、人一人の命ですので、ぜひ弥富としては、自殺というものに関してはあくまでもゼロを目指していただいて、取り組みを今後も強化していただきたいなと思います。

それでは、次の質問に移ります。

昨年の10月よりスタートをいたしました、ささえあいセンター事業について伺ってまいります。

住民参加型の在宅福祉サービスである市のささえあいセンター事業は、介護保険の改正で要支援者のサービスが市町村に移譲されることによって拡大をする制度外サービスを行政がフォローする一環であると理解をしております。他の地域では、NPOなどが中心となって同様の事業を展開している例は多く見受けられますが、弥富市のように公が制度内サービスも制度外サービスも責任を持つモデルは余り例がなく、先進的な取り組みとして各市からも注目をされております。まずは現状と課題についてお伺いをしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 高齢者、障がい者等の介護または生活援助を受け

たい方、もしくは行いたい方を組織化し、会員相互の援助活動を支援するため、弥富市ささえあいセンターを設立し、平成25年10月に、先ほど言われましたように、事業を開始いたしております。

平成26年5月現在の会員数でございますが、利用会員が88名、そのうち70歳代、80歳代の方が64名お見えになります。一方、協力会員は84名であります。こちらは60歳代の方が約半数を占め、ホームヘルパーの資格を持った方が31名でございます。

平成25年度中の、これは半年間でございますけれども、活動内容は、清掃や調理、買い物、ゴミ出し、見守りなど1,142件で、活動時間数は1,577時間になっております。

それぞれの会員数や活動は増加し続けておりますが、課題といたしまして、利用会員の要望に対して対応できる協力会員が限定されている事態が散見されるということがございます。例えば、細かなことでございますが、調理を依頼されても、その方の望んでいる料理、これは家庭料理などが多いと聞いておりますけれども、つくることが困難であったりということがあるようでございます。このあたりは事務局において、協力会員の方に料理講習や、その他援助にかかわる全般的な養成研修を実施しておりまして、それにより解決するように努力しておるところでございます。以上です。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 今、利用者が88名で、協力者が84名で、逆転をしてしまったわけですね。これから来年、この改正の制度がスタートするに当たっては、全て制度外サービスをこのささえあいセンター事業で賄うというわけじゃないんですけれども、それを補うに当たっては、非常に重要な事業じゃないかなと思います。そういった意味では、よく国が地域、地方へと行って、言葉には地域包括ケアシステムであるとか、地域という言葉が出てきますけど、何を指すのか。これは地域住民が意識をしていくことが非常に大事じゃないかなと思いますので、先ほどの調理のことも、このささえあいセンターの中では通信がございまして、お互いに励まし合いながら、先ほどの調理のことやったら、一度調理実習をして次に生かしていくみたいな、大変なんだけれども、会員さんの声というのがここに載せられておるんですけれども、「〇〇さんが来てくれるのが待ち遠しい」「きれいに掃除をしてもらって、これでいつでもお客さんに来てもらえる」「話を聞いてもらってすっとした」「手伝ってもらいながら少し自分でも頑張ってみようかな」と、そういう声もあります。協力会員からは、「喜んでもらおうと、またこちらもうれしくなる」「また来てと言われると、やる気になれる」「少しでも役に立っていると感じられて喜んでいる」。まさに互助・共助というものが、ここに生かされているんじゃないかなと、そのように思います。

次の質問に移りますけれども、先日、関係部署の方々と意見交換をさせていただいた際に、事業所は今、福祉センターの1カ所ではありますが、利用会員がふえていく、また協力会員

もふえていかないといけないんですが、福祉センターの1カ所ですが、行く行くは中学校区、小学校区と広がっていくのが理想ですと語っておられました。私も全く同感であります。

ただ、そのためには、周知を徹底して、利用会員、協力会員ともふやすこと、マネジメントをする人材の育成も欠かせないと思いますが、その辺は市としてはどうお考えなんでしょう、今後の展開として。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 御指摘のとおり、現在は1カ所で行っているわけでございますけれども、将来的にはもう少し範囲を狭めてということは考えなきゃいけないことになるかと思います。これは実際にもう少し会員の方が充実した段階でということにもなるかと思っておりますけれども、その範囲が、先ほど言われましたように、中学校区単位ぐらいでいいのか、また小学校区単位ぐらいになるのかといったことにつきましては、現在、ささえあいセンター自体がまだ発足して間もないというところがございます。今後の動向等も確認しながら、その辺のところは考えていかなきゃいけない内容だと思っております。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 今ありましたマネジメントする人材ですよ。実際におっしゃっていただんですけど、70名、80名の組み合わせ、先ほど利用回数でも千何回というのを、今、お1人でマネジメントをされているということをお聞きしております。かなりキャパ的には厳しい状況でして、ただ、でもやりがいを持って今やっぺらっしやる。利用会員の方も、協力会員の方も、本当に楽しくされている。これが一番大事かなあと思います。ただ、でも裏となっている事務局ですよ、ケアマネジメントをされる方、その事務を担当される方の負担というのが、今後、これから利用会員がふえていけば、絶対考えていかなきゃならないですし、先ほども言っていましたコミュニティ単位で広げていくのであれば、同時に人材育成もしていかなきゃならない。この辺のお世話を、例えば利用会員の中からボランティアで育成をしていくのかということを考えていっていただきたいなあと思います。利用会員の内訳を見ても弥生学区が、市の福祉センターがあるもんですから多いですよ。ここから例えば栄南とか大藤というのはなかなか行くのも、その地域に利用会員がいらっしやる、協力会員がいらっしやるというのならいいんですけれども、まだまだ広がる、これから需要が見込まれる制度でありますので、充実を図っていただきたいと思います。

現在、協力会員になっていただいている方には、先ほど部長から説明がありましたけれども、福祉に関する資格をお持ちの方や元教師の方、電気や建築関係など技能資格をお持ちの方もおられます。その他資格でなくても得意なこと、趣味なども全て生かせるとおっしゃっておられました。また、福祉関連の経験がなくても、志さえ持っていただければ、各種の養成セミナーを受講していただいた上で安心して携われるというのもすばらしいことだと思います。

ます。

これに加えて提案をしたいのは、事業内容にもある通院介助等のサービスを、さきの質問でもありましたが、心の病等、通院支援ができる方を養成したり、これから需要のふえる介護事業の現場を見学や体験ができるようにしたり、このときは利用会員さんに逆に協力会員となっていて、ニートやひきこもりなどで長く就労から遠ざかっていた方の就労体験の場もできないでしょうか。コミュニティへの広がりが進めば、地域の自治会と連携をして、防犯・防災にも役立てることができると思います。

福祉の理念を決して外すことなく、さまざまなサービスを展開していくことで、先ほども申し上げました互助・共助の裾野を広げることにもつながると思いますが、市の見解を伺いたと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 御提案の件でございますけれども、まず通院介助に関しましては、ニートやひきこもりの方に対して、そういった援助ができないか……。

○10番（堀岡敏喜君） 今後ですよ。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 現状といたしましては、先ほど申し上げましたけど、まだ発足して間もないということがありまして、そこまでのことはなかなか難しいかなと思っております。

それからきのう、炭竈議員のほうの答弁ではさせていただきましたけれども、現在、生活保護ではないですけれども、生活困窮者の自立支援法というものができると。その中で、当然事業として、自立相談支援事業の中で就労の支援も当然必要になります。これは、いわゆる現在働けない状況の方が、将来的に生活保護のほうに至らないような形の中での支援をしていきたいといったようなこともございます。

こういったものを総合的な中で考えていきまして、その中で、このささえあいセンターというものの位置づけというものも一つ考えられるのかなと思いますので、よろしく願います。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） いずれにしても、今のキャパのままではちょっと幅広くという部分にはなかなかいかないと思いますので、先ほども申し上げましたが、これからコミュニティに展開をされていく、さらに互助・共助の裾野を広げる意味で、利用会員がふえる、協力会員もふえる、そういう形になったときに、いろんな声がまた市民の中からも上がってくるんじゃないでしょうかね。あくまでも、先ほど言いました要支援1・2を制度外サービスとして、それをカバーするというのが大きな役目になるのかもしれないけれども、それ以外にも、先ほど利用会員で障がいをお持ちの方も利用できると書いてありますので、ま

た市民の方からもお問い合わせがあったのは、例えば傾聴をしたいなあと、傾聴ボランティアを始めたい。社会福祉協議会のほうで養成講座を受けていただいて、指導をしっかりさせていただいて、例えば団体で登録をするということもできるというふうなこともお聞きをいたしました。今、現存するボランティアの方もたくさんおられると思いますけれども、そういったところにも協力をしていただきながら、互助・共助の裾野を広げていっていただきたい。

せっかく各市町村からも注目をされている事業ですので、これで成功したという一つの例をぜひ市としてつくっていただきたいんですけど、市長、よろしくお願いします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） このささえあいセンターにつきまして、堀岡議員からいろいろと御意見をいただくわけでございますけれども、半年間やってまいりまして、利用会員、協力会員という形の中での組織化というのは少しずつできてくる。しかし、私は事故があってはならないということを大前提にいつも、ささえあいセンターの佐藤さんには申し上げておるわけでございます。そうした形の中で、お年寄りの方をお年寄りの方が見ることが今の現状でございますので、この辺のことも少し考えていかなきゃならないということを思っております。

来年度、医療につきましても地域包括ケア、あるいは介護につきましても地域包括ケアという言葉が飛び交っております。そうした形の中で、地域の中でどのような連携を組んで医療を見ていくか、あるいは介護を見ていくかということでございます。これにつきましては、私どもも職員のほうも組織対応していかなきゃならないというふうに今思っているところでございます。医療につきましては保険年金課、あるいは介護につきましては介護高齢課というような所管があるわけですが、どうも今後はまたがってくるような問題が多々あるようにも思っております。そうした形の中で、平成27年度の4月の組織ということに対して、この医療・介護ということについてどう対応していくかということについて、一度しっかりと組織対応を考えていきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 先ほどの自殺予防対策、相談体制もそうですし、今、市長が御答弁いただいた医療と介護というところも、さまざまな市の窓口が分かれていても、一つの目的に応じては一元化をして考えていただくということが、今後、地域に、地方へというところの一つのキーワードじゃないかなあと。これは前に市長が、うちの鰯浦区の区長会で、例えば危機管理課ですか、ああいったものも一元的に考えるとおっしゃいました。確かにこういう地域ですと、防災に関しても縦割りを排して考えなきゃならないし、先ほどの自殺に関しても、また介護に関しても、いろんなところに係ってくる部分というのは、窓口を通り越し

て市全体でカバーしていくことが必要じゃないかなあと思います。

生意気なことも言いましたけど、ぜひ住んでよかったとなる弥富には、いろんな今回のさ
さえあいセンター事業にも、きょうテレビを見ていただいている方も、私もできるかなと、
僕もできるかな、僕もと言ったら小さい子になっちゃいますけど、いろんな方の今応援が必
要でございますので、あいている時間で必ずお役に立てることがあると思いますので、ぜひ
登録をしていただきながら、この事業を市民全員で共有していいものにしていきたい、その
ように思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） 以上で一般質問を終わります。

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会と
いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 3 時 35 分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐 藤 高 清

同 議員 早 川 公 二

同 議員 平 野 広 行



平成26年 6 月18日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（17名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 伊 藤 勝 巳 | 2 番 | 川 瀬 知 之 |
| 3 番 | 鈴 木 みどり | 4 番 | 那 須 英 二 |
| 5 番 | 三 宮 十五郎 | 6 番 | 早 川 公 二 |
| 7 番 | 平 野 広 行 | 8 番 | 三 浦 義 光 |
| 9 番 | 横 井 昌 明 | 10番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 11番 | 炭 竈 ふく代 | 12番 | 山 口 敏 子 |
| 13番 | 小坂井 実   | 14番 | 佐 藤 高 清 |
| 15番 | 佐 藤 博   | 16番 | 武 田 正 樹 |
| 17番 | 伊 藤 正 信 |     |         |

2. 欠席議員は次のとおりである（1名）

18番 大 原 功

3. 会議録署名議員

8 番 三 浦 義 光                      9 番 横 井 昌 明

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

|                            |         |                            |         |
|----------------------------|---------|----------------------------|---------|
| 市 長                        | 服 部 彰 文 | 副 市 長                      | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長                      | 下 里 博 昭 | 総 務 部 長                    | 佐 藤 勝 義 |
| 民 生 部 長 兼<br>福 祉 事 務 所 長   | 伊 藤 久 幸 | 開 発 部 長                    | 石 川 敏 彦 |
| 教 育 部 長                    | 服 部 忠 昭 | 総 務 部 次 長 兼<br>税 務 課 長     | 伊 藤 好 彦 |
| 総 務 部 次 長 兼<br>総 務 課 長     | 村 瀬 美 樹 | 民 生 部 次 長 兼<br>十 四 山 支 所 長 | 佐 野 隆   |
| 民 生 部 次 長 兼<br>介 護 高 齢 課 長 | 八 木 春 美 | 民 生 部 次 長 兼<br>児 童 課 長     | 渡 辺 秀 樹 |
| 開 発 部 次 長 兼<br>土 木 課 長     | 竹 川 彰   | 開 発 部 次 長 兼<br>下 水 道 課 長   | 三 輪 眞 士 |
| 会 計 管 理 者 兼<br>会 計 課 長     | 服 部 誠   | 監 査 委 員 長<br>事 務 局 長       | 松 川 保 博 |
| 財 政 課 長                    | 石 田 裕 幸 | 秘 書 企 画 課 長                | 山 口 精 宏 |
| 防 災 安 全 課 長                | 橋 村 正 則 | 収 納 課 長                    | 山 守 修   |
| 市 民 課 長 兼<br>鍋 田 支 所 長     | 平 野 進   | 保 険 年 金 課 長                | 平 野 宗 治 |

|         |         |                 |         |
|---------|---------|-----------------|---------|
| 環 境 課 長 | 鈴 木 浩 二 | 健康推進課長          | 花 井 明 弘 |
| 福 祉 課 長 | 宇佐美 悟   | 総合福祉センター<br>所 長 | 佐 野 隆   |
| 農 政 課 長 | 安 井 耕 史 | 商工観光課長          | 羽 飼 和 彦 |
| 都市計画課長  | 大 野 勝 貴 | 学校教育課長          | 立 松 則 明 |
| 生涯学習課長  | 半 田 安 利 | 図 書 館 長         | 奥 田 和 彦 |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |         |     |         |
|--------|---------|-----|---------|
| 議会事務局長 | 伊 藤 邦 夫 | 書 記 | 浅 野 克 教 |
| 書 記    | 伊 藤 国 幸 |     |         |

6. 議事日程

|       |                                                 |
|-------|-------------------------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名                                      |
| 日程第 2 | 議案第26号 海部津島土地開発公社の解散について                        |
| 日程第 3 | 議案第27号 弥富市税条例等の一部改正について                         |
| 日程第 4 | 議案第28号 弥富市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部<br>改正について |
| 日程第 5 | 議案第29号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について                    |
| 日程第 6 | 議案第30号 平成26年度弥富市一般会計補正予算（第 1 号）                 |



～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午前10時00分 開議

○議長（佐藤高清君） おはようございます。

ただいまより、継続議会の会議を開きます。

なお、大原功議員から所要により欠席届が出ておりますので、御報告いたします。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、三浦義光議員と横井昌明議員を指名します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第2 議案第26号 海部津島土地開発公社の解散について

日程第3 議案第27号 弥富市税条例等の一部改正について

日程第4 議案第28号 弥富市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

日程第5 議案第29号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第6 議案第30号 平成26年度弥富市一般会計補正予算（第1号）

○議長（佐藤高清君） この際、日程第2、議案第26号から日程第6、議案第30号まで、以上5件を一括議題とします。

本案5件は既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

まず佐藤博議員、お願いします。

○15番（佐藤 博君） 15番 佐藤博。通告に従いまして、議案第27号弥富市税条例等の一部改正について、私の考え方と質問をしたいと思います。

私は地方自治に携わって44年になるわけですが、余り地方自治の立場から国政を論じることはいたしてきませんでした。しかし最近、特に私が感じるのは、何か安倍政権というのは何でも数があれば全てよしというような、大変危険な状態を私は感じておるわけがあります。特に、地方主権の時代でありますから、そうしたことを地方自治体もきちっと踏まえながら、何でも国のほうから示されたからそのとおりに動かなきゃいけないという考え方であっては、私はいささか残念だと思いますので、特に今回、日本の国は、少子化の問題等は以前に申しましたが、特に最近、格差が非常に大きくなってきておると。そして、その原因の中には、どうも私が理解できないようなことが大変多いわけがあります。

その一例を申し上げますと、今回の税制改正等、全て低所得者の人たちには大変厳しいものが多くなってきております。かといって、景気もかなり格差があるわけです。今回の株主総会等でも、非常に大きな利益を上げておる会社もありますが、また余り利益が上がらない会

社もあるわけです。これは御承知のように、為替レートの関係から輸出産業は非常にいいわけですが、輸入産業は大変厳しいという現状もあります。

そうした中で、何でもアベノミクスで全てがいいような考え方をもし日本の国民がみんな受け取ったとするならば、これは大変なことであります。今、最も大きな問題は、そうした点から非常に危惧をしておるものの一つに、私は税制改正が大変問題だと思っております。

そこで、今回は法人市民税、この法人税割について税率が減になるわけでありますが、弥富市においても大変今厳しい財政状況だと、これはもう市長は常にそういう観点から議論をしておられるわけでありますが、まさにそのとおりだと私は思っています。

そういう中で、こうした法人市民税が減額になった場合、まず対象法人数というのは何社あるのか、それから市としてのこの減額による影響金額はどのぐらいになるのか、減額分の補填の方法はあるのかどうか、まずこの3点について質問をしたいと思いますので、市長あるいは担当者のほうから、現状について聞かせていただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 今回の改正によりまして、法人市民税の法人税割の税率が12.3%から2.6%引き下げられ9.7%となるということに対する影響等の質問でございますが、まず法人税割の納付対象法人数につきましては、平成24年度と25年度、これがともに約800件でございます。

それで、影響額につきましては、平成24年度では約7,000万円、平成25年度では約5,600万円の減額となるということでございます。

それで、どのように減額分が補填されるかということにつきましては、現在の地方交付税の算定基準に基づきますと、基準財政収入額の減額分の4分の3が交付税として交付されるということになりますので、平成25年度で考えますと5,600万円の4分の3、4,200万円が補填されるという形になります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 弥富の場合には、対象法人数が800件ということですが、これは言い方は悪いですが、前からずっとここにおられる法人数、それから特に西部臨海工業地帯等ができて新しく入ってこられたのがかなりあると思うんですが、西部臨海工業地帯等の企業、あるいはまたそれに隣接するようなところの企業の対象は、大体この800の中のどのぐらいに当たりますでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） その800件の内訳が、港湾区域かそれ以外の区域かに分けます区分けの資料を今持ち合わせてございませんので、またわかれば後ほどお答えさせていただくということをお願いしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 今まで、特にここ数年来、たしか平成16年だったと思いますが、からずっと西部臨海工業地帯等の新しい企業の入植に対しては固定資産税の減免措置をとってきておりますね。そういう市としての一つの誘致の好条件を示す、そういうことも示してきておりまして、さらにその上に法人税率が減額されるということになると、これはやはり私たち市民感情からしても余りにも優遇過ぎるんじゃないかと、こんなようなことを感じずにはいられないわけであります。

そして、今度はその補填ということで、大体交付税でということですが、弥富の場合には交付税の算定も弥富だけだと不交付団体になるくらいで、合併してある程度の交付税をもらっておるわけですが、交付税に頼るとするのは非常に弥富の場合にはこの依存度が大変低くなってきておりますから、これは大変私は、計算上はこういうことになるかもしれないけれども、実際の収入面からいくとかなり厳しい状況になるんじゃないかなあと、こういうようなことも感ずるわけであります。

しかし、これは政府の一つの方針でやってきたということでもありますから、もしこの条例案を、やっぱり地方主権である以上、否決をしたとするとその影響はどういうようになるのか、一遍聞かせていただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 今回の法人市民税の法人割の税率につきまして、仮に否決された場合には12.3%のままとなるという中で、今回地方税法の改正によりまして、要は標準税率より高く税率を賦課する場合にも制限がございまして、その制限税率が12.1%に改正されます。

ですから、その制限税率を超える12.3%では課税できませんので、否決されたらまた提案させていただくことになるということでございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 12.3を今回12.1ということになるわけなんです、そうした場合に、例えば政府のほうからそうした法人税の減額をしなかった場合には、特別な政府からの何か対応というか、圧力というか、そういうようなことはあるのかないのか、その点についての展開はどういうように考えるべきか尋ねたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） そもそも税法で加えられておる税率以上の税率というのは賦課できませんので、これは税法違反となります。

そうしたときにどういったことになるか、その課税自身が違法という形になると思います。ですから、圧力云々ということに関してはわかりませんが、その賦課は無効という形になる

というふうに考えております。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） そうすると、12.1でやった場合には違法ではないわけですね、一応。12.1で行く場合と9.7で行く場合と、これは今回の税制改正では要するに9.7にすべきだと、こういうことなんですが、これを12.1で行った場合に、特別な、要するに圧力ではなくても例えば処分とか何か、そういうようなことにはなるのかどうか。あるいはまた補助金等が影響するのかどうか、交付税は当然でしょうけれども、そういう点は考えられるのかどうかということをちょっと確認したいと思うのであります。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 税率につきましては、標準税率と制限税率という形でございます。多くの自治体が標準税率で賦課している中で、制限税率で課税している団体の中にはあるということでございますので、制限税率の範囲内であれば別にそれはそれで市の意思でございますが、ただそういったことが要は法人のほうから御理解いただけるかどうかですね。そういう問題はあります。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 対象者の法人の方々の理解が得られるかどうか、こういう問題であって、例えば12.1で行っても特別な影響はないと、こういうように考えてもいいわけでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 12.1の制限税率の範囲内でしたら、それはそれで一つの考え方で、その考え方を市としてとるかどうかは別にしまして、一応税法の範囲内ではあるということでございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 制限税率の範囲内であれば、一応いいと。ただ、法人の方々が、9.7になるべきものが制限税率の中にあって我々は高いという不満が出る可能性はありと、こういうように解釈すればいいわけですね。そういうことじゃないですか。

○議長（佐藤高清君） 総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 法律で決められた制限税率の範囲内であれば、そうやってそういう税率を条例で定めて課税することは制度上は可能でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 私、何でもこういことを言うかということ、今本当に低所得者の人たちは年金の問題だとか、これからまた国民健康保険の問題だとか、いろいろなもので大変厳しい経済状態というか社会情勢なんですよ。

こういう中で、一方ではそうした法人の方々は大変優遇されていくイメージというのは、これはやっぱりよくないと、これは私の判断です。だから、市長会等も、地方主権の時代なんだから、もうちょっとそうした点で言うべきことは政府にもきちっと言える、そういう地方自治体にならないかと、私はそういうふうに思っておるんです。ですから、今回の意見書の問題も私は賛成をしておる一人なんです。今の集団的自衛権の問題、あるいは原発の問題も、意見書として私は賛成をしておるんです。

ということは、今の特に国政に携わる人たちは戦後生まれの人で、私たちのように戦前・戦時中、戦後という時代を苦しみながらも渡ってきた者たちの本当の気持ちというか、本当の生活状況というのがわかってない人が多いのです。ここは私はもっと、地方主権であるから地方自治体から声を上げないかと、こういう私は今考え方を持っております。

私は、別に政党はどこの政党にも入っていません。県会議員をやっておったときには新進党に籍を4年間置いただけで、私はあとは政党にはどこにも所属していません。私はまさに本当のリベラルです。そして、やっぱりいいものはいい、悪いものは悪いと言える政治を私は目指してきたつもりであります。ですから、是々非々で今でも臨んでおりますが、地方自治体はもっとそういうことをしっかりとお互いにみんなが考えて、これから政治、行政に携わっていくようにあるべきだと、私はこう思っておりますので、特にその点について、やっぱり言うべきことは言える地方自治体になってもらいたいと、こういうふうに思いますが、市長どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 佐藤議員のほうから示唆に富む御意見をいただいておりますが、私どもの本6月議会には、法人税率の改正という形の中で議案を提案させていただいております。

法人住民税、市民税という形の中で提案させていただいておりますが、今国のほうでも法人税率という形の中で、また一方では、非常に大きな軽減策を来年からスタートしたいというものも言われておるわけでございます。

この法人税率については、20%台まで引き下げてくるという中で、企業の元気さ、成長戦略の一環としてやっていきたいということでございます。さらに、企業が成長することによってさまざまな税収が確保できる、あるいは外国企業等が参入してくれるという一つの思惑の中で、法人税率の軽減策も今あるわけです。

そういった形の中で、地方に対する税の軽減というようなことも、当然交付税の軽減というものが心配されるわけでございます。そうした形の中で、今回初めて東京で、全国市長会の中でお話があったわけですが、地方六団体の中での全国市長会という一つの枠があるわけですが、森会長が安倍総理のほうに、今回初めてそういう全体の問題の中でこ

の法人税率という問題、あるいは法人住民税という問題に対して、地方に交付税の軽減がないようにという形の中で、全会一致で申し上げてきたというところでございます。そのような御報告を受けておるわけでございます。

私たちもこれから今までの税収という形の中では、この法人税、そして固定資産税というところが非常に大きなウエートになってきます。そうした形の中でのさまざまな税の軽減ということがあってはなりませんので、我々としてもこれについてはしっかりとやっていかなきゃならないと思っております。

しかし一方では、企業も大変厳しい状況、日本という一つの枠の中では税率の高い枠ということがありますので、そんなようなことも今議論されておるわけでございますけれども、しっかりと全体の動きとしては注視していかなきゃならないと思っておるところでございます。ありがとうございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 最後に要望として申し上げたいと思いますが、今、地方自治体は、私がおとついても言いましたように、安全で、しかも活力のあるまちづくりをどうするかと、みんな知恵を絞って今一生懸命、財源もできるだけふえるようにとみんな今努力をしてやっておるわけです。

そういう中で、やっぱり努力をしたまちは交付税がどんどんと減っていったって、そして努力をしなくても交付税が来るからいいわというようなあぐらをかくようなまちがあっても、これは私はいかんと思います。やっぱりお互いに努力をしておる、その努力が認められるような、そういう政治でなければいかんと思っておりますので、弥富も今のそういう活力に満ちたまちづくりということを私はこの前も提言させていただいたわけではありますが、そういうような中で私は地方主権であるということの認識をしっかりと持ってやっていただきたいと、こういうように要望して終わります。

○議長（佐藤高清君） 次の質疑の三宮十五郎議員のほうから参考資料として配付依頼があり、これを認め、各位のお手元に配付してありますのでよろしく願いいたします。

次に、三宮十五郎議員、お願いします。

○5番（三宮十五郎君） 5番 三宮でございます。

おはようございます。通告に基づいて質問をさせていただくわけでございますが、実は先日の一般質問とかかわる問題で、特に国民健康保険であります、通告を出しておりますので、この通告及び予算執行上の問題も兼ねまして、少し複雑になりますが質問をさせていただきますので御了解いただきたいと思います。

まず最初に、国民健康保険の特別会計に県の独自の支援だとか国への支援強化をあわせて強く求めることについて、市長にお尋ねさせていただきます。

もともと国民健康保険特別会計は、以前は事務費の一部も含めて国の負担金は直接市町村に負担金、補助金として支出されるという仕組みがございましたが、ある時期から交付税の算定基準に算入をするようにしたということで、交付税の総額はそんなに変わらないのに国民健康保険の特別会計への支援というのは非常に複雑なものになりました。

そして、愛知県はかなり以前から市町村に対して、法律の定め、以前は県の市町村に対する支援というのは法制度上なかったわけでありますから、県の独自支援、法定外支援ということで一定の補助金を支出しておりました。

例えば、一番この制度のピークのときは、平成9年でございますが、全県でたしか約28億円ほどの支出がされていたと思いますが、弥富市は当時、加入者1人当たり1,216円の県からの支援が行われておりました。

当時、既に国民健康保険会計につきましては交付税算定とかそういうことがもうされていたわけでありますが、それでも老人保健特別会計と国民健康保険特別会計がありまして、各健康保険の加入者は、初めは65歳以上、途中からだんだん繰り上げて70歳以上にしたり、あるいは65歳以上の障がい者の皆さんもそこに加えるというようなことが愛知県では行われておりますが、そういう中で、例えば平成9年の1人当たりの国民健康保険特別会計の老人保健特別会計の負担金も合わせた事務費を除く総費用というのは17万1,586円でございますが、既にその当時で税金として1人当たり7万8,662円、市の法定外負担、要するに本来は国保税で国が払えと言っておる分を負担している額が1万308円で、国民健康保険特別会計の実際の費用、特に保険給付費のうちの約52%を、もう既に保険税相当分として国民健康保険の加入者と市が法定外負担で負担をするという制度になっておりましたし、近年、特に老人保健制度がなくなったことや後期高齢者医療制度等が発足した関係もございまして、74歳までを国民健康保険の加入者として、そこに対しては直接弥富市がお払いをします。そのかわり、国や他の制度からも負担がされるというようなことがありまして、非常に複雑な仕組みになっております。

それに対して、県は2014年度の予算から、今年度の予算から市町村に県が独自で交付してきた事業補助金を廃止されました。1997年度には28億円あったこの補助金は、県の財政事情等で年々削減をされてきましたが、25年度の事業評価書、これは愛知県のものですね。その必要性について、国民健康保険事業は年々医療費が増大する一方、産業構造の変化等により高齢者や低所得者の加入割合が増加し、大変厳しい状況にある。県は保険者である市町村と国民健康保険組合に対し、助言、指導、監督する義務があり、健全運営するために支援する必要があるとして、本補助金は必要性は高い、県民にニーズは増大している、休廃止の影響は大きいと評価しながら、打ち切りました。

また、26年度の国の施策、取り組みに対する愛知県の要請の中では、市町村国保の状況は

65歳から74歳の被保険者の割合が32%、無職者の割合が41%、年間所得200万未満の割合が70%と現状を示した上で、医療費に見合う保険税の確保が困難であるという構造的な問題を抱えており、市町村は一般会計からの法定外繰り入れを余儀なくされ、保険財政は恒常的に逼迫していると市町村国保の財政強化策を求めています。

こうした現状は当市でも同様であり、国による一層の支援拡充を求めることとあわせまして、県としても積極的な支援を行うよう、従来の支援を後退させないよう市長会や議会が手を携えて強く要請していく必要があると思いますが、市長の御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

今いろいろとお話の中で、県の支出金は基本的には法律で定められているという状況の中で、2014年度から廃止されてきたと。そして1997年までは28億という県の支出金があったという形であるわけでございます。県の財政事情という中で年々削減され、2014年から廃止というような状況に対して、これをどのような形で解釈するかということだと思ふんですね。

国保事業というのは、改めて言うまでもなくて、高齢化社会という形の中で医療費の増大というのは本当に大きな増大としてあるわけです。弥富市としても、大体104から105%ぐらいがいわゆる医療費の増大という形の中であるわけでございます。そういった厳しい状況にあるということで、どのように解釈していくかということだと思います。

しかし我々としても、市町村としてはこの国保運営がスムーズに行くように、一般会計からも恒久的な形で、恒常的な形で繰り入れして国保運営をさせていただいておるわけでございますが、これもどのような状況の中でこれから高齢化社会がますます進む上において、あるいは医療費の増大という形の中において我々の財政も大変厳しくなってくるという形で、本当に国保運営が市町村という単位でやっていけるかどうか、今問われておるわけでございますけれども、そういった形の中のことも含めて、我々としては県とか国の財政的な支援ということに対しては、もちろん今三宮さんがおっしゃるように、我々の立場から考えてもぜひお願いをしていきたいということには間違いございません。

しかし、どのような状況になっていくかということに対して、この国保の制度を本当に抜本的に見直す時期が来ているということが言えるのではないかなあということを申し添えておきます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 国や県に支援を求めていくということについては、今の状況は大変だから、それはまあ当然だろうということだと思いますが、問題はこういうふうになった大きな原因というのは、やっぱり少子・高齢化が急速に進んできたこと、それから雇用制度の



大規模な人件費の削減だとか、あるいは中小企業、下請に対する発注の切り下げによってとにかく大企業がひとり勝ちというような状態をつくり出して、働いても実際に若い人たちが結婚して子供を育てることができないような収入しか得られない人が大半を占めるとか、さらにこれに加えて、本来はちゃんと働いて家族を養えるような収入が保障されておれば、扶養家族として扶養される人たちも含めて今は後期高齢者でお金がなくっても負担をするような仕組みが一方につくられるとか、ますます本当に庶民にとっては耐えがたいような状況がつくり出されております。

その一方で、こんな厳しい業況の中でも24年度には、大企業は23兆円もの新たに内部留保をため込むとか、本当に先ほど佐藤議員も質問されましたが、税や社会保障制度の不公平の中で大多数の国民、あるいは日本の産業や雇用を支える中小企業というのはそういう深刻な状況に置かれている。

先日もNHKの朝の経済解説、7時前にやっておりましたが、以前は中小企業がなくなっていく割合というのは0.3%程度であったが、最近は毎年3%が当たり前という状態になっておって、本当にものづくりの土台や地方の産業の土台がなくなっていく。最大の理由は、大手の下請に容赦しない単価の切り下げと、もう1つは、輸出産業なんか今ぼろもうけをしておるわけではありますが、小さいところは結局、原料や材料、燃料、そういうものの高騰で要するにもう年々利益が減り続けて、それが今、年3%という割合で中小企業がなくなっていく、地方の土台がどんどんなくなっていくという深刻な状況がつくり出されておりますので、やはり今の法人税というのは利益の上がっているところにしか恩恵がないわけでありますからね。7割は払えないという状態にもかかわらず、そこに外形標準課税ということで従業員の給料だとか、そういうものを土台にしてまた税金をかけて、それをもうけたところへつぎ込んでいくと。

働く人たちがヨーロッパへ行くと、健康保険や年金の掛金はトヨタ自動車も日産自動車もみんな労働者の2倍払っていますよね。これで医療や年金や社会保障制度が成り立っておるわけではありますが、日本はその土台がどんどん崩されているというところに大きな問題があると思いますので、この辺を本当にいろいろ御苦労されていると思いますが、国民、市民の一番間近な行政の長として積極的に市長会やいろんな場所で意見を出していただいて、国民のこんな政治は変えようという流れを大きくしていただくことを求めて、次の質問に移ります。

実は、弥富市の国民健康保険会計は23年度に大幅な引き上げが行われました。その直接の原因は、さきにも述べましたが国保の加入者の保険料負担が極めて困難になっていることに加えて、さらに低下が続き、国保税が予算に比べて平成22年度は5,700万円も減ったこと。もともと少な目に予算を組んでおりました国と社会保障制度などの均衡をとるための交付金、

それから74歳までの高齢者の医療費を国保会計が直接負担することによって発生します費用負担の高齢者対策費が合わせて予算よりも前年に比べて1億5,000万円も急に減ったこと。それが続くという前提で、大幅な保険税の引き上げが提案されました。

とても加入者で負担できる金額ではないということで、日本共産党市議団の申し入れなどもございまして、市当局も提案した後に厚生常任委員会などで協議を重ねていただいて、22年度分の決算を赤字にしないために、それまで既に当初の繰り入れで2億3,000万円を、要するに法定外負担ですね。国保税を上げないためにということで出しておりましたことに7,500万円の補正予算を追加して、22年度は国保税の値上げを抑えるための、市の今言っている独自負担を3億5,000万円まで支出できる補正予算が組まれました。

23年度分につきましては、2億円としておりました繰入金当初予算に対して不足が生じることを前提に3,000万円の補正予算を組むということが表明されて、値上げ幅を圧縮して、いずれも3月議会でそういう方向で私どもも賛成して可決が行われました。

ところが、23年度は国などの支出が予算に比べて2億7,000万円、22年度に比べて4億円、国保税が前年に比べても1億2,000万円以上増加したことで、3月議会での22年度分の7,500万円の追加の補正予算と、23年度必要なら、さらに3,000万円の追加補正を行うとしておりました支出は全てなくなり、なおかつ1億5,000万円を24年度に繰り越すことができました。その傾向は現在まで続いており、国保税の値上げを抑える市の独自負担は、23、24年度は2億円予算化され支出されましたが、25年度は1億7,000万円に引き下げて予算化をされましたが、実際の支出は1億円に引き下げられております。

22年度の国などの支出がなぜ特別に大幅に引き下げられ、翌年から大幅に回復されたのか、その理由はいまだによくわからないというのが市関係当局の私への本音のところでの説明でございまして、一時的に発生したこうした特別な財源不足であり、その後改善された状態が続いているわけですから、市の独自負担だけを引き下げ、値上げ分をそのままにするということは、国保加入者の現状を考慮すれば不合理であり、国保税の引き下げを行う、74歳までの医療費を負担する国保会計ですから、少なくとも2億円の独自負担を引き続き続けることを前提にしながら、財源の許す範囲で私は国民健康保険税を引き下げるべきではないかと思いますが、当局の御見解をお伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 国民健康保険税につきましては、保険税、国庫負担金、その他の収入金を財源として保険給付を中心とする事業を行うものでございます。そのため、特別会計を設けて独立採算で経理されることになっております。

本市の国民健康保険の特別会計において、実質的な単年度収支は繰越金、国等への返還金、繰入金、基金への積立金の影響がないものとして計算したものでございますが、それを見ま

すと、平成22年度は2億7,500万円、平成23年度は1億2,800万円、平成24年度は3,100万円、平成25年度につきましては、まだ国等への返還金の額が確定しないため、過去3年間の国等への返還金の平均値が3,500万円で計算しますと1億2,300万円で、いずれも赤字となっております。

また、国民健康保険税の賦課状況を見ますと、平成25年度における被保険者1人当たりの調定額につきましては弥富市は11万2,826円であり、愛知縣市町村平均の11万3,311円とほぼ同じ額となっております。適正な税負担をお願いしていると考えております。

また、被保険者1人当たりの一般会計法定外の繰入金につきましては、弥富市の平成23年度から平成25年度までの3年間平均、これは平成23年度は2億円、平成24年度は2億円、平成25年度は1億円、これを1人当たりで平均しますと3年間の平均は1万4,207円となっております。平成24年度における愛知県平均は1万2,307円、これを上回っている状況でございます。また、医療費につきましては、平成24年度が対前年度比95.7%と、これは下がったわけでございますが、それを除いて毎年4%前後の伸びを示しております。

将来の医療費は推定が難しいものでございますので、法定外の繰入金の予算額を1億7,000万円として国保の財政を健全に運営していきたいと考えております。

先ほども申し上げましたが、愛知縣市町村平均の適正な税負担をお願いしていると考えております。税率を引き下げれば、一般会計の法定外繰入金をふやさなければならず、そうしたことをすることにより、それだけ市の他の事業を削減しなければならないものでございますので、税率を引き下げることは考えておりません。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 先ほど、三宮議員は国とか県に対する支援の拡充というお話もありました。

実は、御承知のように社会保障・税一体改革という形の中で、この4月1日から消費税の増税があったわけでございます。こういった形の中、国保における保険者への財政支出ということが、2,200億を投入していくということが今国が我々に対して約束をしていることでございます。これに対しては、500億円を保険料の軽減世帯に対して拡大をしていく、そして1,700億円を保険者の支援制度という形の中で投入していくということでございます。

これが恒久的にこれからずっとこの社会保障・税一体改革という形の中で国のほうから国保に対して、運営費として我々のほうに間違いなく恒久的にそういった形で財源の補填があるならば、これはそういう状況の中で保険税を考え直さなきゃならないとは思いますが。

しかし、これが最初はそういう形であったけれど、いつか消えてしまったということが先ほどの回答の一部ではないかなあと思うわけですね。そういう状況の中のことがあってはならないと。社会保障・税一体改革ということについては、医療・介護・福祉という状況、子

育て支援という状況の中で、これをスムーズに運営していくためのいわゆる税一体改革であるということでございますので、我々としてはこの2,200億円に対しても早急に支出していただきたいし、あるいはこれを恒久的にしっかりと我々の国保の運営に対してお願いをしていかなきゃならないということが強く言えることだろうというふうに思っております。

そういう状況が継続的に続くならば、これは先ほども言いましたように保険税という形の中については一考を要していかなきゃならないというふうに思っておるところでございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） もともと平成22年度にそういう深刻な事態になって、23年度から値上げをするときに負担し切れない額になっていると。実際に所得はふえていないのに、弥富市の国民健康保険税の1人当たりの、先ほどは調定額ということで言われましたが、実際には、この調定額というのは多分滞納分も含めた調定額でそんな額になると思いますが、平成22年当時までは現年度分の調定額よりも実際の皆さんが負担していただく税額というのは少なかったんですね。その後、徴税の強化が行われまして、23年度以降は現年度調定額よりも税収のほうにふえているという状態がこの3年間続いております。

そこを見ますと、実際に皆さんがどの程度負担をしているかというふうに見ますと、平成9年は1人当たり7万8,662円でありましたが、平成22年度はその後の改正がありまして8万7,407円でした。それが23年度の値上げで9万8,253円となり、24年度の負担額は9万9,460円、25年度の負担額が10万1,900円ほどになっているというふうに、まだ最終は出ていないからちょっとあれですが、ほぼ今見せていただいている資料の中ではそういう状況だというふうに思いますが、ほとんど所得がふえないか減っている中で、こういう税だけはふえてくると。

さっき市長がおっしゃられたように、当然医療費もふえておりますが、ただこのときに値上げせざるを得なかったのは、22年度の状況が続くということで、とりあえず市も出す、国保税も大幅に上げるということでやったんです。そんな負担は耐えられんということで、上げ幅を抑えると同時に市の負担額もふやしましょうという議論が行われたんですが、結局、このときの国の負担制度が、国自身もきちんと説明できないし、それは私たちの側もなかなかなぜそんなになったか。

愛西市や蟹江町はよく似たようなまちの形態ですので、私は行って決算書や予算書を見せていただきましたが、こんな大きい変動があったのは弥富だけなんですよ。それで、その状況が続くという前提で、やむを得ないだろうということで値上げしたわけではありますが、問題は、市側の説明では、どっちにしたって国保会計、本来は自前でやるんだから、赤字になっておるのならやっぱりそれは国保税を適切に上げていくと。県の平均でもそんなにということですが、これは調定額ですから実際の負担額はかなり違ってきますのであれですが、

負担額は相当以前に比べてふえてきております。

加えて問題は、この程度はやむを得ないだろうという前提で決めたんですが、実際には国のほうの支出の決定が、国だとか、それから制度の交付金、それから前期高齢者74歳までの人たちの医療費の増加分を国民健康保険の他のところから補填をしていただくと、こういうもので賄われる分が大幅に違ったことがそのときの値上げの一番の原因でありまして、その調整の中で行われたんですが、そうしたら当然、2億円の支出というのは、当時はだめなら2億3,000万円まで出しましょうという話で出発したことなんですよ。

それをまたもとへ戻して、もともと国保で負担するのは当たり前というのは、県自身の認識もそうですし、市や私たちの国保会計の現状からいったって、加入者の状況からいうとなかなか負担できるものではないから国もしっかりしてもらわんと困るということを言っている状況の中で、やはり県平均を別に上回っておるわけではないということでやむを得ないといいますが、加入者の状況にもよりますよね。

例えば、割方年代構成が若い、働く人が多いところは高くなる仕組みになっております。それから、特に山間部なんかの所得の少ないところは、それこそ国からの負担金だとかそういうのが多いわけでありますから、国保税は相当安くなるんですよ。全県平均というのは、実際には実効負担率からいうと高いレベルにありますので、そういうこともありまして旧来ずっとかなり一定の割合での負担をする状態が続き、しかもこの国保会計が直接高齢者の医療を負担する仕組みに変えられたこともありまして始めた負担でございますので、ここは今みたいな形で言えば、高齢者がふえ、医療費がふえればどんどん上げていくというんですが、収入がふえない中で上げておるということについて、私はしっかりお考えいただきたいということを、押し問答しておってもいきませんもんで、強く申し上げて次の質問に移ってまいります。

今回の改正に当たっての資料を要望しておきましたら、今お手元にも配付をされておりますが、1つは限度額の引き上げによります77万円を81万円ということで引き上げると。この制度につきましては、もともと先ほど問題にしておりました平成9年当時ですと、多分介護保険もない、後期高齢者医療制度もないもとの1世帯の最高限度額が53万だったですよ。今、国保の限度額がこれで81万円になる。後期高齢者医療制度の限度額は55万円か、ないしはもう少し高くなっているかなと思いますが、ここへ介護保険が加わって、本当にうんと所得がある人は別ですが、1,000万やそこらの所得の人ではなかなか払いづらいような現実、そうでしょう。そういうのを合わせて百何十万だとか200万近いような負担が1世帯で発生する人たちがいるわけでありますから、医療保険制度としてもなかなか成り立たないような、要するに全体の人たちの所得が低いことがあって、ある程度からの所得の人たちにはどっと負担がかかる仕組みになっていてという制度から考えると、本当に国がもっと負担をする仕

組みに変えていただくことが必要であります、それはそれで大きい問題であります、もう1つ、今回の改定では、その下のほうに軽減世帯の目安ということで、限度額が大幅というところと語弊がありますが、かなり引き上げられて改善されるということが市側からも先ごろ説明されました。

同時に、単身者はこれまでは7割軽減はあったけど5割軽減や2割軽減がなかったのね。これが5割軽減も2割軽減も所得に応じてできるというふうで改善はされましたが、ただ問題は、例えば下の表で見ていただきたいんですが、給与収入で、3人世帯の場合、223万が266万円だとか、年金収入では234万円が274万円になるというふうに書かれておりますが、これはどなたか1人がこういう収入で家族が基本的に生活をしておるという前提、ないしはほかの人に収入があっても、例えば年金の場合だと120万円以下は所得にカウントしないとか、それから給料の場合は65万以下については所得にカウントしないとか、そういう仕組みがありますので、これは要するにかさ上げした最低の基準でありまして、実際には一番上の給与収入で3人世帯の場合につきましては、年金が夫婦がそれぞれ120万ずつもらっており、片一方が65万、あるいはもう1人の人が65万以下の給料であれば305万円、実際にはこの収入よりも多いところまで、計算上ですが行くという幅がありますよね。

それとあわせて、よくなったといいますが、実際に単身でいうと、この基準でいきますと年金では153万円、それから給料だと98万円の場合が7割軽減が受けられるということですが、98万円で単身でアパートで暮らしておれば、これはもう生活保護以下ですからね。もう何をか言わんやですが、ただ今言ったような収入と所得の違いから、そういう幅があるということですね。

だから、そういう意味でいうと、無条件に減額や免除をしなきゃいかんということでもないわけですが、実際に生活していく上では、この限度だけでは生活できない人がいっぱいあります。ここに市の独自減免制度をきちんと活用して、そして実際の所得が一定基準を下回る人たちを救済するというのは市の独自の減免制度ですが、これがほとんど機能していない。いただくほうは、もう本当に相当乾いたタオルを絞るようないただき方をしておるけれども、本来軽減を受けられる人たちがきちんと事柄も理解され、あるいは市の窓口の相談や、そういうものもなかなか職員の皆さんが忙しくて対応できないとか、いろんなことがあります、実際には私から見るとかなり実行されればいい制度だという軽減措置があるし、今回のこういう軽減措置が行われて今言ったようなことがされてくれば、ぎりぎりの人たちについてはかなり安心できるものにすることもできると思うんですが、なかなか制度はあっても利用できないというこの辺も解消する努力は、今後市がどういう方向でお考えいただいておりますか、少し立ち入って御説明いただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 平野保険年金課長。

○保険年金課長（平野宗治君） 議員御指摘のことについて、お答えさせていただきます。

議員の言われることも、こちらは十分理解しているわけであります。

5月のときなんですけれども、実際にそういうことも含めて、今保険証を持っていない方に対して、全部ではございませんがお伺いをしたんですけれども、そのときについても留守でしたと。その後につきましても、文書で全員の方、1件はちょっと返戻がありましてお出ししましたけれども、実質的にその方とのお話をする機会が持てない状況というのが実は現状でございます。

そういうことも踏まえて、いろんな形で今後対応していきたいなあと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 前からいろいろ議論して、せっかくいい制度をつくっても、決算書を見るとほとんど使われていないということは、やはり私はそういう一定の基準を決めても物すごい幅のある制度ですので、生活保護基準を下回るとか、今の軽減基準になる人たちが救済されないというのはあってはならないことだと思うんですね。

いただくほうではもうほとんど、現年分でいうと、額でいうと93%ぐらいですか、今ね。以前は95%ぐらいだったんですが、これだけあったって実際には93%ぐらいしかいただけないぐらい厳しい状況の中で、実は過年度分の滞納分や、それから今の額には入っておりませんが延滞金ですね。以前は、延滞金については現年分をたくさん持っている人がまとめて納めれば、ほとんど実際にはここで不問にするということがずうっと行われてきていたんですが、最近は年間2,000万円を超えてこの延滞金もいただくという仕組みになっていますよね。

もともと現年分が、以前95%、96%払われていたのが、九十二、三%しか払えんようになって、なおかつ滞納金額ばかりじゃなくて延滞金もいただくということになると、どんなに苛酷なことか。しかも、そこはやられても軽減の具体的な相談というか調査は事実上行われないということでは、私はやっぱり税の公平、それから最低生活の保障という市のあれからいったって、やはりここはぜひ経験のあるOB職員なんかを訪問員として活躍していただくとか、いろんな方法で、全部一度にはできませんが、市がそうやって実際に手をつけて相談をすれば、全ての人は救済されるということが人づてに伝えられるような仕組みができれば、私はそれ以外にこの問題、なかなか広報で、インターネットでどんだけ出したって、こんな複雑なことは理解できる人ってそういないんですね。

だからそこはぜひ弥富市の大きな課題として、特にトップの方に、とりわけ市長なんかがきちんと、以前も障がいのある人たちに対するニーズはやっぱり訪問していかなきゃいけないということをこの場でも御答弁いただいたことがあります、こういう状態がずうっと未解決というのはやっぱりいいことではないと思いますので、その負担能力に応じて出して

ただくということが出来る仕組みを実際に生かす手だてを本気で取り組んでいただきたいと思います。と思いますが、市長いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 税に対して、公平性ということにつきましては、国保税のみならず全ての税に対してそういうことが言えると思います。

しかしながら、国保税については所得の低い方が多く加入していただいているということは、これはもう事実でございますので、いろんな事情がおりになるということは十分私たちとしても考えられるところでございます。

そういったことに対する減免制度であるとか、あるいは国保税をお願いする上においてどのような措置をしていくかということについては課題としてずっと持っているわけでございますけれども、またいろいろと個々の問題については担当のところよく詰めまして、基本的な方向性を見出していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、減免制度等につきましては副市長のほうからも答弁をさせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） ちょっと今お話しいただいている5割、2割、7割、これは法定税条例、これは自動的に行われるものですから、そこの方がどうのこうのということではない、我々の裁量の範囲でないと思っております。

それで、前に、実際に賦課した後に直近3カ月の云々というのがありましたですね。それについてはちょっと考慮しなきゃいけないなと思っております。

それについての説明をさせていただきますと、従来、市民税とか国保税、介護保険料の減免判断基準につきましては、一番最初ですね。これは世帯の3カ月間の平均収入額が生活保護の保護開始時、これを基準として、働いてみえる状態ですね。当然課税されているから働いていると考えたときに、収入充当額が保護基準の基準に基づいて算出した最低生活基準の100分の110以下ということで当初はやっておりました。それと、かつ生活費に処分できる財産がないものとしてスタートしておりましたが、実際に保護開始時と、それから保護受給中につきましては認定される収入充当額に差が生ずるということで、現実的ではないということで、おとし24年10月から減免の対象を保護受給中の認定収入充当額をもとにして最低生活費の100分の110以下であるということにして、預貯金あるいは現金については最低生活費の6カ月の手持ち金を認めるということにさせていただきました。

実際、去年の8月に生活保護制度が見直されまして、保護受給中の認定収入額の決定に当たっての収入額から差し引きます基礎控除額、これは従来2万7,220円で頭打ちであったものが見直しをされました。



ところが、特別控除というのは廃止をされてしまいましたので、この特別控除といいますのは言ってみれば勤労収入金額の10%を控除しておりますので、就労への後押しをする制度であったというふうにも考えられたと思います。それにかわります制度がことしの7月からスタートする就労自立給付金制度であるというふうにも思っております。

ところが実際には、生活保護を受けてみえない方につきましては、この特別控除が廃止されたことにより、実際の収入金額が同じでありましても認定収入額がふえることになってまいりますので、従来、最低生活費の100分の110以下であった世帯であってもこれについては100分の110を超えることがあり得るということで、減免の対象から外れてしまうということが起きてまいりますので、こうしたことを解消するために私どもとしては特別控除が引き続きあるものとして、勤労収入の10%を引くという計算をして認定収入額を算定したいと思っております。

こういったことで、最低生活費の100分の110以下を対象にするように検討させていただきます。できればスタートさせたいと思っております。

あと、質問にはございませんけれども、小学生、中学生の就学援助につきましては、従来の生活保護基準額を使っておりますので、特に変更を要しないと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 今お手元に配付させていただきました新聞の下段のほうに、「就学援助縮小回避」という記事が、これは10日の中日新聞のコピーであります。

「文部科学省は9日、全市町村を対象に、児童・生徒への就学援助の実施状況を調べた結果を公表した。昨年8月に生活保護基準が厳格化され、連動して就学援助の認定基準も厳しくなることが懸念されていたが、1,768市区町村のうち96%に当たる1,697自治体は基準を維持していた」。

要するに、今回の生活保護基準が改定されたときに、この制度に基づいてされているいろんな制度に連動させないようにということを国会で、文科省のほうも、それから厚労省のほうも答弁をしております、文科省のほうは市町村にそういう要請を出しているというふうに言われていますね。

今、副市長のお話だと、要するに保護基準の1.何倍というふうにしておるもので、うちはそれでやりましたというんですが、違いますか。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 倍率を変えませんが、従来の保護基準額で算定していますので、それが現在、その保護基準額が下がってきましたよね、1人。下がったけど、就学援助については従来のを使っているということで、変わらないという意味です。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 前に那須議員がそういう質問をしたときに、市側のほうから、いや基準が変われば倍率は変わりませんという説明がちょっとされておりまして、気になっておりましてし、こういう記事があったもんですからきょうお尋ねしたら、さっきのほうで国民健康保険なんかの軽減のほうも従来のそういう考え方ということですので、安心をしたわけですが、それでよろしいわけですね。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） これは那須さんが質問されたんですかね。

あのときは、特別控除がなくなってしまったということで、ちょっと我々は知らされていなかったもんですから、申しわけありません。

就学援助につきましては確認をしております、保護基準額については従来のを使うということでありますから、それぞれ御迷惑をおかけすることはないと思っております。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 本当に国民の暮らし、とりわけ子育て世代の暮らしは非常に、例えば年少控除が子供手当の導入によって廃止をされたり、いろんなことが起こっておりますし、また正規職員であってもブラック企業だとか言われるようなところで、本当に子供の寝顔しか見れないような働き方をしているというような中でございますので、ぜひ暮らしを守る制度については後退させないように強く要請いたしまして、質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） ほかに質疑の方はありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 以上で質疑を終わります。

本案5件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。  
以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時14分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤 高 清

同 議員 三 浦 義 光

同 議員 横 井 昌 明

平成26年 6 月26日

午後 2 時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 伊 藤 勝 巳 | 2 番 | 川 瀬 知 之 |
| 3 番 | 鈴 木 みどり | 4 番 | 那 須 英 二 |
| 5 番 | 三 宮 十五郎 | 6 番 | 早 川 公 二 |
| 7 番 | 平 野 広 行 | 8 番 | 三 浦 義 光 |
| 9 番 | 横 井 昌 明 | 10番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 11番 | 炭 竈 ふく代 | 12番 | 山 口 敏 子 |
| 13番 | 小坂井 実 | 14番 | 佐 藤 高 清 |
| 15番 | 佐 藤 博 | 16番 | 武 田 正 樹 |
| 17番 | 伊 藤 正 信 | 18番 | 大 原 功 |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 10番 | 堀 岡 敏 喜 | 11番 | 炭 竈 ふく代 |
|-----|---------|-----|---------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

| | | | |
|----------------------------|---------|----------------------------|---------|
| 市 長 | 服 部 彰 文 | 副 市 長 | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長 | 下 里 博 昭 | 総 務 部 長 | 佐 藤 勝 義 |
| 民 生 部 長 兼
福 祉 事 務 所 長 | 伊 藤 久 幸 | 開 発 部 長 | 石 川 敏 彦 |
| 教 育 部 長 | 服 部 忠 昭 | 総 務 部 次 長 兼
税 務 課 長 | 伊 藤 好 彦 |
| 総 務 部 次 長 兼
総 務 課 長 | 村 瀬 美 樹 | 民 生 部 次 長 兼
十 四 山 支 所 長 | 佐 野 隆 |
| 民 生 部 次 長 兼
介 護 高 齢 課 長 | 八 木 春 美 | 民 生 部 次 長 兼
児 童 課 長 | 渡 辺 秀 樹 |
| 開 発 部 次 長 兼
土 木 課 長 | 竹 川 彰 | 開 発 部 次 長 兼
下 水 道 課 長 | 三 輪 眞 士 |
| 会 計 管 理 者 兼
会 計 課 長 | 服 部 誠 | 監 査 委 員 長
事 務 局 長 | 松 川 保 博 |
| 財 政 課 長 | 石 田 裕 幸 | 秘 書 企 画 課 長 | 山 口 精 宏 |
| 防 災 安 全 課 長 | 橋 村 正 則 | 収 納 課 長 | 山 守 修 |
| 市 民 課 長 兼
鍋 田 支 所 長 | 平 野 進 | 保 険 年 金 課 長 | 平 野 宗 治 |
| 環 境 課 長 | 鈴 木 浩 二 | 健 康 推 進 課 長 | 花 井 明 弘 |

| | | | |
|---------|---------|-----------------|---------|
| 福 祉 課 長 | 宇佐美 悟 | 総合福祉センター
所 長 | 佐 野 隆 |
| 農 政 課 長 | 安 井 耕 史 | 商工観光課長 | 羽 飼 和 彦 |
| 都市計画課長 | 大 野 勝 貴 | 学校教育課長 | 立 松 則 明 |
| 生涯学習課長 | 半 田 安 利 | 図 書 館 長 | 奥 田 和 彦 |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|---------|-----|---------|
| 議会事務局長 | 伊 藤 邦 夫 | 書 記 | 浅 野 克 教 |
| 書 記 | 伊 藤 国 幸 | | |

6. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 農業委員会委員の推薦について
- 日程第 3 議案第26号 海部津島土地開発公社の解散について
- 日程第 4 議案第27号 弥富市税条例等の一部改正について
- 日程第 5 議案第28号 弥富市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第29号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第30号 平成26年度弥富市一般会計補正予算（第 1 号）
- (追加提案)
- 日程第 8 請願第 1 号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願について
- 日程第 9 発議第 1 号 集団的自衛権について慎重な審議を求める意見書の提出について
- 日程第10 発議第 2 号 手話言語法制定を求める意見書の提出について
- 日程第11 閉会中の継続審査について

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午後 2 時05分 開議

○議長（佐藤高清君） こんにちは。

会議に入ります前に、報告をいたします。

本日、海部津島聴覚障害者協会様から写真を撮影したいとの旨がありましたので、これを許可しますので、よろしくお願いをいたします。

ただいまより、継続議会の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高清君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第 88 条の規定により、堀岡敏喜議員と炭竈ふく代議員を指名します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第 2 農業委員会委員の推薦について

○議長（佐藤高清君） 日程第 2、農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

お諮りします。

議会推薦の農業委員は 4 名とし、推薦したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、議会推薦の農業委員は 4 名とします。

地方自治法第 117 条の規定により、大原功議員、小坂井実議員の退場を求めます。

〔18番 大原功君 13番 小坂井実君 退場〕

議会推薦の農業委員に三浦義美さん、大原功さん、白木実夫さん、小坂井実さんを推薦したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、三浦義美さん、大原功さん、白木実夫さん、小坂井実さんを議会推薦の農業委員に推薦することに決定しました。

大原功議員、小坂井実議員の入場を求めます。

〔18番 大原功君 13番 小坂井実君 入場〕

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第 3 議案第26号 海部津島土地開発公社の解散について

○議長（佐藤高清君） 次に、日程第 3、議案第26号を議題とします。

ただいま議題となっております海部津島土地開発公社の解散につきましては、地方自治法

第117条の規定により、土地開発公社の理事の職にある私は除斥となります。

よって、私は退場しますので、議案第26号の議事進行は小坂井副議長にお願いします。

〔議長 佐藤高清君 退場〕

○副議長（小坂井 実君） 日程第3、議案第26号について、議長にかわり議事進行を務めさせていただきます。

それでは、日程第3、議案第26号海部津島土地開発公社の解散についてを議題とします。

本案に関し、審査経過の報告を総務委員長に求めます。

横井総務委員長、お願いします。

○総務委員長（横井昌明君） 総務委員会に付託されました議案第26号海部津島土地開発公社の解散について、その審査経過と結果を報告申し上げます。

本委員会は、去る6月20日、委員全員と委員外1名の出席により開催し、審査を行いました。

審査に入ります前に、土地開発公社の理事の職にある議長には、地方自治法第117条の規定により除斥となりますので、委員長である私が除斥を確認し、審査に入りました。質疑、討論もなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

以上で、海部津島土地開発公社の解散についての総務委員会の報告を終わります。

○副議長（小坂井 実君） これより質疑に入ります。

質疑の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小坂井 実君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（小坂井 実君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（小坂井 実君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

以上で私の職務は終了いたしました。

ここで議長の入場を求めます。

〔議長 佐藤高清君 入場〕

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第27号 弥富市税条例等の一部改正について

日程第5 議案第28号 弥富市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一



## 部改正について

日程第 6 議案第29号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第 7 議案第30号 平成26年度弥富市一般会計補正予算（第 1 号）

○議長（佐藤高清君） 会議を続けます。

日程第 4、議案第27号から日程第 7、議案第30号まで、以上 4 件を一括議題とします。

本案 4 件に関し、審査結果の報告を各委員長より求めます。

まず、横井総務委員長、お願いします。

○総務委員長（横井昌明君） 改めて、総務委員会に付託されました議案第27号弥富市税条例等の一部改正について、議案第28号弥富市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について及び議案第30号平成26年度弥富市一般会計補正予算（第 1 号）につきまして、その審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会は、去る 6 月20日に委員全員と委員外の 1 名の出席により開催し、審査を行いましたので、その審査の経過と結果を報告申し上げます。

議案第27号弥富市税条例等の一部改正についてでは、委員より、地方財源を削ってまでも特定の企業だけが特典を得る仕組みであると考えるが、地方の立場から国に対し議論は行われていないのかという質問に、市側は、法人税が地方に与える影響は非常に大きいという認識を持っており、この低減に伴う財政措置をしっかりとしてほしいと全国市長会から政府に対し強く要望しているとの回答がありました。

また、法人市民税を今回の改正に照らし合わせ、24年度ベースの金額である 4 億7,000万で計算するとどの程度減額になるかという質問に対し、市側からは、法人税割分の約7,000万が減額になると回答がありました。

さらに、固定資産税の、これは償却資産でございますけれども、特別措置に該当する納税義務者はありますかという質問に対し、市側は、今のところ該当する納税者はありませんという回答でありました。

また、税の目的を具体的に施策面に捉え、行政から市民に訴えていただきたいという意見がありました。討論では、既に大企業に対しさまざまな減税措置が講じられ、株主に対し相応な配当が得られている。また、巨額の内部留保が生まれているのが現状である。一方で、法人税収入の落ち込みが著しい中、国の交付税財政不足を補填するために、地方交付税原資に対する今回の改正には反対するとの反対討論がありました。

議案第28号については、質疑、討論はありませんでした。

1 件ずつ採決の結果、議案第27号弥富市税条例等の一部改正については、賛成多数で原案を了承、議案第28号弥富市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正については、全員賛成で原案を了承しました。

続いて、議案第30号平成26年度弥富市一般会計補正予算（第1号）は、担当課長から、国有資産等所在市町村交付金について、名古屋港管理組合より交付決定があったことによるもの、またPCBを使用したコンデンサーを処分するため等の補正の説明を受けました。

委員より、固定資産税等所在市町村交付金には、川崎重工の新工場の部分が含まれているかという質問に対し、市側より、既に課税しており、今回の補正には含まれていませんという回答でありました。

討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

以上で、総務委員会の報告を終わります。

○議長（佐藤高清君） 次に、三浦建設経済委員長、お願いします。

○建設経済委員長（三浦義光君） 建設経済委員会に付託されました案件は、議案第30号平成26年度弥富市一般会計補正予算（第1号）であります。本委員会は、去る6月19日に委員全員と委員外3名の出席により開催し、審査を行いましたので、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第30号平成26年度弥富市一般会計補正予算（第1号）では、最初に市側より説明を受けました。

委員より、土木課計上の道路区画線設置工事請負費で、この補正で各地区からの要望に対しどの程度対応できるのかとの質問に対し、市側より、今回の補正では、通学路の安全対策、過去に事故が2件以上発生した箇所、地元からの要望を対象に12カ所予定しているとの説明がありました。

ほかに、カラー舗装の施工の要望はどのようにすればよいのかとの質問に対し、市側より、区長、区長補助員からの受け付けで対応しているとの説明がありました。

さらに、区画線などの消えかけている箇所が目立つが、どのように対応していくのかとの質問に対し、市側より、幹線道路のみならず生活道路にも区の意見を取り入れて進めていくとの説明がありました。

また、愛知県農地水多面的機能推進協議会負担金とあるが、この名称などの変更がなされているがどのようなものかとの質問に対し、市側より、関係者に対し、今月の20日に説明会を開催する予定ですとの回答がありました。

以上のような質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承いたしました。

以上で、建設経済委員会の報告を終わります。

○議長（佐藤高清君） 次に、山口厚生文教委員長、お願いします。

○厚生文教委員長（山口敏子君） 厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第29号弥富市国民健康保険税条例の一部改正についてを初め2件です。本委員会は、去る6月23日、委

員全員と委員外2名の出席により開催し、審査を行いましたので、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、議案第29号弥富市国民健康保険税条例の一部改正について、委員より、今回の改正では国民健康保険税の課税に含まれる固定資産税の軽減がない人について、市の独自の軽減措置は考えているかとの質問に対し、市側より、資産割の対象にはならないものの個々に相談し、対応したとの回答がありました。

ほかに、市の独自軽減が余り利用されていない現状をどのように考えているかとの質問に対して、市側より、説明するために戸別訪問を実施したが、不在のため、文書を送付し相談案内をしていますとの回答がありました。

さらに、医療費について、医療行為の内容に応じた体系に見直すことはできないかとの質問に対して、市側より、国保運営の軽減策については、特定健診や保健指導の受診を勧めることや、ジェネリック医薬品の推奨など国保運営協議会で議論しているが、医療費そのものについては我々の及ばないこと、踏み込めないところがあり、見直すことは難しいとの回答がありました。

討論では、市民の負担を軽減していただきたいということから、賛同できないとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第29号弥富市国民健康保険税条例の一部改正については、賛成多数で原案を了承いたしました。

続いて、議案第30号平成26年度弥富市一般会計補正予算（第1号）では、最初に市側より説明を受けました。委員より、弥富北中学校グラウンドの定期点検は以前からされていたのか。さらに、弥富北中学校グラウンドの現状と今回の工事の施工方法はどのようなものかという質問に、市側より、グラウンドの点検は行っていないが、毎年確認しています。現状は砂がグラウンドの隅に寄ってしまい、グラウンドの状態がよくないので、この点を解消するため、まず表面層の砂を一部すきとり、新たに改良砂を入れ勾配を取ります。なお、野球面については黒土にし、残土については東側グラウンドで活用する予定ですよとの回答がありました。

また、おみよしの松の現状と工事施工方法についてという質問に対して、市側より、樹木判定を実施した結果、根元が空洞化し、年輪を重ねる部分のみで立っている状態で、自然の影響により倒木のおそれがあり、その点を回避するために8メートルの支柱を設置し、地面から14メートル付近にワイヤーロープを4方向に張り固定するとの回答がありました。

また、就労自立給付金について、市の生活保護世帯数の現状と不正受給に対する認識と対策はという質問に対しまして、市側より、世帯数は高齢者世帯51世帯、母子17世帯、障害19世帯、傷病44世帯、その他51世帯である。その他の51世帯については、訪問し確認している

との回答がありました。

以上のような質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承いたしました。

以上で厚生文教委員会の報告を終わります。

○議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

三宮十五郎議員、お願いします。

○5番（三宮十五郎君） 私は、ただいま上程されております議案のうち、まず最初に議案第27号弥富市税条例等の一部改正について反対の討論をさせていただきます。

まず、今回の税条例の一部を改正する条例の一番の問題点の一つは、法人市民税、法人税割、いわゆる所得割、もうけに対する税金の割合でございますが、地方税としまして私たち市町で受け取ることができるのは、もうけに対する割合で、税率が従来12.7%でありましたが、これを9.7%は引き続いて市町村が受け取ることができる。2.6%につきましては、今本当に全国の市町村が大変な状態、特に中山間地だとか、地方に行きますと高齢者ばかりになるとか、どんどん若い人たちがいなくなって税収も大幅に落ち込んでいるような状況の中で、国が地方交付税という形で国税の一部を税収の少ない市町村で普通の行政サービスができるようにということで支援をしておりますが、財源不足を理由にいたしまして、現在地方税としているものを国税に戻して地方交付税財源に充てるという説明でございます。

もともと財政危機の、あるいは地方も含めて行財政が大きな困難に直面している大きな理由は、本当に今、企業全体でも、日本中で言えば法人税で所得割のもうけで税金を払っている企業は3割ほどで、7割はもうけたことによる税金は払えないというような深刻な状態になっていること。加えて、実は少子・高齢化社会のために、社会保障や地方を守るためにということで消費税が1989年に導入されて、平成14年度までの間に国民の皆さんが負担する消費税は282兆円になることになっておりますが、これに対して、この間交付税と地方税を合わせまして、それ以前に比べて減税される割合が累計で255兆円、ほとんど消費税の全てが、実はトヨタ自動車を初めとする大もうけをしております大企業の法人税の減税に使われていることが、実は社会保障などの財源がなかなか窮屈だったり、あるいは国や地方の財政危機の大きな原因になっております。

最近もどういうことが起こっているか、国会議員が、国税庁の2012年度の実績に基づいて、企業の大きさによって、法人税をまだどんどん減税すると言っておるんですが、実際のもうけに対してどれぐらいの割合で税金を払っておるかという調査をしていただき、発表してい

いただきました。それによりますと、中・小企業、資本金が1億円に満たないようなところは大体中・小企業と言われておると、場合によっては10億円以下は中・小企業というふうに言われると思いますが、大体1,000万から5,000万円までのところは二十五、六%の割合でもうけに対して税金を払っている。1億円から5億円までのところがもうけ全体の27%を払っており、その後は規模が大きくなるに従って税率はどんどん下がっていきまして、100億円を超える企業に至っては19.6%しか税金を払っていない。ましてやトヨタ自動車などのように大規模な連結決算をしておりますマンモス法人につきましては、もうけ全体のわずか13.3%しか法人所得税を払っていないと、これは国税と地方税合わせた両方ですからね。何百万ぐらいの年収のサラリーマンよりも少ない割合でしか税金を払っていない。その大きな理由は、数年前に外国からの子会社や投資しているところからの配当につきましては非課税というような仕組みがつくられまして、もうけが幾らあっても税金を払わなくてもいいというような状態が特に大企業や大資産家に対してはつくられております。

例えば、この間に2013年度に大企業の1,000社の合計で内部留保が前の年よりも23兆円おくられてふえていることが、私どもの新聞の簡単な調査で明らかになりました。この調査は、経常利益上位1,000社を対象に集計したものでございますが、12年度は16兆円ほどの増加でしたが、13年度は増加のベースが大きく上がっております。このうち内部留保を1年間で200億円以上ふやした企業は22社に上ります。数年前にもう既に270兆円を超える日本の企業の内部留保があったといえますから、この23兆円とその前の年の16兆円を合わせますと、はるかに300兆円を超えるような内部留保を抱えて使い道に困っておりますが、これを海外の企業に投資をしたりすれば、この投資に対する配当は非課税なんていうことがまかり通るわけですから、ますますもうけていく。こういうことで非正規雇用やそういうのが大きくなって、働く人たちの収入がどんどん落ち込んでいるにもかかわらず、一切こういうものに目を向けずに、企業を世界一動きやすい国にするというような施策が進められている中で、こんな形で、財源の不足を理由に本来市町村の共同の財源になっている分の一部をまた国の税収が不足しているということを理由にしまして取り上げるなんていうことは、やっぱり私は許せないと思うんですね。

これまで、十分なこういう問題についての議論もこの議会でもされていなかったことから、今回はこんなことで多数決で決められましたが、もっともっと私たちはしっかりこうした問題について、議会の中でも、あるいは市長会や地方六団体の会合の中でも知っていただいて、本当にむちゃくちゃもうけておって負担できるところにきちんと税金を納めてもらっていない、この状態を改善することが、今日本を活性化する最大の課題だということを理解していただいて、市長会やそういうところでも国に対してこういうむちゃくちゃなことはさせない、庶民や地方へ負担ばかり押しつけるようなことはやめていただくような方向に進むこと

を強く求めております。

もう1つは軽自動車について、27年度以降に新車を取得される四輪車等の新車の税率を、自家用車にあつては1.5倍、その他の貨物自動車などは1.25倍に引き上げるようになっておりますが、これも今、アメリカの巨大企業が世界中で進出するのに障害になっているいろいろな障壁を取り除くということでやっておりますが、日本にアメリカの自動車が売れない最大の理由の一つは、軽自動車のこうした税金や諸経費が安過ぎるからだ、これを上げよと、T P P交渉に参加する入場料として要求をされて、日本の政府は唯々としてこれを認めたという経緯があるわけでありましたが、こういうことによります庶民負担もあり、さらにあわせて、例えば50ccなどのミニバイクにつきましても、税率については1.5倍に引き上げるが、27年度分から2,000円未満の税率、今はミニバイクは1,000円ですから2,000円にするとか、こんなようなアメリカの要求などにに基づきます庶民負担増になっていることについては納得できないので、ぜひ市民を守る、庶民を守るという立場から、国に対してもはっきりと意見を出していただくことを市長に求めるものであります。

それからもう1つは、日程第6の弥富市国民健康保険税条例の一部改正について反対をするものであります。

これは今、国民健康保険税や、あるいは名古屋市などでは保険料と言っておりますが、非常に負担が大変だということで、皆さんも困っておりますし、ましてや市町村はこの国民健康保険制度を運用する責任を持っておりまして、加入者の皆さんの収入が低いにもかかわらず保険料がどんどん上がるということで、大変苦しんでおります。

国民健康保険加入者の働いている人の割合は、1965年の制度発足当時は19.5%でありました。あとは農家だとか御商売をやっている皆さん、こういう人がほとんどで、まだこのころはお年寄りも余り国民健康保険の加入者ではなかったわけでありましたが、2009年度には働いている人の割合が35.3%。これは1日4時間以下だとか健康保険の適用にならない働き方をさせられている非正規雇用の人たちやパートの人たちがほとんどであります。35.3%、本来は働いている人たちにつきましては会社が半分、本人が半分で健康保険などの負担がされるわけでありましたが、結局そういう負担をすることができないような商売の状態に置かれていたり、そういう負担をしないことで一層大企業がもうけをふやしていく、こういう仕組みの中でどんどん雇用破壊がされたということがあります。

もう一方で、加入世帯の所得平均、1990年には276万5,000円、これは所得ですから、給料だと恐らく百数十万これに上乗せされる額になると思いますが、現在は、2010年度では1世帯当たりの所得は141万6,000円と半分に落ち込んでおります。それに対して保険料、あるいは弥富市保険税と言っておりますが、この割合は1990年には5.64%だったのが、2010年には10.11%、約1.8倍に引き上げる。収入は大幅に減る中で、負担の割合はそういうふうになっ

ておりますので、どこの市町村も悲鳴を上げております。今回の改正では、かなり所得の低い人たちの均等割、世帯割、1人頭割と1世帯割の負担を70%引き下げる世帯、50%引き下げる世帯、それから20%引き下げる世帯、これに対する所得の基準を一定引き上げましたので、これに該当する人たちは少し保険税が下がる仕組みになって、これは歓迎です。しかし、その基準が非常に低いわけですから、今申し上げました非正規のような人たちだとか、年金がなくてお年寄りでも自分で働いた収入だけで生活している人は、今の新たに改善された基準でも、生活保護基準より低い人たちも見えるというような基準であります。

したがいまして、私たちは、今の市はそういう人たちに対して軽減をするいろんな仕組みを持っているが、なかなか皆さんに理解されておらず、あるいは市のほうが皆さんにわかるような説明もできていないこともあって、ほとんど利用されていない。だから、この軽減の限度額を超えても実際に生活保護基準に近いのか、それを下回る人たちに対しての軽減ももっとも市の規則どおりにやっていただきたいということを強く申し上げました。

とりわけ平成23年度に国民健康保険税の大幅引き上げが行われましたが、この引き上げになった最大の理由が、実は22年度に、それ以前から国民健康保険は70歳以下の人を対象にしておりましたが、74歳までの人たちを、後期高齢者医療制度が始まったときに、国民健康保険のほうからその人たちの医療費についても支払うと。そのかわり、国だとか、ほかの社会保険だとか、そういうところから一定の割合に応じて応援をするという仕組みがありましたが、その国と社会保険などのほうから応援をしていただくお金が急速に、はっきりした理由がわからないまま大幅に弥富は引き下げられました。

また、景気が悪くなって収入が減った中で、国民健康保険税も市民の割合で負担をする分が大幅に減ったこともありまして、当時弥富市は1年間2億3,000万円、法律の定めを超えて弥富市が自主的に皆さんの保険税を少なくするために負担をしていたものを、それだけではとても足りないだろうと。最悪の場合はさらに7,500万円上積みをして赤字にしないようにしますという補正予算という仕組みを発動しました。そして、今までの積立金を取り崩したりして、それはせずに済みまして、またそのとき値上げをしたんですが、少々の値上げでは足りないということで、いろいろ議論をして、だけどそんなに上げたらとても皆さん払えないということで、2億3,000万円22年度に負担していたのを、23年度は2億円しか負担しないとっておったのを、なるべく負担の上げ幅を抑えるということで、3,000万は必要なら負担をしますということ、3月の予算を決める議会、条例を決める議会で追加をすることが表明されまして、私どももそういうふうに市が頑張っていただくならやむを得ないということで賛成をした経緯もありますが、実際には、翌年の23年度は、その減った分をはるかに超える額が国や支払い基金から合わせて、連動しておりますので、単純に国がどれだけ減ったというふうにはなりません、そういうことで、実は市が2億円を超えるような負担を

しなくてもやっていけるような状況になりました。

この前の委員会のときに説明をしていただいた内容によりますと、実際に市の負担なしで、25、24、23年の3年間では、皆さんが納めておる国民健康保険税のほかに、保険税で本来負担する分の足りない分は、年平均すると8,500円だということが明らかになりました。弥富市は、平成24年度は1億7,000万円負担をして、愛知県下でたしか54ぐらいの市町村があると思いますが、26番目の負担をしておりました。ところが、今申し上げましたように、国のほうからの、あるいは他の社会保険から入ってくるお金が大変だといって値上げをしたときに比べると、かなりふえて、ずうっと続いていることもありまして、お金が余ってきたことから、25年度は1億7,000万円負担しておりました国保税の値上げを抑えるための負担を1億円に削ってしまいました。

私は、こういう状況なら、市側はある程度国民健康保険は非常時のために貯金もしておかないかんというんですが、市民の皆さんは貯金のない世帯が3割近くもあるというような状況の中で、蓄える力があつたら、やっぱりきちんと皆さんの状況も考えて負担をしていただきたいということを強く求めまして、今回はそれはしないけれども、やはり必要ならそういうことも、県平均並みみたいなことは考えていきたいというような市側からの御答弁もありましたが、とりあえず今回はそういう改善がされないことで、その改善を求めたということ。

それから、愛知県が今は形の上では結構お金を出してくれておるような形になっておりますが、それは国民健康保険に対する財政支援の仕組みが変わって、県なんかが負担する分も地方交付税交付金という最終的には国が一定の支援をする仕組みの中に入れておりますので、法律で決められた負担ですが、以前、愛知県はそういうもの以外のところで県の独自の負担をして、国民健康保険の値上げを市町村が抑える、あるいは子供の医療費なんかを無料にすると、国のほうからそんなことをするなといって国民健康保険会計への補助金をカットするとか、そういう分を補填していただくようなことをやっておりました。

一番多かったのが平成9年で、大体保険料の1.55%ぐらいでしたが、今もし同じ割合で応援していただけるなら、大体1人当たり年間1,500円ぐらい国民健康保険税を下げる財源にできますので、愛知県はお金がないわけじゃなくて、例えばこの間小牧市に新たに飛行機をつくる三菱の大きい工場が今できておりますが、不動産取得税だけでも100億円を超えるような負担が発生するそうですが、企業誘致のためにといてそこに対して100億円を限度に減税するというようなこともやっておって、暮らしの応援の予算が出せないというのは、私は納得がいけないものですから、ぜひ市長や市町村長が力を合わせて県に要請してほしいと。そのことについては要請していく。あるいは国に対してもこういう状況の中でもっともっと皆さんが安心できるような仕組みにさせていただくことを要請していただくということについ



ては、そういう方向で今も努力していただいておりますが、するということでしたが、とりあえず、私は現状はちょっといろんな勘違いもあって上げ過ぎた部分もありますので、やはり他の市町並みの応援をすれば、下げる可能性もあるということで、そういうことを強く求めて、改善を求めて反対をしました。

この議会の始まるときに、私の質問に対して市長が、集団的自衛権などを本当に内閣が憲法の解釈をねじ曲げてやろうというようなことについて、国民の命と暮らしを守る、一番皆さんと結びついた市町の長として、率直な市長の御見解をということを求めましたら、今の全体の流れも、議論の経過や問題点もしっかり見られながら、やっぱり憲法9条、憲法があったからこそ日本は戦争せずに済んできた。ここをねじ曲げるようなことを皆さんの十分な声も聞かずにやるようなことはすべきじゃないということで、はっきりとそういうやり方は国民の声をしっかり聞く方向に改めていくべきだということを表示されましたが、テレビでそれを聞いた何人かの方から、あそこまで市長が言ってくれるとは私たちは思わなかったと。ぜひこの市民の暮らしについてもそういう立場でしっかり見ていただいて、今後頑張りたいということをお伝えくださいということをお願いしております。そのことを申し上げて、ぜひ今続けている改善、本当に市民の皆さんの暮らしの願いに沿ったものにしていただくことを強く求めて討論とさせていただきます。

○議長（佐藤高清君） ほかに討論の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第27号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第30号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 請願第1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願について

○議長（佐藤高清君） 日程第8、請願第1号を議題とします。

紹介議員の鈴木みどり議員に、請願の趣旨説明を求めます。

鈴木みどり議員。

○3番（鈴木みどり君） 請願第1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願について、趣旨説明をさせていただきます。

お手元に請願第1号が配付されていますので、ごらんください。

この手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願は、海部津島聴覚障害者協会の伊藤照夫会長及び南部支部長の山口直樹様から、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を見につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした手話言語法（仮称）の制定を求める意見書を国に対して提出していただきたいとの要請があり、私が紹介議員となり、提案させていただきました。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

請願第1号は原案のとおり採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） ここで、追加日程等準備のため暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時52分 休憩

午後2時54分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 会議を再開します。

ただいま堀岡敏喜議員より、先ほど採択されました請願の趣旨に沿って発議第2号が提出

されました。

この際、本案を日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 発議第1号 集団的自衛権について慎重な審議を求める意見書の提出について

日程第10 発議第2号 手話言語法制定を求める意見書の提出について

○議長（佐藤高清君） この際、日程第9、発議第1号及び日程第10、発議第2号の2件を一括議題とします。

本案2件は議員提案ですので、提出者の堀岡敏喜議員に提案理由の説明を求めます。

堀岡敏喜議員。

○10番（堀岡敏喜君） 発議第1号、発議第2号の2件の意見書提出につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

発議第1号集団的自衛権について慎重な審議を求める意見書は、政府に対し、我が国の安全保障にかかわる協議を進めるに当たり、国民の理解を深めた上で、従来の政府解釈に基づく憲法及び法律の枠内でどのような自衛手段がとれるか、具体的、現実的な事例に基づく議論を尽くすとともに、立憲主義を堅持することを強く求めるものであります。

発議第2号手話言語法制定を求める意見書は、先ほど採択されました請願にありましてとおり、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を見につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした、仮称でございますが、手話言語法の制定を国に対し強く要望をするものであります。

以上、この意見書2件につきましては、それぞれ関係機関に提出することを提案するものであります。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 発議第1号について、公明党の堀岡敏喜議員、議会運営委員長にお聞きいたします。

集団的自衛権の提案であります、国の安全を守るためにしておるわけですが、公明党を支持母体とする創価学会が、来年春の総選挙で戦えないからというふうに創価学会が

言われておりますが、堀岡議会運営委員長はこのことをどう思いますか。この点を1つ先にお聞きいたします。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 大原議員の質問にお答えをしたいんですが、質問の趣旨がよくわからないんですけど、この発議のことに対しての質問なのか、それとも個人的なものでしたら個人的な御回答をしたいと思いますが。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 私は自民党員ですけれども、公明党も与党議員として今やっただいておるわけね。集团的自衛権の中で国の安全を守るためには、やっぱり与党としてやっていただきたいと。これが新聞に書かれると、創価学会が、公明党が応援すると、賛成すると、来年の春の選挙で戦えないということがありますので、この点についてお聞きいたします。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） お答えします。

創価学会は公明党の支持団体ではありますが、選挙を目的に我々が一つの法案に対して左右されるような判断はいたしません。公明党は、今、政府自民党から提案されました集団の安全保障、または今回の集团的自衛権の限定容認、いろいろ安全保障に関して議論されている中で、我々公明党は立党の精神にのっとりまして、平和憲法の維持ということを主張しておるところでございます。

ただ、今、新聞報道ではいろいろ先走った報道をされておりますが、それはあくまでも先走った報道でありまして、決して事実ではないと私は認識をしております。

今まさに議論がなされている最中ございまして、決して選挙絡みで公明党が自民党案を容認するとか、そういうことは一切ございません。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） ここによると6月1日日曜日、ここに大きく書いてあるわけね。これを見てもらえばわかりますけれども、ここに書いてあるね。そういうことはこの新聞はうそということになっちゃう。この点を聞くと、私はちょっとおたくに説明するけれども、読売新聞というのは、今の聖教新聞が読売新聞でつくっておるわけね。だから大体読売新聞の販売店というのは学会員がおおむねなんですね、配達している人は。だから、自分のところの仕事をやらせてもらっておるところが書いておるわけだな、はっきりいうと。そうすると、私が思うには、政治と宗教の違いというのが出てくるんじゃないかと、これを読む限りね。ここに書いてありますから、そういうことがあるから。

それと、ことしになってから、他の国の戦闘機が5月20日までに、ことし何回ぐらい日本

が緊急発進をしたかということも一遍お聞きいたします。

〔発言する者あり〕

○18番（大原 功君） 国を守るための集団的自衛権というのだから、それを守るためにはある一定のものをつくらなきゃいかん、その基本だね。そういうのがあるから、あなたも提案する以上はそのぐらひはきちっとして提案をしないと、私もあなたから聞いていないからね、きょう提案することは。議会に出てきて初めて聞いただけだから。こういうこともやっぱりきちっとしないといかんわけですね。だから、国が集団的自衛権を守るというのは、国民の安全、あるいは生活を守るために、地震でいえば地震対策のようなもので、いつそういうときがあつてはいかんの、こういうことをするというのが目的の集団的自衛権ということで、私は新聞でもそういうふうに読んでおります。だから、あなたが言う、1つ言えば、イランとイラクの湾岸戦争は1980年から1988年に戦争があつたわけね。このときはやっぱり国内に入る石油が、当時は私も自分で事業をやっていましたから、大体1バレル当たり6ドルから7ドルぐらいの金額だった。こういうのを守るためには、機雷とかの除去が必要だから、国としても日本の経済を発展させるためには必要であります。だから、この辺のところをどういうふうに思つてみえるのか。

例えば、湾岸戦争があつたり、あるいは1990年にはクウェートとイラクの戦争がありました。当時はフセインという大統領でしたけれども、こういうのでペルシャ湾のホルムズ海峡が封鎖されて、機雷で船が通れないと、日本に入る原油についてもかなり影響があつて、当時はアメリカの第7艦隊が中に入つて、そしてイランの艦船8隻を沈没させたということが大きく当時は言われました。こういうのであつて、安定供給するためには、日本は石油で98%ぐらいのものが成り立っているわけね。こういうふうになり立っておるために、集団的自衛権というものは、戦争をやるためじゃなくて国を守る、先ほど言つたように他の飛行機や、5月20日までに400回日本のF-15戦闘機は緊急発信しておるわけね。こういうのも大事なことで、他人から攻められてからすぐ対応ができない。一番大事なのは、防衛大臣が総理大臣に許可をもらわないとミサイルの発射とかそういうのはできないわけね。そういうふうになると、いかに集団的自衛権というものは絶えずきちっと密着的になされないかんわけね。

今、日本はアメリカによって同盟国ということで守られております。だけど、アメリカが日本を守ってくれるだけで、アメリカ合衆国は全体が全部、例えばアルゼンチンとかキューバとか、そういうところが攻撃されても、アメリカ合衆国が全部でその相手国をするわけね。EUでもそうですね。だから、日本の場合はアメリカだけが守ってくれると。だから、今の集団的自衛権というものは、安倍総理が何とかしてその問題をしたいと。きょう新聞を見ておると、公明党も一部了解するようなことが書いてありました。こういうことがあるので、提

案する以上はそういうことをどこまで認識があるのか。その辺のところを聞きます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） お答えできるところと、お答えできないところというのがあります。

それは私の知識のなさというのもありますので、最初にお断りを申し上げておきますけれども、今まさに与党協議をもう9回目が行われたわけですが、これはあくまでもまだ閣議決定されていませんので、公明党が容認であるとか、容認しないであるとかといったことは新聞が憶測で書いていることであって、あくまでも我々は、最終的には認識するということは憲法を変えないといけないということになりますので、そこまでは我々は、あくまでも憲法9条のもとで集団的自衛権は持っていますけど、行使はできないということになっています。不戦であり武力も持たないということで、平和憲法としても賞もいただいているわけですね。これは堅持しなきゃならないということで、その姿勢を貫いていくということです。

ただ、今話し合われているのは、要は東アジア圏で安全をどうしていくのか、互惠的防衛網をどうやってしていくのか、世界情勢を鑑みて現実の話をされているんだと思います。ですから、集団的自衛権の容認云々をぜひ反対するなど、賛成するなどという議論ではないと思うんです。ただ、一つのことを実行するに当たっては、その憲法解釈を変えなきゃならないけど、どうしようと、そういう御相談をいただいているだけであって、それに関して、それには今の現憲法ではできないよと、そういうことをこの人は申し上げているんだと、そういうふうに思っております。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 私はガス事業ですから、今一番心配するのは、原子力発電を続けなきゃいかんようになってしまうわけね、石油が入らないと。こういうことを心配しておるわけね。

原子力で電気を起こすと、1キロワットアワー当たり8円90銭、それから石炭火力ですと9円50銭、天然ガス、LNGだと10円70銭になるわけね。このくらい原油によったりなんかして高くなるわけね。そうすると、今の国の安全を守っていただいたり、物価を上昇させないためにも、湾岸であったそういう機雷、いろんなものがあるときに、やっぱり日本が行って、戦争をやることはないんだけど、戦争をやっておる国のところに行ってその機雷を取らなきゃ日本には原油は入らんわけですね。こういうことが一番大事なことだと思うんだよね。そうすると、ホルムズ海峡ですけども、あそこの距離はイランとオマーン、ここの距離はどのくらいありますか。あそこを船が通っていくのに。一遍ちょっとそれを聞きたいわ。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 距離がどのぐらいあるかというのは、申しわけありませんが存じ上げませんが、今大原議員がおっしゃっているのは、原発がとまった段階で、今LNGにシフトしています。このLNGをいろんな国から輸入をしておるわけですがけれども、もちろん今内戦のあるイラクからも輸入をしておるわけですがけれども、またロシアから、いろんな国から受給しないと日本というのは成り立っていかないわけですね。

先ほど大原議員のお話にもあった、いわゆるシーレーンというんですか、船の航路ですね。それが今、日本の港にはタンカー1隻で持ってきてても火力発電所の3日分のものしかタンカー1杯でもたないと。ですから、ある意味数珠つなぎで回っている状況だと。今余り海賊というのはいないらしいですけど、やはり先ほど言った機雷であるとか、他国からの危害が加えられるかもしれないということで、護衛艦と一緒に回っていますけれど、それが結局、アメリカ軍の艦隊が攻撃されたら日本は攻撃できないのかと、そういうところというのは自民党さんから出された15の事案という中で議論されている一つだと思うんですが、それはあくまでも日本の船があるわけですから、自分のところにも結局被害がこうむるかもしれないければ、個別的自衛権の範疇だと、今はそういう話の段階だと思いますよ。

だから、いろいろ御質問されて、専門的なことも飛んでくるんですが、あくまでも今回は発議、集団的自衛権の行使容認に関して慎重な審議を求めるという意見書についての質問だと私は受けとめておりますので、それに携わるエネルギーの問題とかいろいろあると思います。もちろんそれも私の知っている範囲ではお答えはできますけど、お答えできない範囲も質問されたら、もうわからないとしか答えようがないので、この辺はよろしく願いいたします。

○議長（佐藤高志君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 集団的自衛権というのはすごく幅広いんだね。戦闘地域によってもどうしても船を通す。今はホルムズ海峡のところについてはイラン、そしてオマーンのところはよく覚えてください、33キロです。だから、そのところに1日に何隻という船が通るわけね。だからそういう機雷をやられたときには、日本は石油はサウジアラビア、クウェート、こういうところから大体80%ぐらい湾岸から出ておるわけね。その中にイランも少しありますけれども、大体が現在ではイラン、それからイラク、ロシアで大体11%ぐらい。あと残りの分はほとんどサウジとかクウェート、こういうところからされておるわけです。だから、私が心配するのは、戦争のところだから日本が機雷を取りにいけないということが一番心配だね。だから政府もそう言っているでしょう。おたくらも言っていると思うね。国の安全を守るためには、とにかく日本は油を95%から98%必要なものでやっておるわけね。今ではもうこれからだんだん2017年になってくると、シェールガスと言ってアメリカからも買えるようになりますから。今、1日に日本が油を輸入するのは366万バレルなんですね。だ

から、戦争地域でも日本が行って除去するというのは、憲法9条の改正を少しはなぶらないといけない。そうじゃないと物価がこうやって上がってきってしまう。

今、愛知県なんかは、前も言ったと思いますけど、愛知県の工業生産は37兆円ですね。神奈川県は17兆円ぐらい、東京都だと10兆円切ります。このくらいですから、先ほど三宮議員が言われたように、中小企業というのは全体の92%あります。大企業が0.8%。その中の2%ぐらいが大企業が税金を払っていないと。あと残りの25%近くが中小企業がお金を払っておるというふうになったり、これから変わってくる、これには関係ないですけども、今の外形型という税金とかいろんなもの。そうなってくると、やっぱり油がいかにか大事か。そうすると、国の安全を守るには、ある一定の、ここに書いてあるように、創価学会が言ったから、公明党は選挙で戦えないと書いてあるから、私はそれを聞いたのね。だから、集団的自衛権の中で来ておるわけです。ここに集団的自衛権というのが出ておるから、私が今どうだと、そうでしょう。創価学会は、日蓮大聖人をお祭りしてあるだけであって、本当を言うなら仏様を返してきた人をやっておるだけだけど、やっぱり政治と宗教、言われたように分離してやっていただくと、できたら与党議員ですから、賛成をしていただけるよう、早くしていただくといいなあというふうに思ってこれを聞いたわけです。新聞が書いてあるとおりのことを私は聞いたわけですから、集団的自衛権というのは、体系の中の広い、どこがその終わりであるか、どこが最終なのかわからんぐらい、そのくらい大きな問題でありますので、提案された発議についてお聞きしたわけでありますので、この点はよろしく願いいたします。終わります。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 最後にちょっと、席に帰られましたが、答弁されましたが、政治と宗教の話ということに触れられましたものですから、はっきりお答えしておかないかん部分がありますので、特に政教分離という話がありますけれども、これはあくまでも政教一致ということで新聞でにぎわされたこともございますが、何を禁じているのかということだけははっきり申し上げておかなきゃならないなと思うんで、御答弁だけさせていただきますけど、あくまでもこれは、今日本には思想の自由、信教の自由というのがございますから、思想団体、宗教団体が政治に対していろんな意見を言う、これは全然オーケーなわけです。団体であろうが個人であろうが全然オーケーです。ただし、政治団体がある特定の宗教団体にして何か勧誘する、介入をすとか、力を加えるとか、そういったことを禁じられたこと自身がいわゆる政教分離の原則でございますので、そこを勘違いなされないようお願いをしたいと思います。

そして、先ほどの最初の質問にございましたけれども、支持母体の団体が反対したから我々が選挙を戦えないとか、そういう責任で与党としてやらせていただいているわけじゃな



い。連立を組んでいる以上は、あくまでも国民全員のことを考えて、たとえその支持母体からは支持母体で意見は言った。だけど、それがイコール、もちろん与党公明党の考えに反映するか、もちろんそれを母体にやってはおりますけど、あくまでもやっぱり協議しているわけですから、一つの決着点を見つけなきゃならないわけですから、それまでは最善を尽くすと、そういう戦いをしていると、そういうふうに私は理解をしております。

○18番（大原 功君） 最後にちょっといいかね。

私が言うのは、公明党の議員は創価学会じゃない人は公明党にはできんわけでしょう、おむね。だから、創価学会がこうやって言っておるから私は今聞いたわけね。創価学会でなければ公明党として推薦はいただけないと思うんです。そういうことでありますから、あなたが政教分離というなら、実際にしてあなたも今ここにバッジをつけているのは、聖徳太子、いわゆる神様のバッジなのね。それと同じで、やっぱり宗教とこれとは別個ということだけだったら、なぜ創価学会が、これは代表者が書いておるんですよ。だから、そう言うから、私はあなたが言われるのはどういうふうかなあと。これがなかったら、私は今の集団的自衛権は聞かないわけね。ただ、あなたのところが宗教と政治と同じようにしておるから私は聞いたわけです。それだけのことです。

○議長（佐藤高清君） 大原議員の質疑を終結します。

ほかに質疑の方、ありませんね。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

〔挙手する者あり〕

○議長（佐藤高清君） 早川公二君。

○6番（早川公二君） 6番 早川公二でございます。

発議第1号集団的自衛権について慎重な審議を求める意見書の提出について、私は反対の討論をさせていただきます。

我が国日本は、国際的に独立した国家であるにもかかわらず、自国の平和と安全を他国の公正と信義に信頼して、憲法9条第2項により陸・海・空その他の戦力を放棄しております。そしてまた、日本は憲法9条により平和が守られているという論調もございますが、日米安全保障条約があり、米国という強大な軍事力を持つ国と同盟関係にあり、自衛隊という自国を守る組織があるといったさまざまな条件が抑止力になっており、平和が維持されていると考えることが自然であると、私はそう思います。

このことから考えても、日米同盟による防衛体制の変遷に伴い、必要最低限度の範囲内で集団的自衛権の行使容認をしていくことは、我が国の平和と安全と生存を保持する上で当然行ふべきことと考えるものであります。

以上のことから、集团的自衛権行使容認の方向で考えていくことが、国際社会の趨勢においても必要であると私は考えておりますので、以上をもって反対の討論とさせていただきます。

○議長（佐藤高清君） ほかに討論の方、ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

発議第1号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されましたので、地方自治法第99条の規定により、関係機関に意見書を提出しておきます。

次に、発議第2号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されましたので、地方自治法第99条の規定により、関係機関に意見書を提出しておきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 閉会中の継続審査について

○議長（佐藤高清君） 日程第11、閉会中の継続審査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長の申し出どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出どおり決定しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

これをもって、平成26年第2回弥富市議会定例会を閉会とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時25分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤 高 清

同 副議長 小坂井 実

同 議員 堀 岡 敏 喜

同 議員 炭 竈 ふく代